



平成27年度 メコンはチャイナ+1、タイ+1の機会を生かせるか 報告書

2016年3月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT



この報告書は、競輪の補助金により作成しました。

<http://ringring-keirin.jp>



はしがき

本調査報告書は、一般財団法人国際貿易投資研究所が公益財団法人 JKA から機械工業振興資金の補助を受けて、平成 27 年度「アジア新興市場への調達生産網展開支援ニーズ調査研究」事業として実施した内容を取りまとめたものである。

今回の現地調査対象としたカンボジア、ミャンマー、ベトナムを含むアジア新興市場では、タイ+1、チャイナ+1を戦略的に進める日系企業等による労働集約的な工程の展開が始まっているが、現地資本企業はサプライチェーンに参画するだけの技術・経営ノウハウを備えていない。投資環境の未整備、産業人材育成の遅れは、日系裾野産業進出の制約条件になっている。さらに、2015 年末のアセアン経済共同体発足は、新興市場における自前の工業化推進を妨げる要因になり得る。

こうした現状分析を踏まえれば、短期的に各国でサプライチェーン開発を実現することは容易でない。ただし、長期的に裾野産業を発展させていくことは日系企業とアジア新興市場の双方にメリットをもたらすため、その課題と対応策を明らかにすることを目的して本研究調査を行ってきた。

補助期間中、4 回の研究会を開催し、関連分野の専門家各氏から委員に対して研究内容についての助言をいただいた。また、3 カ国において現地調査を実施し、日本と現地政府機関、産業人材育成機関、企業などから多大な協力をいただき貴重な情報を入手することができた。

本事業にご協力いただいた関係各位に対し心から謝意を表するとともに、本報告書の成果が各方面で活用されることを切望する次第である。

平成 28 年 3 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 約

第1章 メコン地域におけるクロスボーダー生産分業の胎動

日系企業が CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）を製造拠点としてタイや中国華南の産業集積地と連携させる動き（クロスボーダー生産分業）が出てきたのは、2000 年代中ごろからのことである。その契機となったのが、第 1 は中国一極に生産を集中する中国リスクの顕在化、第 2 はベトナムで日系物流企業がハノイを基点とした陸送サービスに参入し始めたことが挙げられる。さらに 2010 年頃からはタイ+1 の動きが加わった。

CLMV の中間財貿易の視点からメコン地域のクロスボーダー生産分業の現状をみると、ベトナムがアパレルや通信機器で中国を部材の調達先として連携している。カンボジアやミャンマーもアパレルでは同様の傾向がみられる。

然し、メコン地域の中間財貿易の規模は極めて小さく、いまだ石油製品（ガソリンなど）や鉄鋼製品などのインフラ開発に係わる加工品が主である。また、ベトナムを生産起点とする中間財貿易もほとんど見られない。

他方で、タイとカンボジア、ベトナムを結ぶ幹線道路沿いにカンボジア内に工業団地があるが、そこを製造拠点としてクロスボーダー生産分業の芽が出てきている。

CLMV が華南、バンコク両拠点の代替生産拠点となる、あるいは、生産品目・工程の相互補完関係を構築する生産分業拠点とするチャイナ+1、タイ+1 の動きは今始まったばかりで、長期的な視点で捉える必要がある。

第2章 タイ系企業の周辺国展開

東南アジア地域の先発国の経済成長が落ち着き、CLM などの周辺国のポテンシャルが注目される中、タイ国に進出している日系企業の周辺国展開をタイ+1 と呼んでいる。タイ+1 の動きは、賃金の上昇、鈍化する国内市場、周辺国の投資環境の向上によるものと考えられているが、それらの条件は同じくタイ国内を拠点とするタイ系企業にも当てはまるものであり、果たしてタイ系企業の周辺国展開にどのように取り組んでいるのかという新たな課題が見えてくる。

本研究では、タイ国経済と CLMV 諸国とのマクロレベルでの関係性を確認した上で、周辺国展開を推進しているタイ系企業 4 社の事例を通して、タイ系企業におけるタイ+1 にどのような特徴があるのかを明らかにすることを目的とした。

結果として、タイ系企業の周辺国展開の事例は限定的であるが、タイ国内での立地や外国人雇用経験が進出先の選定に関連していること、進出先でのオペレーションや技術移転に日系企業以上のコストをかけていること、タイ人材も駐在に耐性があることなどが明らかになった。

第3章 カンボジア

カンボジアは製造業、とくに裾野産業の発展が遅れていて、現地資本企業が部品等のサプライヤーとして事業を展開することが困難である。縫製、製靴、電気電子・自動車部品といった分野の外資系企業は進出しているが、国内のサプライチェーンに頼らないことを前提としたビジネスモデルを展開している。政策面では裾野産業を直接的な対象とすることが難しいため、「工業開発計画」でも「中小企業振興政策」でも同産業に関する言及は極めて限られている。

こうした背景があるため、産業人材育成の取り組みとしても、より幅広く製造業一般や非製造業を対象にしたものも含めて紹介していく。先進国や国際機関との協力は広く行われており、知識・スキルの移転の結果、運営の現地化は相当程度達成されている。生産管理分野の産業人材育成が進みつつあり、こうした管理技術の普及が裾野産業の長期的な発展に向けた萌芽となることが期待される。

企業事例でも、産業人材育成の取り組みの対象になる企業を取り上げた結果、裾野産業以外の製造業、観光業も分析の対象に加えることになった。ここでも固有技術よりも管理技術が強調されていて、成果を上げながらも限界があることが明らかになった。

第4章 ミャンマー

ミャンマーには一定の製造業の蓄積はあるが、国際的なサプライチェーンに参加していくための競争力という面ではまだまだ不十分な水準にある。サプライチェーン開発の観点から有望な産業もあるが、短期的には広がりが見込める状況ではない。政策的には裾野産業を直接的な対象とした計画・戦略は策定していないものの、「産業発展ビジョン」を含むより一般的な計画・戦略の中には裾野産業を重視する姿勢が見受けられる。具体的な課題としては、産業別対策への言及ではなく一般的な投資環境整備が強調されている。

産業人材育成の取り組みは、日本やドイツ、国際機関と協力しているケースを紹介する。経済全体で民間企業におけるものづくり技術・技能へのニーズがまだ十分に顕在化してい

ないこともあり、国際競争力のある裾野産業、製造業において必要な能力開発に焦点を絞ることは容易ではないことが分かった。

最後に企業事例では実情を反映してか、最終商品のメーカーとして生産している事例ばかりになったが、結果として外資系と現地資本系、機械工業と軽工業、輸出向けと国内市場向けといった様々なケースでの産業人材育成と原材料・部品調達の現状を示すことができた。

第5章 ベトナム

ベトナムの裾野産業は CLMV の中では充実しているが、中国やタイとの比較では現地調達率の低さに見られるように改善の余地が大きい。政府も同産業の重要性を強く認識しており、中小企業政策や個別産業向けの政策の中で強調するだけでなく、日本からの協力も受けて裾野産業を直接的な対象とした戦略を立てている。

産業人材育成支援の取り組みとしては、企業向け研修、高等教育、研修生送り出しなどで多くの事業が展開されていた。技能系だけでなく技術系や経営管理層向けの研修も多いことは、社会レベルで人材の厚みがあることを示している。高精度や高品質を求められるラインの生産技術者、製品開発技術者、さらには優れた研修講師の養成など、より高度な人材を育てていくには課題が残るものの、今後の改善を期待しうる体制の整備は進みつつある。

今回調査した現地の中小企業における人材育成は、最終商品を生産している企業と比べて、サプライヤー企業の取り組みが遅れている。ただ、概ね「日本型ものづくり」の考えに基づく支援には好意的で、公的な取り組みを含めてこの点を強調していくことが企業や研修生個人にもアピールすると考えられる。

第6章 メコン地域サプライチェーン開発に向けた産業人材育成

CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は工業化の後発国ながら、近年、生産と輸出の両面で一定の成果を上げてきた。一方で、今後にわたって各国が部品の現地調達率を引き上げ、国際的なサプライチェーンの中でチャイナ+1、タイ+1 の役割を担っていくには、全般的な投資環境整備、とくに産業人材育成が不可欠である。

現地調査対象とした3カ国のうち、カンボジアでは労働集約的な工程が飛び地的に立地しているため、製造業固有の内容に関わる研修ニーズも相対的に言うが目立っていない。

ミャンマーでは「人材育成インフラ」の重要性が意識され各種の取り組みが始まっているが、製造業向けの人材育成は質量ともに改善の余地は大きい。製造業の集積が最も進んでいるベトナムでは、日本の協力事業だけでも、企業向け研修、高等教育、研修生送り出しなどで多くの事業が展開されていた。

企業の活動にしても、ODAを含む人材育成面の協力事業にしても、他国との競争関係は次第に激しくなっている。日本と域内各国の間に互惠関係を構築していくという目的からすると、人材育成に限らず各国のニーズに合う形で日本の持つ競争優位をどのように生かしていくかが課題となる。日系企業の現時点あるいは将来のポテンシャルとしての存在感が比較的大きいベトナムやミャンマーでは、ある程度直接的に「日本型ものづくり人材」を目標に設定していくことの効果がみられた。カンボジアのように比較的日本のプレゼンスが小さい場合には、リーン生産方式や全社的品質管理といった汎用性のある手法に力をいれることから理解を醸成していくことも求められよう。

目 次

第1章 メコン地域におけるクロスボーダー生産分業の胎動	1
第1節 メコン経済回廊と日系企業の立地	1
1.1 メコン地域開発	1
1.2 CLMV の直接投資受入れと日系企業の立地	4
1.3 日系企業の進出状況	7
第2節 チャイナ+1、タイ+1 と CLMV	8
2.1 チャイナ+1	8
2.2 チャイナ+1 としての CLMV の投資環境評価	10
2.3 日系物流企業の陸上輸送ルートの開設と物流の円滑化の動き	10
2.4 タイ+1 と南部経済回廊	13
第3節 CLMV の貿易	15
3.1 CLMV の貿易の特徴	15
3.2 中国の CLMV 貿易	18
3.3 タイの CLMV 貿易	20
3.4 チャイナ+1 の受け入れ先となったベトナム	23
3.5 カンボジアの中間財貿易	26
3.6 ミャンマーの中間財貿易	30
第4節 CLMV 投資に対する考え方の一変	34
＜参考文献＞	38
第2章 タイ系企業の周辺国展開	40
第1節 はじめに―問題の所在と限定	40
第2節 タイ国経済の概況と周辺国展開のニーズ	41
第3節 直接投資および輸出入の状況	43
第4節 進出企業の事例	46
4.1 T Apparel 社	46
4.2 D Textile 社	48
4.3 R Chemical 社	50
4.4 S beverage 社	50

第5節 まとめと考察.....	52
＜参考文献＞.....	53
第3章 カンボジア.....	55
第1節 はじめに.....	55
第2節 裾野産業の現状とサプライチェーン開発のための政策.....	55
2.1 裾野産業の現状.....	55
2.2 サプライチェーン開発に向けた政策.....	57
第3節 産業人材育成支援の取り組み.....	59
3.1 カンボジア日本人材開発センター（CJCC）.....	59
3.2 CIESF（シーセフ）ビジネストレーニングセンター.....	61
3.3 カンボジア国家生産性センター（NPCC）.....	63
3.4 国立技術研修所（NTTI）.....	64
3.5 カンボジアインドアントレプレナーシップ開発学院（CIEDI）.....	66
3.6 カンボジア中小企業協会連合（FASMEC）.....	67
第4節 企業事例.....	68
4.1 L Food 社.....	69
4.2 I Metalwork 社.....	70
4.3 L Sauce 社.....	72
4.4 C Hotel 社.....	73
第5節 おわりに.....	75
＜参考文献＞.....	76
第4章 ミャンマー.....	77
第1節 はじめに.....	77
第2節 裾野産業の現状とサプライチェーン開発のための政策.....	77
2.1 裾野産業の現状.....	77
2.2 サプライチェーン開発に向けた政策.....	79
第3節 産業人材育成支援の取り組み.....	81
3.1 ミャンマー日本人材開発センター（MJC）.....	82
3.2 ミャンマーサンコー（技能実習生事前研修校）.....	84
3.3 グローリーキャリアトレーニングセンター（GCTC）.....	87

3.4	産業訓練センター・シンデ	88
3.5	中小企業開発センター	89
3.6	貿易研修インスティテュート (TTI)	90
第4節	企業事例	92
4.1	S Electric 社	92
4.2	J Garment 社	93
4.3	H Garment 社	95
4.4	G Shoes 社	96
4.5	R Furniture 社	98
第5節	おわりに	100
	<参考文献>	101
第5章	ベトナム	102
第1節	はじめに	102
第2節	裾野産業の現状とサプライチェーン開発のための政策	102
2.1	裾野産業の現状	102
2.2	サプライチェーン開発に向けた政策	104
第3節	産業人材育成支援の取り組み	105
3.1	ベトナム日本人材協力センター (VJCC)・ホーチミン	106
3.2	カイゼン吉田スクール (エスハイ社)	107
3.3	ホーチミン市職業訓練大学 (HCMCVC)	108
3.4	日本生産性本部グローバル・マネジメント・センター	110
3.5	ベトナム商工会議所 (VCCI) ホーチミン支部中小企業振興センター (PEPC)	111
3.6	ホーチミン市投資貿易振興センター (ITPC)	112
3.7	サイゴンハイテクパーク (SHTP)	113
第4節	企業事例	114
4.1	D Mechanic 社	114
4.2	T Manufacturing 社	115
4.3	H Garment 社	116
4.4	B Group 社北部工場	117
第5節	おわりに	119

＜参考文献＞.....	120
第6章 メコン地域サプライチェーン開発に向けた産業人材育成.....	121
第1節 チャイナ+1、タイ+1 を担うには.....	121
第2節 各国における産業人材育成の比較.....	122
2.1 カンボジア.....	122
2.2 ミャンマー.....	123
2.3 ベトナム.....	124
第3節 互恵関係構築に向けた展望.....	125
3.1 「日本のものづくり人材」の競争優位.....	125
3.2 各国のニーズとの整合性.....	126
第4節 おわりに.....	127
＜参考文献＞.....	127
巻末資料（第1章・参考資料）.....	129

第1章 メコン地域におけるクロスボーダー生産分業の胎動

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

大木 博巳

第1節 メコン経済回廊と日系企業の立地

1.1 メコン地域開発

インドシナ半島は、その名のとおりにインドと中国の二大大国の間に位置し、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマーの5カ国から成る。このうちカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムは、各国の頭文字をとって「CLMV」と呼ばれている。ASEANの中でも後発国であるCLMVは、東アジア最後のフロンティア市場と呼ばれている。これから経済開発が進み高成長が期待されている地域である。

CLMVの経済発展は、カンボジア和平の実現によってインドシナ半島の紛争が終焉した1991年以降から始まっている。その経済発展の基盤となっているのが次の2点である。

表1-1 CLMVの歴史

	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム
1960		1959	1962 ネ・ウイン政権 (ビルマ式社会主義)	1960
	米軍・南越軍空爆	内戦		ベトナム戦争
1970	1970 ロンノル政権			
	1975 ポルポト政権	1975 人民革命党政権 (急激な社会主義化)	1974 ビルマ連邦社会主義共和国 鎮国 (ビルマ式社会主義)	1976 ベトナム社会主義共和国
	1978 ベトナム軍侵攻			1978 カンボジア侵攻
1980		1980 タイ政府国境全線封鎖		1979 中越戦争
		1986 新思考政策		1986 ドイモイ(刷新)
	1989 ベトナム軍撤退	1988 外国投資法	1988 外国投資解禁	
1990	1991 カンボジア和平		1989 軍事政権誕生	1991 カンボジア和平
	1993 総選挙(UNTAC)			1992 日本円借款再開
	1994 包括的貿易改革プログラム	1994 新外国投資法		第1次投資ブーム
	1997 労働法	1997 ASEAN加盟	1995 スーチー氏解放	1995 ASEAN加盟
	1998 総選挙		1997 ASEAN加盟	
2000	1999 ASEAN加盟			2000 米越通商協定 第2次投資ブーム
	2003 総選挙			
	2003 改正投資法			2007 WTO加盟
	2005 経済特別区設置法令			2008 日越EPA署名
				2009 販売流通の国内市場開放
			2011 ティン・セイン大統領選出 (民政移管)	2013 ベトナム工業化戦略
	2015 カンボジア産業開発政策 2015～2025		2014 新外国投資法	
			2015 総選挙 国民民主連盟(NLD)の勝利	

(出所) 筆者作成

第1はGMS (Greater Mekong Subregion) プログラムである。これは、1992年に、ADB (アジア開発銀行) のイニシアティブによって開始された、メコン河流域諸国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国雲南省) を対象とした地域開発支援プロジェクトである。1990年代は主に信頼醸成や枠組み構築及びプロジェクト実施準備についての取り組みが進められ、2001年11月に、「南北経済回廊開発」、「東西経済回廊開発」、「南部経済回廊開発」等の11のフラッグシップ・プログラム¹⁾ が設定された。

GMS プログラムで進められたインフラ整備は、ASEAN 統合を強化する役割を果たしている。また、GMS では、国境通過に関する手続きの簡素化を目指した越境交通協定 (CBTA: クロスボーダー・トランスポーターション協定) が締結されている。CBTA は、越境手続きの円滑化、人の越境移動、物品の越境移動、車両入国許可条件、商業的通行権の交換、インフラの整備およびそれらを実施する制度的枠組みについて定めた包括的な協定だ。その越境手続きの円滑化の核となるのが、国境を接する2カ国が共同・同時に各種検査を行うシングルストップ検査 (SSI) である。

表1-2は、メコン地域の経済回廊における輸送インフラの整備状況を取りまとめたものである。高速道路が完成するなど道路整備が順調に進んでいる。経済回廊の中では、最も産業集積が進んでいる南部回廊でプノンペン～バベット国境間のネアックルンでのメコン架橋 (つばさ橋) が2015年4月に完成した。プノンペンとホーチミン間の陸上輸送の利便性が高まった。南部回廊は、ミャンマーのダウエイまで連結されることになっている。2015年7月、カンチャナブリ新国境～ダウエイの道路整備とダウエイ港整備に日本政府が協力することで日本、タイ、ミャンマーの3カ国が合意している。

表1-2 各経済回廊ルートと輸送インフラ整備状況 (2015年末時点)

回廊名	通過ルート	輸送インフラの整備状況
東部回廊1	昆明～河口・ラオカイ国境～ハノイ	雲南省側の高速道路は2008年までに整備され、2013年に昆明・河口間の新鉄道が完成。2014年にラオカイ～ノイバイ高速道路が完成。
東部回廊2	南寧～友誼関・ヒューギ国境～ランソン～ハノイ	南寧と友誼関を結ぶ南友高速が2005年12月に完成。ベトナム側もハノイ～ランソン間道路はほぼ整備済み。
東部回廊3	防城港～東興・モンカイ国境～ハロン湾～ハイフォン～ハノイ	2006年にハロン湾を渡すパイチャイ橋が完成。2015年末までにハノイ～ハイフォン高速道路が完成し、ハイフォン～ハロン高速道路と連結予定。

回廊名	通過ルート	輸送インフラの整備状況
中央回廊 1	磨憨・ボーテン国境～ビエンチャン～タイ東北部～サタヒップ	ラオス北部を縦断するルートは山岳地帯で起伏が激しい難路だが、舗装はほぼ完成し、ボーテン～ビエンチャンの陸路輸送は可能。タイ国内は問題なし。国際高速鉄道計画があり、2015 年末に建設開始。
中央回廊 2	ビエンチャン～ラオス 13 号線を縦断～カンボジア縦断～シハヌークビル	ラオスを縦断する国道 13 号線は 2001 年に舗装整備、カンボジアを縦断する国道 7 号線は 2007 年までにほぼ舗装が完成したが、その後痛みが激しく補修が必要。プノンペン～シハヌークビル間はとくに問題なし。
南北回廊	昆明～磨憨・ボーテン国境～ラオス北西部またはミャンマー北東部～チェンライ～バンコク	昆明～普洱は 2004 年までに高速道路が完成、その先は 2008 年までにラオス国境までの道路舗装が完成、ラオスルートの 3 号線は 2009 年までに拡幅・舗装道路が完成。2013 年に第 4 メコン友好橋が開通し、陸路の一貫ルートが完成。
北部回廊	インド国境のタムー～マングラレー～ムセ・瑞穂国境～雲南省横断～広西チワン族自治区の防城港	瑞麗・ムセ国境における貿易区が 2005 年までに設定され、そこに至るシャン州および雲南省の道路がある程度整備された。マングラレー以西の状況は未確認。雲南省・広西自治区内の高速道路は問題なしと思われる。
東西回廊	ミャンマーのモーラミヤイン～ミャワディ・メーソート国境～タイ中部～ムクダハン・サワナケート国境～ラオス中南部～デンサワン・ラオパオ国境～ダナン	ベトナム中部におけるハイバン・トンネル建設およびダナン港改修が 2006 年に、タイのムクダハンとラオスのサワナケートを結ぶ第 2 メコン友好橋架橋が 2008 年に、それぞれ完了。ラオス区間の 9 号線の痛みが激しく補修中で通行困難だったが、2015 年 3 月までに補修完了。ミャワディ～コーカレイ間の新道路が 2015 年 8 月に完成し、ボトルネックが解消。
南部回廊	ミャンマーのダウエイ～カンチャナブリ新国境～バンコク～アランヤプラテート・ポイパト国境～プノンペン～パベット・モクバイ国境～ホーチミン～ブンタウ	プノンペン～パベット国境間のネアックルンでのメコン架橋（つばさ橋）が 2015 年 4 月に完成。カンボジア国道 1 号線を改修中で、2017 年に完了予定。2015 年 7 月、カンチャナブリ新国境～ダウエイの道路整備とダウエイ港整備に日本政府が協力することで 3 カ国合意。
南部沿岸回廊	バンコク～ハートレック・チャンジラム国境～カンボジア沿岸経由～ベトナム最南端のカマウ	タイ国内は問題なし。チャンジラム国境～シハヌークビルの道路舗装および河川架橋が 2008 年までに完成。ベトナムのメコンデルタ～ハーディエン国境間の道路はとくに問題なし。シハヌークビル～ハーディエン国境の道路状況は未確認

（出所）藤村学「メコン地域における経済回廊と日系企業の展開」国際貿易投資研究所『国際貿易と投資 103 号』

第 2 は ASEAN への加盟である。社会主義経済から市場経済への移行を進める CLMV にとって、周辺国との安定的な経済関係の強化は欠かせない。CLMV は 1995 年から 99 年に ASEAN（Association of South-East Asian Nations）に加盟（加盟順はベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）し、加盟の翌年に AFTA（ASEAN Free Trade Area）に参加した。AFTA は、1992 年 1 月の第 4 回 ASEAN 首脳会議において ASEAN 域内の自由貿易構想として合意された協定で、1993 年から 2008 年までの 15 年間で関税削減を実現

することを旨とした。

1993 年 1 月から開始された AFTA は、当初は 1993 年から 15 年間で関税を 0-5% に削減することを目標としていたが、2 度の加速を経て関税削減は 2002 年に繰上げされた。後発国の CLMV は、2015 年にはほぼすべての関税撤廃が終了し、残存している関税も 2018 年までには完全撤廃される見込みである。

ASEAN は、2003 年に、ASEAN 経済共同体 (AEC)、ASEAN 安全保障共同体 (後に、政治安全保障共同体に変更)、ASEAN 社会文化共同体からなる ASEAN 共同体の設置を目指すことで合意し、2007 年には、AEC の設立時期を 5 年間前倒し 2015 年とするとともに、具体的な工程表を策定した。

このうち AEC は、域内の貿易自由化を進めるものであるが、特に①CLMV の関税削減と②AFAS (ASEAN Framework Agreement on Service) の発効による効果が期待されている。前者の CLMV の関税撤廃は、ASEAN からの輸入を拡大させるものと見込まれている。特に懸念されているのが、ベトナムの乗用車輸入である。タイなどからの輸入品に代替される可能性がある。また、ベトナムから CLM への輸出は輸出規模自体が小さいことから関税撤廃の影響は限定的である。影響としては、「タイ+1」の流れを加速させるとともに、ベトナムの自動車産業の立地条件を大きく変えるなど、サプライチェーンのあり方に影響するものと見込まれている。後者は、50%未満が通例であった外資規制について、業種は限定的ながらも 70%まで引き上げるものであり、スタンドスティル (現状維持) を超えて実質的な自由化をもたらすサービス協定である。

1.2 CLMV の直接投資受入れと日系企業の立地

CLMV の直接投資受入れ額は、ASEAN 先発国と比べてベトナムを除けばきわめて小さい。

カンボジアは、1994 年から 2011 年までのカンボジアの直接投資受入れは、主要 13 カ国の累計金額で 313 億ドル、このうち中国が 35%を占めている。中国の対カンボジア投資は、94 年から始まり、リゾート開発や水力発電設備など、不動産とエネルギー分野で約 8 割を占めていた。近年では、アパレル・製靴関連製造業の進出が相次いでいる。カンボジア縫製製造業協会によると、2014 年 10 月時点の加盟企業数がガーメント (衣服) 工場と履物工場を合わせて 660 社で、そのうち 184 社が中国企業である。カンボジアの繊維産業の 90%

は中国企業が所有しており、ほぼすべての水力発電所は中国企業の投資といわれている。

ミャンマーの直接投資受入額は、1989年度から2013年度までの累計で566億ドル、このうち中国が31.2%を占めている。中国の投資は、資源・エネルギー分野の大型案件に集中している。2011年3月のテインセイン政権発足以降は、日本や韓国、欧米諸国、近隣ASEAN諸国などからの直接投資が増加傾向にあり、かつて圧倒的な存在感をみせていた中国の割合は相対的に低下している。

ベトナムの直接投資受入れでは、2014年の対内直接投資（認可ベース）は、新規・拡張合わせて2,592件（前年比22.3%増）、219億2,165万ドル（1.9%減）である。国・地域別では韓国が件数・金額とも3割強を占めた。新規投資ではサムスン関連の投資が合計54億ドルと他を圧倒した。拡張投資では繊維・縫製関連の産業の投資が目立った。日本からの直接投資件数は517件と過去最高を記録した一方、認可額は22億9,900万ドルで前年比60.9%減となった。2013年末の累積投資額では日本がトップである。

表 1-3 ミャンマーの対内直接投資累計（国別、認可額、1989-2015年6月末時点）

（単位：100万ドル、%）

順位	国名	2015年6月末		シェア
		件数	投資額	
1	中国	100	14,778.70	26.10
2	タイ	88	10,285.68	18.17
3	シンガポール	163	10,249.39	18.10
4	香港	106	7,176.20	12.67
5	英国*	81	4,051.86	7.16
6	韓国	117	3,374.70	5.96
7	マレーシア	51	1,657.69	2.93
8	オランダ	13	981.99	1.73
9	インド	21	727.69	1.29
10	ベトナム	8	688.59	1.22
11	フランス	4	541.61	0.96
12	日本	70	517.95	0.91
	合計（その他を含む）	947	56,618.12	100.00

注：英国には、タックスヘイブン（バージン、バミューダ、ケイマン諸島）からの投資を含む。

出所：ミャンマー国家計画・経済開発省投資企業管理局（DICA）

表 1-4 カンボジアの対内直接投資累計（国別、認可額、1994-2014 年）

（単位：100万ドル）

	国名	認可額
1	中国	11,104
2	韓国	5,547
3	マレーシア	2,825
4	英国	2,619
5	ベトナム	1,664
6	米国	1,366
7	台湾	1,273
8	シンガポール	992
9	タイ	973
10	香港	1,019
11	日本	713
12	ロシア	620
13	イスラエル	310
14	フランス	310

出所：Cambodian Special Economic Zone Board

表 1-5 ラオスの対内直接投資累計（国別、業種別、認可額、1989-2014 年）

（単位：件/100万米ドル）

国別			
		1989-2014	
		件数	金額
合計		2,788	16,286.9
アジア	日本	102	438.2
	中国	830	5,396.8
	韓国	291	751.1
	タイ	746	4,455.4
	マレーシア	101	382.2
	ベトナム	421	3,393.8
欧州	英国	52	197.9
	オランダ	16	434.5
	フランス	223	490.6
	ノルウェー	6	346.4

（資料）ITI「世界主要国の直接投資統計集」2015 年版

表 1-6 ベトナムの対内直接投資累計（国別、認可額、2013 年末時点）

（単位：100万米ドル）

			2013年末時点
世界計			234,121
アジア	A S I A	日本	35,180
		中国	7,551
		香港	12,524
		韓国	29,653
		台湾	28,020
		インドネシア	321
	A S E A N	シンガポール	29,942
		タイ	6,401
		フィリピン	285
		マレーシア	10,376
		ブルネイ	4,882
	欧 州	英国	2,813
		オランダ	6,311
		デンマーク	684
		ドイツ	1,167
		フィンランド	320
		フランス	3,273
		ルクセンブルク	1,518

（資料）ITI「世界主要国の直接投資統計集」2015 年版

1.3 日系企業の進出状況

CLMV における日本企業の進出状況は、日本商工会会員社数でみると、ベトナムでは、ホーチミン日本商工会が 765 社、ベトナム日本商工会（ハノイ）が 604 社、ダナン日本商工会が 83 社。

カンボジアは、日本人商工会議所会員数（正会員）は 2009 年の 45 社が 2015 年 5 月で 156 社、製造業部会 46 社、建設不動産部会 26 社、金融保険部会 9 社、商業サービス部会 46 社、貿易部会 15 社。

ミャンマーでは、2011 年 3 月の新政権発足以降、日本企業のミャンマー進出が進んでいる。在ヤンゴン日本商工会議所のメンバーは、2013 年以降は急速に会員数を増やし、2014 年度末には 221 社に達した。内訳は貿易部会 22 社、金融保険部会 12 社、工業部会 47 社、建設部会 59 社、流通サービス部会 55 社、運輸部会 26 社となっている。

表 1-7 経済回廊別にみた日系企業立地（件）

	カンボジア	ラオス	ベトナム	タイ	雲南省	広西自治区	合計
東部回廊 1	-	-	240	-	4	-	244
東部回廊 2	-	-	265	-	-	7	272
東部回廊 3	-	-	327	-	-	-	327
中央回廊 1	-	14	-	367	-	-	381
中央回廊 2	49	17	-	-	-	-	66
南北回廊	-	-	-	1,296	4	-	1,300
北部回廊	-	-	-	-	4	6	10
東西回廊	-	3	16	3	-	-	22
南部回廊	54	-	333	1,144	-	-	1,531
南部沿岸回廊	3	-	-	1,738	-	-	1,741

（出所）週刊東洋経済（2015a）データより筆者作成

（注）ミャンマー進出の日系企業は現在のところすべてヤンゴン立地で本表には含まれない。

（出所）藤村学「メコン地域における経済回廊と日系企業の展開」国際貿易投資研究所『国際貿易と投資 103 号』

GMS への進出ではタイが突出している。「東洋のデトロイト」とまで呼ばれるようになったタイには自動車関連産業が集積しており、二輪車を含む輸送機器とその部品企業を数えると、従業員 500 人超の規模のものだけで 100 社近い。

表 1-7 は、表 1-2 の経済回廊別に日系企業の立地件数を見たものである。日系企業が最も集積しているのは南部回廊沿いである。バンコク、ホーチミン、プノンペンの 3 都市圏に立地が集中しているためである。

第 2 節 チャイナ+1、タイ+1 と CLMV

日系企業が CLMV を製造拠点としてタイや中国華南の産業集積地と連携させる動きが出てきたのは、2000 年代中ごろからのことである。その契機となったのが、第 1 は中国一極に生産を集中する中国リスクの顕在化である。第 2 はベトナムで日系物流企業がハノイを基点とした陸送サービスに参入し始めたことが挙げられる。さらに 2010 年頃からはタイ+1 の動きが加わった。

2.1 チャイナ+1

第 1 の中国一極に生産を集中する中国リスクについて日系企業が最初に意識した事件は、

2002 年 11 月に発生した SARS である。中国ビジネスには、電力不足や法令・運用の不透明性、知的財産権保護、代金回収など多くの問題に直面していたが、これらの問題によって工場の生産がストップすることはなかった。しかし、SARS の発生は違った。従業員が外出を恐れ出勤ができなくなり、生産がストップするという深刻な問題をもたらしたからである。中国生産を代替する他の工場を確保する「チャイナ・プラス・ワン」が意識された。

次に日系企業が「チャイナ・プラス・ワン」の重要性を再確認させたのが、2005 年 4 月の反日デモである。この反日デモを契機に、日系企業の間で生産を過度に中国依存する体制を見直す動きが広がった。実際、日系企業の中には、少数ではあるが生産を中国から ASEAN に移管した企業もあったが、多くの日系企業は直ちに中国での生産を減らすことはしなかったが、新規に拡張するときには中国以外のどこかに考えるようになった。

さらに、2008 年以降には、中国が新たに企業所得税法や労働契約法を施行して、外資に対する優遇策を廃止した。また、元高傾向が鮮明になったことで日系中小企業や台湾系企業の間でも「チャイナ・プラス・ワン」が広がり始めた。

筆者は、2008 年 1 月にハノイ郊外で家庭用ミシン工場を立ち上げたばかりの日系企業と面談したことがある。この企業は、華南（珠海）で操業していたが、①元高への対応、②欧州向け輸出に最恵国待遇を利用することを目的にハノイ郊外の工場団地に拠点をもう一つ構築した。ベトナムでのオペレーションは、製造面では珠海にある中国人技術者が常駐して対応、経理はベトナム人、社長が日本人という布陣である。当時のベトナム人ワーカーは 150 人、ハノイ工科大学を卒業したエンジニアを 3 人採用し、製造現場には華南の工場から派遣された 6 人の中国人技術者が指導にあたっていた。課題は、部品調達にあった。ハノイ地域で部品を調達することは難しく、嵩ばるモノは内製化、ベトナムで調達できたものはホーチミンの日系企業からの部材、月 2 回は中国から部品を取寄せていた。

この日系企業が、ベトナムに進出した動機は、人民元高への対応にあった。日本企業の苦難の歴史は、円高から始まっている。特に、1985 年のプラザ合意後の超円高の記憶は、日本企業の DNA に「円高恐怖論」として刷り込まれていた。中国で輸出型ビジネスを行っている企業にとって最大の関心事は、人民元の動向であった。突如、元が大幅に切り上がった時には、合理化努力では即座に対応はできない。その時の教訓としてまだ生きていた。

チャイナ+1 は、2008 年頃になると台湾企業にも広がった。中国は 2008 年 1 月から企業所得税法や労働契約法の施行で外資に対する優遇策を撤廃した。台湾の大手 EMS フォックスコンは、北部ベトナムに生産拠点を確保すべく、工業団地の開発、インフラ投資、液晶

モジュール工場の建設など大規模な投資を計画していた。しかし、2009年に発生したリーマンショックで中断し、中国の内陸部に向かった。

2.2 チャイナ+1としてのCLMVの投資環境評価

2000年代中ごろに、日本でチャイナ+1が議論され始めたときに、CLMVもその分散先の一つであったが、投資先として考えるには「時期尚早」という結論であった。

例えば、カンボジアは、人件費や電気代がGDPの割に高く、「あらゆる行政サービスで法的ではないおカネが要求される」、汚職が蔓延する不透明な社会、ほぼ完成している南部回廊もモノが流れず、宝の持ち腐れになっていた。カンボジアでは外国のトラックが国内を通過することを認めていない。そのため、バンコクからホーチミンへ陸上輸送するには、割高なカンボジアのトラックを利用せざるをえず、コストが割高になってしまい、結局、南部回廊が使われず、海上輸送が利用されていた。

ミャンマーは軍事政権下で各種規制を緩める気配がなかった。期待の東西回廊もミャンマー国内の道路はデコボコであった。ラオスは人口規模が550万人と極端に小さく、工業化も進んでいない。国内の道路事情も悪いため、最初の海外進出でラオスに投資するのは、現実的でなかった。

CLMVの中ではベトナムが高い評価をうけていた。政治が安定しているうえ、中国へも陸路、海路からの輸出が可能である。然し、外資誘致の競争という視点では、タイと比べてベトナムは明らかに劣位にあった。外資系企業が製造拠点を決定するポイントは、①労働力が質・量とも十分に確保できるか、②部品の調達が容易なこと（裾野産業が存在すること）③ロジインフラが整備されていること（道路、港湾、鉄道、空港）。この視点から見ると、ASEANではタイに優位性があった。タイでは、①裾野産業が整っている（自動車、家電）、②人が育っている。日本式生産が普及している。③インフラの整備が進んでおり、また、東西回廊、南北回廊などタイが結節点となっている。他方、ベトナムは裾野産業の発展が遅れてうえに、物量を含めインフラの整備も遅れていた。

2.3 日系物流企業の陸上輸送ルートの開設と物流の円滑化の動き

第2の契機は、日系物流企業がハノイを基点とした陸送サービスを開設したことである。チャイナ+1を意識はじめた2005年頃と時期は重なる。

2005 年秋に住友商事系物流会社、住商グローバル・ロジスティクスが、ハノイ～広州間の道路整備をうけて、華南－ハノイ－バンコク間の陸送商業サービスは開始した。当時、ハノイ周辺に進出していたキャノンやブラザー等の事務機器メーカーは、華南地区から部品を取り寄せていた。一定のニーズが存在していたが、住商グローバル・ロジスティクスは 2007 年 7 月には華南－ハノイ間で定期便サービスに乗り出した。

日本通運も 2007 年 7 月から深センとハノイを結ぶ 10 トントラックの混載輸送の定期便サービスを始めている。中国華南地区からベトナム向けに部品輸送が増大していることに対応したものである。ハノイ周辺には、事務機器のみならず自動車産業が進出していたが、生産量が少ないため、部品は中国で調達するケースが多かったが、少量部品の調達のため生産コストに占める物流コスト高が問題視されていたという。日通はハノイ向け部品を火曜日に集約して、水曜日に深センを出発し、深センからハノイまでの区間 1,200 キロメートルを 3 日間かけて輸送し、金曜日中にはハノイ近辺の工場に配達するルートを開設した。

郵船航空サービスも 2007 年 7 月から華南－ハノイ間で混載定期便サービスの開始を発表した。日本ロジテムはラオスの物流・倉庫会社を買収、日新はラオスに積み替え施設を保有、陸送サービスで実績のあるオランダ企業と提携し、バンコク－ハノイ間陸送サービス網の基盤強化を進めた。

中国とハノイの輸送は、それまでは海上輸送に頼っていた。海上輸送の難点は、ハノイのハイボン港が河川港であるため深さが足りず、潮の干満が激しく、安定的な接岸ができないことであった。また、岸壁のキャパシティ不足もあって、リードタイムが不定期で生産計画に支障をきたすこともあった。陸上輸送の開始により、海上輸送では通常 1 週間以上かかっていたものが、半分以下のリードタイムに短縮することができた。運賃は海上輸送より割高だが、航空輸送並み（2 日）のリードタイムで輸送できることがメリットであった。

表 1・8 越境交通協定（CBTA）付属書および議定書の批准状況（2014 年 12 月現在）

付属書・議定書	タイトル	未批准国
付属書1	危険品の運搬	タイ
付属書2	国際交通に関する車両登録	
付属書3	生鮮品の運搬	
付属書4	越境手続きの促進	タイ
付属書5	人の越境移動	
付属書6	トランジット・内陸通関制度	タイ
付属書7	道路交通規則および標識	
付属書8	車両の一時的輸入	タイ
付属書9	越境運輸事業における運輸事業者認可基準	
付属書10	輸送条件	タイ
付属書11	道路・橋のデザインおよび建設基準・仕様	
付属書12	越境・トランジット施設およびサービス	
付属書13a	マルチモーダル運用事業者（注）の責任制度	ミャンマー
付属書13b	越境運輸事業におけるマルチモーダル運輸事業者の認可基準	ミャンマー
付属書14	コンテナ税関制度	タイ
付属書15	商品分類システム	
付属書16	運転免許基準	
議定書1	回廊・ルート・輸出入ポイントの指定（越境地点）	
議定書2	トランジット輸送にかかる諸費用	
議定書3	サービス頻度・キャパシティーおよび割当・許可の発行	ミャンマー

（注）複数の運輸手段を有し、それらを組み合わせて提供する事業者のこと。

（出所）ジェトロ通商弘報 2015 年 1 月 15 日付け

南部回廊、東西回廊など道路網整備はその後に進み、陸上輸送サービス網は、ベトナム、ラオス、カンボジアをまたがり拡大していったが、物流の円滑化という視点では、問題を抱えていた。国境を超えたトラック相互乗り入れ、国境手続きの不透明さ・不確実さなどソフト面での障害が物流の円滑化の妨げとなっていたためである。これを改善するために、2004 年 12 月にラオスのビエンチャンで開催された GMS 閣僚会議では、「クロスボーダー・トランスポートレーション協定（CBTA）STAGE2」が調印された。

CBTA は、越境手続きの円滑化、人の越境移動、物品の越境移動、車両入国許可条件、商業的通行権の交換、インフラの整備およびそれらを実施する制度的枠組みについて定めた包括的な協定である。その越境手続きの円滑化の核となるのが、国境を接する 2 カ国が共同・同時に各種検査を行うシングルストップ検査（SSI）である²⁾。

なお、大メコン圏（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムの 5 カ国に中国・雲南省、広西チワン族自治区を加えた地域）における CBTA（Cross Border Transport Facilitation Agreement）は、協定書本体と 17 の付属書、3 つの議定書から構成される。協定が発効するためには、それぞれの付属書・議定書に各国が署名し、その後個別に批准

される必要があるが、2014年12月時点でタイ、ミャンマーの2カ国はいくつかの付属書・議定書の批准が完了していなかった（表1-8参照）。

2.4 タイ+1と南部経済回廊

2010年頃になると日系企業の間で、タイ国境をわずかに越えた周辺国の国境近隣に、タイにある既存工場の生産ラインの労働集約的な部分を切り出し、衛星工場・分工場を設置して、カンボジアやラオスなど周辺国に工程間分業をおこなう動きが散見されるようになった。

例えば、2011年に小型モーター生産大手のミネベアが、カンボジアの首都プノンペンに建設した。2012年には、ワイヤーハーネス製造やその他電気電子産業、自動車部品製造の労働集約型工程がラオスやカンボジアに進出。住友電装、矢崎総業が相次いでプノンペンとタイ=カンボジアの沿海部国境の町コッコンに進出した。2013年は、日本電産グループのSCワドーが、タイ・サケオ県アランヤプラテート国境にあるカンボジア・ポイペト市郊外にハードディスク駆動装置（HDD）用筐体（きょうたい）部品ベースプレートの生産拠点を設け、同年2月に本格稼働した。カメラ製造大手のニコンは一眼レフ・デジタル・カメラの生産工程の一部をラオスのサバナケットに移設し、2013年10月から生産を開始した。トヨタ紡織は2014年5月にサバナケットに自動車用シート・カバーの生産工場を建設し、生産を開始した。

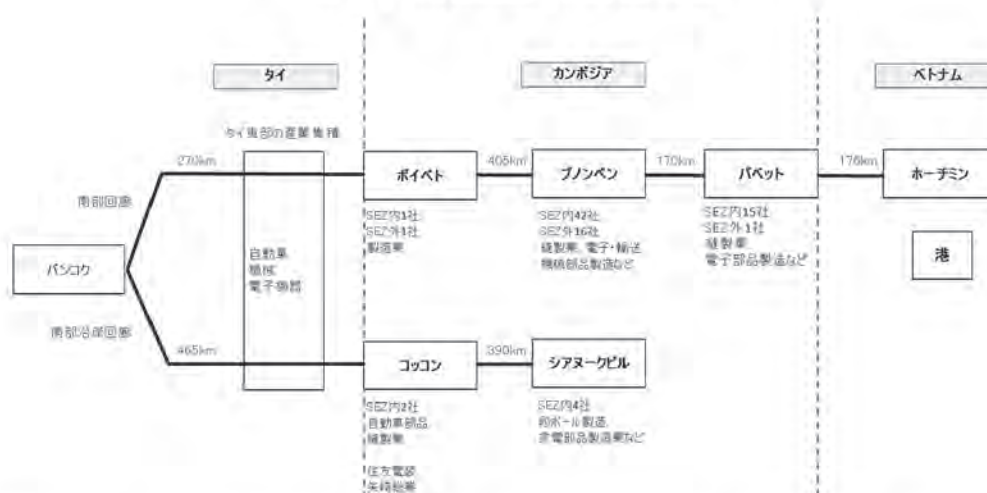
これらタイ+1の背景には、①2011年大洪水で生産停止を余儀なくされた経験から生産工程の同時停止リスクを避けるための工場分散、②労働コスト削減、③タイ国内協力工場などでの労働力確保難の顕在化、④全国一律最低賃金制度によるタイの地方進出の魅力低減等がある。このようなタイでの増産可能性は早晚限界を迎えるとの見込みから、在タイ日系企業の間では、カンボジア、ラオスに生産拠点を求める企業が出てきている。一方、カンボジアとラオスは、タイとの国境地帯を中心に経済特区（SEZ）をはじめとした工業団地の整備を進めている。

南部経済回廊

CLMVの中で、チャイナ+1、タイ+1の動きが活発化している経済回廊が南部回廊沿いである。南部経済回廊は、ミャンマーのダウエイ～カンチャナブリ新国境～バンコク～ア

ランヤプラテート・ポイペト国境～プノンペン～バベット・モクバイ国境～ホーチミン～ブンタウに至る回廊であるが、バンコク、ホーチミン、プノンペンの 3 都市圏を結ぶ地域に立地が集中している。日系企業が最も集積しているメコン地域である。日系企業はバンコク、次いでホーチミンにまず集積が進み、2010 年代に入ってから「タイ+1」の対象地としてプノンペンに進出ラッシュが起った。タイとの国境に接するカンボジア側には、ポイペトとコッコンに工業団地がある。ポイペトサンコ SEZ には日系企業が 1 社、さらにもう 1 社入居予定である。コッコン SEZ には 2 社、プノンペンには 58 社、シアヌークビル港 SEZ に 3 社、シアヌークビル SEZ に 1 社がそれぞれ操業している。

図 1-1 南部回廊と南部沿岸回廊



(資料) JICA カンボジア事務所企画調査員丹崎太郎「カンボジア投資環境」などより作成

他方、ベトナムと国境を接するバベットには、タイセン SEZ やマンハッタン SEZ、ドラゴンキング SEZ などに 16 社の日系企業が操業している。ホーチミン（港）との距離の近さに目を付けた日本、台湾、中国などの縫製メーカーが数多く進出している。カンボジアで製造された製品は、直接、ホーチミンの港まで運ばれてそこから欧米市場に出荷される。また、ホーチミンからバベットやプノンペン向けはアパレルの部材が搬送されるが、部材は中国品など海外品が多く、ベトナム産は少ない。

表 1-9 は、タイ及び日本のワイヤーハーネスの輸入状況である。両国とも 2012 年からカンボジアからの輸入が始まっている。タイでは、ASEAN からの輸入ではカンボジアがトップに立っている。2012 年 12 月にタイ・カンボジア国境沿いのコッコンの経済特区に進出

した矢崎総業は、自動車用ワイヤーハーネスを組み立て、在タイ日系企業へ納品している。その効果が出たものと考えられる。また、日本の輸入では、2014年にベトナムが中国を抜いて最大輸入先となり、カンボジアからも金額は僅かであるが、輸入が始まっている。

表 1-9 各国のワイヤーハーネス（電線の組み立て）輸入 HS854430

(単位: 100万ドル)

国名	相手国	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
タイ	カンボジア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.5	36.2	57.4
	ラオス	0.3	0.1	5.7	9.3	5.2	10.3	8.2	11.1	11.3	7.3
	ベトナム	0.0	1.3	2.9	3.5	3.6	8.6	9.9	22.9	20.0	33.0
	フィリピン	2.2	2.2	2.0	1.4	1.8	2.6	14.2	59.8	70.8	58.5
	インドネシア	2.8	1.4	3.5	4.7	2.7	2.7	1.3	2.8	6.0	15.6
	ASEAN 10	12.3	16.8	17.3	20.7	14.9	31.7	45.7	120.1	154.5	179.5
	日本	3.4	5.5	12.9	12.9	19.2	28.1	37.6	42.1	36.8	35.8
	中国	0.4	0.7	1.8	3.5	4.5	5.4	13.8	27.9	30.3	23.8
	世界計	20.5	27.5	44.3	47.5	47.1	77.4	118.9	221.7	247.2	260.8
日本	カンボジア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5	33.2	31.0
	ベトナム	376.0	514.5	802.6	715.4	568.3	815.5	828.4	1,202.1	1,290.0	1,364.1
	フィリピン	388.9	451.8	547.8	593.3	381.0	602.3	638.4	693.7	745.2	806.0
	インドネシア	164.0	224.4	251.0	301.0	212.7	302.3	313.7	429.4	463.9	475.0
	タイ	149.1	226.4	211.6	202.1	127.4	210.7	174.6	201.1	148.2	172.7
	ASEAN 10	1,078.8	1,417.6	1,813.0	1,811.9	1,289.3	1,931.2	1,955.5	2,534.2	2,681.1	2,849.4
	中国	715.2	980.7	1,247.7	1,389.2	991.4	1,372.5	1,395.1	1,606.4	1,403.1	1,225.4
	世界計	1,863.7	2,487.0	2,961.8	3,301.9	2,342.7	3,378.1	3,443.6	4,246.9	4,187.6	4,202.9
ベトナム	カンボジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
	ラオス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ASEAN 10	4.1	12.5	6.1	18.9	21.2	35.9	52.3	26.4	23.3	31.8
	世界計	18.5	46.0	28.9	66.0	70.0	99.3	139.0	100.1	67.2	78.4
中国	ラオス	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-
	ベトナム	-	-	0.1	2.5	0.7	3.1	3.7	3.1	4.3	3.3
	ASEAN 10	0.2	0.5	0.6	3.1	4.3	12.8	14.2	13.0	20.3	14.6
	世界計	55.8	66.9	80.8	94.6	110.5	164.7	205.8	219.6	256.2	271.2
マレーシア	ベトナム	-	-	0.0	0.5	1.0	1.5	1.8	1.9	3.0	1.7
	ASEAN 10	7.1	9.0	8.8	16.3	11.8	14.1	12.7	15.9	12.6	10.2
	世界計	20.4	22.1	23.4	37.1	28.0	32.0	33.7	33.1	35.1	52.5
インドネシア	カンボジア	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-
	ベトナム	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.1	0.1	1.4	8.2	8.9
	ASEAN 10	9.8	6.4	13.1	44.8	40.1	72.5	115.4	56.0	100.8	71.8
	中国	0.5	1.0	2.3	4.8	5.6	9.7	8.4	5.9	7.6	7.1
	世界計	17.8	12.4	24.0	76.4	65.6	130.7	159.5	105.7	153.4	115.3

(資料) GTA より作成

第 3 節 CLMV の貿易

3.1 CLMV の貿易の特徴

CLMV の輸出は、2014 年でカンボジアが 107 億ドル、ラオスが 46 億ドル、ミャンマーが 224 億ドル、ベトナムは 1,430 億ドルと CLMV の中ではベトナムが抜きんでている（表 1-10）。

ベトナムの輸出規模は、ASEAN 先発国のタイの輸出の 6 割程度にまで成長している。ASEAN の域内貿易（輸出）に占める CLMV のシェアは 2014 年で 8.1%、このうちベトナムが占めるシェアは 5.7%となっている。

CLMV の貿易は次のような特徴が指摘できる。

第 1 に輸出では、ラオスを除いて ASEAN 域外向けが輸出の 8 割以上を占めており、域外需要に依存していることである。主な輸出先は、ベトナムとカンボジアが EU、米国、ラオスとミャンマーが中国と分かれている。ベトナム、カンボジアは EU、米国向けにアパレルや携帯電話の最終財を輸出しており、欧米市場向けの輸出拠点となっている。他方、ミャンマー、ラオスの中国向け輸出は、中間財の加工品が大宗を占め、ミャンマーは貴石（ひすい）、ラオスは木材が主な輸出品目である。

第 2 に輸入では、ラオスが ASEAN 域内、カンボジアは ASEAN 域内・域外が半分半分、ミャンマーとベトナムは域外（主に中国）に依存している。いずれの国も輸入ではタイ、中国、ベトナムが主要な貿易パートナーである。

第 3 に CLMV 諸国間の貿易は、CLM はほとんど取引がないが、ベトナムとカンボジアの間では、ここ数年で拡大している。ベトナムの CLM 貿易はカンボジアが 8 割を占めている。

表 1-10 カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの輸出マトリックス（2014 年）輸出額

(単位: 100万ドル)

輸出国	輸出先										輸出総計
	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	タイ	ASEAN 10	中国	日本	米国	EU	
カンボジア		1	1	568	536	1,550	438	701	2,588	3,642	10,765
ラオス	5		0	735	1,283	2,066	1,601	106	30	270	4,686
ミャンマー	0	0		123	3,561	4,106	14,162	780	84	438	22,460
ベトナム	2,667	477	346		3,476	19,090	14,906	14,704	28,656	27,907	143,039
タイ	4,477	3,991	4,195	7,801		58,795	24,826	21,521	23,720	22,883	225,193
ASEAN 10	8,996	4,618	8,332	29,530	44,996	329,770	161,408	120,572	124,354	134,039	1,297,920
中国	3,276	1,848	9,375	63,618	34,311	271,698		149,452	397,099	371,189	2,343,221
日本	254	138	1,185	11,777	31,367	104,621	126,347		130,571	71,726	690,202
米国	328	28	93	5,734	11,810	78,586	123,676	66,827		277,300	1,620,482
EU	360	183	556	7,672	14,821	94,981	183,289	60,884	342,898	3,873,275	5,914,029

資料: IMF; Direction of Trade Statistics (DOTS)

表 1-11 は、ASEAN 加盟国の対 ASEAN 域内・域外財別輸出である。ASEAN 輸出全体でみると、中間財の輸出が 58.2%、そのうち 40.8%が域外向けである。最終財が 32.2%を占め、そのうち域外向け輸出が 25.7%である。ASEAN の貿易は中間財が最大の取引品目である。

これを国別にみると、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ブルネイ、ラオスは中間財の輸出が最大となっている。それも、ASEAN 域外向けが ASEAN 域内向けを上回っている。最終財も、ASEAN 域外向けが ASEAN 域内向けを上回っている。他方、カンボジア、ミャンマー、ベトナムは異なっている。カンボジアとベトナムは域外

向けの最終財輸出、ミャンマーは素材が最大の輸出品である。カンボジアとベトナムは、中間財を輸入して加工組み立て拠点としての役割を担っている。ミャンマーには、まだ、そうした役割を担っていない。

表 1-11 ASEAN 諸国の ASEAN 域内・域外別財別輸出構成比（2013 年）

(単位: %)

輸入国 輸出国	鉱産		素材		中間財		加工品		部品		最終財		資本財		消費財	
	ASEAN (10)	ASEAN 域外	ASEAN (10)	ASEAN 域外	ASEAN (10)	ASEAN 域外	ASEAN (10)	ASEAN 域外	ASEAN (10)	ASEAN 域外	ASEAN (10)	ASEAN 域外	ASEAN (10)	ASEAN 域外	ASEAN (10)	ASEAN 域外
ASEAN (10)	100.0	100.0	2.1	7.4	17.4	40.8	11.1	22.5	8.4	18.3	8.5	25.7	3.2	11.0	3.3	14.7
インドネシア	100.0	100.0	6.5	24.5	10.7	36.0	8.1	32.4	2.6	3.6	4.9	17.3	1.8	3.0	3.1	14.3
マレーシア	100.0	100.0	1.8	5.4	19.9	49.1	12.2	30.6	7.7	18.5	6.7	17.2	3.1	9.1	3.6	8.1
フィリピン	100.0	100.0	0.8	7.2	12.2	51.1	3.5	20.4	8.7	30.8	3.2	25.5	1.6	13.8	1.5	11.7
タイ	100.0	100.0	0.9	4.4	16.2	33.0	11.1	19.6	5.1	13.4	6.5	36.9	3.5	15.7	5.0	21.2
シンガポール	100.0	100.0	0.3	0.6	27.4	51.3	21.5	30.8	5.8	20.7	3.7	16.7	1.9	9.7	1.8	7.0
ブルネイ	100.0	100.0	11.2	32.3	3.1	52.8	2.9	52.8	0.1	0.0	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.4
カンボジア	100.0	100.0	2.2	1.8	2.2	2.2	0.7	1.7	1.5	0.5	3.3	88.3	0.3	0.5	3.0	87.8
ラオス	100.0	100.0	1.6	32.7	39.7	14.1	39.0	14.0	0.6	0.1	2.2	9.7	0.4	0.0	1.8	9.6
ミャンマー	100.0	100.0	38.4	27.9	1.3	6.2	1.2	6.1	0.1	0.1	2.6	23.5	0.1	0.2	2.5	23.3
ベトナム	100.0	100.0	1.6	9.7	4.5	19.0	2.6	8.7	1.9	10.4	5.1	60.1	3.0	23.3	2.1	36.8

(資料) ジェトロ「世界貿易動向分析報告書」2013 年等より作成

表 1-12 は、日本、中国、タイ、ベトナムの対 CLMV の貿易を財別に整理したものである。輸出では、いずれも中間財が最大の輸出品目となっている。輸入では、日本とタイのベトナムからの輸入を除いて中間財が最大の輸入品目となっている。日本とタイのベトナムからの輸入は最終財が中間財を上回っている。

メコン地域をチャイナ+1、タイ+1 として自社の生産分業体制に取り込む動きは、日系企業のみならず、中国企業、韓国企業、タイ企業などにも広がっている。こうしたチャイナ+1、タイ+1 の動きは、中間財貿易の流れから限定的であるが進展程度を把握することができる。日本、中国、ASEAN 等の東アジア域内貿易の特徴は、中間財貿易が過半を占めていることにある。中間財貿易の広がり CLMV にまで及んでいるかどうかは判断できよう。中間財は財の生産に投入されることから、投入財とも呼ばれている。投入財は、最終消費財の生産に必要な鉄鋼や化学品などの加工品と半導体や自動車部品等の部品に分かれている。とりわけ中間財の中で部品の取引が大きければ大きいほど、生産分業体制は深化しているものと見込まれる。

表 1-12 タイ、ベトナム、中国、日本の対 CLMV 貿易 (2014 年)

(単位: 100万ドル)

国名	相手国	輸出								輸入							
		総額	素材	中間財	加工品	部品	最終財	資本財	消費財	総額	素材	中間財	加工品	部品	最終財	資本財	消費財
タイ	CLM	12,643	221	7,168	5,998	1,270	5,254	1,815	3,455	5,929	3,851	1,770	1,282	488	300	40	280
	ベトナム	7,791	178	5,166	3,891	1,285	2,473	706	1,772	3,942	384	1,406	952	454	2,162	1,518	650
	世界計	225,013	9,581	111,971	67,625	44,350	104,695	45,742	61,740	228,070	43,780	126,824	81,813	45,013	60,876	39,590	21,889
ベトナム	CLM	3,514	51	2,755	2,596	160	714	257	457	1,560	451	803	801	2	307	7	300
	世界計	150,217	14,985	38,949	25,798	13,158	95,628	34,551	62,070	147,839	9,330	104,063	70,768	33,315	34,835	22,055	13,997
中国	CLM	14,499	860	7,976	5,193	1,783	5,726	3,471	2,277	17,821	4,887	12,035	11,969	35	902	45	888
	ベトナム	63,618	438	38,863	27,800	11,273	24,572	12,290	12,462	19,928	3,540	8,152	3,562	5,590	7,533	4,043	5,283
	世界計	2,343,222	16,032	999,597	585,517	414,418	1,355,507	673,038	699,584	1,863,105	521,253	941,707	464,353	477,395	430,211	261,901	158,728
日本	CLM	1,579	14	267	189	78	1,274	888	588	1,746	89	99	61	37	1,556	8	1,550
	ベトナム	11,787	369	7,839	4,689	3,150	3,424	2,745	684	15,413	2,542	5,600	2,340	3,261	7,275	695	6,618
	世界計	690,824	8,075	384,680	190,640	194,024	274,984	158,504	121,123	812,954	207,810	339,767	244,011	95,822	261,436	95,704	167,942

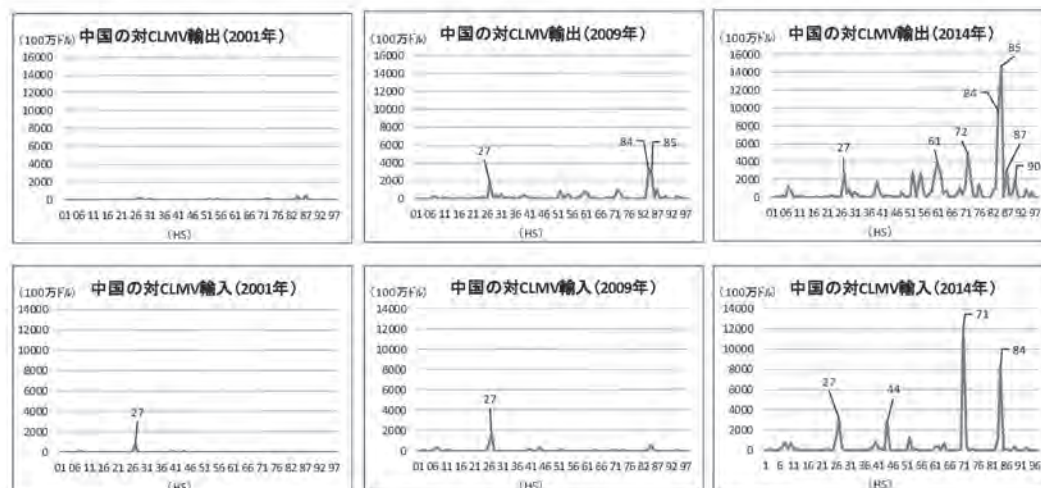
(資料) GTA より作成

3.2 中国の CLMV 貿易

CLMV にとって最大の貿易相手国は中国である。中国の対 CLMV 貿易は、2009 年以降にから拡大している。

図 1-2 は、業種種別 (HS2 桁) 輸出、輸入を比較したものである。中国の対 CLMV 輸出は、2009 年では HS27 (石油製品)、HS54、HS55 が主要輸出品であったが 2014 年には、HS62、72、84、85、87、90 に業種が広がっている。CLMV からの輸入についても同様に、2009 年では HS27 が目立つ程度であったが、2014 年には HS44、71、84 が伸びた。

図 1-2 中国の CLMV 貿易 (業種別)

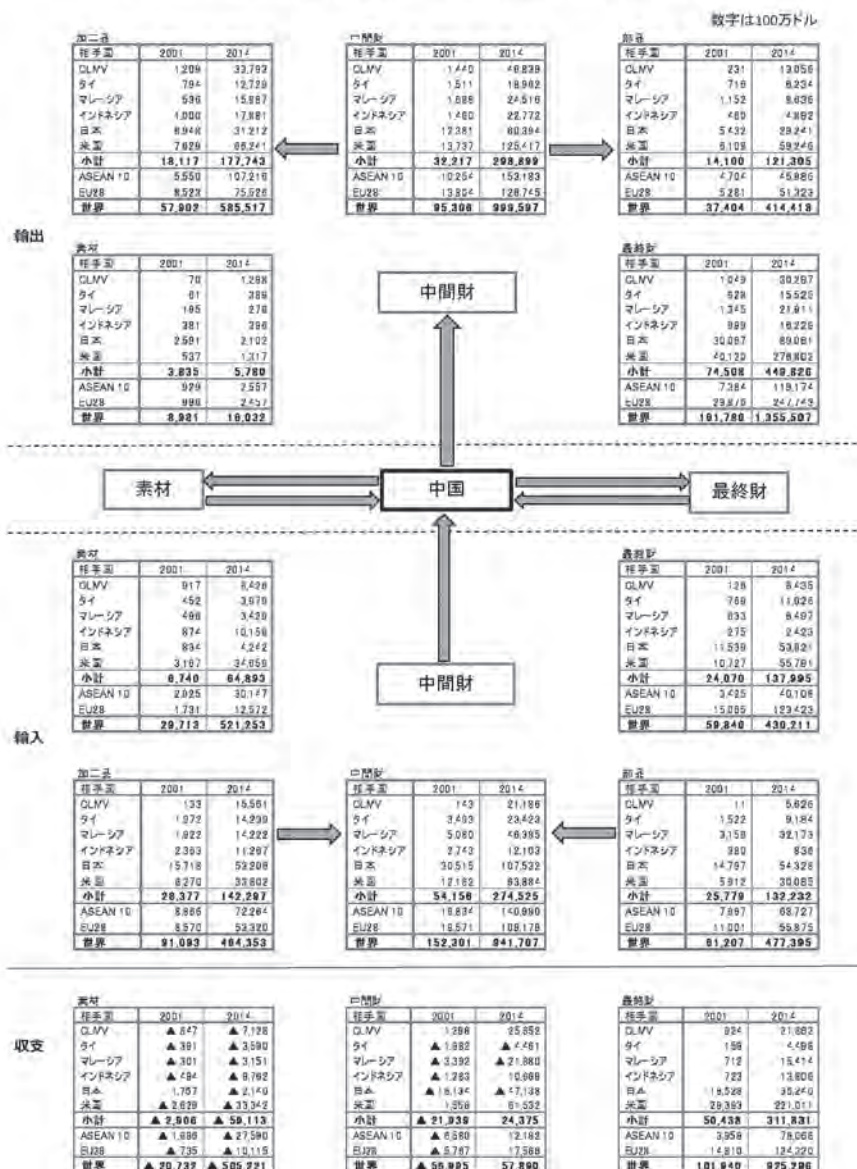


(資料) GTA より作成

図 1-3 は、中国の国地域別財別貿易を 2001 年と 2014 年を比較したものである。中国の

対 CLMV 貿易を財別にみると、2014 年で対 CLMV 輸出額が 781 億ドル、このうち 60% が中間財である。中国の対 CLMV 中間財輸出の 71%が加工品（337.9 億ドル）、残り 29% が部品（130.5 億ドル）である。また、中国の対 ASEAN 中間財輸出に占める CLMV の割合が 2001 年の 15%から 2014 年には 30%とシェアが倍増している。同じく、最終財でも 4.9%から 28.4%に拡大している。中国にとって ASEAN における CLMV は、生産基地として、かつ消費市場として重要性を増している。さらに、CLMV との貿易収支は、中間財、最終財とも大幅な黒字を計上している。

図 1-3 中国の財別貿易構造（2001 年、2014 年）



(資料) GTA より作成

次に、中国の対 CLMV 中間財輸出を HS2 桁ベースでみたのが表 1-13 である。中間財のうち加工品輸出では、繊維（HS50～HS60）118 億ドル、鉄鋼・鉄鋼製品が 66 億ドル、石油製品 27 億ドルが上位に並んでいる。部品は、電機部品（HS85）が 87.4 億ドルと 67% を占めている。電気部品は、主に電話機およびその他の機器（HS851770）で、これはスマートフォン向けの部品としてベトナムに輸出されている。

表 1-13 中国の対 CLMV 財別輸出・輸入（2014 年）

(単位: 100万ドル)

HS2	2桁品目名	穀類		素材		中間財		加工品		部品		最終財	
		輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
07	食用の野菜、根及び塊茎	1,274	385									1,274	385
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、炭質物質並びに炭質生油	2,750	3,045	7	2,981	2,742	63	2,742	63				
29	有機化学品	1,013	15			1,013	15	1,013	15				
39	プラスチック及びその製品	1,739	331	0	94	1,474	221	1,474	221			264	15
50	絹及び絹織物	60	2	0	0	60	1	60	1			0	
51	羊毛、絹織物、粗織毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	259	0	0		251	0	251	0			9	
52	絹及び絹織物	2,927	1,282	4	14	2,921	1,268	2,921	1,268			3	
53	その他の植物性紡織用繊維及びその繊維並びに紙糸及びその織物	77	43		43	77	0	77	0				
54	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	1,368	117			1,367	117	1,367	117			0	0
55	人造繊維の短繊維及びその織物	2,696	51	0		2,694	51	2,694	51			3	
56	フロッピング、フェルト、不織布及び針刺糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品	386	10			386	10	386	10				
57	じゅうたんその他の家庭用繊維の床用織物	72	0									72	0
58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミングおよびししゅう布	451	5			449	5	449	5			2	
59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は縫着した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	716	32			716	32	672	27	44	5	0	
60	メリヤス織物及びクロセ織物	2,924	30			2,924	30	2,924	30				
61	衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	3,767	354									3,767	354
62	衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	2,605	376									2,605	376
63	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びほか	482	50	4	36	25	3	25	3			452	10
72	鉄屑	4,833	300			4,833	300	4,833	300				
73	鉄鋼製品	1,966	49			1,822	47	1,821	47	1		144	2
76	アルミニウム及びその製品	1,494	15			1,482	8	1,482	8			12	6
84	透子機、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	9,571	1,118			2,680	531			2,680	531	7,025	864
85	電気機械及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの機体及び音声の記録用又は再生用の機体並びにこれらの部分品及び付属品	14,725	8,351			9,720	5,230	985	378	8,745	4,652	5,099	3,126
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び付属品	3,107	116			1,001	111			1,001	111	2,106	6
90	光学機器、写真用機器、映写用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品	1,852	316			210	196	132	76	79	120	1,641	120
CLMV 小計		63,113	16,392	16	3,169	38,848	8,239	26,309	2,621	12,549	5,618	24,477	5,266
CLMV 全品目		78,116	37,748	1,298	8,426	46,839	21,186	33,793	15,561	13,056	5,626	30,297	8,435

(資料) GTA より作成

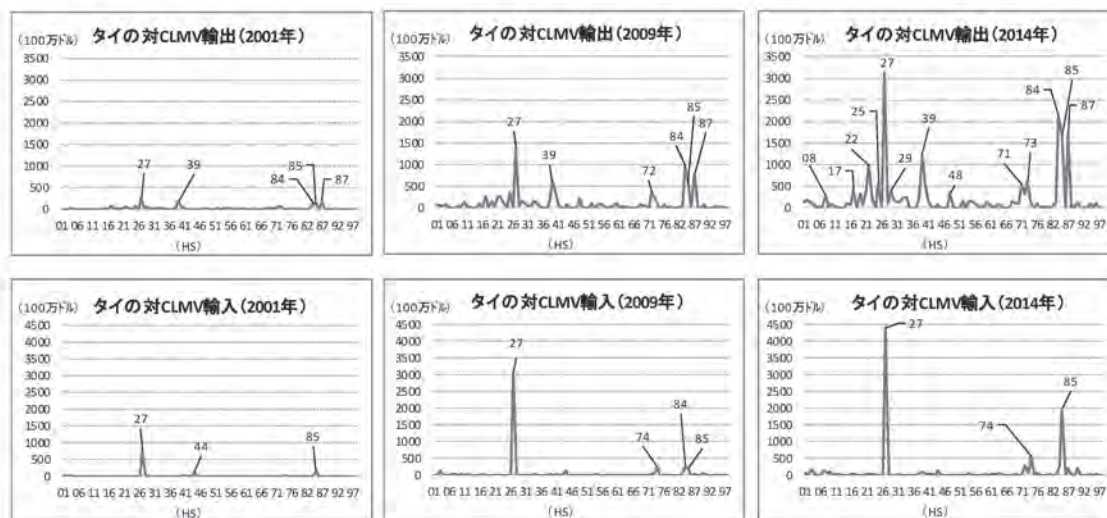
3.3 タイの CLMV 貿易

中国に次ぐ CLMV の貿易相手国であるタイも、輸出では 2009 年から業種の広がりや規模の拡大がみられる。業種別（HS2 桁）貿易では、タイの 2009 年の主な輸出品は、HS27、39、72、84、85、87 であったが、2014 年ではこれら業種の輸出が拡大する一方で、HS39、71、73 等の業種が輸出を伸ばし輸出業種に広がりが出ている。輸入については、2009 年か

ら 2014 年間では業種の広がりは見られず、HSD27、74、84 の輸出が拡大している（図 1・4）。

タイの対 CLMV 貿易を財別にみると、2014 年の CLMV 向け輸出額 204 億ドルのうち 6 割が中間財（123 億ドル）である。中間財輸出のうちベトナムが全体の 42%、カンボジアが 22%、ラオス、ミャンマーはそれぞれ 18%である。タイの対ベトナム中間財輸出規模は中国の約 6 分の 1 程度であるが、対ラオス、カンボジア中間財輸出では中国を上回っている。

図 1・4 タイの対 CLMV 貿易（業種別）



（資料）GTA より作成

タイの対 CLMV 中間財輸出のうち、加工品が 97 億ドルで約 8 割を占めている。加工品輸出の上位品目は、石油製品、プラスチック製品、鉄鋼である。

部品輸出は 25 億ドルであるが、ベトナムが 12.8 億ドル、カンボジアが 5.8 億ドル、ミャンマー 4.4 億ドル、ラオス 2.4 億ドルと過半はベトナム向けが占めている。部品輸出は、業種では、電機が最大で次いで機械となっている。主な輸出品目は、HS6 桁でみると、自動車部品、電機部品、タイヤ、印刷回路等となっている（表 1・15）

表 1-14 タイの対 CLMV 財別輸出・輸入 (2014 年)

(単位: 100万ドル)

HS2	2桁品目名	素材		中間財		加工品		部品	
		輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
07	食用の野菜、根及び塊茎	0							
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、炭青物質並びに鉱物性ろう	6	3,846	3,138	574	3,138	574		
29	有機化学品			389	1	389	1		
39	プラスチック及びその製品	15	0	1,064	84	1,064	84		
50	絹及び絹織物	0	1	0	0	0	0		
51	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	0		1	0	1	0		
52	綿及び綿織物	0	4	146	7	146	7		
53	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	0	0	0	0	0	0		
54	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品			155	78	155	78		
55	人造繊維の短繊維及びその織物	0	0	170	10	170	10		
56	ウォッティング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品			89	2	89	2		
57	しゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物								
58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミングおよびししゅう布			37	5	37	5		
59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品			10	30	7	30	3	0
60	メリヤス織物及びクロセ織物			137	8	137	8		
61	衣類及び衣類付属品（メリヤス織物又はクロセ織物のものに限る。）								
62	衣類及び衣類付属品（メリヤス織物又はクロセ織物のものを除く。）								
63	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びほろ	6	17	14	12	14	12		
72	鉄鋼	7	13	323	259	323	259		
73	鉄鋼製品			440	68	440	68	0	0
76	アルミニウム及びその製品	1	34	80	17	80	17		
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			696	106			696	106
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	0		1,080	677	148	47	933	630
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			495	116			495	116
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			44	170	19	100	25	70
CLMV 小計		34	3,916	8,509	2,224	6,357	1,303	2,151	921
CLMV 全品目		400	4,235	12,334	3,176	9,779	2,235	2,555	941

(資料) GTA より作成

表 1-15 タイの部品輸出 上位 20 品目 (2014 年) HS6 桁ベース

(単位: 100万ドル)

	ベトナム			カンボジア			ラオス			ミャンマー		
rank	HS	6桁品目名	金額	HS	6桁品目名	金額	HS	6桁品目名	金額	HS	6桁品目名	金額
1	870899	部分品及び附属品（自動車用）	149	871410	部分品及び附属品－モーター	96	853400	印刷回路	48	845590	金属圧延機及びそのローラー	76
2	854390	電気機器（固有の機能を有す）	130	840734	ピストン式往復動機関（第8	96	852990	第85.25項から第85.28項ま	24	845490	転写、取揃、インゴット用機	63
3	850780	その他の蓄電池	102	853710	電気制御用又は配電用の部	85	870899	部分品及び附属品（自動車用）	14	850710	ピストンエンジン始動用の部	49
4	401120	ゴム製の空気タイヤ（新品）	84	852990	第85.25項から第85.28項ま	59	853710	電気制御用又は配電用の部	10	401390	ゴム製のインナーチューブ	22
5	840991	第84.07項又は第84.08項の	80	401120	ゴム製の空気タイヤ（新品）	22	843149	部分品－第84.26項、第84.2	9	401140	ゴム製の空気タイヤ（新品）	18
6	871410	部分品及び附属品－モーター	55	853340	その他の可変抵抗器	19	853720	電気制御用又は配電用の部	8	843139	部分品－第84.28項の機械の	17
7	401110	ゴム製の空気タイヤ（新品）	39	401140	ゴム製の空気タイヤ（新品）	19	853890	第85.35項から第85.37項ま	8	401110	ゴム製の空気タイヤ（新品）	13
8	853710	電気制御用又は配電用の部	36	853400	印刷回路	14	401120	ゴム製の空気タイヤ（新品）	8	401120	ゴム製の空気タイヤ（新品）	13
9	853400	印刷回路	31	850710	ピストンエンジン始動用の部	13	401110	ゴム製の空気タイヤ（新品）	7	848180	コック、弁－その他の物品	11
10	870829	車体のその他の部分品及び附	24	401390	ゴム製のインナーチューブ	12	843143	部分品－第84.30.41号又は第	7	871410	部分品及び附属品－モーター	11
11	840820	ピストン式往復動点火内燃機関	23	401110	ゴム製の空気タイヤ（新品）	10	850710	ピストンエンジン始動用の部	5	846693	部分品及び附属品－第84.56	11
12	840734	ピストン式往復動機関（第8	23	401199	ゴム製の空気タイヤ（新品）	9	847490	選別機、ふるい分け機、分選	5	843143	部分品－第84.30.41号又は第	10
13	853690	電気回路の開閉用、保護用又	22	840991	第84.07項又は第84.08項の	8	401290	ゴム製のソリッドタイヤ、ク	4	852910	アンテナ及びアンテナ反射器	9
14	852990	第85.25項から第85.28項ま	19	854430	点火用配線セットその他の配	6	842199	液体又は気体のろ過機及び清	3	843149	部分品－第84.26項、第84.2	9
15	870899	ハンドル、ステアリングコ	18	870899	部分品及び附属品（自動車用）	6	870870	車輪並びにその部分品及び附	3	870790	車体（第87.01項から第87.0	6
16	854430	点火用配線セットその他の配	16	853690	電気回路の開閉用、保護用又	6	853939	放電管（紫外線ランプを除く）	3	870899	部分品及び附属品（自動車用）	5
17	851220	その他の照明用又は可視信号	16	851180	火花点火式又は圧縮点火式の	5	854430	点火用配線セットその他の配	3	870880	遊樂装置及びその部分品	4
18	848180	コック、弁－その他の物品	15	850780	その他の蓄電池	4	848340	歯車及び歯車伝動機、ボール	3	401320	ゴム製のインナーチューブ	4
19	848210	玉軸受	14	840732	ピストン式往復動機関（第8	4	401192	ゴム製の空気タイヤ（新品）	3	853720	電気制御用又は配電用の部	3
20	870830	ブレーキ及びサーボブレーキ	13	853650	その他のスイッチ	4	840820	ピストン式往復動点火内燃機関	2	401150	ゴム製の空気タイヤ（新品）	3
	小計		909	小計		496	小計		178	小計		356
	総計		1,285	総計		589	総計		240	総計		441

(資料) GTA より作成

3.4 チャイナ+1の受け入れ先となったベトナム

ベトナムは、CLMVの中で、中間財を輸入して最終財を輸出する加工貿易で貿易黒字を計上できる国に変貌した。ベトナムは長らく貿易収支の赤字に苦しんでいたが、2012年に7億4,900万ドルの黒字を計上した。これは、1993年以来19年ぶりのことである。2013年は300万ドルの黒字、2014年も21億ドルの黒字を計上し、黒字が定着化している。

ベトナムの貿易収支が黒字化した要因は、新たに貿易黒字を創出できる製品が出てきたことである。2014年の輸出品1位は電話機・同部品の236億700万ドル（前年比11.1%増）、2位が縫製品209億4,900万ドル（16.7%増）、3位がコンピュータ製品・同部品114億4,000万ドル（7.9%増）、4位履物103億4,000万ドル（22.9%増）、5位水産物78億3,600万ドル（16.7%増）。これまで、ベトナムの主力輸出品は、アパレル、原油、食料品、履物であったが、2013年に電話機・部品が縫製を抜いてトップに躍り出た。

ベトナムの最終財の輸出額は、2014年で959億ドル、2009年比で2倍増となっている。最終財輸出拡大に伴い中間財の輸入が拡大している。2014年の中間財輸入額は1,040億ドル、このうち加工品が707億ドル、部品が333億ドルである。加工品は、繊維、鉄鋼・同製品、石油製品などが主な輸入品である。部品の輸入は電機部品が約8割を占めている。また、加工品、部品とも中国が最大の調達先である。

表 1-16 ベトナムの輸出入総額

		(単位: 100万ドル)							
分類名	port	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総額	輸出	14,483	32,447	57,096	72,237	96,906	114,529	132,033	150,217
	輸入	15,637	36,761	69,949	84,839	106,750	113,780	132,033	147,839
BEC_素材	輸出	4,473	9,917	11,116	11,586	16,141	17,283	15,378	14,985
	輸入	561	1,356	3,387	4,990	6,920	7,433	8,405	9,330
BEC_中間財	輸出	2,115	4,888	12,346	17,408	23,825	31,744	33,481	38,949
	輸入	9,823	26,349	46,301	58,505	75,176	80,716	94,378	104,063
BEC_加工品	輸出	1,265	3,292	8,963	12,568	17,370	20,479	22,052	25,798
	輸入	8,069	23,028	38,681	47,718	59,799	58,013	63,043	70,768
BEC_部品	輸出	850	1,596	3,383	4,839	6,455	11,265	11,430	13,158
	輸入	1,754	3,321	7,621	10,789	15,379	22,705	31,342	33,315
BEC_最終財	輸出	7,452	17,545	33,555	43,149	56,725	65,443	83,124	95,928
	輸入	4,702	9,052	20,957	22,345	25,561	26,431	29,850	34,835
BEC_資本財	輸出	326	1,136	4,609	6,646	12,154	19,234	31,235	34,551
	輸入	1,979	5,357	14,388	14,375	16,161	16,699	18,568	22,055
BEC_消費財	輸出	7,131	16,409	29,365	36,833	44,767	46,522	52,341	62,070
	輸入	2,723	3,695	6,668	8,199	9,852	10,488	12,248	13,897

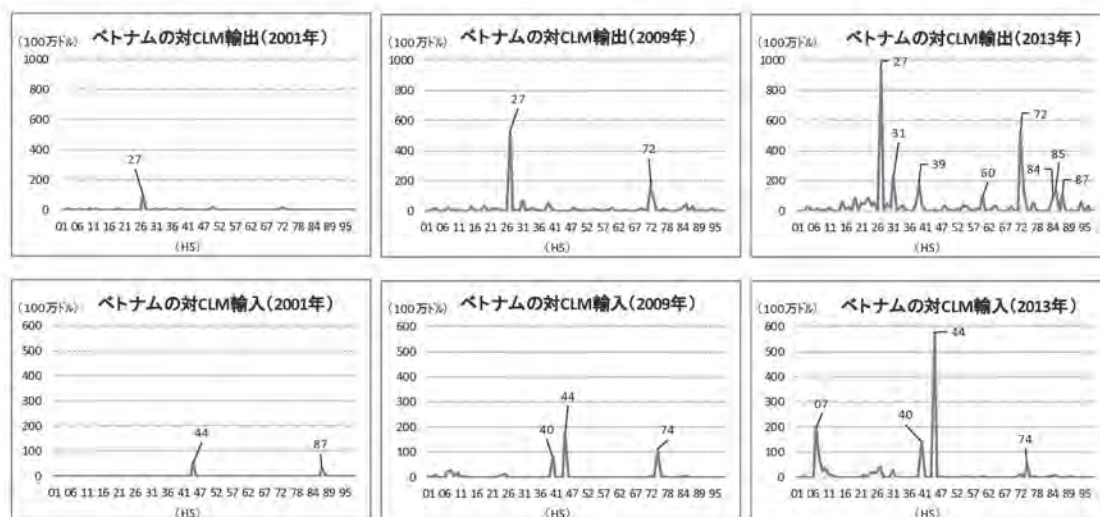
(資料) GTA より作成

ベトナムと CLM 貿易は、輸出で 2014 年に 35 億ドル、ベトナムの輸出に占めるシェア

で 2014 年に 2.3%と極めて小さい。輸入は 15 億ドルと同じく 1.1%に過ぎない。

対 CLM 中間財は、輸出が 27.5 億ドル、輸入が 8 億ドルと僅か。中間財輸出の 26%は石油製品、同じく鉄鋼製品も 26%でこの 2 業種で過半を占めている。次いで、肥料、プラスチック。ベトナムの対 CLM 中間財は加工品が主。ベトナムの CLM 輸出の 8 割はカンボジア向けで大半が石油製品である。ベトナムを生産起点とする部品調達ネットワークは整備されていない様子が見えてくる。

図 1-5 ベトナムの対 CLM 貿易（業種別）



(資料) GTA より作成

表 1-17 ベトナムの財別 CLM 貿易（対世界シェア）

		(単位: %)							
分類名	port	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総額	輸出	1.5	2.0	2.4	2.5	3.0	3.0	2.7	2.3
	輸入	0.9	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1
BEC_素材	輸出	0.3	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
	輸入	12.2	9.6	5.8	6.0	6.4	5.4	5.8	4.8
BEC_中間財	輸出	6.7	10.7	9.0	8.5	9.6	8.5	8.4	7.1
	輸入	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.8
BEC_加工品	輸出	11.1	15.4	11.9	11.3	12.7	12.5	12.2	10.1
	輸入	0.1	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8	1.1
BEC_部品	輸出	0.1	0.9	1.4	1.1	1.1	1.3	1.1	1.2
	輸入	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
BEC_最終財	輸出	0.7	0.5	0.8	0.7	0.8	1.0	0.9	0.7
	輸入	1.4	0.4	0.4	0.5	0.7	1.0	1.0	0.9
BEC_資本財	輸出	0.9	1.4	0.8	0.9	1.0	0.7	0.5	0.7
	輸入	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
BEC_消費財	輸出	0.6	0.5	0.8	0.7	0.8	1.1	1.1	0.7
	輸入	2.4	1.0	1.1	1.2	1.7	2.5	2.4	2.2

(資料) GTA より作成

表 1-18 ベトナムの主な中間財 輸出入 (2014 年) HS2 桁ベース

(単位: 100万ドル)

HS2	2桁品目名	輸出						輸入					
		CLM	タイ	ASEAN 10	日本	中国	世界	CLM	タイ	ASEAN 10	日本	中国	世界
11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	11	24	118	9	634	820	10	8	20	8	52	271
15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	52	0	97	20	26	251		6	592	1	4	717
23	食品工業において生ずる残植物及びくず並びに調製飼料	118	12	206	44	126	452	0	98	229	3	260	3,054
25	塩、硫酸、土石類、プラスター、石灰及びセメント	62	1	319	1	7	992	1	11	19	0	1	21
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、炭素物質並びに鉱物性ろう	724	31	995	16	244	1,468	15	777	3,893	146	2,151	9,603
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の鹽類又は有機の化合物	3	5	21	228	190	745	1	49	157	83	399	949
29	有機化学品	21	1	41	59	18	183	0	246	584	206	792	2,725
30	医薬用品	4	0	10	0	0	19		17	21	7	15	303
31	肥料	190	16	264	1	1	364	27	3	49	39	633	1,228
32	なめしエクス、染色エクス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、ニスその他のマスティック並びにインキ	8	2	29	6	1	56	0	52	154	82	280	1,082
35	たんばく系物質、変性でん粉、界面剤及び酵素	8	3	23	28	15	83	0	24	51	28	60	373
38	各種の化学工業生産品	12	39	169	68	61	451	0	65	241	105	210	1,277
39	プラスチック及びその製品	135	71	516	342	162	1,889	1	682	1,541	734	1,160	8,647
40	ゴム及びその製品	37	32	203	152	103	981	0	236	318	245	218	1,267
41	原皮（毛皮を除く。）及び革	9	6	87	1	60	346	1	137	161	12	172	1,572
44	木材及びその製品並びに木炭	6	11	82	151	199	855	686	63	834	4	210	1,624
48	紙及び紙類並びに製紙用パルプ、紙又は紙類の製品	34	13	126	64	6	451	0	233	688	151	398	1,874
50	絹及び絹織物	4	1	6	36	1	67	0	0	0	11	53	74
51	羊毛、絹織物、粗獣毛及び鳥毛の糸並びにこれらの織物	0	0	1	0	0	5	0	0	1	21	86	136
52	綿及び綿織物	18	7	74	9	1,164	1,529	0	58	105	75	1,063	1,767
54	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	33	77	176	16	100	835	0	71	157	163	779	1,954
55	人造繊維の短繊維及びその織物	14	11	94	11	9	533	7	141	219	162	1,316	2,832
56	フロッピング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	14	3	38	74	9	245	0	25	54	75	201	620
58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、ツプレン織物、トリミングおよびししゅう布	11	3	20	6	4	65	0	15	20	76	382	897
59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は縫製した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	6	36	71	33	21	519	0	26	38	97	414	961
60	メリヤス織物及びクロセ織物	119	8	214	1	20	333	5	61	102	80	1,429	3,192
63	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びほか	6	8	35	71	2	295		1	1	1	7	19
68	石、プラスター、セメント、石膏、雲母その他これらに類する材料の製品	6	1	28	15	4	333	0	43	58	39	134	302
69	陶磁製品	37	35	123	78	1	449	0	9	18	19	168	252
70	ガラス及びその製品	10	5	377	98	71	713	0	31	59	109	195	479
71	天然又は養殖の真珠、寶石、半寶石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造品並びに模倣		1	1	3	0	369	1	5	9	33	59	463
72	鉄屑	590	271	1,557	158	14	2,477	1	90	172	1,481	4,069	8,049
73	鉄鋼製品	135	46	294	203	37	1,574	0	125	238	448	967	3,016
74	銅及びその製品	4	3	12	21	11	251	34	80	364	217	281	1,696
76	アルミニウム及びその製品	26	10	50	87	17	344	0	46	255	99	327	1,648
78	鉛及びその製品		2	16	5	5	68	1	1	4	15	70	317
79	亜鉛及びその製品	0	0	1	2	0	15		3	7	27	7	272
83	各種の非金属製品	13	13	59	23	7	211	0	47	111	37	226	548
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	10	85	248	379	156	1,758	0	273	485	739	1,969	5,187
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品	123	199	1,268	2,316	2,032	10,237	3	510	3,923	2,302	9,661	26,986
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び付属品	49	113	235	421	113	1,311	0	270	354	242	242	1,253
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品	4	107	163	223	143	2,474	1	12	67	106	144	1,162
95	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び付属品	0	1	4	72	13	355		1	2	0	20	26
96	雑品	15	1	25	13	1	77	0	5	19	94	196	633
総計		2,755	1,363	8,776	5,687	5,930	38,949	803	4,804	17,049	8,848	31,954	104,063

(資料) GTA より作成

3.5 カンボジアの中間財貿易

カンボジアの貿易は、輸出では、縫製品が全体の 8 割 (80.3%、2013 年)、輸入では織物・製靴部材などが 6 割 (58.9%) と縫製品の最終財の輸出と中間財の輸入で占められている。

カンボジアの輸出先は米国、EU の域外が 8 割を占め、輸入は、タイ、ベトナム、中国に依存している。

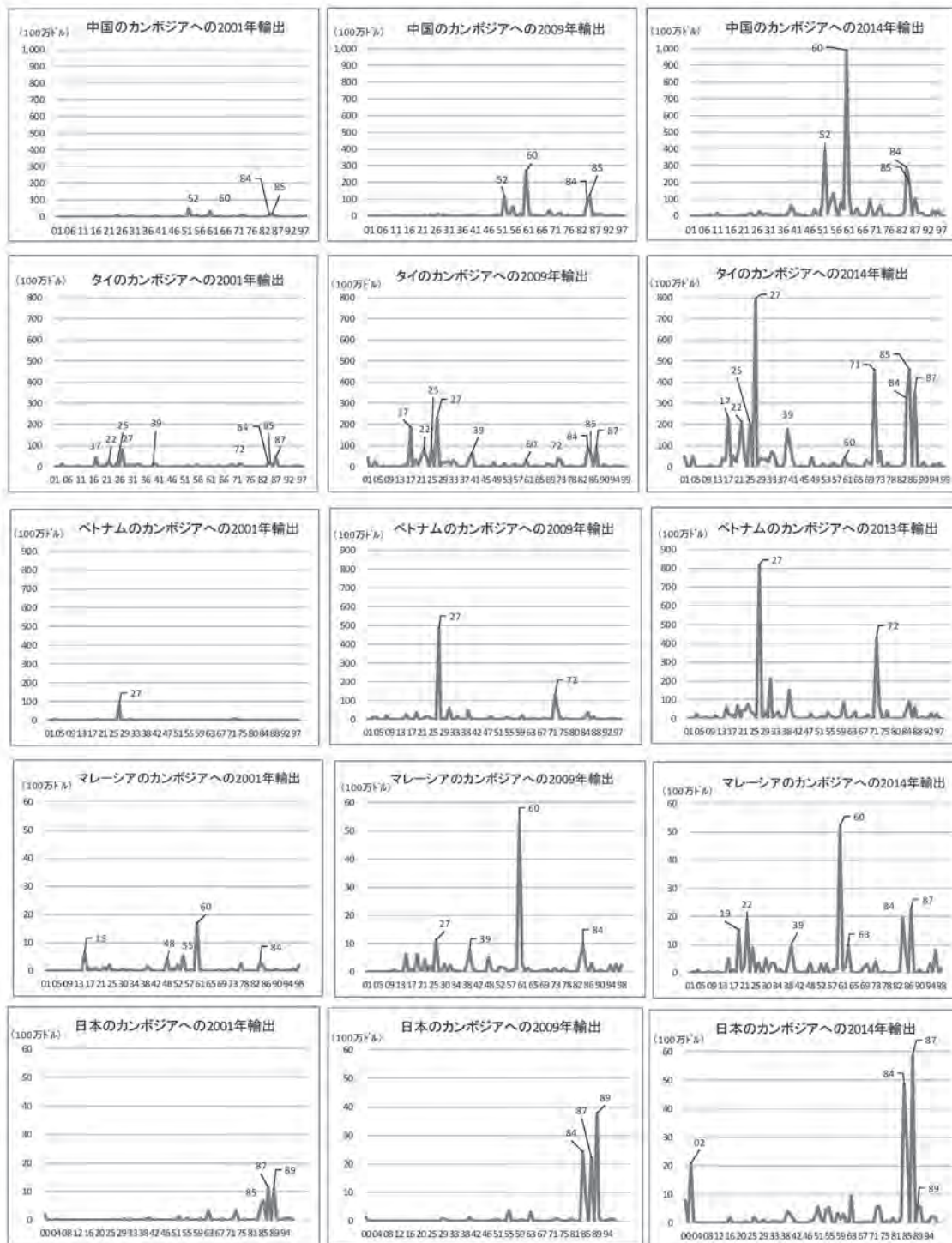
図 1-6 は、カンボジアの主要貿易相手国 (タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、日本、米国、中国) の業種別貿易である。カンボジア貿易は、タイが先行していた。2009 年時点でみると、タイのカンボジア輸出は多くの業種にまたがっていた。他方中国やベトナムは、特定の業種に集中している。また、日本のカンボジア輸出も金額は少ないが HS84、87、89 に集中している。

図 1-7 は、カンボジアの主要貿易相手国 (タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、日本、米国、中国) の貿易データから集計したミャンマーの財別貿易である。

カンボジアの主要貿易先国は、輸入ではタイ、ベトナム、中国である。輸入額はタイが 41.8 億ドル、ベトナムが 29.3 億ドル、中国が 34.1 億ドルとタイが最大の輸入先である。これら 3 カ国からの貿易の大半が中間財で、輸入額 (2013 年) は 20 億ドル台 (タイ 25 億ドル、ベトナム 23 億ドル、中国 23 億ドル) で並んでいる。中間財輸入のうち、加工品が大半を占めている。タイからの加工品輸入は 20 億ドル、ベトナムは 22 億ドル、中国は 21 億ドルである。タイとベトナムからの主な加工品輸入は石油製品である。この他、ベトナムからは肥料、鉄鋼製品、タイからは金、セメントが輸入されている。中国からの加工品輸入は繊維が 16 億ドルと 7 割弱を占めている。表 1-19 は中国からの繊維製品の上位輸入 20 品目である。

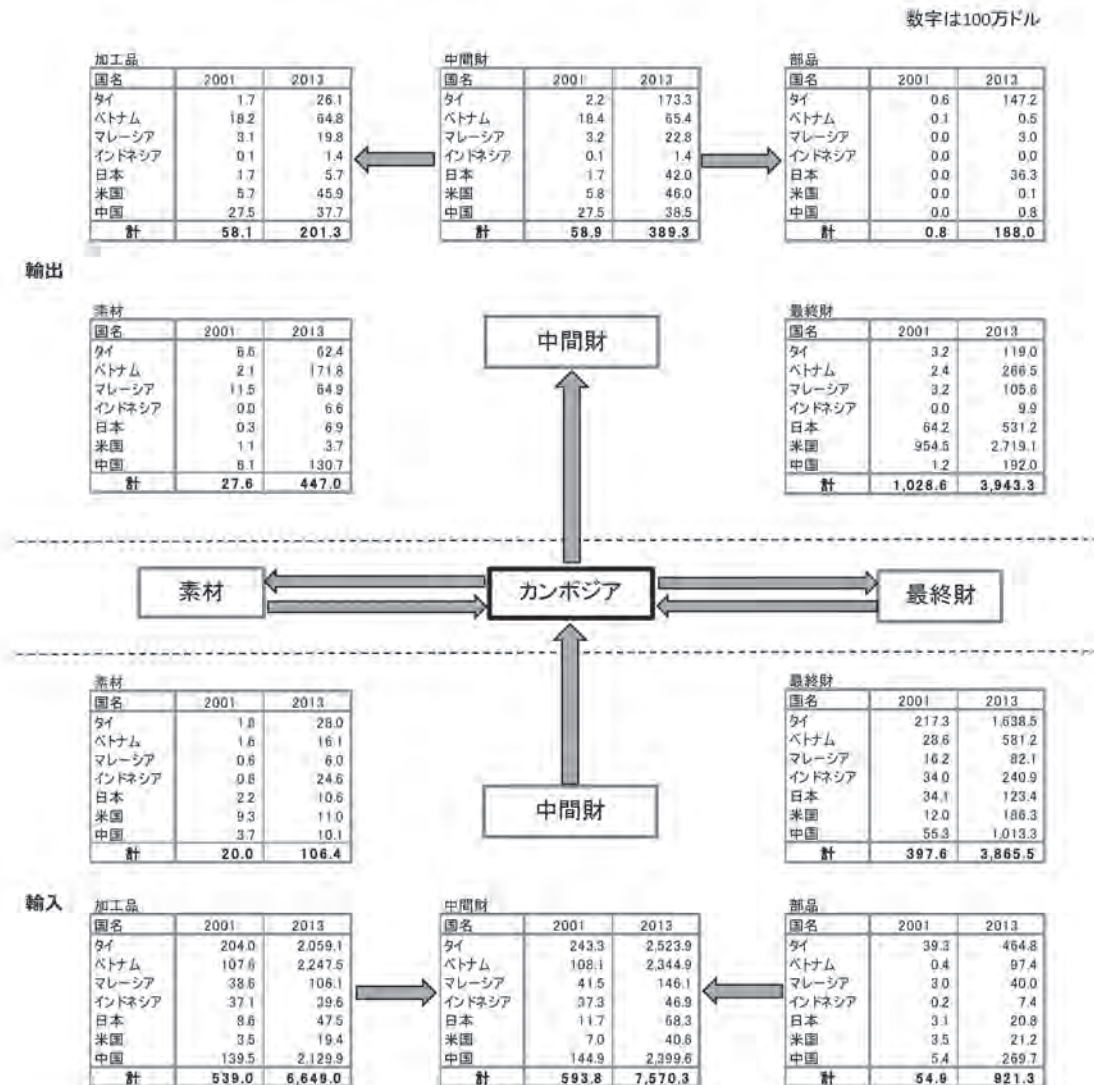
部品の輸入は、タイから 4.6 億ドル、中国から 2.6 億ドル、ベトナム 9,740 万ドルと僅かである。主な輸入部品は、タイから部分品及び附属品—モーターサイクルのもの (HS871410)、ピストン式火花点火内燃機関 (往復動機関及びロータリーエンジン)—シリンダー容積が 1,000 立方センチメートルを超えるもの (HS840734、電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品 (HS853710)、中国からは、フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品 (HS871491)、ペダル及びギヤクラック並びにこれらの部分品 (HS871496)、ゴム製の空気タイヤ (新品のもの)—バス又は貨物自動車に使用する種類のもの (HS401120)、自動車部品など自動車に係わる品目が多い。

図 1-6 主要国のカンボジアへの輸出（業種別、2001、2009、2014 年）



(資料) GTA より作成

図 1-7 カンボジアの財別貿易構造 (2001 年、2013 年)



(資料) 7 カ国の貿易統計より作成

表 1-19 中国からの加工品（繊維）輸入・上位 20 品目 2013 年

(単位：100万ドル)

順位	HS	品目名_6桁	金額
1	600622	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－浸染したもの	210,455
2	600410	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）－弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないもの）	144,587
3	600632	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－浸染したもの	122,785
4	600191	パイル編物（メリヤス編み又はクロセ編みのもの）－綿製のもの	84,033
5	600192	パイル編物（メリヤス編み又はクロセ編みのもの）－人造繊維製のもの	64,189
6	521142	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの）－デニム	61,348
7	520939	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの）－その他の織物（浸染したもの）	58,820
8	600624	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－なせんしたもの	56,772
9	600642	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－浸染したもの	54,047
10	520942	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの）－デニム（異なる色の糸から成るもの）	44,869
11	600623	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－異なる色の糸から成るもの	39,125
12	910811	ウォッチムーブメント（完成品）－機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	38,080
13	690890	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したもの）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したもの）	35,112
14	510810	紡毛糸	30,876
15	690790	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除く。）	29,192
16	520842	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上）－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの（異なる色の糸から成るもの）	26,986
17	730890	構造物及びその部分品（鉄鋼製のもの第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品	26,697
18	600634	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－なせんしたもの	26,566
19	551311	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のもの）－ポリエステル短繊維のもの（平織りのもの）（漂白してないもの及び漂白したもの）	17,445
20	521139	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの）	17,236

(資料) GTA より作成

3.6 ミャンマーの中間財貿易

ミャンマーの貿易は、輸出が、天然ガス、翡翠、農産品などの一次産品が大半、最近では縫製が輸出の 7.9%（2013 年）を占めて伸びている。輸入は、機械機器が大半であるが、これは鉱物資源の採掘需要、インフラ開発に伴って増えている。例えば、日本政府による無償資金協力を含む ODA 案件がミャンマー国内で本格的に進み始めており、これらプロジェクトに必要な資機材（鉄鋼、建設機械など³⁾）などの輸出が増加している。日本からの輸出は中古車を中心とした乗用車・トラックなどの輸出が牽引した⁴⁾。シェアは 64.9%を占めた。機械機器の次が石油製品、鉄鋼と続き、これら 3 業種で輸入の 6 割弱を占めている。

ミャンマーの貿易相手国はタイと中国である。輸出では、タイが 38.4%、中国が 26%、輸入では中国が 29.8%、シンガポールが 21.1%（第 3 国からの中継貿易を多く含んでいる。）タイが 10%となっている。

図 1-8 は、ミャンマーの主要貿易相手国（タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、日本、米国、中国）の業種別貿易である。これら貿易相手国のうち、業種の多様性という視点では、タイからの輸入が多様品目に富んでいる。中国からの輸入は、鉄鋼、一般機械、電機、自動車部品が突出している。

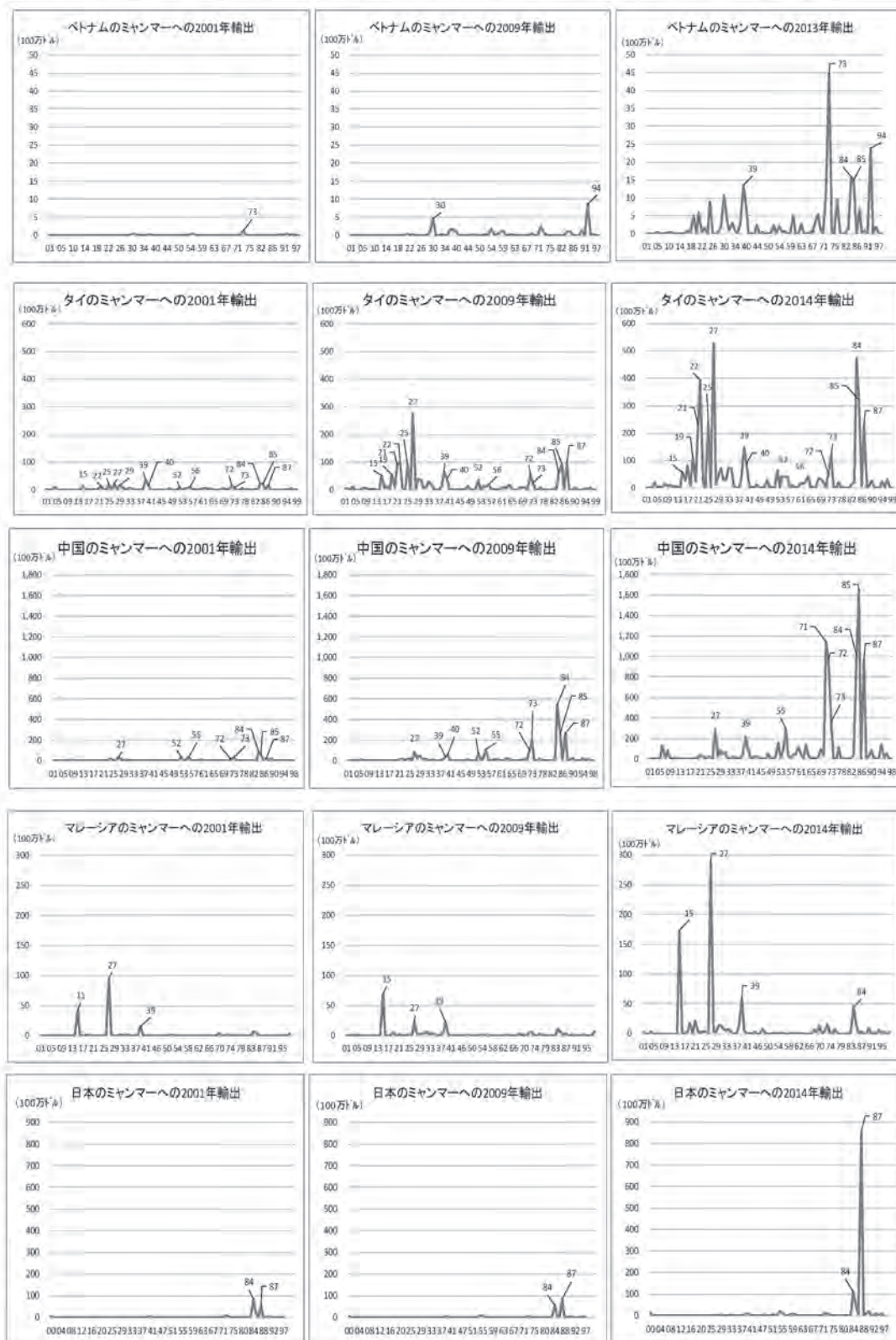
図 1-9 は、ミャンマーの主要貿易相手国（タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、日本、米国、中国）の貿易データから集計したミャンマーの財別貿易である。

ミャンマーの中間財輸入（2013 年）は、石油製品（主にディーゼル）、鉄鋼、繊維が上位品目である。最大の輸入先である中国からは加工品が 27 億ドル、内訳は鉄鋼製品（8.7 億ドル）、石油製品（2.1 億ドル）、繊維（8.1 億ドル）。部品は 6.1 億ドル、自動車部品、タイヤ、集積回路。自動車部品はミャンマー地場メーカーが中国から部品を輸入して組み立てる。中国への輸出は加工品が 4.7 億ドル、部品が 508 万ドル。加工品は貴石、木製品など、部品は電機部品である。

タイからの中間財輸入は、加工品が 16 億ドル、このうち石油製品が 4.8 億ドル、セメント 1.9 億ドル、繊維 1.9 億ドルなど。部品は、3.7 億ドルで機械部品が主、次にタイヤ。

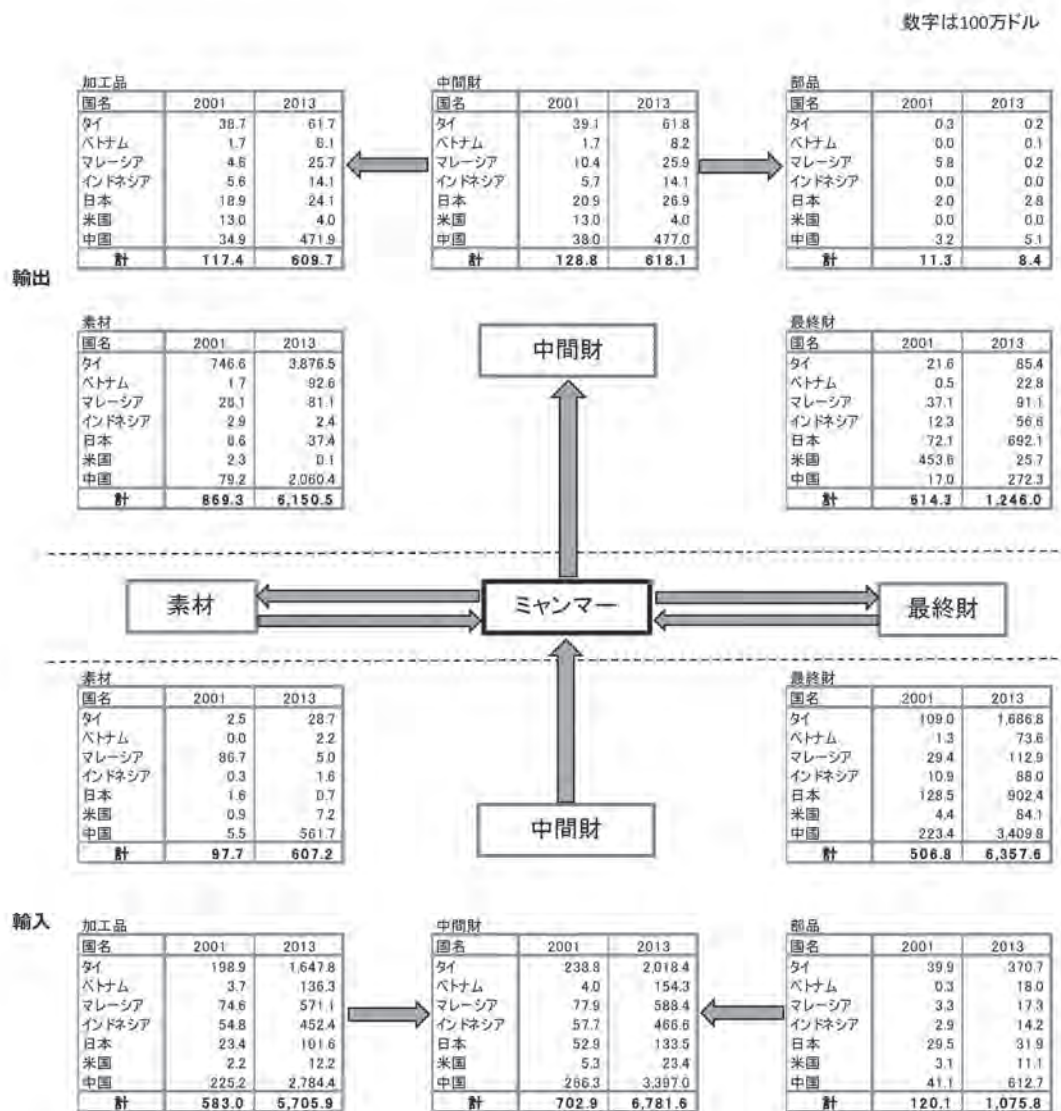
ベトナムからの中間財輸入は、鉄鋼製品を中心に 1.5 億ドル。なお、ミャンマーはベトナムに医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）—金属製の管針及び縫合用の針（HS901832）を 2013 年に 24.7 万ドル輸出しているが、これは日系企業によるものと見込まれる。

図 1-8 主要国のミャンマーへの輸出（業種別、2001、2009、2013 年）



(資料) GTA より作成

図 1-9 ミャンマーの財別貿易構造 (2001 年、2013 年)



(資料) 図 1-7 と同じ

表 1-20 中国からの加工品輸入（鉄鋼・2013 年）

（単位：1千ドル）

順位	HS	品目名_6桁	金額
1	722830	その他の合金鋼の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	244,893
4	721070	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のもの）－ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	103,284
5	730890	構造物及びその部分品（鉄鋼製のもの第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	66,091
6	722870	その他の合金鋼の形鋼	63,444
8	721049	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のもの）	51,977
9	722540	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のもの）（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの）	43,643
15	721720	鉄又は非合金鋼の線－亜鉛をめっきしたもの	29,689
17	730820	塔及び格子柱	26,499
19	722790	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたもの）	25,718

（資料）GTA より作成

表 1-21 中国からの加工品輸入（繊維・2013 年）

（単位：1千ドル）

順位	HS	品目名_6桁	金額
2	551219	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のもの）	117,317
11	551211	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のもの）－漂白してないもの及び漂白したもの	38,087
13	540761	合成繊維の長繊維の糸の織物－テクスチャード加工をしてないポリエステル製の長繊維の重量が全重量の85%以上のもの	34,955
20	551614	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物－なせんしたもの	25,569

（資料）GTA より作成

表 1-22 中国からの部品輸入（2013 年）

（単位：1千ドル）

順位	HS	品目名_6桁	金額
6	870790	車体（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの）	19,583
9	870830	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	15,737
11	870840	ギヤボックス及びその部分品	13,905
12	870870	車輪並びにその部分品及び附属品	13,196
19	870880	懸架装置及びその部分品	7,675
5	870899	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のもの）	24,686
8	871410	部分品及び附属品－モーターサイクルのもの	16,143

（資料）GTA より作成

表 1-23 タイからの部品輸入（2013 年）

（単位：1千ドル）

順位	HS	品目名_6桁	金額
10	841199	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	10,079
15	841290	その他の原動機－部分品	5,608
13	843139	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	8,399
5	843143	第8430.41号又は第8430.49号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	18,206
9	843149	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	10,731
1	845490	転炉、取鍋、インゴット用鑄型及び鑄造機（冶金又は金属鑄造に使用する種類のもの）－部分品	64,782
4	845590	金属圧延機及びそのローラーその他の部分品	18,217
17	847310	第84.69項の機械の部分品及び附属品	4,102
11	848180	コック、弁その他これらに類する物品	8,517

（資料）GTA より作成

第 4 節 CLMV 投資に対する考え方の一変

CLMV を華南、バンコク両拠点の代替生産拠点とする動き、あるいは、生産品目・工程の相互補完関係を構築する生産分業拠点とする動きは、ベトナムがチャイナ+1 の受け入れ先として台頭し、タイ+1 は動き出したばかりである。

日系企業が CLMV を生産分業拠点とするには、多くの課題がある。表 1-24 はメコン 5 カ国に進出する日系企業がそれぞれどの地域から部材を調達しているかを示したものである。在タイ日系企業の過半は、現地で部材を調達できているが、ベトナムでは 33%に低下し、カンボジア、ラオス、ミャンマーでは現地調達は極めて難しい状況にある。

表 1-25 は、在タイ日系企業に対してメコン地域からの調達方針を訊ねたものであるが、ほとんどの業種で大半の企業が当面メコン諸国から調達を行う予定はないと回答している。在タイ日系企業 515 社のうち、既にメコン諸国から調達を行っている企業は 50 社（9.7%）、具体的に調達を検討している企業は 40 社（7.8%）。業種別では電機（n=62）で、メコン諸国からの調達を行っている企業がそれでも 12 社（19.4%）ある。

CLMV で求められているのは、メコン地域で部材を調達できるようにする取り組みである。表 1-26 はメコン地域から部材を調達する上での課題を列記したものである。最大の問題点は、部材の品質、これには日本企業の品質要求を満たすことができる企業が存在しないことである。高額な物流コストや時間がかかる、税関手続きへの不満も大きく、物流を

円滑にする一層の努力が求められている。

CLMV における現地調達率の低さ、マザー工場を置くタイとの関係から、タイからほぼ全量の原材料を輸入する形態がほぼ共通したビジネス・モデルとなっている。このため、タイ、日本、中国からほとんどの原材料を輸入する構造は今後も大きく変化しないことが想定される⁵⁾。中長期的な課題は、現地調達を促進する地場企業の育成である。さらに、地場企業を育成するには、起業家やエンジニアの人材育成が必要なる。

表 1-24 メコン各国進出日系企業の調達状況

(単位：%)

	現地	日本	ASEAN	中国	韓国	台湾	インド	その他
タイ (n=348)	54.7	29.4	3.8	5.3	1.8	1.1	0.4	3.4
ベトナム (n=268)	33.2	35.1	10.8	12.5	1.8	2.4	0.3	4.0
カンボジア (n=17)	8.9	38.5	17.3	24.4	1.8	1.8	2.9	4.4
ラオス (n=6)	3.8	15.0	49.5	23.3	2.5	0.8	5.0	0.0
ミャンマー (n=7)	1.6	48.4	15.7	26.3	0.0	1.4	1.4	5.1

(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査 (2014 年度調査)」

表 1-25 在タイ日系企業のメコン地域からの調達方針

(単位：%)

	回答数	既にメコン諸国から調達を行っている原材料・部材がある	メコン諸国からの調達を具体的に検討している	当面メコン諸国から調達を行う予定はない
総数	515	9.7	7.8	82.5
製造業計	330	11.5	7.9	80.6
輸送機械器具	67	16.4	6.0	77.6
電気機械器具	62	19.4	12.9	67.7
鉄・非鉄・金属	59	8.5	8.5	83.1
化学・医薬	50	4.0	6.0	90.0
一般機械器具	25	4.0	0.0	96.0
食料品	19	10.5	26.3	63.2
その他製造業	34	8.8	2.9	88.2
非製造業計	185	6.5	7.6	85.9
卸売・小売業	112	6.3	8.9	84.8
運輸業	15	13.3	26.7	60.0
建設業	14	14.3	0.0	85.7
通信・ソフトウェア業	11	0.0	0.0	100.0
その他非製造業	29	3.4	0.0	96.6

(出所) ジェトロ「メコン・ビジネスニーズ調査 2015」

表 1-27 は、タイと CMV の投資環境上の課題を比較したものである。メコン地域への投資を妨げる要因の一つは、「法制度の未整備・不透明な運用」、「行政手続きの煩雑さ」、「税制・税務手続きの煩雑さ」など、行政に関わる不満である。許認可をめぐる政府関係者へ

の賄賂などはアセアン地域共通の問題でもあるが、メコン地域ではその割合が高いといわれている。

メコン地域でより深刻な問題は、高い電気料金と電力不足である。カンボジアは、タイ、ベトナムから電力を輸入しており、ベトナムはラオスから電力輸入をしており、電力料金が低いのに加え、夏場の停電もよくある。

しかも、メコン地域の投資メリットである人件費の安さも失われつつある。カンボジアでは 2016 年の縫製・製靴業の最低賃金が月額 140 ドルに引き上げられた。カンボジアでは人件費高騰に加え、十分な作業員数を確保できるかどうかを課題に挙げる企業もある。

表 1-26 メコン地域からの調達を検討する上での課題（在タイ日系企業）

(単位: %)

分類	個別質問項目	回答数	割合
時間的・金銭的物流コスト	高額な物流費用（運送費）	117	30.2
	物流にかかる時間的コスト	145	37.5
税関手続き・法制度	高額な通関関連費用・不透明な支払い	105	27.1
	通関時の時間的コスト	87	22.5
	通関時の煩雑な書類手続き	92	23.8
	曖昧な物流関連法規、担当官毎の法解釈のずれ	84	21.7
物流サービス	信頼できる物流業者の不在	56	14.5
	各種物流関連リスクの存在（物損対応、紛失等）	63	16.3
物流インフラ	道路等基礎インフラの未整備（精密部材が運搬不可等）	90	23.3
	物流環境の未整備（物流倉庫、冷蔵配送施設等のインフラ）	33	8.5
	その他物流関係の要因	8	2.1
取引先企業に対する懸念	部材品質に対する懸念	166	42.9
	信用懸念（決済、納期、トラブル対応等）	124	32.0
	そもそも調達可能な部材が存在しない	122	31.5
	規格・基準上の制約（輸入国の規格を満たすことが出来ない等）	36	9.3
	その他調達先に起因する要因	8	2.1

（出所）ジェトロ「メコン・ビジネスニーズ調査 2015」

これまで日系企業はラオス、カンボジア、ミャンマーについて、「極端なインフラ不足」等を理由に、投資先としては、ポテンシャルの高さは評価されていたが、「時期尚早」とみなされていた。こうした課題を見ると、CLMV の投資環境は改善されているものの、根本的に大きく変わったとは言い難い。

しかし、CLMV の投資環境の改善が緩やかであっても、周辺国である中国やタイの投資環境が激変しており、CLMV に対する見方が大きく変わってきている。

中国の広東省にあるスマホのセットメーカーの月額給与の手取りは 2,900～3,500 元（約

5万2,200～6万3千円）ですでに限界にきている⁶⁾。すでに、スマホの中国市場は飽和しつつある。もう元高、元安という為替の話をするレベルでもなく、中国より賃金が割安な国への生産移管をする段階に来ている。今ならインドの工場人件費は中国の5分の1であるという。

タイでは、失業率が1%を割り込むなど労働力確保が難しさを増し、人件費上昇に耐えられない地場中小企業の間では、廃業を余儀なくされた事例もある。タイ地場の輸出志向型企業は、国際競争力を喪失する懸念があり、周辺国に事業移管することでこの難局に当たっている。

メコン地域では、工業団地、東西経済回廊や南部経済回廊整備や港湾などの産業インフラの整備が引き続き進展して、利便性が高まことになろう。また、ASEAN 経済統合の深化と相まって、メコン地域への投資環境は引き続き改善されることになる。しかし、より重要な点は、中国やタイの急激な賃金上昇で、メコン地域でも賃金が増しているものの、依然として労働コストは割安である（表 1-28）。これから、日系企業の間でも、メコン地域の競争力のある労働コストに着目する動きが、少しずつではあるが広まってゆくものと見込まれる。

表 1-27 各国の投資環境上の課題

(単位：%)

	タイ	ベトナム	カンボジア	ミャンマー
インフラ（電力、物流、通信など）の未整備	10.5	49.5	65.5	92.3
関連産業集積の未成熟・未発展	2.6	24.3	34.5	30.8
行政手続きの煩雑さ（許認可など）	28.3	66.1	41.4	69.2
現地政府の不透明な政策運営	30.2	55.6	41.4	76.9
出資比率制限など外資規制	17.6	13.1	0.0	30.8
消費者運動・排斥運動（不買運動、市民の抗議等）	0.5	0.7	0.0	0.0
人件費の高騰	68.7	66.6	48.3	61.5
税制・税務手続きの煩雑さ	23.8	65.0	48.3	76.9
知的財産権保護の欠如	9.4	16.4	6.9	46.2
土地／事務所スペースの不足、地価／賃料の上昇	13.2	13.6	0.0	69.2
取引リスク（代金回収リスク等）	4.5	14.7	3.4	38.5
不安定な為替	21.0	27.3	0.0	30.8
不安定な政治・社会情勢	42.3	10.3	34.5	69.2
法制度の未整備・不透明な運用	22.6	67.5	72.4	76.9
労働争議・訴訟	15.6	20.1	24.1	23.1
労働力の不足・人材採用難	47.8	17.5	48.3	46.2
※有効回答者数	808	428	29	13

資料：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査 2013 年度」

表 1-28 生産拠点として：賃金（基本給・月額）（日系企業アンケート調査：14 年 10 月時点）

（単位：米ドル）

	製造業						非製造業			
	作業員		エンジニア		マネージャー		スタッフ		マネージャー	
	回答企業数	金額	回答企業数	金額	回答企業数	金額	回答企業数	金額	回答企業数	金額
オーストラリア	32	55,089	29	76,667	33	102,625	93	65,682	89	121,060
ニュージーランド	17	37,007	15	54,567	19	73,873	26	45,204	24	88,159
韓国	61	32,826	52	42,726	67	57,232	101	45,676	103	74,692
香港	25	26,718	13	33,111	30	54,526	138	34,500	115	66,404
シンガポール	28	26,285	27	48,435	28	69,548	149	39,119	142	72,640
台湾	31	18,404	28	25,422	31	37,992	32	21,355	32	40,521
中国	434	8,204	378	13,045	415	22,921	272	15,441	251	35,786
マレーシア	95	7,630	83	15,641	86	29,499	46	14,439	41	30,829
タイ	260	7,120	247	12,444	250	25,143	185	11,049	159	26,109
インドネシア	205	4,481	170	7,215	193	16,468	127	7,263	110	19,213
フィリピン	62	4,012	56	6,611	55	15,807	32	7,678	30	19,742
パキスタン	8	3,817	8	8,736	8	21,925	5	3,973	5	14,854
インド	122	3,618	123	8,693	135	20,123	144	8,615	143	23,513
ベトナム	213	2,989	192	5,800	189	13,499	117	7,848	104	18,452
スリランカ	9	2,294	7	5,901	8	11,107	11	3,860	11	10,373
ミャンマー	3	2,062	2	4,700	4	12,312	23	5,178	16	13,776
カンボジア	16	1,887	10	3,996	9	9,054	15	5,599	11	13,811
ラオス	6	1,718	3	2,615	2	12,153	6	4,802	5	17,422
バングラデシュ	17	1,580	15	3,929	20	8,683	8	5,651	8	15,251

年間実負担額：一人あたり社員に対する負担総額（基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などの年間合計。退職金は除く。2014 年（度）時点）。

基本給：諸手当を除いた給与、2014 年 10 月時点。

作業員：正規雇用の一般工職で実務経験 3 年程度の場合。請負労働者および試用期間中の作業員を除く。

エンジニア：正規雇用の中堅技術者で専門学校もしくは大卒以上、かつ実務経験 5 年程度の場合。

マネージャー（製造業）：正規雇用の営業担当課長クラスで大卒以上、かつ実務経験 10 年程度の場合。

スタッフ：正規雇用の一般職で実務経験 3 年程度の場合。ただし派遣社員および試用期間中の社員は除く。

マネージャー（非製造業）：正規雇用の営業担当課長クラスで大卒以上、かつ実務経験 10 年程度の場合。

（出所）ジェトロ：「ミャンマーの投資環境と日系企業進出動向」

<参考文献>

- ・ 大木博巳「ビジネスの眼 パンコク・ハノイ・広州出張報告(2)ベトナムに吹く台湾企業旋風」ジェトロセンサー2008 年 6 月
- ・ 同 「ビジネスの眼 パンコク・ハノイ・広州出張報告(3)ベトナムで進化する日系企業」ジェトロセンサー2008 年 7 月
- ・ 藤村学「大メコン圏における輸送インフラ」日本評論社 2015
- ・ 国際貿易投資研究所「世界主要国の直接投資統計、概況編 2015」
- ・ ジェトロ（2015）「メコン・ビジネスニーズ調査 2015」
- ・ ジェトロプノンペン事務所「カンボジア投資概況」
- ・ ジェトロヤンゴン事務所「ミャンマーの投資環境と日系企業進出動向」

注

- ¹ GMS プログラムは、実践的で結果指向のイニシアティブとして開始された。ADB は関係各国等の調整や枠組み構築等の支援を行いつつ、関係各国の合意に則って優先プロジェクトの選定や財政支援、技術協力等を行っている。
 - ・「南北経済回廊開発」
 - ・「東西経済回廊開発」
 - ・「南部経済回廊開発」
 - ・「通信回線開発」
 - ・「城内電力相互接続と取引協定」
 - ・「城内貿易・投資促進」
 - ・「民間セクターの参入と競争の促進」
 - ・「人的資源と技能開発」
 - ・「戦略的環境枠組み」
 - ・「治水および水資源管理」
 - ・「観光開発」
- ² ジェトロ通商弘報 2015 年 01 月 15 日付け
- ³ 例えば、鉄鋼は 1,560 万ドル(シェア 2.7%)と少ないながらも、2014 年同期比で 5 倍近くに増加した。このうち、熱間圧延フラットロール(HS コード 7208)が 1,370 万ドルと 9 割近くを占めている。(通商弘報 8 月 21 日付け)
- ⁴ 2015 年上半期の日本からの輸出については、中古車を中心とした乗用車・トラックなどの輸出が牽引した。一般機械(建設機械など)、電気機器を合わせた上位 3 品目で輸出全体の 8 割を超している。(ジェトロ通商弘報 8 月 21 日付け)
- ⁵ ジェトロ (2015)
- ⁶ 日本経済新聞電子版「中国経済、現地トップの皮膚感覚は」 2016 年 2 月 4 日付け

第2章 タイ系企業の周辺国展開

高崎経済大学 教授
(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員
黒川 基裕

第1節 はじめに一問題の所在と限定

1960年代から主に日系企業の海外直接投資を軸に工業化を推進し、経済発展を遂げたタイ国は、マレーシア、シンガポールなどと同様に東南アジア域内の先発国として位置づけられている。しかし近年では、GDP成長が著しい一方、景気の継続や最低賃金法の改訂による賃金上昇と人的資源の不足によって、タイ国に進出している日系企業からは、コスト上昇を危惧する声が聞かれるようになっており、少なくとも労働集約的な工程を周辺国に移転することはできないかといった域内最適調達を検討されている。また、2015年末からのアジア経済共同体(AEC)という枠組みも、域内交易と産業立地の自由化を促進するものであり、その傾向に拍車をかけているようである。さらには、経済の高度化を目指すタイ国政府においても、経済計画の中で技術・知識集約的な産業への移行を重視しており、このような動向も一部の製造業がタイ国内に留まることを難しくしているようである。本研究の狙いとなっている「アジアのサプライチェーンがどのように変容しているのか」という点において、タイ国からの周辺国展開のことを表しているタイ+1(タイプラスワン)という動きは、その中心的なものであるといえる。

タイ+1については、日系企業を中心とする外国資本の動向について、既に先行研究が蓄積されており、大泉(2013)は生産体制のフラグメンテーションと周辺国の投資環境の変化が、その方向を加速させていくと説明している。また小野沢(2013)は、タイ+1の可能性に言及する一方で、周辺国展開によるコスト削減が想定しているほど進んでいないという実態から、概念としては整合性のあるタイ+1という動きが必ずしも容易に進展するわけではないということを説明している。日系企業の動向についても、見解が定まっていないところではあるが、同じ投資環境下において、果たしてタイ系企業はどのように周辺国展開と捉えているのかということに関しては、あまり議論されていないようである。そこで本章では、外資系企業が周辺国への展開を意識している一方で、先発国のタイ国で成長し

てきたタイ系企業自体は、近年どのような動きを見せているのかを明らかにすることを主たる目的とする¹。

研究方法としては、プラスワンの候補として挙げられることが多い CLMV4 カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）とタイとのマクロ経済レベルでの関係性について、近年の輸出入の変化、タイ国から CLMV4 カ国への直接投資流入額を用いて検討する。次に、タイ+1 と位置づけられるタイ系企業の動向に関しては、CLMV4 カ国のうちいずれかに進出を果たしているタイ系企業へのヒアリング調査を通じて、進出要因や現地での業務状況を確認し、周辺国展開しているタイ系企業に関する何らかの共通点の抽出を目指す。

本章の構成は、以下のとおりである。第 2 節では、域内の先発国であるタイ国の経済概況を踏まえ、タイ+1 という周辺国への展開ニーズがどのように意識されているのかを考察する。次に第 3 節では、輸出入実績と、直接投資額を中心に、タイ国と周辺国の関係性の変化について説明する。第 4 節では、タイ系企業 4 社へのヒアリング調査の結果を中心に、近年の周辺国展開の状況を考察する。最後に、第 5 節は、本章のまとめと考察である。

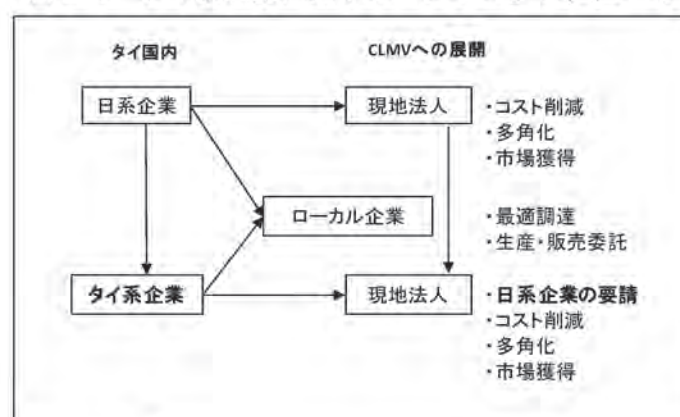
第 2 節 タイ国経済の概況と周辺国展開のニーズ

本節では、タイ国経済の現状を踏まえた上で、特にタイ系企業にとってのタイ+1 を位置づけてみる。

発展を続けるタイ国が抱えている課題として、人材確保の難しさが挙げられる。景気の継続と経済活動の拡大により、タイの製造業や建設業は周辺国からの労働力流入に既に依存しているが、その状況下で人材の確保と賃金の上昇が慢性的な課題となっている。2015 年前期の失業率は、0.95%という低水準となっており、人材確保の難しさを示している。賃金に関しては、インラック前首相時代に最低賃金が全国一律で 300 バーツに設定されたこともあり、労働集約的な産業は、地方においても存続が厳しくなっている²。このような状況下では、図 2-1 に示したとおりコスト削減のために労働力が確保できるミャンマーやベトナムへの生産移管が検討されることになる。また、タイとの賃金格差に着目すると、上記 2 カ国ほどの人口規模がないとしてもラオスやカンボジアも工業化が進展し余剰労働力が吸収されるまでの間は視野に入る。これに加えて、製造業部門のタイ系企業の場合は、タイ国内においてサプライシステムに参画し、部品供給などで日系企業と取引があるケースも少なくない。日系企業が、周辺国展開の検討にあたって各国のローカル企業の技能

水準に満足していないという声があるが、その点からタイ国内と同水準のサプライヤシステムを構築したいと考える日系企業によって、タイ系企業が進出要請を受けるかもしれない。本研究では、自動車部品メーカーの進出状況について業界団体などを通じて確認したところ、この種の進出事例の増加は明確に確認できなかったが、かつて日本からタイ国への2次的、3次的な協力企業の進出が続いていたように、これまで実績を積んできたタイ系企業も日系企業のグローバル生産体制に依っていく段階に入っていくかもしれない。

図 2・1 タイ系企業における「タイ+1」の位置づけ



(出所) 筆者作成

タイ国は、前述のとおり域内各国の中で先行して発展した国であり、一人あたり GDP は域内第 4 位である。アジア通貨危機や国内の情勢不安に影響を受けたこともあったが、GDP 成長は堅調である。しかしながら、2014 年の GDP 成長率を見てみると 0.87% に留まっており、中進国らしく成長の鈍化が見られるようになっている。同年の CLMV の成長率を見てみると、カンボジア (7.03%)、ラオス (7.46%)、ミャンマー (8.5%)、ベトナム (5.98%) となっており、日系、タイ系問わず企業にとっては、成長に伸びしろのある周辺国の市場が魅力的に映るであろう。その点では、早い段階からの市場獲得を目的とした現地法人の設立や、CLMV 各国のローカル企業との提携などが想定される。消費市場としての魅力という点では、飲食などサービス産業の進出が近年増加しているという実態がある。

また、2012 年から施行されている 5 カ年計画の第 11 次国家経済社会開発計画 (NESDP) では、knowledge-based Economy の推進が強調されており、これまでタイで中心的であった労働集約的、資本集約的な産業が、居場所を失いつつある。前述の最低賃金の引き上げも、政府のそういった指針を反映したものであると考えられる。そのような国の政策目的からも、従来型の産業の受け皿としての周辺国の存在が重要になってきている。こういっ

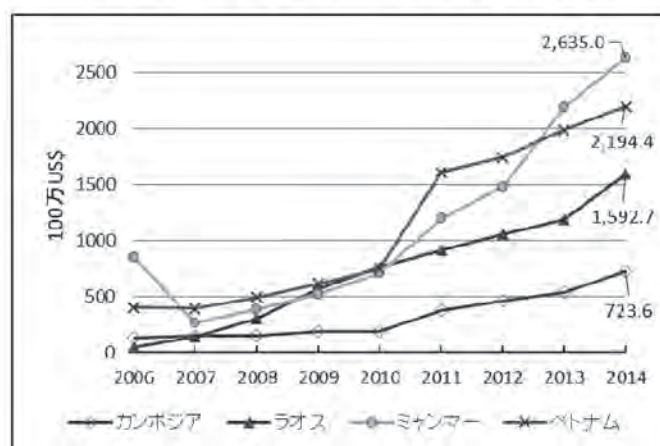
た近年の状況変化は、一般的に日系企業より労働集約度が高く資本装備率が低いと考えられるタイ系企業にとってより深刻であると考え、タイ+1 の動きは今後タイ系企業においてより明確に見られる動きとなるかもしれない。

第3節 直接投資および輸出入の状況

本節では、タイ国と CLMV4 カ国について、タイから各国への直接投資額、そして輸出入の近年の変化をもとに、その関係性の深化を確認する。タイから周辺国への直接投資と貿易額については、前章でも議論されているため、ここでは外観を整理することに留める。

図2-2 は、タイから CLMV への直接投資額である。この金額は、タイ財務省の統計を引用したもので、タイからの投資額全体を表しており、タイ系企業による投資のみで構成されているものではない。この図で注目されるべき実績は、最もポテンシャルがあると言われているミャンマーへの直接投資額が、ついにベトナムを超え 4 カ国中トップになったことである。ベトナムを除き隣接している 3 カ国では人口規模が最大であり、消費市場の規模でも豊富な労働力供給でも評価が高い。しかしながら、ベトナムを越えた 2013、14 年の構成比を見てみると、製造業の占める割合は 1.4%、4.1%となっており主たるものにはなっていない。ミャンマーへの直接投資については、鉱業が 80.1%、77.4%となっており、資源獲得を目指した投資がほとんどを占めていることがわかる。一方、2 番目に大きい部門は金融部門で、2013、14 年において 9.8%、9.9%を占めている。

図 2-2 CLMV 諸国への直接投資累積額



(出所) Ministry of Finance, Thailand

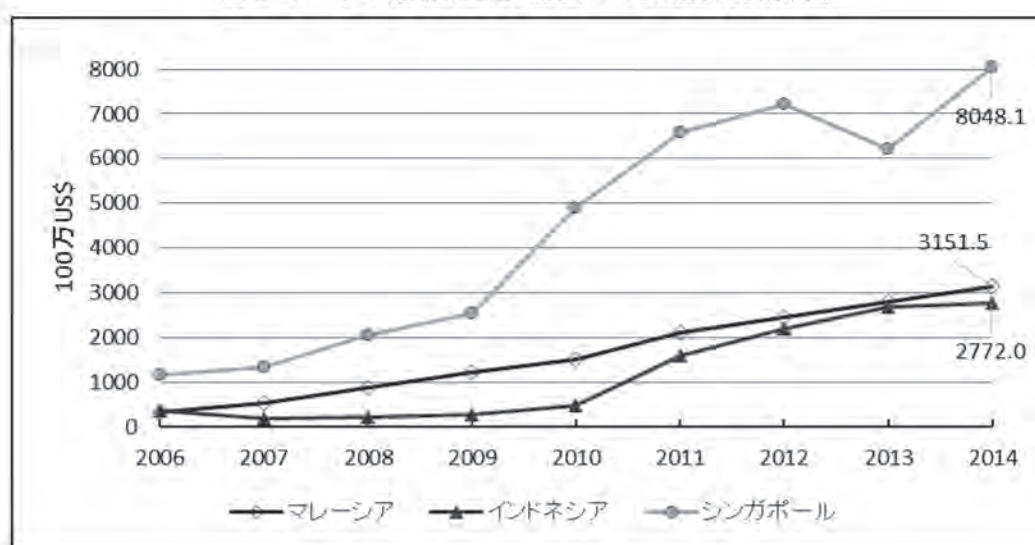
一方、2 位となっているベトナムでは、2013、14 年の直接投資構成比において、製造業部門の占める割合は 32.2%、33.3%であり、タイの製造業が CLMV の中で最も注力している場所であるといえる。金額でも 2014 年実績でミャンマーが約 1 億ドルなのに対してベトナムは約 7.2 億ドルである。また、2 番目に大きい部門としては、鉱業であり 2013、14 年実績で 18.5%、22.1%であり、ミャンマーと同様の特徴を持つ面もある。金融部門に関しては、10.5%、10.1%となっておりミャンマーより高いが、金額はミャンマーを僅かに下回る³。

ミャンマー、ベトナムについて伸びが大きいのはラオスである。ラオスへの製造業投資は、2013、14 年実績で約 1.9 億ドル、2.7 億ドルとなっており、ミャンマーを上回っている。製造業部門の構成比は、2014 年の場合、金融部門（28.6%）、建設部門（20.5%）に次いで 17.5%と高い割合になっている。タイ+1 では、労働集約的な製造業はミャンマーを目指すと想定されているが、現時点では工業化が進展しているベトナムやミャンマーより小国であるラオスへの進出が依然として大きくなっていることがわかる。

最後に残されたカンボジアについても、2013、14 年の製造業直接投資の実績値が約 1.1 億ドル、2.1 億ドルとなっており、金額は低いものの全投資額の 18.9%、29.8%と中心的である。また、同時期のミャンマーにおける製造業直接投資は、約 1.7 億ドル、2.0 億ドルであることを考えると、カンボジアへの製造業投資は軽視できない規模である。

参考として、投資が先行しているシンガポール、マレーシア、インドネシアへの直接投資額を図 2-3 に示す。

図 2-3 その他 ASEAN 諸国への直接投資累積額



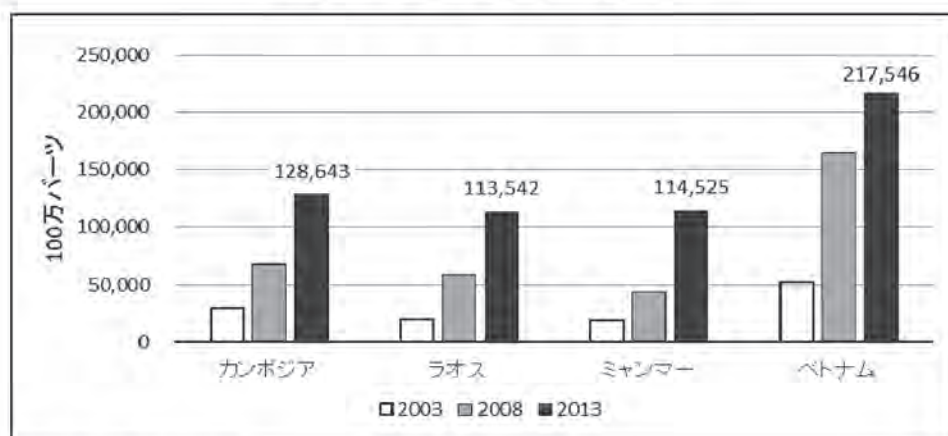
(出所) Ministry of Finance, Thailand

ミャンマーへの投資に関しては、現時点で鉱業部門が中心であるが、期待されており製造業部門の進出が進展すれば、マレーシア、インドネシアの投資額を近々上回る可能性がある。

ミャンマーへの製造業投資が想定より遅れていることに関しては、筆者らによる現地調査において、製造業投資の課題が明らかにされている。当初は、ミャンマーにおける安価な労働力を目指して、あまり技能を要しない労働集約的な工程の積極的な移転が想定されていたが、実際には不安定な電力供給や整備された工場団地の不足、輸送コスト、日数が想定以上であったこと、更には制度の不備もあり、総合的に鑑みるとコスト削減効果が薄いと考えている企業が多いとのことであった。上記で説明した直接投資の動向は、依然としてベトナムへの製造業直接投資が大きく、加えてミャンマーより条件が悪いと考えられてきたラオス、カンボジアへの投資も堅調であることを説明しているが、ミャンマーの投資環境が改善されないかぎり、製造業部門の投資が同国に偏重することはなさそうである。

次に、タイから CLMV4 カ国への輸出額をまとめているのが図 2・4 である。各国に対する輸出額は、いずれも堅調に伸びており、2003 年から 2013 年にかけての平均成長率は、カンボジア 18.0%、ラオス 20.2%、ミャンマー 20.6%、ベトナム 16.1%となっている。

図 2・4 CLMV 諸国への輸出額



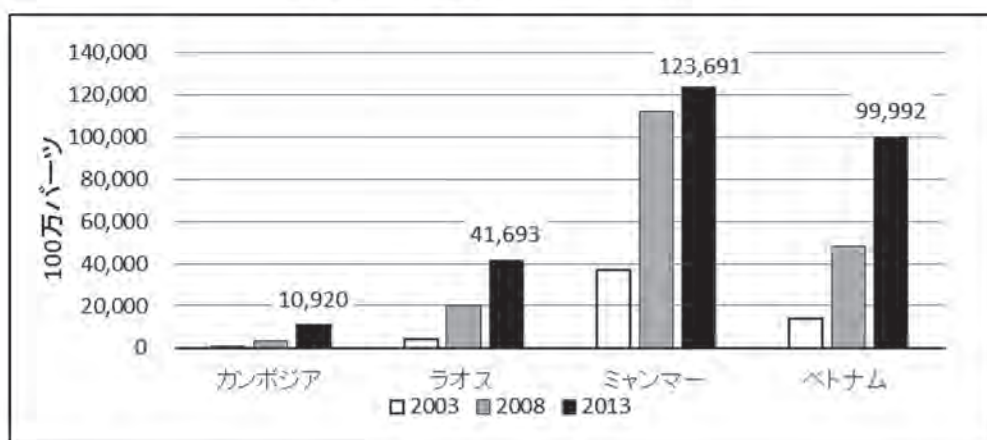
(出所) タイ国税関

ベトナムが大きく引き離している要因は、より大きな消費者市場の存在によるところが大きい。2003 年から 13 年までの間、ミャンマーへの輸出額はカンボジア、ラオスの額を大きく上回らなかった。このことから、ミャンマー市場が未成熟であることがわかる。

しかし、期間中の平均成長率は最大であり、政治的安定や企業進出に伴う材料輸出によって今後の拡大が期待される。

最後に、輸入額についてはミャンマーが最大の金額となっている。(図 2-5) これは、資源輸入が大きく寄与しており、前述の対ミャンマー直接投資の産業別構成比と合致する。2003 年から 2013 年までの平均成長率は、カンボジア 45.4%、ラオス 31.7%、ミャンマー 14.5%、ベトナム 25.3%となっており、金額が低い下位 2 カ国の伸び率が極めて高い。

図 2-5 CLMV 諸国からの輸入額



(出所) タイ国税関

第 4 節 進出企業の事例

本節では、タイ系企業による周辺国展開の具体的事例から実態を明らかにするために、タイ系企業 4 社へのヒアリング調査の結果を取りまとめる。ヒアリング結果全体を通して、タイ系企業が周辺国展開する際の特徴について考察してみる。

4.1 T Apparel 社

T 社は、2000 年操業のアパレル製造企業であるが、家族経営の関連企業を含めた経歴としては、40 年を超える。T 社は 3 代目にあたる息子が社長を務め、その妻と社長の妹で経営陣を構成している典型的なタイ系企業である。アパレルの中でもスポーツウェアを中心としており、台湾、中国、米国、日本の有名ブランドのスポーツウェアの OEM 生産を請け負っている。タイ国内では、バンコックの他、地方に 2 工場を保有しており、雇用者数は

約 650 名、年商は 1,200 万ドルである。

T 社がはじめての周辺国展開を果たしたのは 2013 年であり、ミャンマーへの進出であったが、その最大の要因はタイ国が 2015 年に EU の GSP 対象国から外れるというものであった⁴。T 社は、欧州への輸出量も多く、関税が発生することは競争力低下につながるため、まだ GSP が付与されているミャンマーへの進出を決定したという。候補先としては、ベトナムも考えたが、地理的近接性の観点からミャンマーを選択した。

ミャンマー選択の要因は他にもある。1 つは、ミャンマーのパートナーとなる同業者に出会ったことである。T 社社長は、加盟している TGMA（タイ衣料製造業者組合）を通してミャンマー人の共同出資者に出会ったが、その出会いが重要であったという。経営判断において、投資環境だけではなく人間関係を重視する点もタイ系企業らしいといえるかもしれない。また、もう一つの要因は人的資源に関連するものであるが、T 社の地方工場はタイ国西部のミャンマー国境に比較的近いところに立地しており、同地でこれまでにミャンマー人労働者を多く雇用してきた経験があったことも、ミャンマーを進出先として選択する理由になったという。タイ国内において、ミャンマー人を雇用するノウハウを身につけたと感じていたようであった。

ミャンマーの工場は、ヤンゴン市内にあり、工場建設地はミャンマー人のパートナーの勧めで決定した。最終的に、パートナーからは名義のみを借りることとし、資本金の 50 万ドルは全額自分で調達した。設立から 5 カ月後、ミャンマー政府が縫製産業において外資 100%での企業設立を認めたため、表向きもタイ 100%出資の企業に変更した。工場設立から生産開始までは 6 カ月を要し、その間に人材育成も完了した。日本製の機械を台湾と中国から輸入して工程を組んでいるが、雇用したミャンマー人の技能水準には満足しているという。また、優遇措置や国内法規も障壁になったことはないと考えている。しかし、生産開始から 2 年以上経った現在でも、現地にはタイ人スタッフ 10 名を駐在させており社長自身も毎週のように現地に赴いているという様子を聞くと、技術移転に手厚いと評価できる一方、生産体制の維持には大きな負担が伴っているようにもみえる。

ミャンマー進出においては、外貨持ち出し規制などが阻害要因となって、ミャンマーからタイや日本など海外の本社所在地への利益回収が難しくなっていることが、課題として指摘されている。この点について T 社の場合は、まずミャンマーの工場で取り扱う生産はタイ法人で受注し、材料はタイで調達してからミャンマー法人に送る。次に、生産費用をカバーする最低限の発注額をミャンマー法人からタイ法人に請求させ、タイ法人は生産費

用を賄うためにそれを支払うと同時に、利益に相当する額を当初からタイ国に残すことができることになる。最後に、ミャンマーで生産した商品は、直接海外の顧客へ輸出・納品するという。また T 社はミャンマーで拡張路線にあることから、僅かに残る利益は内部留保してもミャンマー国内での投資に回せるため、海外送金は障壁になっていないとのことであった。

現時点での最大の課題は、デリバリーにかかる日数であり、ヤンゴンの工場から日本に納品されるまで 30～40 日かかっていることを懸念している。この事については、ヤンゴン港の通関手続きの処理能力に主たる原因があると考えており、制度の簡便化やダウエイ港の開港などによる改善を強く望んでいた。その他の課題としては、賃金制度の複雑性があり、給与に加えて 7 種類の手当を支給しなければならないこと、また最低賃金の上昇が計画されていることを嫌気していた⁵。

しかし、上記のとおり技能水準には満足しているようで、今後ヤンゴンの工場を拡張することを決定しており、より高い技能が要求される生産の移管を加速化していきたいとしている。

4.2 D Textile 社

テキスタイルの製造を 1959 年から手がけていた D 社は、今やその業態を縫製にまで拡張しており、バンコックと北部を中心とした地方に 4 工場を有し、従業員数は 3000 名を超える。米国、日本の有名ブランドのスポーツウェアを OEM 生産しており、年商は 1 億 1,000 万ドルである。

D 社は、2005 年にラオスへ、そして 2014 年にミャンマーに進出している。2005 年時にラオスへの進出を決定したのは、タイ国内の工場が北部に立地しており、タイ工場から陸路で 3 時間程度の距離に立地可能であるため、タイ国内からのサポートが可能であると考えられたからだという。当時、経営状況からは海外進出について喫緊の必要性はなかったが、「将来に向けて、一度海外展開というものにトライしてみたい」という考えがあったという。海外に拠点を持った際に顕在化する問題を抽出しておきたかったようである。単に海外展開が目的であったため、中国への納品という点で構想しやすいベトナムや隣接するカンボジアも候補となっていたが、「ベトナムは中国、台湾からの素材調達と中国への製品輸出という点では魅力があるが、タイから遠すぎてコントロール出来ない」、「カンボジア

は、発展するポテンシャルを感じられないし、タイ人とカンボジア人は合わない気がする」という結論に至り、やはり立地面での利点を軸にラオスへの進出が決まった。また、ラオスに関しては、タイ人にとって言語面でコミュニケーションに障壁がなく、タイの工場が北部に立地していた関係でラオス人を雇用した経験があるという点も意思決定に影響していた。

現在、ラオスの工場は、約 200 名体制で運営されており、そこに 7 名のタイ人スタッフが常駐している。設立以来、生産活動は順調に推移しているが、今日まで 10 年間生産量も変化せず、生産能力も拡張していない。ラオスの市場規模、労働力供給を考えると、現在の規模が適切であるという。今後も拡張は考えていないが、リスク分散の観点から撤退する気はないという。ラオスの工場は、当初の予想通りタイの国内工場からのアクセスが良く、両者の連携は想定通りに機能しているようであった。

その後、D 社は 2014 年にミャンマーへの進出を決定する。ミャンマーへの進出事由としては、やはりタイの GSP が終了することであった。欧州との取引が多い D 社は、クライアントに推奨され、ミャンマー進出を決定する。GSP 対策ということであれば、既に進出していたラオスの工場を拡張するという選択肢もあったと思うが、やはりラオスで生産能力の規模を大きくしようとすることは考えにくいようである。現在ミャンマーヤンゴンに立地する工場は、従業員 500 名体制で立ち上げ期ということもあつてか 15 名もの駐在員をタイから派遣している。生産設備は、タイの工場とは異なり台湾メーカーのものを導入したという。「性能・品質は日本製と同じで価格は半分」というのが D 社社長の見解である。ヤンゴンには縫製工場が立地しているが、そこでの生産に活用される生地は、設備と同様に台湾経由で輸入しているという。

現在まで、ミャンマーでトラブルを経験しておらず、物流を含めて同国のビジネス環境に不満を感じていない。例えば、台湾からの生地の輸入も 10 日程度で納められている。ラオスの工場とは異なり、タイの生産を順次移管しながら、3 千から 5 千名規模に拡張しタイを代替する拠点づくりを目指す。唯一気になることといえば、電気、水道などのインフラ供給の不安定性であるが、それさえも GSP のメリットが凌駕してしまうという。

インタビュー当時は、2015 年 11 月実施のミャンマー上下両院総選挙前であったが、どのような結果になろうとも混乱が生じることがないと確信している。「進出前、何度もミャンマーを訪問し、タイ都の共通点、社会の安定性を充分に感じた」というのが D 社社長の意見である。

4.3 R Chemical 社

R 社は、1970 年操業の塗料メーカーである。現在複数の自社ブランド製品を 5 品目以上管理しており、東南アジア全域に販売している。

周辺国展開を検討したのは、タイでの生産コストが上昇してきたためである。その主要因は人件費である。タイからのアクセス、政府による恩典、インフラなどの投資環境を軸に検討した結果、2013 年にラオスのサバナケートに立地することを決定した。ラオスに関して R 社は、1989 年から 10 年間同地に工場を立地したことがあったという。この際は、10 年間の投資恩典が与えられ、良好な環境で生産活動を推進できた。その際には、恩典の終了と同時に一度撤退を決めたというが、今回同国に再進出するという意思決定には、その際の経験蓄積が関係していることは間違いないだろう。また、R 社もタイとラオスの言語面の親和性を重要な点であると指摘していた。

ラオス国内でもサバナケートへの設立を決定したのは、完成品の運搬を考えてのことであるという。メコン川を挟んでタイと近接しているのはもちろんのこと、国道 9 号線と 13 号線が交差する地点でもあり、域内全体に製品を流通している R 社にとって優位な立地となっている。

2013 年から 1 年間は立ち上げ期間に充てられ、生産開始は 2014 年からであるため、まだ本格的な生産に至っておらず、60 名程度の従業員で年産 8 千トン程度の生産量であるという。恩典やインフラ、社会情勢などの投資環境には満足しているが、技能者のレベルには不満があり「タイの水準より低い」と評価している。

今後、サバナケートの拠点を拡大し、ラオス国内に加えてタイ東部およびベトナムへの輸出を目指していくという将来展望であった。ラオス市場については、「消費者の評価は厳しく、高い品質のものを低価格で販売していくことが常に求められる」と捉えており、先発国であるタイからの進出にも関わらず、同国内市場でのビジネスを容易に考えていない様子が伺える。

4.4 S beverage 社

1891 年操業の大手飲料品メーカーである S 社は、既に 15 の関連会社を 13 カ国に展開しており、栄養ドリンクを中心に 70 カ国への輸出を達成している。より早い段階から周辺国展開を推進してきた企業である。ここでは、2015 年におけるミャンマー進出についてのヒア

リング結果を提示する。

32 のブランドを 100 品目で構成し、従業員約 3000 名が 6 億ドルを売り上げる S 社であるが、当初ミャンマー市場への対応については、タイからの輸出によるものであった。しかし、ミャンマーでの需要増と製品輸出の負担でタイからの対応が難しくなってきたため、ミャンマーにおける生産拠点の設立を決定し、2015 年 3 月の生産開始に至った。

現地生産において最も不安であったのは材料調達であった。この点を保管するには、海外からの調達手続きも踏まえてチャンネルを持つ存在が必要であると考え、ミャンマー企業との合併でスタートしている。国内生産に切り替えただけあって、輸出対応している企業よりは配送の効率性などの点で優位にあるという。工場はヤンゴン市内にあり、主たる市場がヤンゴンであるため納品先への配送が効率的に行われている。2015 年の前半だけで、ミャンマーの飲料市場は約 30% 成長しており、今後の売上増が期待されている。「進出することで競合企業より効率的なサプライチェーンを確立しており、また顧客に近いことでマーケティング情報も収集できるようになっている」という。

政治イベントの影響については「2015 年 11 月の総選挙後の動きを注視しなければならない」と慎重であるが、まもなく予定されている最低賃金の上昇も、資本集約的な生産工程を組んでいるため人件費の上昇には大きな影響を受けないと考えられている。

上記の 4 つのケースを通じては、タイ系企業自身もコスト高や EU の GSP 終了などタイの経済状況の変化に影響を受け、周辺国展開という選択肢を重視していることがわかった。同じ縫製産業を担う T 社と D 社は、ともにミャンマーへ進出しているが、いずれも GSP の終了が契機となっている。また、両者の共通点としては、タイ国内の工場の立地と進出先との関係性である。タイ西部に工場を擁する T 社は、ミャンマーに近いという立地特性にミャンマー人を雇用してきたこと、ミャンマー語で指導できるタイ人材が育成されたことを総合的に鑑みてミャンマー進出を選択した。タイ北部に工場を擁する D 社は、タイ国内工場からのサポート対応が可能な距離であることに加え、ラオス人を雇用してきた実績も助けて、ラオス進出を選択している。この 2 ケースからは、進出前の国内での立地や外国人労働者の雇用実績が周辺国展開の意思決定に影響を与えていることがわかる。

4 社の共通点としては、タイ系企業が周辺国の政治経済情勢の見通しに楽観的である点である。日系企業の中には、ミャンマーなどの政治体制にリスクを感じる人が多いが、同じ域内に存在し周辺国とも長い交流の歴史があるタイは、近接していることによる優位

性が存在するのかもしれない。

また、自社ブランド品を展開する S 社と R 社については、進出先での市場開拓に苦心していないという共通点が見出されるが、この事については、2つの理由が考えられる。1つは、タイ系企業が域内で先行しているため、CLMV において競合となるローカル企業が少ないこと、もう 1 つはタイ系企業が周辺国市場でブランド力を有していることである。日系企業の海外展開においては、「日本ブランド」ということで品質、性能、価格などに信頼を置かれることがあると考えられているが、アジア域内においてはタイ系企業もレベルの違いがあるが同様の価値を獲得している可能性があるのではないかと考えられる。

本節では、4つのタイ系企業の事例を紹介したが、これらの企業を選定するにあたっては、業界団体からの紹介に依存していた。またその過程で CLMV への進出実績がまだ限定的で、研究対象となるような進出事例が多くないということがわかった。このような状況の中で、タイ国政府において投資許認可業務を司るタイ国投資委員会 (BOI) では、2012 年より「海外ネットワークセンター」という事業を立ち上げ、タイ系企業の海外展開を後押ししている。センターでは、研修に参加している経営者 60 人に対し、計 60 時間の講義を実施する。その内容は、投資対象となる国に関する情報提供、また進出計画に対するコンサルティング、各国からの訪タイ視察団との交流などである。また、ミャンマー、インドネシア、カザフスタンへの視察も実施した経験がある。現在、センターでは建設、農業・食品加工、繊維・アパレル、エネルギー関連、金属加工、その他労働集約的産業の 6 業種にターゲットを絞っており、これらの業種でビジネス展開する経営者の海外展開を積極的に支援していこうとしている。

第 5 節 まとめと考察

本章では、これまであまり調査対象となっていなかったタイ系企業自身のタイ+1 (=周辺国展開) に着目し、統計やタイ系企業の進出事例をもとに実態の把握を試みた。

結果として、タイと CLMV4 カ国は、タイからの直接投資の流入や貿易の増大によって経済活動がより深化していることがわかった。また製造業の移転先としては、ミャンマーは依然として出遅れている一方で、人口が少なく労働力供給にも市場規模にも期待できないと考えられがちなカンボジアやミャンマーが受け皿になっていることがわかった。

周辺国展開している 4 社の事例からは、タイ系企業が周辺国展開を上手く活用している

様子が伺えた面もあったが、今回調査対象企業を選定する過程においては、このような事例は依然として少数で、タイ国内での企業活動が切迫していないだけに中長期的な展望で周辺国展開が検討されている段階にあることもわかった。

アジア各国の経済発展を「アジア経済論」という枠組みで議論していた頃は、先発国から後発国へ労働集約型産業が順序良く移転され、発展が連鎖的に波及するという「雁行型経済」が明瞭に確認されていた。事実、日本、アジア NIES、ASEAN、中国という経済発展のバトンタッチは第 2 次世界大戦後から近年までに確認された。しかし、東南アジア先発国のタイ国から周辺国への移転という流れにおいて、必ずしも同じ連鎖が続くとは考えられない。特に 2015 年末からの AEC によって、タイからの輸出対応で周辺国の市場に対応できると考える企業は多く、また依然として生産能力の拡張が可能なタイの現場で、さらなるスケールメリットを目指していくということも併せて、周辺国に新たな生産拠点を設けることに消極的な企業も多い。また第 2 節での考察において、タイの人件費や人手不足が周辺国展開を促すとしたが、日系企業がアジア NIES に展開した頃とは異なり、タイの場合は周辺国からの労働力受け入れなどで吸収している面もある。さらにコスト面でも人件費が高くなっていることは事実であるが、タイでの総コストが採算ラインに接近している産業は限定的なのではないかと考える。本研究で挙げたアパレル企業のような労働集約的な産業でさえも国内工場を閉鎖しているというわけではない。この点からは、CLMV の発展は、タイ+1 という受動的な要因を頼りに軽工業の移転を待っていても求められるものではなく、タイに比較優位を持つ産業の育成を進めながら域内統合される市場での位置づけを獲得していくことが重要になってきていると考えられる。

<参考文献>

- ・ 大泉啓一郎 (2013) 「「タイプラスワン」の可能性を考えるー東アジアにおける新しい工程間分業」『環太平洋ビジネス情報 RIM』 Vol.13No.11 : 1-23
- ・ 小野沢麻衣 (2013) 「メコン諸国 タイ+1 をどう使うか」『ジェトロセンサー』 2013 年 6 月号 : 56-57
- ・ JICA (2013) 『ミャンマー国-国有企業に係る情報収集・確認調査報告書』 JICA
- ・ NESDB (2012) *The 11th National Economic and Social Development Plan* NESDB

¹ 本章では、「タイ系企業」について、タイ資本 100%の法人であり、外国資本が経営に参画していない状態にある企業と定義する。

-
- ² タイの最低賃金は、見直しが検討されており、再び地域別の設定となる予定であるが、2016年6月までは、現行の制度が継続される予定。
 - ³ 金融部門の実績値は、ミャンマーにおいて2013、14年で約2.1億ドル、2.6億ドルであるのに対して、ベトナムは約2億ドル、2.2億ドルであった。
 - ⁴ GSPとは、(Generalized System of Preferences)であり、途上国に付与される特惠関税制度のことである。
 - ⁵ 手当については、従業員の間食をサポートする「Snack bonus」までも支給しているとのこと。

第3章 カンボジア

広島大学 准教授
(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員
高橋 与志

高崎経済大学 教授
(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員
黒川 基裕

工業手工芸省中小企業局中小企業計画統計課オフィス・チーフ
Chea Monykoran

第1節 はじめに

本章ではカンボジアを事例として、裾野産業の現状とサプライチェーン開発に関わる政策、官民による産業人材育成支援の取り組み、現地資本企業の実態について述べていく。

カンボジア日本人商工会の会員数は、2010年末の50社から2015年9月には162社にまで増えている。うち製造業は47社で、後発開発途上国向け恩典によるアメリカやヨーロッパ諸国における関税免除を生かした縫製業、製靴業や、タイ+1などによって労働集約的工程の分工場を立ち上げた部品産業が主流と言える。裾野産業が貧弱であることを無視できるようなビジネスモデルで進出していると理解できる。このような恵まれない条件を踏まえたうえで、どのような展開の可能性があり得るのかという問題認識に基づいて議論を進めていく。

第2節 裾野産業の現状とサプライチェーン開発のための政策

2.1 裾野産業の現状

2011年のミネベア、2012年の住友電装、矢崎工業と大手電気電子・自動車部品メーカーの進出が相次いだことでカンボジアへのサプライチェーンの展開が注目された。ただし、現地への部品等の取引を通じた波及効果という面から見ると、いずれも特定の労働集約的工程のみの移管にとどまっていたことが実状である。直近でもタイやベ

トナム、日本から部品を調達し、加工後はタイや日本に輸出するといった体制が続いている。各企業は経営上の合理的な判断として部品などの供給元を決めているため、それがカンボジアの裾野産業の現状を反映していると言わざるを得ないだろう。

日系製造業の進出も、前述のような部品メーカーは少数派で、縫製、製靴産業がほとんどと言っている。内外資を含む適格投資プロジェクト（QIP）認定企業数で見ても、1995年からの累計で両産業が7割を占めるという。こうした産業は Cut, Make & Pack（CMP）に特化していて、一部の工程のみを担当するという意味では部品メーカーと似通っている。実質的な飛び地型進出にとどまっている。近隣国と比べた低賃金や近隣国の工業集積との近接性があるからこそ飛び地型が実現しているのだが、だからこそ中小企業を中心とした現地資本のサプライチェーンへの参加につながりにくいという問題を内包している。

ミャンマーやベトナム、さらにラオスと比較しても、カンボジアの現地調達率の低さは際立っている。2015年のジェトロによる日系企業に対する調査でも、現地調達率は9.2%に過ぎない。タイ+1の競合相手になり得るラオスは23.2%に達していてその差は大きい。国内に加えてASEAN域内まで広げた場合の調達率では差がさらに広がり、カンボジアが35.7%に対してラオスは60.9%になる〔ジェトロ（2015）〕。物流面ではカンボジアの方が有利な点もあるにもかかわらずこのような結果が出たことについては、やはり裾野産業の利用可能性によるところが大きいと思われる。しかもこの水準は、2011年の国内調達率が14.0%、国内+ASEAN域内調達率が50.4%だったのと比べると減少している〔ジェトロ（2011）〕。2011年調査は回答企業数が11社と少ないためバイアスの存在が否定できないが、飛び地型の性格が極めて強い企業の進出が増えたことで現地調達率が下がったという説明にはそれなりの説得力がある。

一方で、飛び地型としての限界を持ちながら〇〇+1としてのカンボジアは、一つの流れとして定着している。縫製業では中国企業が目立っている。日系部品メーカーの駐在員は日本人だけでなく、タイ、マレーシア、中国からも派遣されている。こうした点からは、タイ+1に加えてチャイナ+1、さらにマレーシア+1の動きもみられると言っている。

地域的に見ると東部、特にバベット地区が優位性を持つと考えられる。ホーチミン港へのアクセスがよいため、日本との間の物流も円滑に行える。ホーチミンまでは65キロメートルに過ぎず、計画中の高速道路が開通すればホーチミンから通勤することも十分可能になる。2016年末に高压送電線が到達する予定で、電力供給さえ安定すれば、ホーチミン都市圏の産業集積の一部になり得ると考えられる。以上のことが全て現実になってくれば、

日系をはじめとする外資系にしろ、ベトナムの現地資本企業にしろホーチミン都市圏、メコンデルタに立地する裾野産業がカンボジア側に移転してくるというシナリオもあながち絵空事とは言えなくなるのではないだろうか。

2.2 サプライチェーン開発に向けた政策

カンボジア開発協議会（CDC）が中心となってまとめ 2015 年 8 月に制定された工業開発計画では、2025 年までの目標を定めている。内容としては、縫製と製靴だけに頼っている展望がなく、自動車部品産業などの誘致を目指すべきと述べられている。現実問題として容易ではないと考えられるが、ASEAN の先発国のような形で工業化を進めたいというのが政府の意向とみられる。2018 年までのより短期的な目標として提示されているのは、

- ・ 特定の工業ゾーンへの電力供給価格削減、供給地域拡大、安定供給。
- ・ 運輸・物流システムのマスタープラン策定、実施。
- ・ 労働市場、スキル育成、その管理メカニズムや労働者待遇の改善。
- ・ シハヌークビル全体の SEZ 開発

である。政策としての妥当性は別として、自動車部品産業の立地を戦略的に推進していくという方向性が明確に示されていないと考えられる。

実際に裾野産業の主要な担い手になる中小製造業については、基本的に中小企業政策の中でその支援が進められることになる。JICA ほか（2015）によると、「2005 年にはアジア開発銀行（ADB）の支援を受けて SME Development Framework が策定されたものの、具体的な施策が実効性を持って実施されているとは言い難い状況」である。その後、カンボジア政府の要請を受け、JICA の支援で中小企業振興政策の立案が行われていたが、プロジェクトとしては終了になった 2015 年 5 月の時点で政策立案が完了せず、政策枠組みの提示にとどまっている。枠組みは大きく分けて 3 つの大項目から構成されている。Business Enabling Environment for SME（13 項目）、SME Capacity Development（5 項目）、BDS Promotion（2 項目）のそれぞれに、短期（1-2 年）、中期（3-5 年）、長期（10 年）の計画を提言している。

JICA は中小企業生産性向上プロジェクトも実施している。カウンターパートはカンボジア国家生産性センター（NPCC）で、12 社をパイロットプロジェクトの対象とし、5S、カイゼン、経営管理、事業オペレーションやソフトスキル開発など多岐にわたる内容の指導を通じて生産性を向上させる。ただし、12 社は製造業だけでなく商業も含まれている。い

ずれにしても、パイロットプロジェクトから得られた情報を基に企業診断方法を確立し、その方法論を習得したコンサルタントがより多くの中小企業の診断によって当該企業の生産性向上などに貢献することを目標としている〔JICA ほか（2015）〕。

以上の取り組みは中小企業全般、あるいは中小製造業全般ということであれば一定の評価はできるが、サプライチェーン開発という観点からは必ずしも十分とは言えない。そもそも中小企業およそ 50 万社のうち 98% が零細企業でほとんどが商業に分類されるため、限界があることは事実だが、何かしら進展させる方法はないものか。

例えば農業国であるカンボジアでは、農業の近代化が経済全体に与えるインパクトは大きい。そのためには新たな資機材の投入が欠かせない。後述のようにミャンマーも同様の課題を持っていて、競争力のある国産農業機械の製造とそのサプライチェーン展開が「産業発展ビジョン」の一つの可能性として示されている。カンボジアでも農業機械化の推進が提言されているが、資機材の調達コスト面を考慮して輸入の中古品を想定していて、ミャンマーとは異なっている〔国際協力機構、リネットジャパングループ（2015）〕。この他、先発国の経験を参考にすると、自動車整備業、電気製品修理業などが長期的に見て部品メーカーの苗床となる可能性はあり得るが、自由化が進み輸入代替生産が現実的な選択肢とはならない状況の中では非常に見込みが薄いと感じられる。

むしろ労働集約的な工程のみを担当している日系企業の分工場で管理者・監督者が生産管理の知識・スキルをしっかりと習得したうえで独立起業し、分工場のさらなる分工場として事業を行う可能性がないだろうか。飛び地が次第に担当する範囲を広げていくことが前提になるが、日系企業の中には当初なかった検査工程を移転した例も出ている。ある程度日系企業の賃金が上がるが撤退するほどには至らず、現地資本企業との間にも格差が生じるいった条件も必要かもしれない。それだけ裾野産業の発展は見通しにくいということだろうが、少なくとも直接現地資本企業の立ち上げを支援するより、日系企業の現地中核従業員の育成支援に優先的に資源を配分することは検討の余地があるだろう。

もう 1 点、この後取り上げる産業人材育成支援の取り組みと企業事例では、業種を問わず管理技術の普及が進みつつあることを述べている。幅広い業種を対象にする場合、最大公約数をにらんで研修等の内容を決める必要があり、その意味で管理技術を重視することには合理性がある。サプライチェーン開発の視点に立ち返れば、直接的に裾野産業の発展に資するわけではないし、固有技術が重視されないことには問題がある。それでも経済界全体に管理技術が普及してマインドセットが築かれていけば、方向性としては間違ってい

ないのではないかと考えられる。

第3節 産業人材育成支援の取り組み

本節では、6件の産業人材育成の取り組みを紹介する。裾野産業、サプライチェーン開発に関して直接的な貢献をしている例は少ないのが実情である。機械部品や素形材関連の産業が国内で育っておらず、機械製品は輸入に頼っていることが如実に反映されていると考えられる。ただし、裾野産業の範囲を超える製造業一般、あるいは非製造業も対象にした取り組みの中で、生産管理（非製造業であればオペレーション管理）分野の産業人材育成が進みつつあることも事実である。裾野産業の固有技術に関しては別途の支援が必要ではあるが、前述のように管理技術の普及が裾野産業の長期的な発展に向けた萌芽となることが期待される。

3.1 カンボジア日本人材開発センター（CJCC）

カンボジア日本人材開発センター（CJCC）は、同国における「日本センター」として2004年にカンボジア王立大学内に設立され、JICAの支援を受けながら産業人材育成を行ってきた。ビジネスコースと受講者ネットワークの運営、日本語コースの実施および国際交流が事業の3つの柱となっている。このほか、カンボジア進出企業への採用支援などの活動も実施している。

ビジネスコースでは、日本的経営、5Sと改善、中小企業向け財務計画基礎、人的資源管理などに加えて、リーダーシップ、コミュニケーション、演説法といったソフトスキルを教えている。各科目には短期コースもあるが、6カ月の起業家コースを中心に据えている。この起業家コースは設立間もない2005年に始められ、現在まで続けられている。月・水・金の週3回、1日2時間で夜間に講義を行っている。（2015年9月）現在、2015年10月から16年2月までの第14期生を募集中である。1コースの定員は40人だが、毎回50人程度の応募があるため選考をしている。受講料は総額350ドルである。内部の講師だけでは対応しきれないので、民間のコンサルティング会社などへの外注を組み合わせ、必要な講師数を確保している。

研修コースの中には「日本的経営」という科目もあるが、その他の科目では日本的な要

素が強調されているわけではない。かつて、JICA の支援があった 2005～2012 年には日本からの専門家派遣もあり、コスト無しで日本人の講師も長期に派遣されていた。このため、日本企業の取り組みの紹介などを通じて「日本的経営」の要素が反映されていた。2012 年以降も JICA のプロジェクトは継続しているが、現在は基本的に独自予算で運営している。コスト面の持続可能性がないため 2013 年、長期の日本人講師招聘は中止した。

王立大学工学部の教員でもあるカンボジア人コーディネーターは個人的感想と断ったうえで、カンボジアでは日本のビジネスのやり方は通用しにくいと述べる。学んだことの多くは活かそうにはないし、日本人の講師も必ずしもカンボジアの事情をよく理解しているとは感じられなかったという。日本企業のプレゼンス、とくに製造業でのプレゼンスが限られていることの影響もあるかもしれない。ただし、日本人講師が内容面かつマーケティング面で必要な分野があることを認めている。具体的には、生産管理やリーダーシップ、戦略的経営の 1～2 日の短期コースには日本人講師を招聘している。CJCC の特性の 1 つなので残しておきたいとしている。

民間のニーズはハードスキルよりむしろソフトスキル向上にあると認識していたため、前述のリーダーシップ、コミュニケーションのコースなどを実施してきた。それ以上に評価の高かったのが 2015 年に始めた中小企業向け財務計画基礎のコースだった。9 月 12 日、13 日に実施したばかりで、その他では、物流のコースなども検討中である。

年 1 回、修了生が集まるパーティーなどの機会を設け、ネットワーク構築を支援している。修了生同士で提携して新しい事業を立ち上げた例もある。CJCC としても、個人レベルを含めて修了生とは繋がり続けている。具体的には、修了生の起業・経営上の相談を受けることもある。研修を受講したことが直接的に影響したかどうかは分からないが、修了生の 10～20%が起業しているのではないかという。相談を受けた場合、製造業分野での起業はあまり推奨していない。経済全体としてみると製造業は大事で長期的に育ててほしいが、初期コストがかかるし、電力などインフラにも問題があり、サービス業と比べて経営は難しい。可能性があるとするれば食品加工くらいで、機械工業製品は輸入した方が安いので関連のサプライヤーは現実的な選択肢として考えにくい。

業界団体との間での交流は必ずしもフォーマルなものではなく、Young Entrepreneurial Association of Cambodia (YEAC) の有力者をイベント開催時に招待する程度にとどまっている。企業との連携としては、研修への参加など CJCC の通常の活動を通して交流がある。また、日系企業を中心にビジネスマッチングのサービスを提供したり、起業家コース

の修了プレゼンの審査員で有名な経営者を招待したりしている。

前述のカンボジア人コーディネーターは、政府への要望として CJCC の事業に直接的な支援を求める気はないという。それよりも問題なのは、中小企業への具体的な支援策が見えずメンタルサポートのようなものばかり出てくると感じられることで、補助金などの直接的な支援はむしろ日本政府に依頼したいと述べた。

王立大学の工学部は設立 2 年目。工学部はカンボジア全体でもまだ数えるほどしかない。定員は 3 学科合わせて 270 人で、20%程度がエンジニアとして就職することを目指している。技能系なら製造業からある程度の求人はあるが、技術系は非常に限られているので容易ではない。

3.2 CIESF（シーセフ）ビジネストレーニングセンター

2011 年、NGO として Cambodia Japan Business School (CJBS) が設立された。2012 年に CIESF に合流し、現在の CIESF Business Training Center (CBTC) となった。

CIESF は、日本の経営コンサルタント会社フォーバルの太久保秀夫会長が設立した NGO で、カンボジアを中心にミャンマーとベトナムでも活動している。現時点での主要な活動内容は、産業人材育成のほかボランティア教師の小中学校教員養成所への派遣（「国境なし教師団」）、カンボジアでの教育政策大学院の設立準備、起業家育成などが挙げられる。

カンボジアでの産業人材育成に関わるのが CBTC で、日本語を授業料無料で教えている。ビジネスに直結する内容の教育は実施していない。昼間は午前コースと午後コースの 2 コースがあり、いずれも 90 分×2 時限で授業を行っている。18 時からの夜間コースもあり、こちらは 90 分の 1 時限のみとなっている。いずれのコースの学生も、月曜から金曜まで毎日授業がある。昼間コースは 100 人弱で大学生が中心なのに対して、夜間コースはおおよそ 200 人が受講していて社会人が中心である。夜間の受講生の中には、日系企業に勤めていて日本語の基礎能力はあるが、ブラッシュアップのために通う人も多い。ただし、レベルの高い人は残業も多いようで、欠席も多くなってしまいがちだ。原則として志望者は日本語の入学試験を受験するが、一番難易度の低いコースの希望者は日本語ができないので、算数、一般教養の試験を実施している。

同校に通う大学生の就職状況はあまり正確に把握したことがない。大学生はあくまでも大学が本所属という感覚があるためだ。特別な就職の斡旋もしていない。日系企業から照

会がくることもあるが、そのときにもし適当な学生がいれば紹介している。夜間の学生は、多くが日系企業に就職、転職していると思う。

CTBC は、2015 年 10 月から学生の人数を減らして教育の水準を上げていくことにしている。初級コースを担うライバル校が増えてきたため、中・上級コースに絞るためである。このため 10 月からは、日本語できる人だけ受け入れることにした。レベルアップを図るのは、日系企業で働ける即戦力を育てていきたいからで、ライバル校はこうしたニーズに対応できないと考えている。日本語検定で言えば、N2、N1 をターゲットにしていける。N2 合格実績はこれまでに 4 名のみなので、大きな転換と言える。

視察中、昼間コースの学生と対話する機会を得た。日本の情報は、YouTube やテレビで得ているという。インターネットへの接続はパソコンよりスマートフォンを使うことが多い。スマホ所有率を確かめたところ 8 割程度であった。将来、カンボジアと日本のどちらで働きたいのかという質問に対しては、9 割がカンボジアで仕事したいと回答した。日本人の嫌いなところは、意見や感想を正直に言わないことだという。例えば、料理がまずかった時でも「この料理は珍しい味ですね」と表現する。なぜ普通にまずいと言わないのか理解できないそうだ。

プノンペン以外でも日系企業が立地している地域には、潜在的な日本語教育の需要があるとみている。東部国境付近のバベット地区の日系企業から依頼され、CBTC の日本人アドバイザーが日本語を教えに行ったこともある。対象は、日本研修前の従業員であった。同地区には日系企業が 20 社ぐらいあるので、需要を感じられる。

企業からの依頼には、日本語教育のみならずビジネスに関する研修も含まれる。このため、企業向けのカスタマイズド・トレーニングとしてビジネス研修を実施している。対象は日系企業で、ワーカーを中心に日本的な考え方などを教えている。より効果的な研修にするため、フォーバルから内容面の支援を得ている。例えば日系大手自動車部品メーカーは西部に立地しているため、CBTC の校長自身がカンボジア人講師と一緒に企業へ訪問して指導している。1~2 カ月ごとに 4 日間程度ずつ集中して研修を実施している。こうした定期的な研修のほか、要望に応じて対応することもある。実施に当たっては必ず通訳を利用するが、同部品メーカーの場合はタイ人従業員もいるので、カンボジア語とタイ語の両方できる通訳が担当している。

3.3 カンボジア国家生産性センター（NPCC）

NPCC の前身は 2004 年に工業省の 1 部局としてスタートし、2006 年に NPCC として独立した。アジア生産性機構（APO）の会員となっていて、APO の中では最も新しく参加した組織である。現在の組織は、総務部、生産性振興部、研究・開発部、トレーニング・コンサルティング部、生産性情報・協力部の 5 部門から成っている。

他の APO メンバーと同じく、Man・Machine・Material・Method・Environment という 5 つの側面から生産性向上を支援していくのが特徴である。

5S、カイゼンなどの生産性を向上させるための手法に関するセミナー開催や、こうした手法を実際に導入するためのコンサルティングを主な活動としている。カンボジア政府の予算からは職員の人件費等に拠出されていて、個々のプロジェクトには外部からの資金が充てられている。中でも日本の農林水産省からの支援が予算全体の 70%以上という大きな割合を占めている。これらの支援は農林水産省から直接ではなく、一旦 APO に拠出された資金が NPCC に入ってくる形を取っている。カンボジアで支援対象となる企業は食品加工が多いため、農林水産省から支援を受けることになった。この他、JICA などからによるアドホックベースでのプロジェクトも実施している。

コンサルティング事業は、デモンストレーション・プロジェクトという名称で巡回指導を行っている。毎回、公募して 3～4 社を選定し、選ばれた企業にコンサルタントを派遣して、OJT で指導していく形態をとっている。5S を導入の際には 4～6 カ月かけ、HACCAP、ISO の場合はさらに長く 1～2 年を要する。このほか、TQM、GMP などのプロジェクトを実施済みである。派遣される専門家は、APO などの専門家を海外から招聘する。日本だけでなく、マレーシアやタイなど周辺国から派遣をうけることもある。とくに 5S に関しては、NPCC のスタッフを中心に、カンボジア人の専門家が育っている。HACCAP、ISO の指導も、近々自分たちできるようになるとしている。

セミナー開催やコンサルティングに当たっては、APO の既存の教材やセミナーでの講義内容を軸にして構成・指導している。教材は、他国と同様、APO の英語版を翻訳してカンボジア版を作成している。5S でスタッフを育てることができたのは、こうした教材作成の過程での学びによるところも大きい。APO のマレーシア人専門家に促され、彼の監修の下、3 カ月ほどをかけておよそ 40 ページの教材「5S のコンサルタントの心得」を独自に作成した。

研修の効率性・効果を高めるため、ビデオ会議形式の E-learning も導入している。具体的には、APO の研修を複数の国で同時に受講する場合に活用している。NPCC 内には対応できる設備がないので、CJCC の施設を借りて実施している。

これまでに支援対象となった企業の中から、プノンペンにある 26 企業、地方にある 12 企業をモデル企業に認定した。内訳は、3 社が HACCP、4 社が GMP (Good Manufacturing Practice) で残りは 5S の研修に参加した企業である。食品加工産業が 80% を占める。これらのモデル企業は、セミナーや会議に出席して成果をアピールしてもらう、海外からの訪問団などの工場見学を受け入れてもらう、大学などの実習の受け皿となるなどの形で NPCC の活動に貢献している。長期的には、モデル企業のスタッフが研修の講師になったり、モデル企業が他社の工場見学を受け入れたりとといった活動も可能になるかもしれない。実現すれば、モデル企業からの波及も起こることが期待できる。

JICA のプロジェクトは、まず 2010 年から 11 年にかけて、9 カ月間、パイロットケースとして実施された。2 人の専門家が 6 社を技術指導した。さらに、2013 年から 15 年にかけては、12 社を選定して 3 人の専門家が指導するプロジェクトを実施した。

事業のプロモーション活動としてトゥクトゥクに広告を出したり、街頭でビラを配ったりしている。この他、2014 年から 5S アワードを開催しはじめた。企業にとって、参加を考えるインセンティブになることを期待している。

今後の活動としては、デモンストレーション・プロジェクトを拡張していきたいという。民間のコンサルティング会社との協力も検討している。また、産業調査、内部の活動のための調査活動、統計収集などを担当する R&D 部門は、現在、2 人体制で十分な活動ができないが、今後は充実させていきたい。

3.4 国立技術研修所 (NTTI)

国立技術研修所 (NTTI) は、国内で唯一の技術職業教育訓練 (TVET) 機関教員の研究を実施している機関で、通常の学生の教育訓練も行っている。教育青年スポーツ省の下で 1999 年に設立され、2004 年の TVET 分野が労働・職業訓練省に移管された際に同省の下に移り、現在に至っている。国内には合わせて 39 の TVET 機関があり、NTTI はカンボジア国立工科学院 (NPIC) と並ぶ最高位の機関に位置付けられている。

大学と同じく一般の学生への教育も行っているが、特徴的なのは全国 39 機関のための技

術系教員を訓練することで、現在これらの機関で教鞭をとっている技術系教員は全て NTTI で教育を受けた経験を持っている。

一般学生向けのコースには、土木工学、電気工学、情報技術、電子工学、建築の学士課程および土木工学、電気工学の修士課程が設けられている。民間企業の協力の下、2～3 カ月のインターンシップも実施している。技術系教員養成コースでは、主に教育学と方法論の分野の科目を 1 年間かけて学んでいく。経験を積んだ教員向けの継続教育のコースもある。合わせて 4000 人以上の学生・研修生がこれらの専攻で学んでいる。専任の講師は 80 人程度、さらに 100 人以上の講師が外部から NTTI に教えに来ている。

学生数は年々増加している。設立当初から数年は、毎年 100～200 人程度が入学していたが、2015 年には 800 人以上に達している。TVET プログラムは、若者の間で一般的ではなかったが、状況が変化している。全国の TVET 機関のプログラムの人気が高まっていて、これらの機関における教員の需要も増加している。直近で学生数が増えたのは、教員養成の需要に対応するため定員 300 人のコースを設置したことによるところが大きい。具体的には、50 人定員のジュニアインストラクター向けディプロマコースと 250 人定員のシニアインストラクター向けの学士及び修士のコースを始めた。合計 300 人の定員に対して、初年度はおよそ 1,000 人の応募があった。1 年経って 15 人が民間企業へ就職するため退学した。そのうち 10 人以上は土木工学の専攻だったが、日系の人材派遣会社や韓国の建設会社、中国の電気工学系の企業で、技術者ではなく現場監督者として働いている。難関を突破して入学したのだから続けてほしいという気もあるが、個人の選択なので束縛はできない。

一般学生向けコースの大学院生の場合も、似たような傾向がみられる。TVET 機関の教師になることも期待しているが、給料が高いことから民間企業などに就職する者が少なくないという。国外で働く卒業生も出ている。国内でも韓国系や日系企業で 1～2 カ月の契約社員として働いた方が、教員になるより収入が多いという。

機械工学の講師育成に関して、政府からセンターオブエクセレンス (COE) に指定された。国内で学術的な分野で国立教育研究所、自動車整備士の育成で NPIC が同様の COE に選ばれている。機械工学は今後工業化が進展すれば必要になる分野であり、教員の需要も増えてくると見込まれる。NTTI には溶接のコースがないし、一般学生向けの専攻に機械工学は含まれていないが、今後充実させていく計画である。

3.5 カンボジアインドアントレプレナーシップ開発学院 (CIEDI)

CIEDI は、カンボジアとインドの協力に基づいて 2006 年に設立された教育訓練機関で、起業家養成に焦点を絞った国内最大の組織である。英語、IT、経営・起業家精神、マーケティング、会計の 5 学部を持ち、90 人の教員を擁する。

4 年間の学士課程と 2 年の準学士課程があるアカデミックコースに加えて、1 年間の職業訓練コースも設けている。全コースを合わせて 1 学年の定員は 500 人。

カリキュラムは理論ベースの科目がおよそ 30%、残りは実践ベースの科目で構成されている。後者の場合、学生は希望の業種を選び 1 つの企業についてケーススタディから学ぶことにしている。例えば、バイオガスプロジェクトは、BOP ビジネスを学ぶために利用されている。理論と実践の 2 種類の科目を履修することで学習に相乗効果が出ることを期待している。また、起業家精神に関連する 3 科目、「中小企業のためのマーケティング」、「中小企業のための事業計画」、「中小企業のための簿記」が必修科目とされている。

アカデミックコースを含めて、高校から新卒で入学する学生は限られている。英語コースの志望者は入学のために筆記試験が課されるが、他のコースでは筆記試験がない。ただし、奨学金の受給希望者は数学などの試験を受けることが求められる。アカデミックコースの授業料は 1 学期当たり 75~120 ドルだが、職業訓練コースは無料である。リーマンショックを機に、CIEDI のような起業家育成に関わる機関に対する政府の補助金が増加したため、貧しい家庭出身の学生のための配慮をより手厚くすることができるようになった。国からの補助金や ADB からのグラントで運営費を補てんしている。

アカデミックコースの卒業生のほとんどは企業などに就職している。職業訓練コースの学生の多くは、中小企業などでの職務経験があり、1 年のコースを完了した後に自ら中小企業を立ち上げている。卒業生の公式な追跡調査は行っていないが、縫製やヘアサロンなど大半は個人事業レベルと把握している。

卒業生とのネットワークを維持するために、同窓会組織も設けている。とくに起業に成功した学生とは連絡関係を維持している。Entrepreneur Day というものを開催しており、その際に OB の企業がブースを設置し、製品紹介などを行っている。

同校の教員の能力開発のための取り組みとしては、まず上述の NTTI で 1 年間学ぶ。この点は他の TVET 機関の教員と同様であるが、さらに選抜された教員はムンバイのインド企業家開発研究所 (EDII) に派遣され、1 年間の訓練を受けることが特徴的である。設立

の段階では EDII からの専門家受け入れを含めてインド政府から支援を受けていたが、終了後はカンボジアの組織としてカンボジアのカリキュラムで運営している。国際的な協力としては、ADB から支援を受けているプログラムもある。このプログラムでは、起業家開発の中でも、特に農村部の零細・小企業を対象としている。ただし、この支援はあくまでもプログラムベースであり、組織全体としてのキャパシティ・ディベロップメントを対象とした協力は受けていない。

インドからの支援が終わり教授内容など技術的にも容易でないと感じている。日本政府の援助を受けたり、日本の大学と提携して講師派遣や学生の受け入れを行うなど新たな提携先を見つけたいと思っている。起業家養成は多くの学校が取り組み始めているが、CIEDI は比較的歴史が古く、国立の組織でもあり、カンボジアにおける起業家養成の支援先としては評価されるところがあつてよいと自負している。

3.6 カンボジア中小企業協会連合 (FASMEC)

FASMEC は 2010 年に設立した工業手工芸省の登録機関で、現在は 300 社が入会している。会員の 80% は製造業者で、食品加工、工芸品、リサイクル業、紙製品、鉄製品などの広い範囲をカバーしている。このため、活動も自ずから製造業を主な対象とした内容が中心になっている。製造業以外ではホテルや農業が含まれる。会員拡大に向けた予算上の制約もあつて、会員数はゆっくりと増えていて、ほとんどがプノンペンに拠点を置く企業である。予算を拡大する目途がついたため、今後は積極的に活動の幅を広げて会員数も増加させる計画で、産業人材育成事業もより力を入れていくことにしている。

これまでの主な活動として、産業人材育成関連では年間 10 コース程度の研修やワークショップを実施している。これらのコースは原則として会員企業向けで、100 ドルの年会費に加えてコースごとに受講料を支払ってもらっている。この他、工業手工芸省をはじめ政府に問題を提起するワーキンググループへの参加、国内外の見本市への参加、オンライン・ネットワークによる会員のビジネス交流も行っている。

研修・ワークショップとして 2015 年には、生産性向上、5S、カイゼン、人的資源管理、食品加工業を対象とする危害分析に基づく重要監視方式 (HACCP) などのコースを実施した。同年中に技術とイノベーション関連のコースも行う予定である。通常、コースの期間は 3 日間で、受講者の多くは生産ラインのマネージャーで、経営者も含む。いずれにして

も、何らかの形で事業上の意思決定に携わっていることを要件としている。講師は国内外のコンサルタント会社などから招聘している。

会員からのニーズは大きかったが、他の活動を含め専任スタッフが4人にすぎないため、研修の数を増やすことができなかった。予算規模が拡大する2016年には、零細中小企業のためのマーケティングおよび販売管理などの新たな研修を始めることにしている。研修との運営に詳しいスタッフの採用も検討している。

国外の組織との間で連携の実績はあるが、FASMECが主幹となった研修での国際協力は今後の課題である。これまでの実績としては、KOICAとNPCのプログラムの対象企業を選ぶ際に、会員企業などの紹介を通じて協力したことがある。合わせて20社がプログラムに参加して、それぞれ2〜3人の従業員を派遣した。また、JICAやKOICAの専門家が中小企業に関連する調査を行う際に、ロジスティクス面の支援を担当したこともある。

こうした実績に基づいて、研修をはじめとする独自の事業での連携を開拓していくことを目指している。製造業を中心とする中小企業の研修ニーズなどを満たして発展につなげていくために、一義的にはカンボジア政府が民間セクター開発により多くの予算を割り当ててほしいと考えている。一方で、日本をはじめとする国際的な援助にも期待をかけている。ブノンペン以外、会員以外へのサービス提供にも大いに意欲を持っているという。

会員の中には、カンボジアでの事業を考えている日本企業にとってパートナーになり得る企業が少なくないと強調する。ただし、残念ながら現時点では、インフォーマルな形で両国の企業を橋渡したことが数例ある程度なので、こうした事業にも積極的に取り組みたいという。一方で、外資系企業にとって魅力的なパートナーを増やしていくために、人材育成をはじめ包括的な支援を行っていくことにしている。

第4節 企業事例

企業事例でも、産業人材育成の取り組みの対象に上った企業を取り上げた結果、裾野産業以外の製造業、観光業も分析の対象に加えることになった。合わせて4社の事例を紹介するが、製品を輸出している企業はあるものの、国際的なサプライチェーンに参画しているケースはなかった。内容面では、前節と同じように固有技術よりも管理技術が強調されていて、成果を上げながらも限界があることが明らかになった。

4.1 L Food 社

L Food 社は 2002 年設立の煎餅、スナッククラッカーのメーカーで、社会・環境配慮と企業の成長を両立させている企業とその女性 CEO は国内でも著名な存在である。食品の安全性と品質のリーディング・カンパニーであることと国際的に市場を拡大することをビジョンとして掲げている。その背景には、近隣諸国からの製品輸入を減らし、米やトウモロコシなどを栽培する農家に新たな市場をもたらし、従業員の雇用を増やすことを通じて国内の貧困削減に貢献するという考えがある。

設立時には従業員 20 人の小規模な企業であったが、2015 年には 270 人にまで増加している。CEO はまず食品の小規模な小売りからキャリアを始め、シンガポール系の食品輸入商社を経て、起業家となった。関連商品の国内市場での需要が飛躍的に伸びてきたこともあり、2011 年に空港近くに新工場を立ち上げた。2016 年には、さらに大規模な工場を稼働させる計画である。新工場ではより高度な技術と自動化設備を導入するため、生産に携わる従業員数は現在の工場よりも少なくなる見込みである。

商品は、全国の 25 州全てで販売されている。輸出も行っていて、アメリカ、ミャンマー、ベトナム、韓国、カナダ、オーストラリアの各国へと市場を広げてきた。ハラルの証明書も取得したばかりで、インドネシアとマレーシアへの輸出も計画している。

同社はカンボジア政府や外国政府、国際機関、NGO など様々な外部からの支援を有効活用することを通じて、人材育成を進め、企業としても発展を遂げてきた。

例えば、L Food 社は 2005 年、工業手工芸省と APO、NPCC の支援を受けて、国内で初めての 5S 導入プログラムに参加した。2013 年には 5S アワードのチャンピオンを受賞した。その過程で従業員は 5S の考え方や進め方についてのトレーニングを受けて、関連する知識・スキルを習得してきた。CEO にとっても、こうした知識・スキルは新しいもので、それまで全く気付かなかった工場の問題点が見えるようになったという。2006 年から 2014 年までの間、国連工業開発機関（UNIDO）によって 5 つのプロジェクトの対象企業として選ばれた。クリーナー・プロダクション（CP, 2006）、効率的エネルギー（EE, 2010）、持続可能な製品イノベーション（SPIN, 2011）、廃棄農業バイオマスのエネルギー利用（WAB2E, 2012）およびエネルギー管理を対象とした ISO 50001（2014）である。2015 年には、カンボジア初の ISO5001:2011 取得企業になった。それぞれのプロジェクトは同社にとって貴重な学習機会にもなった。2008 年には、海外貿易開発協会（JODC、現海外

産業人材育成協会：HIDA）から専門家の派遣を受け入れ、品質管理と衛生分野の技術指導が実施された。6 カ月間にわたって工場の作業員へのオンザジョブトレーニングが行われた。

原材料コストは年々増加の一途をたどっている。一方で市場での激しい競争のため、製品価格は 1 パック 100 リエル（およそ 3 円）、200 リエル、500 リエルの 3 種類とも長期間据え置いたままである。外部の支援を有効活用して人材を育成して知識スキルを高めるだけでなく、それぞれの職務に対するコミットメントを改善し、職場内の人間関係も良好にすることにもつながったという。こうした人的資源開発を基盤に、新技術・ノウハウの導入や国際的な認証の取得が可能になった。その結果として、原材料、仕掛品、製品などの破損、生産過程で生じる廃棄物、不良品を削減し、生産性向上、機械設備や原材料などの適切な保全・保管を実現することができた。一連の取り組みがなければ、現在の業績は達成できなかったと考えられる。

4.2 I Metalwork 社

I Metalwork 社は 1999 年に設立された建設業向けの金属加工品メーカーで、現在のオーナー経営者は 2008 年に創業者であるイギリス人神父から経営を引き継いだ。創業者は利益を上げることではなく高等教育に受けられない地元の若者に就業機会を提供することを目指して起業したが、自身の年齢を考慮して廃業するつもりであった。ただ、従業員が他の仕事を見つけることが難しいと分かったので、代替りの経営者を探すことにした。その結果、NGO が運営する職業訓練校の金属加工コース講師に経営引き継ぎを依頼することにした。現経営者は高校卒業後の 2002 年、第 1 期生として金属加工コースに入学、同期で成績が最優秀だったので 1 年後に卒業した後、そのまま講師として採用された。技術的な面以外は得意でないで、会計や人事管理、対外的なネットワーキングは妻が担当し、夫婦で企業を所有する形を取っている。正規の従業員は現在 12 人で、ほとんどが経営者の職業訓練校講師時代の教え子だった。受注量が必ずしも安定していないので、繁忙期には下請け作業員のグループと契約して対応している。

経営引き継ぎ直後は、赤字で事業の継続も危ぶまれた。ただし、創業者は会社の資本を全て無償で提供してくれ初期投資が不要だったことは幸運だった。赤字体質から脱却するために、住宅や店舗の玄関などドアの装飾、階段の手すりなどだけでなく、自社デザインの金属製家具類やオブジェなどを生産し始めた。売り上げは月によってかなり変動するが、

平均 2 万ドル程度にまで拡大した。10%程度の利益率を安定的に挙げられるようにもなったので、2014 年には政府に企業として登録することを決めた。地価が安かったので現在は大通りから離れた場所に立地しているが、事業を改善するため大通り沿いに移転する予定である。既に銀行から必要な資金も借りている。

発注は建設会社を通した形になることが多いが、最近是最終的な顧客からの直接受注も増えている。例えば、複数のコーヒーショップには背もたれや脚に金属を使った椅子を気に入ってもらえた。主要な顧客とは、長期的な関係が築けているという。

金属などの原材料は主に中国から輸入しているが、ベトナムを陸路で通過している。材料の品質を信じていないので、毎回経営者が曲げたり、部分的に切断することで品質を確認している。プノンペン市内の同業者と比べて、最終製品の品質が優れていることは確認済みで自信を持っている。ショールームでは良いものを見つけたとしても、常に信頼できるとは限らない。納入される製品の実際の品質は良くないかもしれないと釘を刺す。

教え子を雇用していることもあり、人材育成には配慮している。ただし、外部の研修に派遣する機会は多くない。建設会社は国家スキル標準を満たすための研修コースを提供しているので、比較的ベテランの従業員に受講させたことはある。研修機関には作業者レベルの研修、特に短期のコースがないため利用しにくいと感じている。このため、経営者はユーチューブで作業者に役に立つ技術やノウハウの情報を探し出し、まずは自分自身で学んでいる。十分に理解をしたうえで、従業員との間で知識やスキルを共有するようにしている。また、友人であるオーストラリア人のエンジニアに依頼して、3 カ月ごと工場に来てもらい、安全な作業方法についての研修を行っている。

従業員のうち 4 人はスーパーバイザーで、それぞれ 2 人ずつの作業者を部下としている。原則として、スーパーバイザーへの昇進は作業者からの内部昇進を優先する。外部からの採用は内部に適当な候補者がいない場合のみに限っている。前述のように、変動する需要を満たすために、下請け作業者グループを利用しているが、2015 年 9 月には 5 人×2 グループが工場内で作業をしていた。長期的に生産性を高めていくためにも、近い将来、受注を安定させ正規の従業員を増やしたいと考えている。便利な場所への移転によって通勤もしやすくなり、採用にも有利になることを期待している。

業界団体への参加も経営者夫妻にとっては学習機会と捉えられている。経営者はカンボジア職人協会に入会していて、妻はカンボジア女性起業家協会の会員である。職人協会では有益な情報交換ができるという。女性起業家協会は非常に活発で、ビジネスの立ち上げ

と継続的な経営に関するワークジョブや研修を実施している。妻は、こうしたイベントに可能な限り参加することになっている。

4.3 L Sauce 社

L Sauce 社は家族経営の魚醤メーカーとして 2000 年に創業し、現在は醤油、チリソース、海鮮醤、オイスターソースと酢の製造も行っている。従業員は 60 人でうち 35 人が工場で働いている。

経営者の父親も魚醤を生産・販売していて、そのセールスを手伝っていた。ただ、全国に売れる規模ではなく、他のソースも作りたかったので、自分で起業することにした。2010 年ごろから生産や経営管理のレベルを上げるへの意識が強まり、外部からの支援を積極的に受けるようになった。

経営者は、2011 年に CJCC の 5S とカイゼンの研修を 1 週間受けた経験があるが、その後は研修をはじめ CJCC の活動に参加したことはない。経営をサポートしている妻の方が積極的に参加していて、学んできたことを導入したことも少なくない。オフィス内がよく整理整頓されていると伝えと、5S などを学ぶ前は意識していなかったが、最近はどのような改善が可能か考えるようになっているとの回答があった。

その他にも外部からの支援受け入れとしては積極的で、日本人のコンサルタントに訪問指導をしてもらったもある。中でも技術導入、人材育成の関連で最も関係の深いのが NPCC である。NPCC からの支援も、5S に関わる内容が中心になっている。現時点ではまだ導入段階であるが、コンサルタントの訪問指導を受け始めている。カンボジア人の NPCC スタッフだけでなく、オランダのコンサルタント会社に所属するコンサルタントにも指導をしてもらった。コストダウンの観点から、省エネ、リサイクルに関する内容に焦点を絞っていた。今後の目標は NPCC が実施している 5S の認証を取得することで、専任の 5S トレーナーも雇用して土曜日などに従業員向けの講義を行っている。NPCC の 5S アワードにも応募していて、2015 年 9 月現在、1 次審査に通ったところであった。NPCC との関係では HACCP への申請も準備していて、指導を受け始めている。

改善活動も推進していて、成功事例が出始めている。例えば、以前は製品を詰めるガラス瓶をタイから輸入していたが、コスト削減のためペットボトルに変更した。ガラス瓶の場合は賞味期限が 2 年なのに対して、ペットボトルは 8 カ月と短くなるというトレードオ

フもあるが、実際の顧客の利用実態を勘案した結果、最終的に変更に踏み切った。

国内で支援を受けるだけにとどまらず、経営者は日本の企業から学ぶ目的で名古屋を訪問して10日間で20社を回った。費用は自己負担だったが、訪問先の選定に当たってはJICAにアレンジを依頼した。

アジア開発銀行（ADB）の技術開発基金（TDF）にも応募して、採択された。このTDFは、ADBが工業手工芸省中小企業局に基金を拠出し、それを補助金として活用している。補助対象は中小企業の新技術導入案件で、生産ラインの新規設備投資などを想定している。5Sなどソフト面での技術支援や人材育成などは含まれていないが、間接的にこうした効果が出ることも期待される。採択後2年間で導入を完了させることが求められる。総投資額の50%補助が条件となっているため、総額80万ドルのうち30万ドルの補助を受け、残りは自己資金を充てた。採択後に詳細計画を提出し、金額が確定した。導入後には、工業手工芸省の監査があった。

生産管理や技術導入を通じて経営の基盤を固まりつつあり、事業の拡大にも乗り出す計画である。現在、プノンペン中心部近くと郊外の2カ所に工場があるが、今後は土地の広い郊外の工場に生産を集約拡張する。事業拡張のための出資者を探しているところである。

4.4 C Hotel 社

CJCCの6カ月企業家コースに参加したゼネラルマネージャーにインタビューした。ホテル業界で10年以上働いていて、他の州で経験を積んだ後、プノンペンに戻り2013年に3つ星ホテルのC Hotel 社で働き始めた。CJCCの起業家コースには2014年から2015年にかけて参加した。講義からだけでなく、他の参加者から新しい知識や経験を得ることができたので、非常に良いコースだったと評価している。特に不動産、通信、食品加工をはじめとする製造業など異なる業種からの35人の研修生が参加していたは大きなメリットだったとしている。

企業家コースの講師7人のうち、外国人は2人だった。1人はカンボジア在住の日本人で販売とマーケティングの専門家、もう1人がフードサービス業界のマレーシア人講師で原価計算、顧客サービス、スタッフのためのトレーニングについて教えた。受講生から希望があれば個別の経営コンサルティングを受け付ける講師もいた。

講師と受講生、受講生間の意見交換を多用する学習方法が非常によかった。講師は、ト

多くの受講生が理解できなかった点について、関連の経験を持つ受講生に説明させていた。5～10分のまとまった時間を取ることで、経験豊富な受講生が他の受講生と情報を共有することができた。グループディスカッションの方法も同様に利用された。5～7グループが作られ、必要に応じてメンバーが部分的に変更された。

立ち上げに限らず、ビジネスプロセスの一部、具体的には資金調達、販売とマーケティング、人的資源開発も改善された。2年間で売り上げが80%伸びたが、ビジネスプロセスの改善による効果もあったと感じている。

中でも長期的な予算計画に関する知識・ノウハウを習得できたことが、最も有益だった。従来は2年先までの計画しか立てたことがなかったが、具体的なアクションプランを含む5年計画を作ることができるようになった。計画の調整は毎年行っている。とりわけ事業環境、政治、世界経済の動向などの外部要因を考慮することの重要性が分かった。観光産業に属しているので、近隣諸国の航空会社のプロモーション（TG、PG、MH）と欧州の経済状況を反映させるようにしている。

日系ベビー用品メーカーの工場への訪問を含む5Sの講義も有用だった。アイデアは既にホテルへ適用済みである。例えば、従来は館内を一斉クリーニングすることはなかったが、2カ月に1回実施することにした。機器管理方法の変更も画期的だった。使用後の電球や壊れた椅子が1年も2年も倉庫に残ったままになっていた。これらをリサイクル向けに販売したり、修理したりしてコストを削減することができた。

フォローアップ活動などのスタディツアーもまた有益で、新規事業の立ち上げ方法についてワークショップになっていた。日本の投資家と合弁の有機農場を訪問したが、スタートアップに何が必要か、資金、物流、関係者の経験、適切なパートナー、市場などそれぞれ詰めていかなければならないことを実例で確認できた。

C Hotelが新規事業として立ち上げた建設会社のスタートアップの際には、スタディツアーを含め起業家コースで入手した文書が非常に有用だった。全ての資料がファイルも合わせて提供された。研修では付加価値を高める目的で、25室のブティックホテルの事業計画を策定しようとした。過去にこの種のホテルで働いた経験を持っていたが、資本は十分ではなかった。立地場所や設計者に関してもさらなる配慮が必要とされた。暫定計画は特に実行不可能なキャッシュフローのために批判され、その点を調整することにした。提案に基づいて、まずはゲストハウスから事業を始め、収益から資金を確保したうえで次のステップとしてブティックホテルに建設する計画を作った。また、ホテルの規模も18室に改訂

し、設計も資金の比較的にかからないシンプルなものから始めることにした。この計画は、バックパッカー向けのホテルとして 2016 年に実施に移されることになった。事業のパートナー探しに関連してクラウドファンディングの手法を用いることや、顧客関係管理のために SNS を利用することといったアイデアも検討を続ける。

これまで民間のコンサルティング会社が提供する多くのコースに参加したこともある。内容は人に関わるものでコミュニケーションスキルやフロントライン管理、より一般的な人的資源管理で 8 時間×2 日間が一般的だった。米国で開発されたコースだからということで 180 ドルの受講料を支払わなければならなかった。CJCC 起業家コースは 6 時間×25 週間で受講料 350 ドルだから、コストパフォーマンスに差があることがよく分かる。

ほぼ全員の受講生が自費で起業家コースに参加していた。コスト負担が比較的軽いとはいえカンボジア人にとって決して安価ではないため、情熱を持って講義などの活動に臨んでいたという。ただし、経営トップが自ら参加する場合は別として、経営者の大半はこうした汎用性の高い知識・スキルの習得がジョブホッピングへつながると考える。企業の経費負担がないとしても、従業員の派遣をためらっている。その点で C Hotel 社や他の参加を認めた企業は珍しいケースといえる。

第 5 節 おわりに

カンボジアは製造業、とくに裾野産業の発展が遅れていて、現地資本企業が部品等のサプライヤーとして事業を展開することが困難である。縫製、製靴、電気電子・自動車部品といった分野の外資系企業は進出しているが、国内のサプライチェーンに頼らないことを前提としたビジネスモデルを展開している。現地調達率を見ても CLMV の中で最低水準であり、2011 年と比べても率が低下している。こうした条件の下でサプライチェーン開発に向けた方向性を見出すことは容易でない。このため政策面でも、裾野産業を直接的な対象とすることが難しく、「工業開発計画」でも「中小企業振興政策」でも同産業に関する言及は極めて限られている。

明確な処方箋を示すことは不可能としても、現実の条件の中で優先順位を考えてみることはできるだろう。例えば、本論では裾野産業の起業を直接支援することが現実的でない以上、有力な起業予備軍として日系部品メーカーの中核従業員の能力開発に重視したり、

業種を問わず管理技術の普及を進めることで経済界全体のマインドセット構築を行っていくことを提案した。

こうした背景があるため、産業人材育成の取り組みとしても、幅広く製造業一般や非製造業をものも含めて紹介していくことにした。先進国や国際機関との協力は広く行われており、NPCC などのケースでもみられるように、知識・スキルの移転の結果、運営の現地化は相当程度達成されている。取り組みのインパクトを大きくしていくために不可欠のプロセスであり、評価されるべきであろう。また幅広い業種で生産管理分野の産業人材育成が進みつつある。一義的にそれぞれの業種で関連の手法を活用していくことが望まれるが、サプライチェーン開発の観点からすると、こうした管理技術の普及が裾野産業の長期的な発展に向けた萌芽となることが期待される。

企業事例でも、産業人材育成の取り組みの対象になる企業を取り上げた結果、食品加工 2 社、住居・店舗向け金属加工品メーカー、ホテルといった形で、裾野産業以外の製造業、非製造業も分析の対象に加えることになった。製品を輸出している企業はあるものの、国際的なサプライチェーンに参画しているケースはなかった。ここでも固有技術より管理技術が強調されていて、成果を上げながらも限界があることが明らかになった。固有技術については、研修機関より教育機関のカリキュラムの方が対応しやすいと考えられるため、異なる機関の間で役割分担をしっかりとつけていくことも有効であろう。

<参考文献>

- ・ 国際協力機構、エクシディア、ワールド・ビジネス・アソシエイツ、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、ライジングコンサルタンツ (2015) 『カンボジア王国 中小企業支援体制の戦略的強化プロジェクト事業完了報告書』
- ・ 国際協力機構、リネットジャパングループ (2015) 『カンボジア王国 農業機械化による収量拡大と農家の自立化支援 事業準備調査 (BOP ビジネス連携促進) 報告書』
- ・ ジェトロ (2010) 『在アジア・オセアニア日系企業実態調査 (2010 年度調査)』
- ・ ジェトロ (2015) 『2015 年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査』

第4章 ミャンマー

広島大学 准教授

(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員

高橋 与志

モンユワ経済大学商学部准教授 Aung Kyaw

ヤンゴン経済大学商学部助講師 Khine Tin Zar Lwin

第1節 はじめに

第3章のカンボジアと同じく、本章ではミャンマーを事例として、裾野産業の現状とサプライチェーン開発に関わる政策、官民による産業人材育成支援の取り組み、現地資本企業の実態について述べていく。

ヤンゴン日本人商工会議所の会員数は、2012年の50社程度から2015年7月には250社を超える水準にまで達した。ただし、製造業は20社に満たず、うち半数は縫製業、その他も労働集約的工程に限られるとあってよい。電力や水の安定供給ができる工場団地や物流などインフラの未整備や裾野産業の貧弱さが、機械産業等の進出が進んでこないことの背景にある。裾野産業が貧弱だから外資が拡大しないだけでなく、外資が拡大しないから裾野産業も育たないという面もある。こうした現状を明らかにし、改善に向けた政策、産業人材育成に関わる支援などについてまとめる。

第2節 裾野産業の現状とサプライチェーン開発のための政策

2.1 裾野産業の現状

ミャンマーにおいて国有企業を含め一定の製造業の蓄積はあるものの、国際競争に対応できる企業、とりわけ中小企業を含む裾野産業については遅れているといわざるを得ない状況にある。

部品等のサプライヤー、あるいはその納入先企業となることが期待される日系製造業の進出は具体化しつつあるものの、従来と同様、縫製をはじめ労働集約型の産業が多く、原

材料が部品も輸入品の比率が下がっていないと考えられる。ジェトロの調査でも 2010 年にサンプル 6 社の現地調達率が 18.5%と示されて以来 [ジェトロ (2010)]、その後の年次ではデータが発表されていないが、インタビュー調査からすると大きな改善は起こっていないと考えられる。

タイ+1 の動きについては、新設で国際水準を満たすとして期待されるディラワ工場団地を含め、ヤンゴン都市圏の企業にはあまり現実の可能性と認識されていない。同団地で最も早く生産を始めた江洋ラジエーターのように、世界各国へ輸出する例が多くなってくるのが望ましいが、まだ大きな流れになっているとは言えない。労働集約的な工程だけを切り出して移管している代表的な例がデンソー系のアスモで、2014 年からヤンゴン北部のシュエリンバン工業団地内でレンタル工場を借りて生産している。ラジエータで使うホースの切断作業だけインドネシアから移管してきており、まな板の上でホースを切断した後、そのままインドネシアに戻しているが、船の運賃を入れてもまだメリットがあるという。その他、現地資本の縫製会社に委託して自動車のエアバックの縫製をしている例もある。

これらの例を見ても、近隣諸国との関係でサプライチェーン開発を進めていくというには、まだまだ時期尚早といえる。可能性があるとするれば、ミャンマー国内のタイ国境地域に工業団地を造る構想はある。この場合も、労働力はミャンマーから提供し、電気はタイから供給する。在タイ企業の労働集約的な工程を移転することを狙うことになる。マンダレーとその周辺には既存の産業集積があり、立地としては相対的に恵まれているが、実際に国内でどのように付加価値をつけられるかは別の問題となる。マンダレーを含めて、自由化が進む中で、これから裾野産業、特に機械系の裾野産業を育てていくことは容易でない。自動車の場合であれば輸入中古車・新車とどう対抗していくのか。AEC の影響で 2018 年には関税も非課税になるため、新車ならタイから輸入した方が合理的という判断になる。スズキや日産自動車は国内生産を計画しているが、基本的にはノックダウンに近い形で生産するとみられる。部品を輸出する障害もないが、電子部品やワイヤーハーネスの工場が出てくる動きもまだ見えない。限定された労働集約的な工程か、大物で単位重量当たりの価格が安価なシートなどが選択肢としては残り得る。

機械産業の中では、農業機械が比較的有望とされている。過去には国有企業がクボタから技術支援を受けていた。現在、国内で耕運機やエンジンも作られている。精度や品質面で国際水準には至っていないが、基本的な技術は国有企業の中にある。後述するように農業の近代化は開発政策の中で重視されており、トラクタやポンプ、灌漑関係の製品へのニ

ーズは増加する見通しだ。輸入品に代替していく余地もあると考えられる。

農業機械だけでなく国産の織機もあることから分かるように、国有企業を中心にそれなりの技術の蓄積は認められる。このため、国有企業の有効活用に可能性が見出されている。戦後賠償の機械に加えて、2000年代には中国製の機械設備が入ってきた。これらの多くは現在、国有企業で利用されないままになっているものが多く、民間企業への払下げや賃貸を通じて活用できる可能性は十分にあると考えられる〔国際協力機構（2013）〕。

一方で、現地資本の民間企業が短期的に国際的なサプライチェーンに入っていくことは容易でない。そもそもそうした意識を持った経営者が少ないことも問題と言える。例えば自動車部品産業で言うと、国内の中古車のスペアパーツ向けマーケットがそれなりの規模で存在していて、一定の収益も期待できる。その結果、新しいことを始めるインセンティブが乏しくなっているという。日系企業などの進出が今後増えることを通じて、デモンストレーション効果が働くことが期待される。成功例を間近で見ることができれば、現地資本企業も可能性に気づくかもしれない。

2.2 サプライチェーン開発に向けた政策

政府が本格的に産業発展の支援を始めたのは民政に移管した2011年からなので、まだ数年しか経っていない。その意味では、官民いずれも圧倒的に経験が不足している。裾野産業の重要性は、経済開発、産業発展のための各種政策・戦略の中でも強調されていて、今後はこうした内容をどのように実行していくかが問われる段階になっている。

例えば、2013年1月に設置された大統領が委員長を務める中小企業開発中央委員会と副大統領が委員長を務める中小企業開発作業委員会でも、関連法整備や中小企業開発に向けた人材育成計画作りに加えて、裾野産業に属する中小企業を内外の投資とのかかわりでサプライチェーンに参画できるようにすることを、取り組むべき課題として挙げている。

同年3月には、両国の官民関係者が参加して投資環境整備を進めるための協議を行っている日本ミャンマー共同イニシアティブが立ち上げられた。2015年6月までに6回の会合が開催されていて、査証手続き、輸出入政策をはじめとする9分野で議論が進められている。これら9分野の議論は直接的にサプライチェーン開発の問題を対象にしているわけではないが、第6回の会合では裾野産業にも関連した記述がある「ミャンマー産業発展ビジョン」〔経済産業省（2015）〕が紹介されている。

投資企業管理局（DICA）とミャンマー投資委員会（MIC）では 2015 年、日本の支援も得て長期外国投資促進計画（FDIPP）を作成した。その目的は FDI の促進に関して、包括的な政策をミャンマーとして初めて取りまとめることで、目標達成への道のりを示し、ミャンマーの更なる発展とグローバル経済への統合に貢献することである。さらに国家総合開発計画へのインプットとして利用されることを狙っている。目標額は 2030 年まで GDP 伸び率に匹敵する伸びを目指していて、そのために法制度、投資環境を整える。とくに人材育成と民間の活力を利用した PPP を重視している。計画の中に個々のセクター事例は出ているが、具体的なセクター別の詳細は他の計画にゆだねる。ただし、産業の高度化が重要であることとグローバルサプライチェーンへの参画を目指すことは強調されている。

様々な関連の視点の議論の中で、裾野産業の発展、サプライチェーンの開発が取り上げられているが、現時点ではベトナムに見られるような独立した戦略・計画が立てられているわけではない。従って、これまでのところで最も包括的な産業戦略と考えられる前述の「ミャンマー産業発展ビジョン（以下、「ビジョン」）」から裾野産業に関わる部分を取り出し、紹介したい。

ビジョンでは、都市における外資主導の労働集約型産業の発展と、地方における農林水産業、高付加価値な織物等の地場産業の発展の好循環を起こす「都市・地方シナジー開発戦略」を提案している。都市の労働集約型産業が発展すると、外資系企業だけでなく中小企業を含む現地資本の企業がサプライチェーンに参画する可能性が広がると考えられる。農林水産業を発達させるには前述の通り農業の近代化が不可欠であり、裾野産業との関連で言うとりわけ農業機械と関連部品の製造が有望ではないか。地場産業の発展も、原材料や機械器具の需要につながる可能性を秘めている。

特に都市の外資主導労働集約型発展は、最も大きなインパクトをもたらすとみられる。以下、「ビジョン」の記述を要約すると、例えば縫製業の場合、良質で安価な労働力に基づく比較優位と CMP 企業への原材料輸入関税の免税制度も活用することで一定の成長を実現してきた。ただ、この免税制度は原材料全量の輸入が要件であるため、紡績、織布、副資材など関連産業の発展を阻害している。原材料の国内調達を促す政策転換が必要となる。一般的に現地資本企業が独力で国際市場にアクセスし、競争していくことには困難も多く、長い時間も要すると考えられる。その中で、外資と内資のリンケージが生まれていくことで、国内企業にとっての発展の可能性も広がる。インフラや制度の整備は、国内産業が外国企業と競争し、発展していくための基盤という意味でも重要である〔経済産業省（2015）〕。

都市部への立地が有望な産業としては、自動二輪車産業、電気電子産業、金型をはじめとするその他の機械産業を挙げていて、これらの産業の裾野を担いうる現地資本企業が増えていくことが望まれる。

まず自動二輪車の生産に関しては、まだ現地生産が行われていないが、「既にモータリゼーションが始まる水準の一人当たり GDP1,000 ドルを突破しているため、今後自動二輪市場は急拡大するものと想定される。・・・そのため、輸送機械（二輪）の中長期的な立地可能性は十分にあり得る」。政策的には電力を中心としたインフラ整備、自動二輪登録制度・車検制度の確実な運用などが欠かせないとしている。

電機電子産業に関しても、家電製品を含めて消費は順調に伸びているが、ほぼ全ての製品が輸入に依存している。輸入販売を行っている外資企業が、輸送コストの高い冷蔵庫、洗濯機等から現地生産に切り替える可能性がある。ベトナムのように、外国大手メーカーの国内への誘致を実現し、裾野産業の立地を促し、さらに大手メーカーの立地を促進するという好循環を生じさせてきた。ここでも、電力等のインフラや各種制度の整備が求められる。

その他機械産業に関して、例えばプラスチック加工業向けの金型などのメーカーは少数存在するが、技術水準は低く、外資企業などの高度な要求に即応できる状況にはない。二輪車や家電製品の生産が増えると、金型の需要も増大する。現地資本企業は、高品質を求めない国内メーカー向けからスタートして長期的に外資企業を代替していくことが期待される。課題としては、自動二輪車や電機電子産業と同様にハード・ソフトでのインフラの充実が挙げられる。また、金型産業は、様々な他の産業の発展を受けて供給も増えていくことから、他産業と同時並行的な成長が不可欠となる。

以上のように、どの産業においてもインフラ整備が課題となっていることが指摘できる。その意味では、現段階では個別の「産業政策」よりも一般的な投資環境整備が重視されるべきかもしれない。

第3節 産業人材育成支援の取り組み

本節では、合わせて 6 件の産業人材育成の取り組みを紹介する。いずれも何らかの形で国外からの人的・資金的な支援を受けている事例で、日本のほか、ドイツや国際機関と協

力しているケースが含まれる。経済全体で民間企業におけるものづくり技術・技能へのニーズがまだ十分に顕在化していないこともあり、国際競争力のある裾野産業、製造業において必要な能力開発に焦点を絞ることは容易ではないようだ。ただし、産業人材育成のためのソフトインフラとしてこうした取り組みが継続していくことに意義があることは指摘できるだろう。

3.1 ミャンマー日本人材開発センター（MJC）

ミャンマーにおける「日本センター」として 2013 年 8 月設立し、同年 12 月に事業を開始した。これまでマネージャー、起業家向けの研修コースやミャンマー企業と日系企業の同業同士を引き合わせるネットワーキングも実施してきた。センターの運営に関して、現在は 100% 日本側が経費負担していて、受講生は授業料が無料になる。ミャンマー商工会議所連盟（UMFCCI）と連携していて、センター自体も UMFCCI のビルに入居している。UMFCCI のメンバー以外でもコース受講は可能だが、多くは会員企業が占める。というのは、輸出入ライセンス取るためには商工会議所会員にならないといけないという事情があって、有力な企業は多くが会員になっているためだ。現在、会員企業は 2 万 7,000 社に上るという。

2014 年は 71 コースを実施し、受講生は合わせて 2,475 人であった。2015 年は 80 コースで 2,800 人の受講生を目標にしている。1 日の講義時間は通常 6 時間で、2014 年は 1 コース 30 時間、2015 年は 24 時間のコースが多い。これまでのところ、新聞に広告を載せたらすぐに応募者が集まるという状況だ。多くは日本人の講師が教えているが、12 コースは現地の講師が担当した。日本人講師についてはパナソニックの関連会社と年間契約を結び、元工場長、元支店長などの経験者に開講してもらっている。ミャンマー人講師は 4 人で、いずれも大学で 10 年以上教えた経験があり博士号を持った講師もいる。

多くのコースで定員一杯になっている。グループディスカッションとプレゼンを含む内容はミャンマーではまだ珍しい。こうした講義のやり方や、質問への実践的な答えといった内容面に加えて、土日、朝早くといった開講時間の要望にも対応しているところが評価されているという。上級編となる起業家育成コースでは 3 泊 4 日閉じ込める形にするため、地方の帰れないところに行って合宿形式で実施する方法を取っている。

受講者のうち優秀な人 100 人には奨学金を支給している。さらに、関経連との連携でコ

ース受講経験者が競うビジネスプランコンテストも実施した。グループ発表を講師が評価してさらに優秀と認められた場合には、2週間日本に派遣され、日本企業などを訪問できる。日本の大学のMBAの講義を受けたり、特別セミナーとして旭硝子、三菱商事の取締役役の話を聞いたりしている。

製造業はまだ国内に少ないので、受講者もサービス業が中心になっている。製造業は少ないこともあり、**taylor-made** で対応している。日本的経営のセミナーを工業団地に行って実施した例もある。2014年からは、マンダレーなど地方の6地域でコースを実施している。ヤンゴンよりむしろマンダレーの方に製造業の集積があるが、全体としてはまだ地方での実施は少ない。

テーラーメイドのコースとしては、1日セミナーを商業省の政策担当者向けに実施した。ブレインストーミングなどを通してクリエイティブな政策立案ができるようになることを目的とした。同様の趣旨で、ダウエイなどの地方でも商工会議所メンバー向けのコースを実施済みである。格差を減らすことが大きな課題で、そのこともあって商議所、商業省は地方展開に非常に熱心だ。MJC独自のコースとしては、ツアーガイドの訓練コースやJICA専門家による法制度関連コースを行った。優勝者は日本へ招待した。

コース受講者のフォローアップのため、必ず質問票を配って答えてもらうようにしている。授業の直接的な評価だけでなく、学んだ内容が半年後に役に立つか、その後のキャリア、業績、給料はどう変化したか、事業の発展を把握するために従業員数が増えているかといった内容まで回答を得る。アンケートだけでなく、ヒアリング調査も行っている。

受講者の平均年齢は32歳くらい。大卒が多い。最低3年の経験、マネージャーかオーナーのみに限定している。ジョブホッピングの可能性は上のクラスでは少ないので、マネージャークラスの派遣にも抵抗は少ないのではないかと。ミャンマー人であれば、日系企業に所属していても受講資格はあるが、実際の利用は限られていて12%くらいに過ぎない。残りの大半はローカル企業から参加している。日本に興味のある人が多いことも特徴と言える。

ミャンマーの民間企業に関わる人々の能力開発が事業の大半を占めるが、前述の商業省職員以外にもニーズがあれば対応する方針を取っている。財務省総合研修所と連携して、金融改革、中小企業金融に関するコースも実施した。担保に頼るのではなく、バンカーがどのように民間のビジネスプランを評価しているのかや、簿記をしっかりと作ることの重要性といった内容が講義された。さらに、日本人を対象にしたコースも企画した。日立のグロ

ーバル人材育成の一環として、ミャンマーで 2 週間研修するというもので、文化についての学習と工場見学を組み合わせた構成だった。広い意味では現地に関わる産業人材と考えることはできるだろう。

他国の援助機関の取り組みとしては、ドイツの GIZ が職業訓練に力を入れている。シンガポールはマーケティングを中心とした研修を支援している。タイ商工会議所大学が UMFCCI と連携して提供する MBA コースも実施されていて、学生を年に何日間かタイに連れていっている。MJC として特徴を出すために日本的経営を教えるという発想は確かにあるが、他国と張り合って囲い込むというつもりはない。ただ、日本と何かしたいという意識がこちらの財界、官界の中で強いことはよく感じさせられる。日本語学校への関心も高い。Thilawa の工業団地が動き始めていることの影響も大きいのではないと思われる。

ODA プロジェクトとして終わった後も事業を継続することが前提で、例えば日本の民間のビジネス系専門学校が出てこない状況だから、社会的な存在意義はまだ十分あると思う。現地側で運営できるような体制を目指しているのも、それなりの布石は打っている。財務的自立を実現するために、収益のリボリングで長期的な財務基盤の確立を進めている。人的な面でも、所長は UMFCCI の副会頭が務め、前述のように講師も日本人とミャンマー人が分担している。インストラクターの自立については、モンユワで試行した。日本人講師が実施してきたビジネス計画、ビジネスマーケティング、人的資源管理、コミュニケーションスキルのコースを、大学の教員として 10 年以上経験のあるミャンマー人講師が講義した。ヤンゴンでは英語コースでも実施可能だが、地方では財務的自立を実現するために、収益のリボリングで長期的な財務基盤の確立を進めている。それが難しいため現地講師の必要性は大きい。

現地講師のメリットは受講者と文化を共有していること。日本人講師は理解を助けるために、たとえ話を使って説明することも少なくないが、日本のスナック菓子の話を出してもミャンマーではわからない。時とともに言葉の意味が変わる例で「やばい」を挙げても、理解しづらいだろう。パワーポイントの資料はミャンマー人講師が翻訳しているが、それだけでは不十分なので 1 日かけて事前打ち合わせをしている。

3.2 ミャンマーサンコー（技能実習生事前研修校）

技能実習生の事前研修を行う学校を運営していて、ヤンゴンだけでなくマンダレーにも

施設を持っている。ヤンゴンは惣菜をはじめ食品加工業への派遣が中心で、マンダレーは機械工業等への派遣を念頭に置いて研修を実施している。

元々は中国で同様の事業を行っていた。2005～2014年に4,800名の技能実習生を送り出してきた。CEOは受入側の事業共同組合の仕事をしていたが、中国では賃金が上昇し、考え方も変わってくるなど条件が悪くなってきたので、中国でのノウハウを生かしながら他国に展開できないかと考え、ミャンマーに決めたという。

現在、ヤンゴン校の新校舎を建設中。3階建ての1階のみが教室に当てられ、2015年の第1期は25人×3教室でスタートするが、最終的には30人×6教室に増やす。2階は会議室、面接室、教員室、3階に女性専用の寮を設ける。食品関係を目指すという性格上、今でも女性が圧倒的に多く、男性は5名に過ぎない。今回の事前研修受講者のうち3名が先週までに日本へ行った。全員10月～12月までに日本へ行くことになる見込み。

2013年から7社へ45名を送り出した。基本は合計3年間日本で技能実習生として仕事に携わることになるが、1年働いたところで試験を受ける。惣菜加工が今年から3年に延長されたので受講生にとってはインセンティブが大きくなった。その他、食品や建築関係にも派遣してきた。3年間日本で経験を積み、帰国後は日系企業に就職してもらうというのが理想的なキャリアプラン。日本語が能力高いので日本語の必要な仕事についたり、企業でリーダー候補になってほしい。帰国後は尼さんになるといわれてと困ってしまうこともあるが、会社を作りたいという例もある。特に優秀な帰国実習生には同社の運営する学校の先生にもなってほしい。

朝の8時で7時間から7時間20分講義を行っている。日本で体力が続かないと困るので、8時間を試行しているがちょっと難しそうにも見える。ずっと講義形式で進めるのではなく、ストレッチ、瞑想する、日本の映像を見せるといった活動も交えている。ごみの捨て方も分別は未経験のため、日本に行く前に学んでおく必要があり、丁寧に教えている。

もともと東北での事業から出発し惣菜関係が強かった。CEOが組合の理事を務めていた関係で惣菜をはじめとする食品関係に強みを持つことになった。新ヤンゴン校では渡日以前に惣菜の専門教育ができるような設備を整えることにしている。長期的には工場を隣接する構想もある。これに対してマンダレー校は工業省トレーニングセンターの施設を利用しているため、既にある設備を生かして工業関係への送り出しを目的としている。中国のODAでできた施設で機械加工、溶接、プレスなどがそろっていて、業種の関係上、男性研修生も多い。工業省の施設を使っているため、事前研修終了後には証書を出しているはず。

2015 年 4 月にマンダレーから第一陣を派遣したが、結果としては食品加工が多くなった。現在、120 人を教育中である。

両校とも事前研修の受講者は 18～28 歳で高校入学レベルの者が多い。中には大卒の人もいる。通常の事前研修期間 12 カ月分の授業料は両方とも 80 万チャット（およそ 7 万 5,000 円）。ヤンゴンの一般的な月給が 8 万～20 万チャット（7,500～1 万 9,000 円）なので、かなり高額だと思う。入学時には一部の支払いを求めている。それでも負担に感じる志望者はいるので、現在貸付制度も検討している。生活費なども含めた 200 万チャット（19 万円）を貸付けている。食事は 1 食 700 チャット（65 円）で提供している。

全員が日本に行けるという保証をするわけではないが、原則としては全員を送り出すことを目標にしている。例えば遅刻が多い、何度もテストに不合格などの違反行為があれば、あきらめてもらっている。また、校内恋愛、妊娠、施設を壊すなどは重い違反行為で退学に値すると入学時に文書で知らせている。企業からは最低でも 6 カ月前までに採用予定人数の要望を出してもらう。面接、試験を経て決めて、教育を続ける形をとる。

目標金額は 3 年間 300 万円、田舎なら家が建つ金額。家族のきずなが強いので送金するというインセンティブは強い。送金はカンボウザ銀行と提携しているアメリカの送金会社があり、そこがよく使われているようだ。一方で技能を磨いていこうという人は少ない。出稼ぎ感覚が多数派となっている。1 人だけ在日中に心の病気になり、痩せて人を見ると戻ってしまうという症状が出たので、3 年を待たずに帰国した。

さらに問題なのが勤務先から姿をくらましてしまうケースだ。直近は他国と比べてもミャンマー人実習生が逃げたという例が目立っている。一番多いくらいではないか。日本の経験があるとか、親せきが日本に住んでいるという場合には警戒が必要で、何か他の目的があるのではと疑った方がいいくらいに思っている。日本にもブローカー的なミャンマー人がある。「工場より中華料理屋で働いた方がお金はたまる」といった形で声をかけ、誘惑されるケースが出ている。

惣菜関係では冷凍の魚を切るなど単純労働にはなるが、それでもミャンマーとは異なる細かい品質管理のやり方は学ぶことができる。製造業全般で新しい進出企業なら、管理監督者候補にはなり得ると考えている。

今は通いなので周辺地域からのみだが、今度は寮ができるので田舎からも来るのではないか。場所によっては出稼ぎしかない状況もあるそうなので。ただし、あまりにも農村すぎると、教えるのも難しいということが懸念される。

ミャンマー人の教員には、日本に行って組合の事務を経験できるよう機会を設けている。現在はヤンゴン校からのみで単発の派遣にとどまっているが、今後は数カ月単位で派遣し、常時誰かが組合にいるようにしたいと思っている。ヤンゴン校のミャンマー人教員は3人、マンダレー校は8人。マンダレー校は知り合い関係で集めてきたが、これからは公募にしたい。マンダレー校の教員は日本語大学出身者のみで日本語検定2級レベルは最低必要で1級を持った教員もいる。教員の月給は40万チャット（3万7000円）＋アルファで、かなりいい水準といえる。

3.3 グローリーキャリアトレーニングセンター（GCTC）

グローリーキャリアトレーニングセンター（GCTC）は、2004年設立の技術系専門学校である。現在、ディプロマコースとしては電気、電子、機械、保全、建築、自動車など工学系の12コースを提供している。近年の建築ブームもあって、建築のコースが最も人気が高い。これらのコースは、多くが1年の本科＋2カ月の事前基礎コースからなっている。学生は、追加の授業料なしでその他の短期実践コースを2つ受講することもできる。これらのディプロマを出さない短期コースは1カ月から3カ月で、工学系だけでなくコンピューターや英語があり、個別のコースレベルではより内容を絞ったカリキュラムになっている。授業料は1年のディプロマコースで通常50万～70万チャット（4万7,000～6万5,000円）、工学系の通常コースで3万5,000～16万チャット（3,300～1万5,000円）、比較的短期間で高価な設備も不要のコンピューターや英語のコースは3万～6万チャット〔2,800～5,600円：CADコースは7万～9万チャット（6,500円～8,400円）〕である。これまでにすべてのコースを合わせ、修了生は7,000人に達している。特にディプロマコースについては修了生の多くが就職志向であるが、毎年20～30%ほどはシンガポールやマレーシアなどの国外を中心とした大学への進学を果たしている。

校長はヤンゴン工科大学卒で電子工学を専攻していた。卒業後に民間の技術系専門学校で教師として働いていたが、廃校になったため自己資金で同校を設立したという経緯がある。設立当初は特に、卒業生が外国での就職も視野に入れていた。このため、国際的に通用する教育の質保証をするため、2005年には英国の職業資格認証機関で世界80カ国以上の職業教育機関と提携しているロンドン・シティ・ギルド協会（City Guilds）から、電気設備と冷蔵・空調のディプロマコースについて認証を受けることができた。教育の中身に

はかなりの程度自信があったが、教科書のリストなど文書上に明記していくことはあまり経験がなかったので、よい機会になったという。

これまでのところ、ミャンマー政府から特段の支援は受けていない。一方で2014年には、今後は自動車産業が伸びていくという見通しの下、ジェトロの支援を受けた岡山科学技術専門学校（OIST）と連携して、自動車工学のディプロマコースを新設した。日本の専門学校としてミャンマーに独自のコースを開設したのは初めての例で、カリキュラムや機材を供与し、日本人教員も常駐している。支援があるとはいえ多くのコストがかかったため、授業料は200万チャット（19万円）と他のコースと比べると非常に高価になった。1学年の定員は25人で、2015年には第1期の卒業生も出ている。進路は就職、進学、OISTなど日本への留学準備組がそれぞれ3分の1程度ずつだという。新たに現地進出を決めた日系自動車メーカーやディーラーからの採用があるなど、業界関係者に関心を持ってもらえているという。

3.4 産業訓練センター・シンデ

バゴー管区シンデの工業省傘下の職業訓練専門校である産業訓練センター（ITCシンデ）は、ドイツ国際協力公社（GIZ）の協力を受けていたが、1988年のクーデター後に協力を停止していた。政治・経済の開放を受けて2012年に新たな協力プロジェクトを立ち上げ、支援が再開されることになった。

ITCシンデは国内に6カ所あるITCの1つで、高卒以上の学歴を持つ25歳までの希望者を受け入れている。工作機械、金型、機械整備、車両整備、電気保全、電気機械、鋳型、機械製図の8コースからなる。1977年の設立以来、ドイツはODAで3年間のコースの立ち上げと運営に協力していた。前述のODAの凍結後はハード・ソフト両面の支援がなくなって3年コースを維持することが難しくなり、現時点では定員200人の1年コースのみを提供している。現在では、国内の全ITCが1年コースしか提供できていない。もう1点大きな変化は、近年まで卒業生は同じ工業省傘下の国有企業へ就職していたが、国有企業のリストラで民間企業に就職先を見つけないといけなくなったことである。ただ、国立のTVET関連機関は、民間企業からの十分に訓練を受けた熟練労働者の需要を満たせていない。

GIZは、研修の内容や方法が現在の産業界のニーズに応えることができず、システムと

しても適切な法的・制度的基盤を欠いていることが原因と判断した。このため、民間部門との緊密な協力の下で、職業訓練を設計するための戦略、プロセスと能力を導入し、改善することが重要との認識に至った。従って、ITC シンデにおける協力の長期的な目的も、同校の学生への直接的な教育というよりむしろ、他の ITC を含む教員の研修および各校で利用できる教育カリキュラムの開発であると位置づけている。同校では、既に教材や機器の改善が進んでおり、教員向けの研修にも着手済みである。2 年コースへの拡充も検討している。

プロジェクトはまた、より効果的にその任務を果たすため、国家技能標準局（NSSA）を支援するための組織的なアドバイスや関連パイロット事業を実施している。中でも、国家職業標準の開発および基準を用いた産業訓練センター学生向けの試験の実施が注目される。現時点で、スキル評価と認定の基準の開発を終え、実際に 6 つ職業スキル標準のテストを実施済みである。120 人が初級スキルの試験に合格した。NSSA では現在、この標準と認定のシステムを全国的に導入してくため、局内に必要な組織を設けるだけでなく、それぞれのプロセスについての文書化を開始した。

このほか、包括的に職業教育戦略を展開するため、国家教育計画や TVET 法の立案、関連省庁や民間の代表からなるワーキンググループの設置にも取り組んでいる。

3.5 中小企業開発センター

中小企業開発センター（SDC）は、工業省の下で 2012 年に設立された。ヤンゴンの本部に加えて、全国の 14 州・管区とネピドーの 15 カ所にも中小企業局があり、さらに地区レベルでも 35 カ所に中小企業開発に関する部門が設けられている。

第一段階としてスタッフの研修が実施されてきた。設立時に本部 37 人、出先も含めて 50 人に過ぎなかったセンターのスタッフは、政府における中小企業開発の重点化を受けて 2014 年の 4 月までに本部だけでも 78 人、合計で 378 人へ膨れ上がった。多くは工業省の他の部門、とりわけ国有企業から異動でセンターに所属することになったため、企業支援の経験に乏しいスタッフが目立った。こうした状況を改善するため、2014 年 11 月までに、ドイツ国際協力公社（GIZ）の協力のもと、センターのスタッフ 326 人の研修を終えた。直接的な産業人材育成だけでなく、政策実施に当たる支援人材の育成も優先度が非常に高い課題であることがよく分かる。支援人材育成のという意味では、急増する研修需要に対応

するためトレーナー向け研修も行っていて、実施に当たっては国際労働機関（ILO）や国連工業開発機関（UNIDO）の協力を受けている。

並行して、中小企業向けの研修も実施していて、センターの設立以来、2015年8月までにトレーニング、ワークショップ、セミナーといった形で合計 5,500 人以上が受講済みである。内容面では経営管理層、起業家向けが中心で、ビジネスプラン作りや市場開拓のためのマーケティング、中小企業向けの優先枠が設定されている政府調達への入札についてなどが主なものである。

人材育成研修を受けたスタッフによる中小企業経営者へのガイダンスも進めている。各出先機関では民間企業、他の政府機関、国際機関などと連携して、2015年1月までに約 2,800 社の中小企業に対してサービス提供を実施してきた。このスキームは資金調達とトレーニングをセットにしたものである。具体的には企業からの融資提案を評価し、中小企業開発銀行（SMIDB）から年利 8.5%の低いレートで推薦することによって中小企業の資金調達を支援、一方で現地資本の中小企業への技術と経営管理に関するトレーニングを提供している。2014年末までに、全国の中小企業 120 社に合わせて 200 億チャット（19 億円）の予算枠を設定していた。

センターが示す中小企業開発の戦略にも人的資源開発と技術開発・イノベーション、さらに金融の側面からそれぞれ支援を進めることで、中小企業の自律的發展に望ましい環境整備を行うことを謳っている。前述の事例も、直接的な人的資源開発だけでなく、金融との組み合わせといった工夫をすることで全体的な中小企業の開発支援効果を上げていくための試みとして評価できる。

3.6 貿易研修インスティテュート（TTI）

商業省傘下の貿易研修インスティテュート（TTI）は、2012年4月に設立以来、貿易関連の産業人材育成を中心とした研修コースを実施してきた。官民パートナーシップ（PPP）に基づく非営利の研修・研究機関として、政府と民間部門の委員からなる委員会が運営を管理している。特に起業家や中小企業の能力開発を通じた貿易促進を事業目的としている。

設立時に貿易基礎コースを始め、半年後には貿易上級コースも立ち上げた。2015年末までに、基礎は第7バッチまで上級は第3バッチまで完了し、600人以上の受講者に修了証明書を授与した。受講生は4カ月の間、週3回、1日3時間の講義を受ける。丸1日べっ

たり研修を受けなくてもよいので、中小企業の経営管理層にも比較的参加しやすい配慮になっている。修了証を得るには、最低 75%以上の講義に出席することと、2 回の試験に合格することが求められる。受講料はいずれのコースも 100 米ドルで、配布資料やコーヒープレイクだけでなく、貿易港や工場団地へのスタディーツアーや卒業ディナーも含む。

基礎コースの場合、受講者の半数以上が 20 代で、40 歳未満は 8 割を超える。職種ではオーナー経営者が 3 分の 1 のほか、経営管理者を含めると 8 割近い。研修内容の性格上、卸・小売りが半数を占めるが、サービス業や製造業からの参加もある。これに対して上級コースでは、20 代と 30 代がともに 4 割程度と拮抗していて、経営者を含む経営管理層が 8 割近く、産業別では卸・小売りが 8 割以上と圧倒的に多い。講師はグローバルなビジネスの知識がある民間部門の専門家や長年関連分野で働いてきた政府高官などを外部から招いている。UMFCCI も同様のコースを実施しているが、TTI は政府との関係やより強固であるため、規則や規制の問題、例えば原産地規制などについてより詳細な情報を提供することができるとしている。

長期間参加することが難しい受講希望者のために、週末のコースも設けている。グローバル財務管理、グローバルサプライチェーン管理、グローバルマーケティング管理。輸出管理、異文化管理、プロジェクト管理、グローバル戦略管理といったコースを単独で受講することができ、自動車産業や物流産業の業界団体からの支援も受けている。また、単発の研修としては年 2 回、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の支援で 1 週間の研修プログラムを実施している。コース運営はインド対外貿易研究所（IIFT）からの講師が担当し、ネピドーとヤンゴンの 2 カ所でアンチダンピング、AEC、WTOなどを教えた。

現在、外国の大学の協力を得て、6 カ月の国際貿易ディプロマコースを開こうとしている。カリキュラムには基礎・上級コースと同じく、直接的に貿易に関わる科目だけでなく、より一般的なビジネスに関する知識・スキルを扱う科目も揃えられている。具体的には、国際貿易理論と政策、物流管理、マーケティング、商法、法律、国際貿易のほか、ビジネス交渉、輸出入手続き、貿易決済、ビジネスプランと国境貿易などが含まれている。

TTI のスタッフと組織のキャパシティ・ディベロップメントを目的として、JICA の専門家も 5 人受け入れている。

第4節 企業事例

ミャンマーの民間製造業企業の実際の状況を調べるため、すでに国際的なサプライチェーンに参画している5社において、事業内容と事業環境、および人材育成に関するインタビューを行った。実情を反映してか、裾野産業ではなく最終商品のメーカーとして生産している事例ばかりになったが、結果として外資系と現地資本系、機械工業と軽工業、輸出向けと国内市場向けといった様々なケースでの原材料・部品調達の現状を浮き彫りにすることにできたのではないかと考える。いずれにしても、各社はそれぞれの条件で産業人材育成に関する取り組みを合理的な判断に基づいて実施していることがよく理解できた。

4.1 S Electric 社

S Electric 社は、1993年にヤンゴンで設立された。従業員数は470人で工場に420人、残りはオフィスのスタッフとして雇用している。主な製品は変圧器、パネル、およびスイッチである。変圧器は売り上げの80%を占め、年間2万台製造する能力を持っている。100%現地資本の会社だが、日系大手企業からの30%の出資を受け、2015年10月に合弁会社となった。日本企業以外にも中国や韓国企業から技術提携や合弁の話があったが、社長は取り合わなかったという。現時点で売り上げの大半は国有企業向け、その他も全て国内市場で販売しているが、長期的には輸出の可能性を考慮していくことにしている。

製品へのニーズは、マンドレーやネピドーなどヤンゴン以外の地域でより旺盛である。これらの地域にショールームを設けているが、工場はヤンゴンのみで対応可能である。政府は、2022年までに全土を電化することを目標にしている、同社もその目標に合わせて事業展開を進める計画である。国内に同業者は8社ありいずれもミャンマー企業だが、S Electric 社を含む3社がシェアを争っている。同社は特に、配電用変圧器で大きなシェアを保持している。現在のところ輸入品との実質的な競争はないが、いずれ対応しないといけなくなるだろう。国内2社に加えて、ドイツの企業が競争相手になると想定している。

多くの原料や部品は輸入品で、例えば鉄は新日鉄住金、JFE、POSCOの3社から買っているが、比率は日本の2社が多い。3社のスペックは特に変わるわけではなく、特定の企業だけに絞り込むことのリスクを考えた結果だ。国有企業へ納入が認められる前には必ず入札があるが、変圧器に入れる油、油圧計、ブッシングなどの重要な部品については、入札の際にイタリアやドイツ製のものを使うよう政府から指示される。なぜ日本のものではだ

めなのかはよく分からない。大きな変圧器の際は、シーメンスの基幹部品を利用するように指示を受けた。輸入部品については3カ月分の在庫を確保している。

現時点で常駐の外国人アドバイザーは全くいないが、2012年から現在の合弁相手と技術提携していた関係で人も受け入れていた。その前には別の日本企業とも縁があり、JETROの専門家としての派遣をきっかけに3人のアドバイザーを受け入れ技術支援を受けたこともある。実は、合弁相手とのつながりもこれらのアドバイザーから広がったものである。

一方、同社の従業員を日立へ派遣したこともある。7名×10日間でエンジニアを派遣した。社内にトレーニングセンターはない。電力省を退職して同社に9年間在籍しているコンサルタントが、他のコンサルタントと協力して状況に応じ30分、1〜2時間といった具合に機会を設けて教える形を取っている。電力省出身のコンサルタントは米国の規格と同等の電気技術者の資格をとっているため、指導者として十分な技術的知識・スキルを持つと評価できる。

4.2 J Garment 社

韓国系の企業で、1年半前にミャンマーでの操業を開始した。現在の生産拠点はミャンマーのみで、社長が以前から貿易会社としてミャンマーでビジネスをやっていた関係で、生産拠点を決める際にミャンマーを選ぶことになった。工場では430人のオペレーターを雇用している。生産の90〜95%は日本の中堅アパレルメーカーや大手流通グループ向けで、ジャケットやコートを生産している。小売価格でいうとジャケットは9,000円から1万円くらいで、加工賃はジャケットが7〜8ドル。コートは12〜13ドル程度。日本の関税がゼロなのが収益面では助かっているが、円安で日本での売り上げにも影響が出ているという。

典型的な Cut, Make & Pack (CMP) 工場で、生地は台湾、中国の上海、日本からも入ってくる。現地調達できるのは縫い糸、ボタン、箱くらいで、他は全て納入先企業が手配したものを受け入れている。ミャンマーには縫製工場が多数あるが、ジャケットとコートに特化している企業は少ないため、ライバルとは言えない。ジャケットやコート関係でも、他の会社は中綿だけに絞っているなど細分化されている。他の工場では仕事がないときに別の仕事を入れることはあるかもしれないが、同社ではジャケットとコートに特化して設備も入れているので融通が利かない。

現地工場の責任者である GM は中国人で、もともと同業の全く別の企業の中国工場で働

いていたが、そこから別企業のミャンマー工場に転職した。数カ月後に J Garment にスカウトされて移り、貿易の営業や下請け工場の管理を担当していたが、会社の方針で生産を始めることになった。ミャンマーに来てから 3 年間経つが、縫製は難しい。特に日本向けが難しく、疲れる仕事だという。他に韓国人技術者 2 人、中国人 2 人が駐在していて、2 カ月に 1 回、日本人が運営状況を確認しにやってくる。

ミャンマーで難しいと感じるのは人の管理で、言葉が通じないだけでなく考え方も違うことである。素直でまじめにやってくれるのはいい。ただ、レベルは中国より低い。1 時間当たり何着作るかの生産性でいうと、同じ着数を作るのに中国では 30 人のところミャンマーでは 60 人必要になる。なぜ低いのかははっきりしないが、工場内が暑いことの影響もあるかもしれない。中国では賃金が高すぎるので、ミャンマーで生産する意味はある。(2015 年 8 月) 現在は月額 130 ドルちょっとだが、3,600 チャット (340 円) の最低賃金が決まると今の 2 倍にしないといけなくなる。中国、韓国、台湾系いずれも困っている。10 月から実施すると聞いたので生産を続けていけるか心配している。全国一律の賃金なので田舎にもいけない。

勤務時間は、朝 8 時からで昼休みを挟んで 12:45~17:30 までに設定している。何時間でも働きたいという人は多く、勤務時間が長いことを気にするよりもお金の魅力の方が大きいようだ。離職率も高いが、やめてもすぐに雇用することは可能だ。新しい人を雇用するときは、実技テストを行っている。テストをすればこれまでの経験が分かるので、結果によって初めから難しい工程に入るか、やさしい工程に入るかを定める。

作業者のスキルによって ABC のレベルを作っている。A が一番上で、未経験者がしっかりとやっていたら 2 年で C から A にまでスキルを高められるという形に設計している。ジャケットの場合、1 着作るのに 70~80 点くらいの布を縫い合わせていく。コートはもっと多くて 100 点以上になる。ボタン付け、穴など入れるとジャケットは 90 工程ほどで、袖付けとエリのように局面のある作業が難しく、A レベルの作業者が担当している。規模を大きくするときには工程をより細分化するなどの調整をするのではなく、現在と同じ工程からなる生産ラインを増やしていく。その方が作業を標準化できて、スキルの習得の面でも生産性の面でも望ましい。

工場はミャンマー企業からのレンタルで、韓国の親会社はオーダーの管理をするだけで、人の管理は工場側に任せている。ミシンを中心とする機械のうち、高価なものを中心に半分以上は J Garment 社側が投資した。ジャケットの設備はカジュアル衣料向けと違って比

較的高価で汎用性もないので、どうやって回収するかが問題になる。レンタル価格もいずれ必ず上がってくるだろうから、コストが上昇する要因ばかりといえる。

4.3 H Garment 社

H Garment 社は 2011 年設立の 100%現地資本の企業で、ヤンゴンに生産拠点を持っている。主な製品はシャツ、ジャケット、パンツ、ベストやブルゾンなど幅広いが、中でも作業用ユニフォームが最も多く売り上げの 40%に達する。従業員数は 950 人に達する。輸出向けの生産を行っていて、主な顧客は日本の大中規模の卸売または小売業、次いで欧州向けが多い。生産能力は月産 9 万着で、3 年前と比べて約 25%増加している。2011 年に 2 つの工場、2013 年には 3 つ目の工場も稼働を始めているため、現時点で新規の投資計画はない。国内同業他社と比較して競争力は優位にあり、バングラデシュやベトナムの競争力がある企業とも十分互していける実力があると自負している。

顧客との関係がよく、直接的かつ密接な関係が確立されていることにも自信を持っている。顧客企業がすべての材料や仕様を手配して、工場では定められた仕様に基づいて生産する CMP の方式をとっている。材料と製品は通常、海上輸送を利用しており、緊急の場合のみ航空輸送している。

外部環境、社内とも経営課題は山積している。外部環境としては電力不足と停電、道路や橋の整備の遅れから生じる高いインフラ関連コストや後述する最低賃金の導入が挙げられる。その他、土地、税金、間接費のすべてにわたってコストが増加しているにも関わらず、受注競争は厳しさを増していて売値にも影響が出ている。その結果、ここ 3 年は利益率が低下傾向にある。AEC の影響については楽観的で、貿易障壁の減少や協定違反に対する制裁の可能性により、国内製造業にプラスの影響をもたらしようと考えている。

一方、内部的な問題としては、外資系の会社とは異なり労使関係が深刻な問題になっていない。問題として深刻なのは労働の生産性で、最低賃金日給 3,600 チャット (340 円) の施行前、賃金はその水準以下に抑えていたが少なくとも 3,600 チャットまで賃上げせざるを得ない。この製品単位当たりの労働コスト上昇に見合う生産性向上は大きな課題になっている。

人材育成の観点から、工場内のすべての作業者を熟練作業者として扱っている。具体的には全員が正社員で契約社員は全く雇用していない。緊急の注文があった場合は、残業で

対応している。残業時は通常の賃金の 2 倍が支払われるので、従業員は喜んで働いているという。作業者のほかにメカニックも 10 人いるが、そのうち 3 人はインドネシア人を雇用している。離職率は年平均 30%程度に上る。縫製業界では熟練作業者がより高い賃金を求めて転職することが多いためである。それでも勤続年数は約 8 年なので、一旦定着した従業員は比較的落ち着いて働き続けていることが分かる。採用時には、全ての作業者がミシンを効率的に扱うための訓練を受けている。また、新しい内容の注文が来るときにも、顧客の仕様を満たすために現場監督者も含めて訓練する必要がある。顧客企業がトレーニングを実施してくれるケースも少なくない。将来的には、こうした必要に迫られて行う訓練だけでなく、長期的により生産性を高められるような新しいプログラムの実施を計画している。

付加価値の低い CMP からの脱却も目指している。ただ現状では、緊急の注文への対応や不十分な品質管理による問題の頻発によって目先の生産に追われることが常態となっていて、製品開発のため能力を構築していくことができないことが課題になっている。

同社は UMFCCI とミャンマー縫製工業会 (MGMA) のメンバーで、オーナー経営者が女性であるため、彼女はミャンマー女性起業家協会のメンバーにもなっている。こうしたネットワークは生産性向上にも活用されていて、例えば MGMA とドイツ経済開発・職業訓練財団 (sequa gGmbH) が 2015 年に実施したスマートミャンマー縫製工場改善プログラムに参加した。

4.4 G Shoes 社

G Shoes 社は 2002 年の設立以来、靴やサンダルを製造し、2012 年には工業省の中小企業開発センターからミャンマーのトップ 100 中小企業の 1 つに選定された。オーナー経営者は、Myanmar Footwear Manufacturing Association の会長と Myanmar Industries Association の事務局長を務めている。自社ブランド製品と顧客の仕様に従って生産する OEM 製品の両方があり、OEM の納入先には複数の国際的な靴のブランドが含まれている。従業員数は、3 年前と比べて約 50%減って 600 人である。この減少は業績を反映したものであり、直近の年間売上高は 150 万ドル、利益は 1 万 5,000 ドルといずれも 3 年前と比べて約 50%減少している。

原材料は、シンガポールの商社を通じてインド、パキスタン、中国、タイから輸入して

いる。自社のデザインに基づいて原材料を加工、仕上げ、包装した後に、主要な市場である日本、オーストラリアに加え、ニュージーランド、スペイン、オランダ、マレーシア、タイ、ベトナムの各国へ輸出している。サプライヤー、顧客とも長期的な関係を築いていて、主要な取引先とは10年以上付き合いが続いている。工場の機械設備は中国製の安価の物を使っている。性能もよい日本やヨーロッパ製の機械が購入できればそれに越したことはないが、その余裕がないのが実情である。

国内の同業者との競争は深刻なものではないが、いくつかの国の企業は労働生産性と物流コストの優位を生かして低価格で製品を作ることができる。一方で、国内では電力、地価、道路や橋の手数料その他の物流コスト、人件費など生産コストが増大している。価格競争で太刀打ちすることは容易でない。これらの問題の多くは政府の取り組みによって改善が可能だが、現状では不十分な内容にとどまっていると指摘する。

電力については、供給が不安定で停電の際に発電機を使うとコストが6倍になる。地価の値上がりのため事業を拡張することも難しくなっている。物流コストも、ヤンゴン港からシンガポールへの20フィートコンテナの出荷コストは約250ドルだが、ヤンゴンの工場からヤンゴン港に運ぶだけで同程度の費用が掛かる。現状では日本、オーストラリア、ニュージーランド向けの製品は全てシンガポールで積み替えているため、さらに国際的なコスト競争力は落ちてしまう。最低賃金が設定されると賃上げが必至なので、これもまたコスト上昇要因となる。銀行からの輸出金融の金利も高すぎると感じていて、通常年13%の利子が課されるが、同社の事業では5%程度の支払いしかできないので利用が難しい。一方AECは、国内製造業が外国との競争に直面する準備ができていないので、マイナスの影響を与える可能性があるから見込んでいる。

ライセンスや税関手続きについては大きな支障はないというが、その他多くの問題や権交代の可能性など政治的リスクを勘案して、ここ3年は新規投資を行っていない。今後投資は顧客との関係で実質的に受け身の形で決まってくるので、新たな投資計画は立てていない。

人材面では生産ライン関係で550人、オフィスに30人、警備や運転手などが20人働いている。生産ライン関係には、熟練作業員は作業員全体の70%を占め、その他に15人の管理職とシニアの専門職、15人のテクニシャンがいる。従業員の最終学歴は小学卒から大卒まで様々だが、現状の知識とスキル水準を考慮すると、それぞれの職務内容の要件を満たすのに十分と認識されている。ピークの時期には年平均100人から150人の期間工を雇

う。従業員の離職率は年間 30%程度で、勤続年数は平均 1~2 年である。

人的資源とも関わる社内の問題としては、技術水準が不十分であるために新しい製品や生産プロセスの開発に弱点を持っていることがある。すべての新製品のデザインや関連する新生産プロセスについては、顧客企業に技術的に依存せざるを得ず、外国人専門家を招いて指示をどのように理解して導入するのかを教えてもらっている。現在、日本、イタリア、タイから合わせて 6 人の外国人から指導を受けている。こうした過程を通じて、徐々に自社の組織能力を高めていくべく学習を続けていて、同社の研修の中では最も有益なものと評価している。それでもまだ新製品開発の専任エンジニア職を設けるには時期尚早と認識している。生産技術については専任のエンジニアが 6 人雇用されていて、顧客企業から技術指導のトレーニーの中核を占めている。製品の仕様を確実に再現するだけでなく、加工の過程で廃棄される原材料を減らすことにも成功していて、利益を生み出している。

テクニシャン、現場監督者、一般の作業者に関しては、トレーニングのほとんどが、オンザジョブで実施されている。特に作業者は、給料がスキル水準によって決められているので出席に積極的である。80%以上が訓練に参加している。テクニシャンの機械メンテナンスに関する訓練は有益と認識されている。将来的には、より多くのトレーニングを技術者と生産ラインの従業員に提供することを計画している。

4.5 R Furniture 社

1997 年設立の現地資本企業である R Furniture 社は、現在までに国内市場向けの大手家具メーカーに成長している。

成長のきっかけになったのが、2002 年にマレーシアから原材料を入することで始めた合板製の家具製造で、その後により高い技術を用いた装飾中密度繊維板 (MDF) を利用することで売り上げが拡大した。2004 年にはソファ工場も稼働を始め、現在は合板製家具、装飾 MDF 製家具、ステンレス鋼製家具、ベッドルームセットとソファを主要な商品としている。中でも合板製家具とソファが総売り上げの 60%を占めている。

従業員数は 182 人で、過去 3 年間に 20%増加している。売り上げもは年々増加しており 3 年前と比べて 20%増、利益率も 30%の増加を果たした。

原材料は、前述のマレーシアに加え、タイ、中国から船舶輸送で輸入されている。サプライヤーが大企業ということもあり、長期的な関係を構築している。主な生産プロセスは、

設計、切断、フィッティング、塗装仕上げである。販売先は国内市場のみで、主な顧客は地元企業や NGO、政府機関である。主要な顧客との関係も長期にわたる場合が多い。顧客は通常、まず同社ブランドの製品を見たうえで、多くの場合要望にあった形で設計し、その内容に基づいて販売価格を決める手順を取っている。このため、他社と価格競争になることはあまりない。そもそも国内の同業者は家庭用の市場に重点を置いているに対して、同社はオフィス用を重視しているため、競争になりにくい面もある。現在、オフィス用家具市場では 70% の市場シェアを誇っているという。販売を促進するため、ヤンゴンとマンダレーの 2 都市に 2 カ所ずつ合わせて 4 カ所のショールームを展開している。ネピドーなどを含む都市部での売り上げが多い。

現状の事業を推進していくうえで、外部環境、社内のいずれにおいても、それほど深刻な問題には直面していない。特定のセグメントで強いブランドを確立でき、顧客基盤も協力的なので、AEC の立ち上げも業績に深刻な影響を与えないと感じている。ミャンマー人の感性にあった革新的なデザインとコスト競争力で、国外の競合企業にも現在の市場では負けることはないと考えている。今後も積極的に新製品開発に取り組み、定期的に新製品を導入していくことにしており、新工場、新しいショールームを作る投資も計画している。ただし、国内都市部を中心としたオフィス向けに限定した事業展開は、長期的に考えるとビジネスセクターの成長に全面的に依存することになるため、限界もあることは懸念している。

新製品開発を進めるため、6 人のスタッフによる設計チームを設けている。チームのメンバーには、家具の設計・製造に関して外国での職務経験を持っている者も雇用している。チーム内で知識移転が行われることも期待している。

設計チームのメンバーに限らず、同社は個々の従業員レベルで人材育成計画を立てている。手間ひまはかかるが、従業員の能力開発とキャリア、給与を結び付けることで効果が上がることを期待している。特定のセグメントに絞った事業の性質上、熟練した従業員が適当な転職先を見つけることは難しい。そのため、従業員の離職率は年に 5~10% の間にとどまっていて、一般的な比率よりは相当低い水準にある。勤続年数は 4~5 年という。長期的な視野に立った人的資源開発と低い離職率が好循環になっていることがうかがえる。

同社は、従業員のトレーニングに非常に熱心である。年間を通じて様々な研修を実施していて、主な内容は経営、販売および顧客関係管理、チームワークとリーダーシップや技術・技能訓練である。また、コンピューターや英語と中国語の研修はすべての従業員に提

供されています。国内市場向けの生産をしているにもかかわらず語学を重視することからも、広い意味で従業員の能力開発を行おうという姿勢が分かる。妥当な理由がない限り、全員が研修に参加すべきというのが会社の方針であるため、参加率はほぼ 100%となっている。CEO は自身が研修に参加することで顧客関係に関する能力を高めることができたと考えているので、他の従業員にとっても販売および顧客関係の研修が最も効果的であると認識している。社内講師が担当する研修に加えて、民間の研修プロバイダー企業の講師が、特に幹部開発のための専門研修を提供するために招かれている。従業員、特に管理者は全員が UMFCCI などで開催されるワークショップやセミナーに出席するよう奨励されている。同社の取締役 5 人のうち、3 人が MBA を取得していることも、従業員の学習を奨励する方針に影響を及ぼしているのだろう。

第 5 節 おわりに

ミャンマーには一定の製造業の蓄積はあるが、国際的なサプライチェーンに参加していくための競争力という面ではまだまだ不十分な水準にある。カンボジアと比べると製造業の集積と国内市場の規模の点で優位にあると言えるが、ベトナムには及ばない。サプライチェーン開発の観点から自動二輪車や家電製品、農業機械などある程度有望な産業もあるが、短期的には広がりが見込める状況ではなく、長期的な取り組みが求められる。現状を考えると、裾野産業を直接的な対象とした計画・戦略は策定していないことも妥当な面があると思われる。長期的には、「産業発展ビジョン」を含むより一般的な計画・戦略の中で裾野産業を重視する、あるいは一般的な投資環境整備に力点を置くだけではなく、裾野産業固有の事情に即した検討が行われることが望まれる。

産業人材育成の取り組みとしては、日本の公的機関、民間企業だけでなくドイツの GIZ や国際機関と協力しているケースを紹介した。それぞれの取り組みは一定の成果を上げていると評価できるものの、経済全体で民間企業におけるものづくり技術・技能へのニーズがまだ十分に顕在化していないことの影響はマイナスに働かざるを得ないことが分かった。裾野産業、製造業向けではなく他の産業も含めたより一般的な対象に向けた研修を企画することで、事業としての持続可能性を確保する取り組みが散見された。国際競争力のある裾野産業、製造業において必要な能力開発に焦点を絞れば理想的かもしれないが、その

ような方針を取ることが容易ではないことが分かった。

最後に企業事例では実情を反映してか、最終商品のメーカーとして生産している事例ばかりになったが、結果として外資系と現地資本系、機械工業と軽工業、輸出向けと国内市場向けといった様々なケースでの産業人材育成と原材料・部品調達の現状を示すことができたのではないかと。企業の人材育成の取り組みの特徴は、前述の企業レベルの外形的な違いだけでなく、スキル特性や従業員の定着率、経営者の考え方などによっても左右されることが明らかになった。いずれにしても、各社はそれぞれの条件の下で合理的な判断に基づいて産業人材育成を実施していることがよく理解できた。

<参考文献>

- ・ 経済産業省（2015）『ミャンマー産業発展ビジョン～Next Frontier in Asia: Factory, Farm, and Fashion～』
- ・ 国際協力機構、日本経済研究所、大和総研（2013）『ミャンマー国 国有企業に係る情報収集・確認調査報告書』
- ・ ジェトロ（2010）『在アジア・オセアニア日系企業実態調査（2010年度調査）』

第5章 ベトナム

広島大学 准教授

(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員

高橋 与志

ベトナム国家大学ハノイ校経済ビジネス大学経営学部講師 Nham Phong Tuan

ベトナム国家大学ハノイ校ハノイビジネススクール講師 Nguyen Thu Huong

第1節 はじめに

第3章、第4章と同じく、本章ではベトナムを事例として、裾野産業の現状とサプライチェーン開発に関わる政策、官民による産業人材育成支援の取り組み、現地資本企業の実態について述べていく。人材育成支援の取り組みについては、ホーチミン都市圏で実施した現地調査の結果を取りまとめた。

第2節 裾野産業の現状とサプライチェーン開発のための政策

2.1 裾野産業の現状

既存の文献の内容を踏まえ、本研究の現地調査で得られた情報を補足的に加えることで、より直近の裾野産業の現状について明らかにしたい。

他の2カ国と比較するとベトナムの裾野産業は発達しているといえるが、日系企業は製品の原材料の多くを輸入に頼っている。2015年のジェトロによる日系企業に対する調査では、現地調達率は32.1%にとどまっており、2010年の22.4%と比べると伸びているものの中国(64.7%)やタイ(55.5%)と比較すると低い水準に過ぎない[ジェトロ(2015)]。国際協力銀行(2014)によると、現地調達可能なものとしては梱包用段ボールをあげる企業が多かったが、これも、現地に進出している日系企業から調達しているとのことであった。また、製品に貼付するシール類など、現地企業からの調達も一部あったが、そのほとんどは、ホーチミンの地場企業からの調達であった。今回の現地調査では、段ボール用の針(留め金)を製造する地場企業へのインタビューを行っている。詳細は4.2を参照されたい。一方で、その他の部品や加工について地場企業が存在していないわけではない。ジェ

トロハノイ事務所（2015）、ジェトロホーチミン事務所（2015）作成の「ベトナム優良企業リスト」には、日系企業とビジネス可能と想定される **excellent company** と日本企業とビジネスできる可能性を秘めている **potential company** 合わせて 300 社以上がリストアップされている。

国際協力銀行（2014）によると、現地に進出した日系企業からは、北部よりも南部の方に裾野産業が集積しており、国内調達する数少ない部品・原材料はホーチミンの地場企業から調達しているとのコメントがしばしば聞かれたという。北部へ進出する日系企業が増えたとはいえ、ホーチミン日本商工会の会員数が 750 社を超えるのに対して、ハノイのベトナム日本商工会は 633 社（2016 年 3 月）にとどまっている。さらに、南部には古くから台湾企業が進出しており、韓国企業も多く進出していることも、裾野産業を含む産業集積が進んでいることの一因になっている。

同じく国際協力銀行（2014）が現地ヒアリングした日系企業の数社は中国にも生産拠点を持つ企業で、ベトナム進出を決めた理由として、中国国内の「人件費の上昇」などを挙げていた。しかし、「中国より安く作れる」という期待どおりには進まないケースも見られたという。

その原因として、まずベトナム人は中国人と比べるとものづくりの経験者が少ないことが指摘できる。ベトナム人は勤勉で手先が器用であるという話は、今回の現地調査でもよく聞かれたが、新興の工業団地等では、企業での就労経験のない労働者も多く、企業で働く上での初歩的なルールから教育する必要がある。現場作業員一人当たりの生産数といった単純な労働生産性でいうと、必ずしも高い水準とは言えない。

加えて、人件費の上昇や材料費が割高であることもマイナス要因となっている。ベトナムの人件費は中国よりは確かに安いですが、上昇が続いている。ジェトロ調査の年間実負担額でいうと、作業員の場合ベトナムが 3,855 米ドルなのに対して中国は 8,702 米ドルに達する。エンジニアやマネージャーでも格差はまだ 2 倍あるが、製造業全体の昇給率は中国が 2015 年度 7.9%、2016 年度見込みが 6.8%に対して、ベトナムは同 10.8%、10.3%となっている。さらに、製造原価のおよそ 6 割を占める材料や部品は、ベトナムの裾野産業が未成熟なため、輸入か現地外資系企業からの調達となり物流コストが加わることで割高になってしまう [ジェトロ（2015）]。

結局、中国よりも安く作るという目的を達成するには、地場の部品や原材料を用いて生産を行うことが求められる。日系の二輪車アセンブラーや食品加工業などでは、現地での

原材料調達を可能とすることで、製品の高品質を保持しつつ、競争可能な価格の実現を図ってきた。現地日系企業の中には地場企業の開拓・育成に着手するケースも出ている。例えば、1社1社電話をかけて企業調査をしたり、数社をトライアルにかけて有望な企業を1年がかりで育成しようとする企業もあるという〔国際協力銀行（2014）〕。ジェトロによる部品調達展示商談会や優良企業リストのような地場企業と日系企業のマッチング支援も、梱包資材や建築資材だけでなく、機械部品、金型、各種の加工など幅広い分野で成果を上げている〔ジェトロ（2014）〕。まだ潜在的なものも含めた地場サプライヤーへのニーズと比べると質量ともに不十分かもしれないが、地場企業が実力をつけつつあることを反映しているといえよう。

2.2 サプライチェーン開発に向けた政策

前項までで述べた一般的な投資環境および裾野産業の実態を踏まえて、ベトナム政府はサプライチェーン開発に向けた政策立案・実施に取り組んできた。政府が本格的に裾野産業育成に乗り出す画期となったのは、2007年の裾野産業育成のためのマスタープラン制定である。AECの発足による関税撤廃を見据え、民間企業の競争力向上の一環として取り組まれた（国際協力機構、三菱総合研究所、フォーバル、2015）。

この間に示された具体的な施策面の指針としては、まず2009年の政令No.56/2009/ND-CPが挙げられる。中小企業向け開発援助について首相が公布したもので、支援策に関わる主な内容は以下の通りである。

- ・第8条：工場団地、とくに中小企業のための産業クラスター建設の奨励
- ・第10条：市場拡大の振興、政府の貿易振興機関による中小企業向け貿易振興予算の設定
- ・第14条：政府による企業インキュベーター設立の奨励

また、2012年の政令No.1556/QD-TTgでは、首相名で"Support for SMEs in the field Developing of Supporting industries" プロジェクトが承認された。2020年までの開発目標として、裾野産業の中小企業が製造業の様々なセクターで部品等の国内需要の50%程度を供給できるようにすることを掲げた。具体的に中小企業が多国籍企業のサプライヤーになるための支援プログラムも、表5-1の通り立案された。多国籍企業のサプライチェーンに参加するためにはより高い要求を満たす必要があり、中小企業にとって多大な努力を要す

るプロセスとなるため、政府の支援が必要であるという基本的な認識が背景にある。

表 5-1 中小企業が多国籍企業のサプライヤーになるための支援プログラム

目標	・ 中小企業と大企業の間に効果的なリンケージを創出 ・ 中小企業 300 社が対象。うち 100 社を多国籍企業のサプライヤーに
対象	・ 中小製造企業。一定の能力と規模の要件を満たすことが求められる
主な活動	・ 中小企業の能力評価 ・ 顧客となる多国籍企業または大規模なサプライヤーとの関係構築 ・ 要件を満たす終章企業向けのコンサルティングおよび技術支援 ・ その他の助言
主幹官庁	産業貿易省、計画投資省
期間	2013 年～2020 年
予算	500 億ベトナムドン（200 万米ドル程度）
財源	・ 中小企業向け開発援助（計画投資省） ・ 多国籍企業からの支援

（出所）筆者作成

2007 年のマスタープランを受け、2013 年 7 月にベトナム政府に承認された「越日協力の枠組みにおける 2020 年に向けたベトナム工業化戦略および 2030 年へのビジョン（ベトナム工業化戦略）」でも、裾野産業が重点課題に挙げられている。戦略業種を絞り込む「工業化戦略文書」も作成され、この戦略に基づいて選定された『農水産品加工』、『農業機械』、『電子』、『造船』、『環境・省エネ』、『自動車および自動車部品』の 6 分野の具体的な行動計画を企画・立案する「工業化戦略アクションプラン」を日本が産官学連携で支援した（国際協力機構、三菱総合研究所、フォーバル、2015）。こうした戦略業種の絞り込みに前後して、個別産業に関する政令も公布されている。既に競争力のあった二輪車産業（2007 年）に始まり、さらに戦略業種として期待されている自動車産業（2013 年～2015 年、計 4 件）、電子産業（2014 年）などで、それぞれ裾野産業の重要性が指摘されている。

以上のような取り組みにより強固な法的な裏付けを与えるため、2016 年 5 月の国会には中小企業振興法案が提出され予定で、2017 年 5 月には公布される見込みである。

第 3 節 産業人材育成支援の取り組み

紹介する各事例は、何らかの形で日本の官民による人的・資金的な支援を受けている。

その影響もあつてか、各分野の固有技術・技能だけでなく、全社的品質管理やリーン生産方式に代表されるような日本のモノづくりの方法、さらにより広い日本的経営の方法を反映させる形で教育研修を提供している例が多い。また、現地で一般的な研修より質の高い内容を志向しているか、あるいは従来現地で研修の対象とされてこなかった内容を実施している先進的な事例に焦点を絞って現状と課題を取りまとめた。

3.1 ベトナム日本人材協力センター（VJCC）・ホーチミン

国際協力機構（JICA）が CLMV をはじめ後発途上国で支援してきた「日本センター」の1つで、ビジネスコースのほか、日本語コース、相互理解促進事業を行っている。2000年に活動を開始した。

ビジネスコースの2015年度の計画によると、24コースを実施予定である。設立以来、製造業に重点を置いてきたが、近年は日系企業の進出動向を反映してサービス業からの受講生も増えている。階層別でいうと主な対象は中間管理層で、研修期間は1日6時間×2～3日が一般的である。その他にも、工業団地に出向くなどして、個別企業への講義・指導を行っている。受講料はベトナムの公的機関による講義と同じレベルに設定している。

講師は日本人が多く、いずれも JICA の短期専門家として派遣されている。ベトナム人講師の確保が難しいので、日本人を招聘せざるを得ない状況である。ベトナム人講師は企業での職務経験のあることを条件にしているが、現在大学で教えている例も多いが、特に生産に関わる講義をできる人の確保が難しい。ベトナムはまだ近代工業の歴史が15～20年と浅く、教えられる能力を持った人は現在現場で活躍中である。現場での経験が必要だから、自前で講師を育てることも難しい。一方日本人なら、退職者が専任の形で教材を用意できるし講義もできる。もし JICA の協力がなければ日本人講師を呼ぶことは不可能な状況である。

5S や報連相のコースが最も人気がある。受講生の4割くらいは日系企業からの派遣で、製造業は半分くらいを占める。数十人規模の中小企業からも参加者があるので、企業数でいうと中小企業と大企業は同じくらいになっている。

日本企業の進出はここ数年でも増えていてプレゼンスが大きいので、ローカルの企業にとっても何をすれば日本の企業と付き合い合えるかが大きな課題になっている。中間管理層の育成方法にもこうした点が反映されている。研修内容に関してこれが日本式という意識は強くないが、結果的にそうなっているのではないかという。日本人講師が教える講

義が多いこと、取引先となる日本企業が求めている内容に合わせたいという傾向が強いことから、日本発の改善、無駄取り、トヨタ生産方式、QCサークルといった内容が中心になっている。こうしたことから、ローカル企業では日本人が教えることには価値があると考えられているようだ。

中間管理職だけでなく、経営者向けの経営塾も実施している。2015年度が6期目になるが、10カ月にわたり毎月1週間ずつの講義を実施している。研修期間の最後には、全員が日本への研修旅行に参加する。中心は日本企業の訪問で、若干講義も含まれている。ベトナム企業の経営者がほとんどで、日系企業のベトナム人経営者はこれまで数名に限られる。経営塾の参加者の中にはサラリーマン社長、オーナー社長もいれば、経営者の二世も少なくない。若いながら会社のNo.2になっているような事例で、親としては早いうちに教育した方がいいという考えのようだ。

3.2 カイゼン吉田スクール（エスハイ社）

100%ベトナム資本の企業が運営する技能実習生等の送り出し機関で、日本留学経験のあるベトナム人経営者が創業した。送り出し先は日本のみで、渡日前の研修に1年をかける。

国内には他に200校近い送り出し機関があり、日本、台湾、中国、韓国、マレーシア、中東などに労働者を派遣している。中には送り出し前の研修期間が3カ月の機関もあり、同校の研修期間は一番長いという。日本の技能実習生制度は、途上国の実習生が3年間日本で学び、帰国後に習得技能を利用して活躍してもらうことを目的としているが、実際には出稼ぎの感覚で来日する例が多いとされる。経営者は、それでも仕組みづくりを工夫すれば理念に近い形で運営できるのではないかと考えたという。

2006年の創業時には規制があり、国営企業の実習生送り出し事業の教育部門を請け負っていたが、2008年に規制が撤廃されホーチミン市の民間の免許第1号として自前の送り出し事業をはじめた。国営企業をサポートしていた時期を含めると、3,000人近くの送り出し実績がある。学生数を増やしたので、3年後からは年間1,000人ずつが帰国することになる見込みである。技能実習生だけでなく技術者の送り出しも行っている。2011年にはJICAの海外投融資事業によって、ベトナムの商業銀行経由で2億円の融資を受けている。

技能実習生の在校生は1,200人。施設が限られているので、午前、午後、夜間の3部制で授業している。1年の研修期間中に、月曜から金曜まで1日当たり3時間の授業を受ける。

アルバイトで学費や生活費を稼ぎながら勉強している生徒が多い。ベトナム側の制度としては中卒以上が要件になっているが、同校の場合は高卒以上に設定して、専門学校卒や大卒も珍しくない。職業経験のある人は少なく、アルバイトの経験がある程度だという。

技術者育成コースの場合は、実習生とは異なり「技術国際高度人材」枠の就労ビザで渡日する。理系大卒者が対象で、日本人と同等の給料をもらう幹部候補生となる。通常は2～3年かけて日本語学校で教える内容を1年で済ませるのでハードなコースといえる。加えて技術者として働かないといけないので、技術や生産管理についての授業も取る必要がある。9期生が7月に入学したところで、毎年当初は60人程度から始まるが、終了できるのは20～30名に限られる。大半は日本語の試験についていけないことが原因になっている。途中から技能実習生クラスに移る場合もある。技能実習生と技術者のいずれも「働くための日本語」を学ばせるため、聞く、話すに重点を置いている。

マナー、マインド、社会人教育もカリキュラムに含めている。キャリア目標を意識させることも重視している。日本での実習期間は貴重な3年間なので、その後のキャリアの中でどう生かすかまで、出発までに考えさせる。

入学して6カ月後くらいから企業との面接が始まる。面接合格後は産業別、企業別に即した内容も入れるようにしている。実習生、技術者とも送り出し先は製造業が100%で、食品、総菜製造にも送り出せるようになり、製造業の中でも幅が広がっている。

技能実習生の学生が負担する授業料は月額50万ドン（約2,600円）で、1日3時間の授業以外はアルバイトもできるので、それで授業料を工面している学生も多い。技術者コースは倍の月額100万ドンで、フルタイムで学ぶのでアルバイトをすることは難しい。授業料は他の日本語学校と比べると割安に設定している。

帰国者は、同じ分野に就職することが多いが、他分野への就職も見られる。実習した企業の現地法人と同じ企業に働いている例も少なくない。技能実習生の1期生の中には、日系企業の生産マネージャーに加え、ベトナム現地法人の代表になったケースも出ている。

3.3 ホーチミン市職業訓練大学（HCMCVC）

2001年設立の職業訓練大学で、2020年までの国家プログラムで指定を受けた45大学の1つ。機械工学、自動車、経済学、情報工学など9学部を持つ。学生数は3,500人近くに上る。自動車学部は求人が多くなってきたため2010年以降定員を増やして500人となり、講

師数も増加して現在最大の学部である。卒業生は製造業や自動車整備業に就職している。機械工学学部も出願者が増えているが、その背景には就職の見通しที่明るいことに加えて、日本からの支援によって授業料が下がったことがある。

日本からの支援とは、機械工学分野を対象とした JICA と川崎市が実施しているプロジェクトのことを指す。このプロジェクトは 2013 年に始まったが、派遣された日本人講師は学生に教えながら、カウンターパーである学内の講師にも技術移転を進めている。学生は専門分野の技術だけでなく、日系企業でのインターンシップのために日本語も学ぶ。インターンシップは、学内でのコース履修を終えた後、3 カ月程度の期間で実施する。3 割程度の学生が日系企業への就職しており、着実に成果が上がっている。

講義は各クラス 15 名程度で実施していて、座学と実習コースに分かれている。座学コースでは機械工学の理論的な内容だけでなく、5S や QC7 つ道具といった生産管理の基本的な手法についても習得する。実習コースでは、手作業を重視することを通じて金属加工を身体で覚えることを基礎に位置付けている。見学した際には、ちょうど糸鋸を使った実習を行っていた。学生各自がデザインした形状を薄目の鉄板に糸鋸をかけて再現していく作業で、曲線を含んだ比較的複雑な形状を作らせる。レーザー加工機を使えば数秒で完了するような内容だが、前述のようにあえて手を使って身体で覚えることを重視している。日本人講師によると「日本の若者と遜色ないくらいの器用さがあるので、教え甲斐がある」。JICA の協力で設備は一通り揃えられたが、日本の学校や生産現場のような余裕のあるレイアウトはできなかったという。実際、隣とぶつかるくらいの間隔で作業をせざるを得ない状況であった。手作業による金属加工を習得した後、機械を使った実習へと移っていく。新しい機械を導入しているので、学生が進んだ技術を身に付けられることはメリットと言える。ただし、実際に企業に就職するともっと古い機械を使わないといけないので、かなり条件は異なっているかもしれない。この辺りの技術水準の設定は一長一短になり容易ではない。

日本からの協力としては、他に長崎市が支援する溶接分野のプロジェクトがあった。特徴的だったのは講師の養成に焦点を絞ったコースで、3 年の期間中に毎年 1 カ月間実施した。日本以外では 2007～2013 年、テキサス州の大学との共同でローンスタープロジェクトを実施した。米国と同じ水準の教育を受けられるので質は高いが、学生の英語力と授業料の高さが問題となり、思うような形で学生を集めることができなかったという。

3.4 日本生産性本部グローバル・マネジメント・センター

ベトナム人マネージャー育成プログラムと日本人管理者向けのマネジメント力強化セミナーを行ってきた。ホーチミン市の日系ビジネス支援企業と業務委託契約を結び、研修の実施を委託する形で実施している。

特に、日本人管理者向けの研修は非常に珍しいという。例えば、日本では課長でも、現地では部長、社長のポジションにつく。日本でマネジメント経験がない人も管理者になる。異国なのに一段高いマネジメントを求められるので、日本人駐在員にとってマネジメントのスキルを学ぶことは非常に重要と言える。

こうした背景があって 2015 年、日本人向けマネジメント力強化セミナーを始めることにした。8 月と 10 月に 3 日間ずつ、海外勤務管理者基礎コースとして実施した。いずれも二部構成のプログラムで毎日前半はマネジメントの基礎論。後半はベトナム人からの回答と位置付けている。後半は、日系企業の動向にも詳しいベトナム生産性本部 (Vietnam National Productivity Institute, VNPI) のホーチミン事務所長に依頼して、ベトナム人の考え方について説明を受ける。費用は 300 万ドン。8 月は管理者の役割、コミュニケーション、リーダーシップについて講義した。10 月はオペレーション改善、戦略計画、モチベーションをテーマに設定している。各テーマの前半では改善アプローチとステップの基本、戦略計画策定の基本ステップといった基本的な考え方、進め方についての講義が行われる。一方、後半の実践学習では職務記述書と標準作業に対する認識の違い、ベトナム人マネージャーに 1 年先のビジョンを考えさせる方法といった内容で、受講者の身近な困りごとや素朴な疑問を共有することになっている。双方向で進める必要があるので、人数は 6 名程度に限定した。参加者からは、今まで疑問に思っていたことがはっきりしたといった評価も得ている。

ベトナム人マネージャー育成プログラムは、5S、報連相などが主要なテーマで、3 カ月周期で実施している。こちらも少数精鋭で、4~5 人の参加者を想定している。隔週土曜日に 1 日研修を 5 回実施する。毎回講義の中でアクションプランも作成し、次回までに実際に行動してその結果についても報告できるようにする。日本人上司によるフォローや評価も逐次行っていく。全日程終了後に能力評価を行い強み・弱みを把握して今後のマネジメントに生かせるようにすることを狙っている。費用は 1,290 万ドン。

研修対象者は自分では直接モノづくりに携わっているわけではないため、ソフトスキル

に焦点を絞った構成にしている。具体的には人を中心とした生産性向上の意義、リーダーシップ、部下のやる気を引き出す手法といった項目が含まれる。毎回、評価・認定をフィードバックしたり、ミニテストも行っている。セルフアセスメントも実施し、講師や上司の評価とのギャップについても認識できるようにする。アクションプラン作成後には上司と一回は相談することにしていて、コミュニケーションを促す。報連相なら、どういう場合にはどんな報告をすべきかの共通認識を作り、それに従って行動できるようになるという変化を期待している。

3.5 ベトナム商工会議所（VCCI）ホーチミン支部中小企業振興センター（PEPC）

VCCI ホーチミン支部はホーチミン市と近隣 6 州を担当している。現地資本企業であることが会員の要件に含まれていて、現在の会員数は 3,000 人を超えている。このうち、50% 以上が中小企業である。

PEPC は、中小企業の事業発展を促進するために援助プロジェクト等の受託、国内機関との研修共催、ビジネスマッチングの 3 種類の活動を実施している。まず、プロジェクト受託については、国際的な援助や政府のプロジェクト運営を請け負い、トレーニング、コンサルティング、外国人専門家派遣を通じた技術支援を行う。例えば JICA は、ILO と計画投資省、労働傷病兵社会省、工業省と協力して、裾野産業に属する中小企業支援に焦点を絞った技術支援プログラムを実施している。オランダ外務省は、機械工学クラスターの輸出コーチングプログラムの下、2 週間から 2 カ月の期間で中小企業に専門家を派遣している。この専門家派遣プログラムには、オランダとドイツの見本市への参加も含まれている。オランダ外務省は、トレーナーの訓練を含む輸出振興スキルトレーニングも提供している。

研修の共催については、科学技術関連やその他の中小企業支援機関と協力して輸出スキル、マネジメントスキル、人的資源管理や技術関連で実施している。ビジネスマッチングは中小企業のクラブ組織を活用する形で行っていて、ホーチミン市を含む 3 都市で 10 年以上続けている。

5S、改善、報連相、カンバンをはじめ援助プロジェクトや共催による研修コースは、センターの施設を使って実施している。また、日本の専門家によるプロジェクト参加企業の訪問指導も行っている。すべての参加企業は、指導後にレポート提出することが求められている。さらに、ソフトスキルを対象とした定期的なコースも毎週実施されている。1 つの

コースは6時間の講義で構成されていて、受講料は比較的安価に設定されている。例えば、技術的なスキルに関わるコースは、2日間で受講生1人当たりの100万ドン（5,000円）である。実際のコストの50%がVCCIからの支援でカバーされるため、こうした価格が可能になっている。センター長によると、ハノイでは状況が違っていると聞いているが、ホーチミン市では何かを学ぶことに積極的な人が多く、対価を支払うことにも抵抗はない。このため、受講生の募集は必ずしも難しい仕事ではないという。

3.6 ホーチミン市投資貿易振興センター（ITPC）

1968年に外国貿易投資開発センターとして設立され、2001年に現在の投資貿易振興センターに名称を変更した。主な活動は、外国人投資家、輸出業者のためのサポートで、貿易振興のための見本市や展示会の開催に加え、市内2カ所の常設ショールームでの地場企業の商品展示やホームページでの情報提供、さらに中小企業向けの研修も実施している。スタッフの人数は5年前の75人から84人に増加している。研修部門は4〜5人で推移していたが、ニーズの高まりに応じて現在は7人が所属している。

具体的な研修内容には、マーケティングと販売、事業計画、ソフトスキル（交渉法、プレゼンテーションなど）が含まれる。通常、コースごとの研修生数は25〜30人程度に設定している。特定の産業のための研修も実施していて、家具、事務用品、手工芸品、衣料品、食品のコースがある。研修以外の活動でも、コンサルティングや改善活動の支援を行っていて、これらは人材育成の効果があると考えられる。

以上のような活動を推進していくうえで、JICAとオランダ外務省の外局である途上国輸入促進支援センター（CBI）からの支援を受けてきた。JICAは2011年から2014年にかけてプラスチック加工技術者養成事業を実施した。シニア海外ボランティアによる裾野産業振興プロジェクトの一つとして行われたもので、ポリ袋に代表される低付加価値の家庭用途が主体のプラスチック加工からより高度な産業用途への参入できる技術を移転することが目的であった。日本から10人の講師が派遣され、他のプログラムより技術的な水準が高かったため、その水準を満たす少数の企業に焦点を絞ってセミナーや実地指導を行った。対象を絞り込んだことで、学習効果を上げることができたという。

一方、オランダのCBIは、この5年間で5つのプロジェクトを実施してきた。座学ではなく、実地指導に力点を置いてコーチングを行っている。例えば、工場のレイアウトを改

善することを通じて生産性を向上させた。生産性の向上によって、特に外国人の顧客の需要を満たすことが可能になった。CBI は指導のフォローアップ調査も実施しており、これまでの結果は良好と評価している。対象企業は改善されたレイアウトなどの成果を維持していて、一部の企業は売り上げが増加し、他のいくつかの企業は新工場を建設したという。

こうしたコーチング活動は企業側の評判もよいが、地方政府の予算だけではこの種のプログラムを実施することができないので、外部からの支援がある場合に限られる。自前の研修事業は受講者を教室に集めて行う形式のみを行っている。企業からは、コーチングのような活動が実施できるよう積極的に外部からの支援を獲得してほしいとの要望も出ている。

外国人講師・専門家の派遣がないプログラムの場合でも、センターのスタッフが講師を務めることはない。研究機関、大学だけでなく、民間企業の経営者や専門家を講師として招くことにしている。研究機関や大学からの講師は、ビジネス経験を持っていることを依頼の条件としている。研修受講者のニーズを考えると、現役の経営者やコンサルタントなどの専門家の方が望ましい面もあるが、彼らは多忙なので実施に講師として協力してもらうことは容易でない。

3.7 サイゴンハイテクパーク (SHTP)

2002 年に設立し、ハイテク裾野産業とハイテクメーカーの両方を含むハイテク産業をターゲットにしている。インテル、日本電産、サノフィ（フランス）、データロジック（イタリア）、マイクロチップ社（米国）、Sonion（デンマーク）などの企業が立地する成果を上げている。2015 年 9 月時点でプロジェクト数は 81 に達し、うち 41 プロジェクトが稼働している。こうしたプロジェクトは「ハイテク」の要件を満たすことが求められる。すなわち、年商の 1% を R&D 投資に充て、ハイテク製品からの平均収入は最初の 3 年間で 60%、4 年目以降は 70% 以上、さらに学部卒以上の学歴を持つ R&D 人員が従業員総数の 5% 以上でなければならない。

SHTP トレーニングセンターは、高度に熟練した労働力の育成を目的に、国内外の大学との共同研修プログラムを開発している。例えば、筑波大学とはバイオ技術に関する研修のプログラムで協力してきた。

研修生は入居企業からの派遣に限っていて、年間 1,000～1,500 人程度を受け入れている。

各コースの期間は2～3日で、ソフトスキル、語学および安全性が主要な領域である。日系企業も入居していて需要が比較的大きいこともあり、日本語・日本文化コースも実施することになった。個別の企業単位で実施される研修も提供されている。将来の計画としてはあるが、技術関係の研修はまだ実施していない。SHTPとしては、外資系企業が地元の人々への技術移転に消極的であると考えている。きわめて重要で改善が必要な点であるが、外資系企業の姿勢の問題というより、ハイテク関係の研修を実施するための設備が不十分であることに起因していると認識していて、そのギャップを埋める役割を担いたいとしている。

トレーニングセンター以外でも人材育成に資する支援を実施している。例えば、人的資源コンサルティング部門では、技術系の学生を対象とした入居企業でのインターンシップや雇用に関する支援を提供している。技術分野に特化する形で、海外留学のコンサルティングも行っている。また、研究および研究協力部門では、研修と募集の業務を支援する目的で人的資源に関する戦略的な市場調査を実施したり、企業からの要望に応える高度な研修プログラムを作成して適用するために国外の大学等との国際協力関係を活用している。研修部門が単独でハイテク産業人材育成を推進するのではなく、他の部門との相乗効果を出す形で取り組もうとしている点は評価できる。

第4節 企業事例

4.1 D Mechanic 社

2001年にホーチミン市内で事業をはじめ、現時点で10人の従業員を雇用している。従業員が定着しないのが経営上の大きな課題の1つで、ここ3年で5人、特に昨年度は3人が退職した。生産量も安定しないため、多い時期には12人、少ない時期には7人といった具合に従業員数を調整している。昨年度の売り上げは40億ドン（200,000米ドル）、利益は3億ドン（15,000米ドル）であった。過去3年間に売り上げ、利益とも約10%増加していて、事業全体としては決して悪くない状況にある。

主な製品は機械部品で、総売上高の90%をスペアパーツが占めている。主な顧客は台湾からの進出企業で、主要なサプライヤーも台湾系の企業である。競合他社と比べた総合的な競争力は、平均的な水準と自己評価している。2012年のジェトロ優良企業リストにも掲

載されているため、一定の技術水準は満たしていると思われる。具体的には機械加工と熱処理を行っていて、主に日本製、その他中国製などの工作機械を揃えている。ISO9001:2000も取得済みである。自社の課題としては、品質管理、コスト管理、人的資源管理の改善およびR&Dを行っていないことを挙げていて、経営課題全般の問題に取り組む必要があると考えている。一方で、ビジネス環境について政府への要望も強く持っていて、特に高コストの原因となる物流をはじめインフラストラクチャの未整備と煩雑な規制の改善を求めている。

人材育成活動について意識が決して低いわけではないが、日々の経営課題に追われて十分に対応できていないというのが実情である。VCCI ホーチミンの会員で、会員企業の従業員向けに提供されている5Sプログラムのトレーニングコースは利用した経験はあるが、他に外部の研修に従業員を派遣したことはない。これまで、技術指導を受ける目的で外国人の専門家を受け入れたこともない。現在の従業員10人のうち、事務系の2人を除き生産に携わるのは8人、そのうち技術者が1人、熟練生産労働者が5人、非熟練生産労働者が2人となっている。小規模企業のため高学歴の従業員を採用することは不可能であり、経営者は現状の生産を続けていくための従業員の知識・スキル水準を問題視していないものの、今後生産性を高めていくうえで彼らの教育水準が障害となると認識している。内部昇進の機会はあるものの、離職率が20%、平均勤続年数が2年で長期的な人材育成が推進できる状況にあるとは言いにくい面もある。

4.2 T Manufacturing 社

1986年に自営業としてホーチミン市内で事業を始め、その後2000年に会社組織を立ち上げ、2013年には株式会社化した。基本的には、税制面で有利になることを目的としてこうした変更を行ってきた。

主な製品は段ボールなど紙製の箱に使われる金属製の留め金（針）で、非常にニッチな市場と言える。こうした留め金の生産に関して、国内で主要な企業はT社を含め5社あるが、T社は40%のシェアを誇っている。毎月の生産量は1.5トン（1キロ当たり700本）で、月の売上高は10億ドン（約100,000米ドル）に達する。従業員数は、生産関連が大卒4人、高卒8人の合わせて12人で、外に事務系の従業員が3人の体制である。生産ラインで用いられている機械は日本や中国から輸入したものに加えて、内製したものもある。材

料として亜鉛メッキ鉄線を利用しているが、これらは国内の業者が日本企業から輸入した商品を購入している。ニッチでありながら汎用品でもあるという商品特性もあって、顧客は外資系から現地資本の大企業、中小企業まで多岐にわたる。日系や台湾系企業を中心とする外資系や現地大企業では品質が重視されるのに対して、中小企業では価格を重視する傾向が強い。

経営者が人材育成に極めて積極的であることも反映して、企業規模からすると関連の取り組みは非常に活発である。経営者自身も、機械工学系を中心に政府機関やその他の研修センター等の短期および長期コースに参加してきた。従業員に対しても、能力を勘案しながら研修コースへ派遣することで彼らの継続的な学習を奨励している。同社では外部の研修への派遣を従業員への報酬と位置付けていて、従業員もそれをインセンティブと感じているという。研修の成果についても概ね満足できる水準にある。研修内容は主に職場の安全、生産管理、5S、改善活動に関連したものである。経営者は、研修機関として特に VJCC ホーチミンを高く評価していて、その他の優れた機関として中小企業開発支援センター (SEMEDEC)、ITPC、VCCI、ベトナム生産性本部 (VNPI) も挙げている。

4.3 H Garment 社

H Garment 社は 1977 年の創業、2002 年には合資会社を設立した。現在、ハノイの本社と近郊のフンイエン省の工場で衣料品などの製造販売事業を展開している。2001 年には自社ブランドを立ち上げた。従業員数は約 200 人で、2014 年と比べて 15% 増加している。2015 年度の売上高は 40 億ドンで、ここ数年増加傾向にある。国内全体で言うと競合他社に比べて十分な競争力があるとは言えないが、北部のみで考えると地域のトップ 5 には入るという。

羊毛や綿のジャケット、シャツ、T シャツなどの衣料品だけでなく、帽子、タオルといったより幅広い繊維製品をカバーしている。売り上げの 80% の自社ブランドのベトナム国内向け販売で、残りは韓国と日本向けがそれぞれ 10% 程度となっている。輸出は商社を通じて間接的に行っている。原材料は大半が中国企業から供給を受けていて、ベトナム企業から購入しているのはカートン、ビニール袋程度に過ぎない。金額ベースでは中国からの輸入が 95% を占める。

労働集約的な生産体制であるため、生産に従事する作業者の熟練と品質管理のためのス

キルの重要性を強く認識している。特に外国人顧客は品質面での要求水準が高いので、従業員の能力開発が喫緊の課題と言える。さらに、例えば羊毛製品は、すべての段階でハンドメイドなので、製品の品質管理のためにはスキルだけでなくモチベーションや体調にも大きく依存する。作業者に製品の品質についての責任を負わせるには、総合的な人的資源管理が重要としている。また、個人レベルの取り組みだけでなく、現状では不十分な品質管理、コスト管理、標準時間の設定など、問題を解決するための組織的な活動と並行して推進していくことを目指している。

従業員向けの研修としては、社内研修のほか VJCC と VCCI のトレーニングコースを利用して、概ね成果が上がっていると評価している。この他にも、業界団体、民間団体および外国機関が提供する訓練を受けている。

研修内容は多岐にわたっており、管理、顧客関係、販売、リーダーシップ、チームワーク、技術的なスキルが中心である。社内研修は外部講師によるものもあり、人的資源関係の統合トレーニング、トレーニングスキル、プレゼンテーションスキル、改善、TQM といった内容を教えている。これに対して外部研修はより焦点を絞った具体的な手法に関わる内容を選んでいて、5S、重要業績評価指標 (KPI)、バランススコアカードなどが含まれる。外部研修の対象者は監督者以上で、キャパシティ・アセスメント、年間訓練計画の策定を経たうえで派遣される。こうした体制は役員クラスを含めて実施されていて、同業他社と比較して充実した制度が構築されている。一方、現場作業者はオンジョブトレーニングに加えて経験に応じて専門研修に参加する機会を与えられる。

現時点でも、勤続 10 年以上の従業員の比率が 56% と平均的なベトナム企業と比べて決して悪い状態ではないが、同社では従業員との間により長期的な関係を築きたいと考えている。そのためにも、人的資源開発は重要なツールとなる。企業としての短期的利益よりより高いスキルを持つ従業員を支援することを通じて、長期的な利益にもつながるという戦略を持っている。積極的な研修への取り組みの結果として、従業員は個々のスキルだけでなく複数のスキルを持つことになり、それぞれの職務満足度を高め、昇進の機会にも恵まれる好循環を作ることを目指している。

4.4 B Group 社北部工場

2002 年に設立し、当初は農業部門向けの製品販売を行っていたが、2006 年にハノイ近郊

のヴィンフック省に工場を建設して農業機械の生産を始め、2010年には南部ロンアン省で農薬や化学肥料の工場を稼働させた。北部工場の総投資額は150億ドン（約7,500万円）で、現在の従業員数は65人。売り上げは順調に拡大しており、2012年の100億ドンから2015年の170億ドンまで毎年増加を続けている。利益も2015年には10億ドンに達している。

現在、電動噴霧器、手動噴霧器、コーヒー収穫機などを主に生産しているが、2007年から2009年にかけてマーケティングとブランド構築に力を注いできたことに加えて、2010年に電動噴霧器の製造を開始したことが、近年の好業績につながっている。

電動噴霧器の生産開始に合わせて生産管理・技術の水準を一段高めることを目的に、5Sと改善活動の導入に踏み切った。2012年～2013年にはJICAの専門家を受け入れて、オンサイトで5Sと改善活動、さらに日本式の生産方法全般について学んだ。南で2013年改革と革新BMC。2014年には日本人専門家にコンサルティングを依頼し、これまでの生産関連だけではなく経営全般についての知識・スキルを習得させるため、バランススコアカードとKPIに基づいて事業戦略やコーポレートガバナンスの構築に取り組んだ。2015年に入っても、ISO2008:9001の取得申請や人的資源開発に関する自己評価など人材を中心に競争力を高めるための活動を続けている。

同社北部工場での人的資源開発に関する自己評価では、本格的な人材育成に着手した2010年から現在までを4つの時期に分けて検討している。まず2011年半ばまでの第一段階は、工場を挙げて取り組む計画だったが実際には経営レベルにしか浸透しなかったため、失敗だったとしている。作業者を含む現場では5Sや改善活動の意義が十分理解されず、不本意ながら導入するという場合が多かった。その後2012年に入る第二段階には、工場のレイアウトなどいくつかの改善でよい結果を得られたことをきっかけに、作業者レベルにも理解が広がっていった。JICA専門家の指導を受けた第三段階には、当初の期待を超える形で活動や成果が横展開されていった。指導後の第四段階には継続的改善が実施されているだけでなく、バランススコアカードやKPIといった新たな内容にも挑戦することができるようになった。

第5節 おわりに

他の2カ国と比較して、日本とのかかわり深い事例が多いことから、人材育成の取り組みが「日本的ものづくり」や「日本的経営」を意識した内容になる傾向が強かった。もちろん、現地の実情との適合性を考えることは必要であるし、事例でもこうした点は十分に認識されていたと思われる。ただし、既に日本以外の国々も様々な形で産業人材育成に取り組んできていることを考えると、現地への適用をはじめから意識しすぎるのではなく、日本の得意とする内容を強調しつつ他国と比較した場合に競争優位があるかどうかを見極め、必要に応じて修正していくという姿勢が妥当性を持つのではないだろうか。

より実践的な課題としては、ベトナム人講師の養成に集約されるといい。この長期的な課題の解決には、研修教材の整備、講師育成カリキュラムの構築、講師キャリアの確立といった広範な底上げに加えて、企業内講師育成への経営側の理解も必要であり、最終的には *trainer's trainer* の養成が目標となる。

産業人材育成への努力は、もとより研修機関だけが負うべきものでなく、企業がその帰結を含めて当事者として引き受けることである。長期的に人材育成が重要であることは、産業レベルでも、日系をはじめとする外資系か現地資本系かを問わず個別の企業レベルでも共通認識と言って差し支えないだろう。日系企業は多くが進出後に一定の時間を経ただけでなく、人件費が上昇していることもあって、人の現地化を進めようとしている。ベトナム人マネージャー、技術者、技能者を育成するために、育成を担う日本人も含めた包括的な取り組みが求められる。

ただ、日系企業の現実の経営の中で、多くの場合、人材育成のプライオリティは高いとは言えない。日本に比べると利益額が少なく、そもそもコストダウンが目的で進出しているケースが多いので、ある意味合理的判断だろう。離職率が高い中で育成しても意味がないという意識は根強い。日本人でも、現地採用ならマネージャークラスでベトナム人と同等の賃金で雇用が可能で、人の現地化を進めるインセンティブは働きにくい。長期的な視点からは人材育成への投資が望ましいが現状では不十分であり、公的支援が一定の役割を果たす余地がある。

以上、本章ではベトナムのにおける産業人材育成の現状と課題について論じてきた。限られた先進的な事例に基づく議論であるため一般化は躊躇せざるを得ないが、総じて言うと先進事例でも長期的な課題は残っているといえる。日系企業をはじめとする外資系企業

と現地企業が国際競争力のあるサプライチェーンを構築するためには、公的支援と民間の自助努力のいずれにおいても、質量両面のさらなる産業人材育成への取り組みが求められる。

＜参考文献＞

- ・ 国際協力機構、三菱総合研究所、フォーバル（2015）『ベトナム裾野産業育成のための中小企業振興機関の機能・能力強化に関する情報収集・確認調査：ファイナルレポート』
- ・ 国際協力銀行（2014）『ベトナムの投資環境』
- ・ ジェトロ（2015）『2015年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査』
- ・ ジェトロ（2015）『ベトナム裾野産業育成支援事業成功事例』
- ・ ジェトロハノイ事務所（2015）『ベトナム優良企業（北・中部ベトナム編）（金型、プラスチック加工、金属加工、精密部品、機械、電子電気部品、めっき、他）（第6版）』
- ・ ジェトロホーチミン事務所（2015）『ベトナム優良企業（南部ベトナム編）（金属加工、金型、精密部品、プラスチック成型、電子電気部品、メッキ、他）（第8版 ver.2）』

第6章 メコン地域サプライチェーン開発に向けた産業人材育成

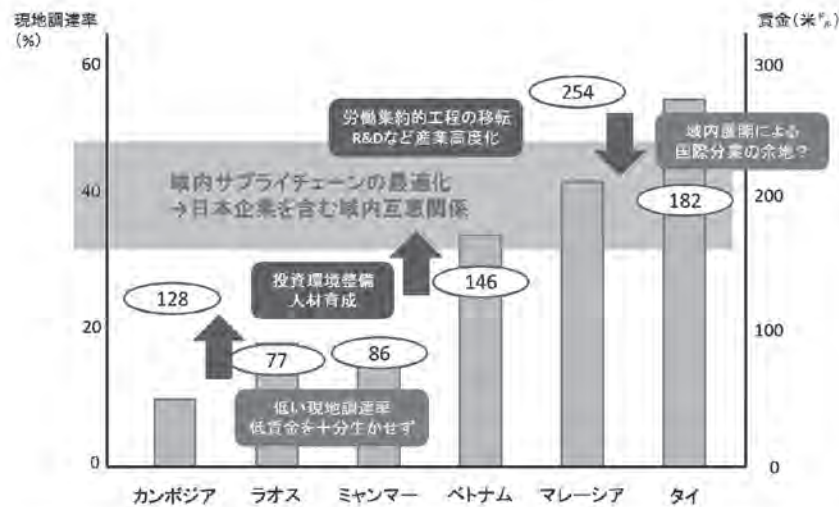
広島大学 准教授
(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員
高橋 与志

第1節 チャイナ+1、タイ+1を担うには

第1章でも詳しく紹介したように、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は工業化の後発国ながら、近年、生産と輸出の両面で一定の成果を上げている。輸出の果たす役割が比較的大きいことは、近隣の中国やタイとの間で産業内分業が始まっていることを示している。チャイナ+1、タイ+1が現実の動きとなっていることは疑いがない。第2章で分析対象としたタイの現地資本企業の事例からも、産業や地域による濃淡こそあれ、製造業にとってメコンの中核といえるタイとCLMVとの間でのサプライチェーンが開発されつつあることが分かる。

それでも現状を見ると、ベトナムを除くCLMでタイ+1の動きはまだ散発的な水準ともいえ、図1に示した通りタイと3カ国の現地調達率には大きな差がある。賃金格差は年を追って縮まってきており、そのメリットを十分に生かすことなく格差が縮まってしまうことさえ懸念される。国境に張り付く形で分工場が立地することの意義を否定するわけではないが、長期的には面的な広がりにつながっていくことが望ましい。一方、タイでは外国人労働者の受け入れの助けも借りて、現地調達率がむしろ高止まりしているという評価も可能である。外資系企業も含めたタイの生産拠点からすると、労働集約的な工程の移転を進め、製品開発などより高度な機能を担うことが望ましい。とはいえ、CLMV側の受け入れ体制の構築もまだ十分とは言えない。2つの章でも議論したように、CLMVでは日系企業だけでなくタイ系企業にとっても投資環境全般にわたり課題が多いのが実情である。今後にはわたって各国が部品の現地調達率を引き上げ、国際的なサプライチェーンの中でチャイナ+1、タイ+1の役割を担っていくには、産業人材育成を含め全般的な投資環境整備が不可欠である。

図 6-1 東南アジア各国の部品現地調達率と各国首都の法定最低賃金月額（2014 年）



（注）ラオスの現調率は 2012 年。ミャンマーの現調率は 2010 年、最低賃金は 2015 年 9 月施行で国内同一額 3600 チャット×30 日を月給と規定。ベトナムのホーチミンはハノイと同額

（出所）現地調達率はジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2014 年度）」、法定最低賃金はジェトロ海外調査部「第 24 回 アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較」

こうした双方の取り組みが効果を上げれば、域内のサプライチェーンは最適化され、日本企業を含む域内での互惠関係構築が実現することが期待される。では、実際のところ、これまでどのような取り組みが進められてきたのか。この点について、第 3 章から第 5 章では具体的な取り組みの事例として産業人材育成に焦点を絞り、現地調査を実施したカンボジア、ミャンマー、ベトナム（ホーチミン）の 3 カ国における関連分野の取り組みと企業事例から見た現状と課題についてまとめた。

第 2 節 各国における産業人材育成の比較

ここでは、第 3 章から第 5 章における個別の議論を踏まえて、国際比較の観点から産業人材育成の現状と課題を再検討したい。

2.1 カンボジア

現地調査対象とした 3 カ国のうち、カンボジアでは国境地域をはじめとする工場団地内に労働集約的な工程が飛び地的に立地しているため、製造業に関わる研修ニーズも顕在化

してこない状況にとどまっている。

結果的に職種別にみても、ある程度の研修対象者のボリュームが期待できるのは技能系人材に限られている。しかも、労働集約的な工程の立地が主流であるため、現場監督者レベルであっても機械加工など各分野の固有技術や生産管理技術に関わる内容よりは人間関係スキルに代表されるソフトスキルの重要度がより高い。

日系企業にとっても、現状の生産体制が続くのであれば大きな問題はないといえるだろう。ただし、この評価はサプライチェーン開発の進展が期待しづらいことと表裏一体であるともいえる。長期的に見てより高度な機能を移転するのなら、当然のことながら経営管理系や技術系の人材育成が必要となる。現地資本企業に至っては、そもそも裾野産業を担える企業の絶対数が極めて限られている。特に金属加工は遅れているため、現時点では関連する領域の人材育成も進展が見えづらい。ただし、現時点でニーズが小さいからといって、長期的な視野を持った人材育成が不十分になることは回避したい。次節で述べるような工夫を戦略的に行っていくことが求められる。

2.2 ミャンマー

ミャンマーでは「人材育成インフラ」の重要性が意識され各種の取り組みが始まっているが、製造業向けの人材育成にはまだ広がりやの余地がある。もちろん、サービス業なども含めたより一般的な人材育成にも経済全体にとって大きな意義はあるが、サプライチェーン開発の観点からはよい状況とは言えない。

技術系の人材育成は限定的であるにもかかわらず、国立大学の工学系学部は今後、定員を減らす方針である。原因は、教育省から教員当たり学生数を現状より減らすよう指示があったのに対して教員を増やすことができないためだという。

技能系も製造業向けは限定的なのが実情である。民間の専門学校や研修機関などは活性化しつつあるが、ニーズに合わせている面があるとはいえ、ベトナムと比べると限られている。これもまたベトナムとの比較では人数が限られるが、増加傾向にある日本への技能実習生の中には、ミャンマーに帰国し生産現場の中核として活躍することが期待できる人材もいるのではないかとみられる。

経営管理層は、技術の分かる人材が必ずしも多くないとみられる。一般の MBA にしろエグゼクティブ MBA にしろ教えられる内容は汎用性が高く、技術経営に力点を置いたもので

はない。基本的には、職務経験を通じて製造業の管理者としての知識・スキルを高めていくことになる。この場合、これまでの国内市場向け生産か輸出向けだとしても労働集約的な生産に携わってきたのであれば、経験の質が十分とはいえない。企業事例でも紹介したように、シンガポールやマレーシアなどで製造業の管理者としての経験を積んだ人材を管理者の即戦力として雇用している例もある。

技術系も含めて、ASEAN 域内を中心とした国外での職務経験を持つ人材の活用は、十分に検討する余地がある選択肢かもしれない。即戦力と期待できることはもちろんだが、それだけではなく国外経験者自身がより大きな責任を担うことを通じて、雇用後の効果的な能力開発にもつながるだろうし、他の従業員への波及効果も見込まれる。

2.3 ベトナム

製造業の集積が最も進んでいるベトナムでは、日本の協力事業だけでも、企業向け研修、高等教育、研修生送り出しなどで多くの事業が展開されていた。これらの事業が実施される背景には、企業側に大きなニーズが存在していることがあるだろう。

まず技術系の人材について、一般的に国際水準の製品開発の展開にまでは至っていないため、関連の技術者へのニーズはまだ顕在化していない。これに対して、生産技術はニーズの広がりに対応する形で人材が育成されているため、量は比較的確保できているという。ただし、生産工程の精度、品質に関わる高度化が求められるケースも出てきているため、こうした機能を担う生産技術者の不足は課題となっている。

次に技能系の人材は、量がある程度満たされているが、質に問題があるという。とくに中小企業では、質の高い技能系人材の確保が喫緊の課題になっている。歴史的な背景としては、技能者の社会的地位の低さが挙げられる。加えて、近年より問題を深刻にしているのが、大学入学卒の拡大である。これまで技能者になっていた層が大学へと進学することになった結果、技能者になる若者の質の低下がみられるという。

経営管理層については、日系企業特有の問題が指摘されている。ベトナムに限った話ではないが、日本人駐在員から現地従業員への権限移譲が限定的であることだ。企業内でより責任のある地位に就くことが期待できないため、職務経験の質が高くならず、潜在的な能力が十分に発揮できないこともあるだろう。優秀な人材であるほど、他の外資系や現地資本系の企業に転職してしまう恐れも高まる。もちろん、彼らが新しい企業で活躍すれば

社会的に見て大きな損失とは言えないかもしれないが、蓄積してきた企業特殊能力が生かせなくなることは否定できず、その意味で人的資源への投資の効率は下がることになる。

より高度な人材を育てていくには課題が残るものの、3カ国の中では最も産業人材育成の成果が上がっており、サプライチェーンの一端への参画だけでなく、コアとしての役割を果たすことも見込まれる。

第3節 互惠関係構築に向けた展望

企業の活動にしても、ODAを含む人材育成面の協力事業にしても、他国との競争関係は次第に激しくなっている。こうした状況の中で日本と CLMV 各国との互惠関係を確立していくには、総花的ではなくより戦略的な取り組みが求められる。

3.1 「日本のものづくり人材」の競争優位

日本と域内各国の間に互惠関係を構築していくという目的からすると、人材育成に限らず各国のニーズに合う形で日本の持つ競争優位をどのように生かしていくかが課題となる。

藤本(2001)、延岡(2006)などに代表される製品アーキテクチャ論を踏まえた議論では、日本企業は組織内・組織間の擦り合わせに長けていることが強調されている。こうした組織能力は、部品システムと製品機能の関係が多対多対応になる自動車などインテグラル型製品の開発・生産と適合度が高い。結果として、日本企業はこの種の製品に競争優位を持つことになったと考えられる。擦り合わせを円滑に行うには人間関係スキルだけでなく、組織のメンバー間などで具体的な開発・生産に関する知識・スキルに重なりが必要となる(野中・竹内(1995)の「冗長性」)。従って、個人レベルでのある程度広い知識・スキルが組織能力、競争優位を支える構図といえる。一方で、デジタル家電をはじめとして部品と機能の関係が1対1対応になるモジュラー型製品では分業がはっきりした形で仕事を進めていくため、より専門的な知識・スキルを極めることが重要になる。これまでのところ、日本企業は十分な国際競争力を示せていない。

内容面に目を向けると、日本企業の経験は費用対効果を考えると、より汎用性のあるライン生産方式や全社的品質管理に代表されるような生産現場における管理技術に力点を置くことが得策かもしれない。サービス業を含めより多くの研修生を集めることができるこ

とは、製造業の厚みが十分とは言えないカンボジアのようなケースでも研修事業の継続性を担保しやすいことから魅力的な面がある。

もちろん、素形材生産技術をはじめ裾野産業に不可欠の固有技術を軽視するわけではない。管理技術と固有技術は車の両輪であり、ともに知識・スキルの水準を高めていくことが求められる。日本の素形材産業の歴史は大きな競争優位の源泉となるが、それとともに日本企業や具体的に技術指導に当たった企業の従業員、援助プロジェクト等の専門家などが中国やタイをはじめ東・東南アジア諸国の裾野産業への技術移転の経験を蓄積している点も、競争優位獲得につながっていると判断できる。近年では、CLMV 各国でも全般的な経済開発戦略や中小企業開発戦略などの文脈において、裾野産業の重要性に関する認識が高まってきていることも追い風になる。

3.2 各国のニーズとの整合性

日系企業の現時点あるいは将来のポテンシャルとしての存在感が比較的大きいベトナムやミャンマーでは、ある程度直接的に「日本のものづくり人材」をロールモデルとして設定することの効果も感じられた。日系企業や日系企業と取引のある企業で働くことが現実的な選択肢となる状況の下では、研修等の受講者の動機づけにもなりやすい。ただ、カンボジアのように日本のプレゼンスが相対的に小さい場合には、リーン生産方式や全社的品質管理といった汎用性のある手法に力をいれることから始めることが現実的であろう。製造業のプレゼンスも相対的に小さい点からも、汎用的な手法の有効性が認められる。これらの手法は既に日本の専売特許とはいえないが、具体的な進め方の中には「日本のものづくり」が反映されている。また、タイ、マレーシア等で行ってきた検定制度、資格制度といったシステムの構築を支援する形をとることも、理解を醸成していくうえで有望といえよう。

現地に展開する日系企業、とりわけ経営資源が限られ自社での取り組みに制約の大きい中小企業にとっては、各国に「日本のものづくり」を理解する人材が多いことは投資環境として基本的に望ましい。もとより、各国の製造業が「日本のものづくり人材」を唯一の設定目標とすることを提案する意図はない。産業や職種によっても、その妥当性は異なってくると思われる。いずれにしても、機械産業を中心に一定程度こうした人材の果たす役割があるため、日本の企業や公的セクター、NGO の取り組みは人的資源開発投資の対象と

なる人材の知識・スキル向上を通じて、サプライチェーン開発に十分貢献しうると思われる。こうした意味で、互恵関係の構築にも資することが期待できる。

第4節 おわりに

本報告書では、メコン地域の後発工業国である CLMV 各国による国際的なサプライチェーンへの参画について考えてきた。華南、バンコク両拠点の代替生産拠点とする動き、生産品目・工程の相互補完関係を構築する生産分業拠点とする動きのいずれにおいても、ベトナムがチャイナ+1の受け入れ先として台頭し、タイ+1は動き出したばかりであった。各国がさらに実質的な形でサプライチェーン展開の恩恵を受けるには、本報告書で焦点を絞った産業人材育成はもとより、投資環境全般の改善が必要と言える。日本の官民による取り組みは、タイを含む域内各国と互恵関係を高めていくための従来以上の貢献の可能性を持っている。今後、各国の長期的なニーズにあったより戦略的な協力が期待される。

<参考文献>

- ・ジェトロ（2014）「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2014年度調査）」
- ・ジェトロ海外調査部（2014）「第24回アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較」
- ・野中郁次郎、竹内弘高（1996）『知識創造企業』東洋経済新報社
- ・延岡健太郎（2006）『MOT〔技術経営〕入門』日本経済新聞社
- ・藤本隆宏（2001）『生産マネジメント入門<1>生産システム編』日本経済新聞社

卷末資料

目 次

1. 中間財貿易（HS2 桁）	129
(1) タイ	129
(2) 中国	131
2. CLMV の中間財貿易（HS6 桁）	133
(1) ベトナム	133
(2) カンボジア	141
(3) ミャンマー	149
(4) ラオス	157

(第1章・参考資料) 中間財貿易の詳細

1. 中間財貿易 (HS2 桁)

(1) タイ

タイの中間財輸出入 (2014 年) ※2 桁ベース

(単位: 100万ドル)

HS2	2桁品目名	Export						Import					
		ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ASEAN 10	World	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ASEAN 10	World
02	肉及び食用のくす肉		0	11		11	13	0				0	13
03	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	0			0	1	2					0	0
04	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	0	6	5	2	17	29	0			0	1	384
11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	8	3	7	4	352	1,438	25	1		0	46	290
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	0		0	0	0	0					0	1
13	ラック並びにカム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	0	0	0	3	4	5					11	44
15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	5	17	11	52	195	495	0	0		0	165	240
16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	4	0	0	1	9	15					0	1
17	糖類及び砂糖菓子	32	1	6	6	708	1,550	0	7	3	0	18	105
18	ココア及びその調製品	3	0	0	4	12	59	0				53	65
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	34	5	8	48	175	229	0	0			119	285
21	各種の調製食料品	0	0	0	1	4	7	4				5	25
22	飲料、アルコール及び食酢		0	0	1	14	16	7				8	23
23	食品工業において生ずる残留物及びくす並びに調製飼料	79	60	45	10	251	469	11	0	0	6	48	2,307
24	たばこ及び製造たばこ代用品		0		0	0	0						0
25	塩、硫酸、土石類、プラスター、石灰及びセメント	11	191	71	232	594	726	2		0	0	2	12
27	炭素質燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、廃棄物並びに鉱物性ろう	820	796	994	528	8,481	11,423	0	0	572	1	2,871	9,877
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	60	5	15	12	300	708	3		0	16	206	1,763
29	有機化学品	258	43	37	52	1,491	5,947	1	0			1,183	4,984
30	医薬用品	9	9	3	10	40	146	0	0	0	0	10	486
31	肥料	3	33	55	30	127	147	15		11		230	2,104
32	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマステック並びにインキ	53	22	13	28	256	630	2		0	0	130	1,493
33	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	5	1	0	2	12	107	0	0		0	291	504
34	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製洗剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもとにした歯科用の調製品	49	9	9	11	163	305	1	0	0	0	116	591
35	たんばく系物質、変性でん粉、糊着剤及び酵素	18	3	3	6	140	795	0	0	0		19	300
36	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	0	0	0	0	2	9	0	0		0	3	47
37	写真用又は映画用の材料	0	1	1	0	5	9	0		0		16	152
38	各種の化学工業生産品	58	12	13	22	226	701	41	0	0	0	427	2,381
39	プラスチック及びその製品	733	124	89	119	3,237	12,055	82	0	3	0	1,380	6,506
40	ゴム及びその製品	305	100	37	84	1,272	7,172	30	0	0	0	261	2,265
41	原皮（毛皮を除く。）及び革	129	22	0	3	243	579	5	0		0	24	507
42	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに鞆の製品	5	2	0	0	12	96	0		0		1	52
43	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	0		0		0	0	0				0	3
44	木材及びその製品並びに木炭	63	3	4	11	234	1,862	11	3	44	26	264	550
45	コルク及びその製品	0	0	0	0	0	0					0	1
47	木材パルプ、純繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	0		0	0	1	145	1			0	11	456
48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	229	39	33	27	566	1,245	10	0	0	0	394	1,625
49	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	2	1	0	4	23	34	0	0	0	0	10	81
50	絹及び絹織物	0	0	0	0	1	13	0		0		1	6

(単位: 100万ドル)

HS2	2桁品目名	Export						Import					
		ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ASEAN 10	World	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ASEAN 10	World
51	羊毛、織物毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	1	0		0	1	61	0				0	58
52	綿及び綿織物	54	15	12	65	181	661	7	0	0	0	17	281
53	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	0	0		0	0	3	0		0		0	15
54	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップ	103	5	5	42	234	839	78	0	0	0	177	806
55	その他これに類する人造繊維製品	122	4	5	39	398	1,293	10		0	0	70	414
56	人造繊維の短繊維及びその織物	27	17	6	39	182	430	1	0	0	1	28	264
58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミングおよびししゅう布	21	6	3	8	51	224	5	0	0	0	14	163
59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	6	1	1	2	62	181	30	0		0	49	484
60	メリヤス織物及びクロセ織物	72	45	16	4	201	323	7	1	0		24	421
63	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びほろ	1	5	1	7	25	119	11	0	0	0	17	37
65	帽子及びその部分品	0	0	0	0	0	6	0		0		0	4
66	傘、つえ、シートステッキ及びびむち並びにこれらの部分品		0	0	0	0	0	0			0	0	4
67	調整羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	0	0	1	0	1	16	0		0		0	11
68	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	41	33	43	33	265	517	1	0	1	0	19	284
69	陶磁製品	11	19	45	30	155	568	37	0	0	0	184	721
70	ガラス及びその製品	29	7	18	22	162	535	4	0	0	0	78	689
71	天然又は養殖の真珠、寶石、半寶石、貴金属及び貴金属を覆った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	13	458	60	1	956	5,403	1	0	2	1	378	8,323
72	鉄鋼	95	16	160	52	636	1,040	259	0	0	0	473	11,424
73	鉄鋼製品	168	59	117	95	1,139	3,408	64	0	0	4	857	6,080
74	銅及びその製品	82	1	2	3	261	975	2	0	517	26	1,104	3,419
75	ニッケル及びその製品	0	0	0	0	1	4					1	79
76	アルミニウム及びその製品	46	11	4	19	193	1,049	16	0	1	0	369	2,869
78	鉛及びその製品	1	0	1	0	10	29	2	1	0	0	6	233
79	亜鉛及びその製品	2	0	3	2	28	56	0			0	8	195
80	すず及びその製品	8	0	0	0	17	326	5	0			313	342
81	その他の貴金属及びサーメット並びにこれらの製品	0	0	0	0	16	92	14			0	16	98
82	貴金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	16	2	3	4	65	291	1	0	0	0	42	1,047
83	各種の貴金属製品	54	11	6	17	290	861	11	2	0	0	80	605
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	284	133	52	227	3,571	11,101	88	16	0	1	2,466	13,560
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品	548	289	137	106	4,808	20,102	257	267	152	1	6,568	24,637
86	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号機器（電気機械式のものを含む。）				0	0	0					0	8
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び付属品	322	112	27	33	2,662	7,405	115	0	1	0	854	5,930
88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	2	0	1	0	199	722	0			0	29	216
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品	23	7	7	7	224	3,090	95	67	4	3	372	1,631
91	時計及びその部分品	0	0	0	0	6	259	5				19	242
92	楽器並びにその部分品及び付属品	0	0	0	0	0	3	0				0	6
93	武器及び弾薬並びにこれらの部分品及び付属品	0	0	0	0	0	3					1	24
94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	32	5	7	6	160	478	23	0	4	0	53	428
95	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び付属品	2	0	0	0	9	233	2	0	0	0	7	81
96	雑品	3	3	1	9	25	84	1	0	0	0	17	161
総計		5,166	2,768	2,215	2,185	36,374	111,971	1,406	366	1,316	89	23,036	126,824

(2) 中国

中国の中間財 輸出入 (2014 年) ※2 桁ベース

(単位: 100万ドル)

HS2	2 桁品目名	Export				Import			
		CLMV	タイ	ASEAN 10	World	CLMV	タイ	ASEAN 10	World
02	肉及び食用のくず肉			9	27				188
03	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	0		3	18			0	0
04	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	1	2	6	27		0	4	1,914
11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	75	52	191	568	134	725	864	958
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物				34			0	0
13	ラック並びにカム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	6	22	98	534			6	88
15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	6	12	60	449	22	26	5,445	8,575
16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		0	2	19		0	0	1
17	糖類及び砂糖菓子	56	39	307	660	3	154	160	1,476
18	ココア及びその調製品	0	0	4	141	1	2	216	313
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	0	2	6	39	1	6	141	538
21	各種の調製食料品	7	3	41	259		0	4	21
22	飲料、アルコール及び食酢	0	0	2	37				20
23	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	267	47	588	2,312	92	85	330	2,181
24	たばこ及び製造たばこ代用品				12				0
25	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	26	3	69	828	6	5	11	40
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	2,742	178	10,889	31,884	63	1,392	14,045	54,559
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	405	687	2,364	15,083	194	30	364	10,393
29	有機化学品	1,013	959	4,974	45,457	15	2,426	7,708	60,987
30	医薬用品	35	81	243	3,869	0	3	11	4,846
31	肥料	610	237	1,743	8,890	35	0	36	3,348
32	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、バテその他のマスチック並びにインキ	305	241	1,362	6,495	3	77	295	4,447
33	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	36	71	399	936	0	33	92	639
34	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	73	69	324	1,387	1	51	367	3,378
35	たんばく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	111	80	412	2,200	12	167	225	2,780
36	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	18	30	117	973		26	32	146
37	写真用又は映画用の材料	48	47	234	1,192	0	2	10	2,275
38	各種の化学工業生産品	246	326	1,905	10,058	83	159	3,140	16,038
39	プラスチック及びその製品	1,474	1,013	6,184	41,384	221	3,449	9,347	66,004
40	ゴム及びその製品	431	263	1,746	22,535	194	2,019	3,968	11,901
41	原皮（毛皮を除く。）及び革	71	11	139	545	172	217	439	4,826
42	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腕の製品	10	25	77	604	0	1	1	89
43	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	117	0	118	640	23	0	42	396
44	木材及びその製品並びに木炭	231	163	1,190	12,415	516	1,051	2,719	9,424
45	コルク及びその製品	0	0	1	19		0	0	29
47	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	0	12	22	117	15	108	1,384	12,066
48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	623	313	2,339	15,100	12	78	245	4,269
49	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	32	9	69	871	0	2	466	1,119
50	絹及び絹織物	60	5	141	1,467	1	1	2	61

(単位：100万ドル)

HS2	2桁品目名	Export				Import			
		CLMV	タイ	ASEAN 10	World	CLMV	タイ	ASEAN 10	World
51	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	251	44	391	2,383	0	1	17	837
52	綿及び綿織物	2,921	246	4,656	16,240	1,268	119	1,763	7,663
53	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	77	10	131	1,478	0	0	0	562
54	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	1,367	375	3,277	16,850	117	149	383	3,536
55	人造繊維の短繊維及びその織物	2,694	196	3,695	12,781	51	93	282	3,038
56	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品	386	101	852	4,600	10	55	98	1,311
58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミングおよびしゅう布	449	53	943	5,118	5	16	35	671
59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	716	264	1,735	7,583	32	16	67	2,011
60	メリヤス織物及びクロセ織物	2,924	171	4,136	14,150	30	26	64	2,042
63	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら	25	20	210	2,770	3	2	14	50
65	帽子及びその部分品	2	1	8	119	0	1	2	11
66	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	24	9	47	202	1	0	1	6
67	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	45	20	223	2,830	1	0	9	267
68	石、プラスター、セメント、石棉、雲母その他これらに類する材料の製品	475	233	1,534	11,028	3	11	42	1,661
69	陶磁製品	945	396	3,647	15,181	4	27	63	712
70	ガラス及びその製品	276	211	1,440	12,396	88	126	369	7,122
71	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	41	85	138	4,109	11,111	818	11,977	37,867
72	鉄鋼	4,833	2,075	14,337	55,497	300	19	447	19,508
73	鉄鋼製品	1,822	1,055	7,344	49,617	47	83	843	11,295
74	銅及びその製品	255	370	1,411	6,953	149	79	1,414	36,594
75	ニッケル及びその製品	3	7	748	2,212	0	0	188	4,109
76	アルミニウム及びその製品	1,482	463	4,816	19,956	8	23	109	4,488
78	鉛及びその製品	50	13	90	161	9	0	15	72
79	亜鉛及びその製品	10	10	201	573	0	3	4	1,562
80	すず及びその製品	0	1	25	141		16	146	429
81	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	8	16	84	3,478	3	4	10	1,568
82	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	181	96	488	4,713	4	9	28	3,029
83	各種の卑金属製品	923	223	2,657	14,836	8	16	72	1,886
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	2,680	2,413	11,896	109,253	531	2,359	8,071	73,431
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	9,720	3,181	31,340	262,296	5,230	5,918	59,353	365,142
86	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	6	2	31	1,087		0	0	1,509
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	1,001	764	3,730	36,304	111	174	784	28,293
88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	19	7	50	1,528		0	19	2,338
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	210	275	1,370	16,867	196	921	1,795	22,641
91	時計及びその部分品	24	1	96	1,186	4	9	176	1,098
92	楽器並びにその部分品及び附属品	1	2	58	235	0	0	18	112
93	武器及び従属弾並びにこれらの部分品及び附属品			0	11				2
94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	560	435	4,882	34,154	20	5	73	1,839
95	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	12	30	1,405	14,139	16	21	81	356
96	雑品	283	87	681	4,498	9	7	43	706
総計		46,839	18,962	153,183	999,597	21,186	23,423	140,990	941,707

2. CLMV の中間財貿易（HS6 桁）

(1) ベトナム

ベトナムへの加工品輸出・主要国別（2013 年）

(単位：1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
040210	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥若しくは又は砂糖その他の甘味料を加えたもの） －粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のもの）									135,575	1
040410	ホイイ及び調製ホイイ									25,480	14
120810	採油用の種又は集果の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）－大豆のもの									131,329	2
151190	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないもの）			377,401	1						
151620	植物性油脂及びその分別物			27,086	11						
190190	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 （ココアを含有するものにあつては全重量の40%未満）及び第04.01項から第04.04 項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては全重量の5%未満）			27,404	10						
230120	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水産無脊椎動物の粉、ミール及びベレット	62,291	8								
230210	ふすま、ぬかその他のかす－とうもろこしのもの									14,724	20
230400	大豆油かす									69,898	5
230990	飼料用に供する種類の調製品	44,541	13	18,636	18					36,118	11
271012	軽質油及びその調製品	60,896	9	114,652	3	173,456	20				
271019	石油及び炭質油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は炭質油の含有量が 全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は炭質油が基礎的な成分を成すものに限 るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）	518,365	1	187,220	2	1,275,165	1	49,251	13		
271320	石油アスファルト			24,534	12						
271600	Electrical Energy					203,130	15				
283620	炭酸ナトリウム									18,701	18
290250	環式炭化水素－スチレン			37,120	5						
290321	塩化ビニル（クロロエチレン）	39,741	16					44,327	16		
290511	メタノール（メチルアルコール）			16,235	20						
291736	テレフタル酸及びその塩	110,669	3								
293371	6-ヘキサンラクタム（イブシロン-カプロラクタム）									29,857	12
293629	その他のビタミン及びその誘導体									49,762	8
300230	動物用のワクチン									15,895	19
310210	尿素					189,805	18				
310221	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料）－硫酸アンモニウム							42,402	18		
310530	オルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）					214,052	14				
320890	ペイント及びワニス（合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたも ので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたもの）並びにこの類の注4の溶液			18,918	17						
382490	鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業において生産される化学製品及び調 製品	35,256	19					60,924	10		
390110	比重が0.94未満のポリエチレン	49,866	12	31,402	7						
390120	比重が0.94以上のポリエチレン	93,096	5	19,301	16						
390130	エチレン-酢酸ビニル共重合体									27,916	13
390210	ポリプロピレン	42,263	14							24,930	15
390319	スチレンの重合体（一次製品）			28,027	8						
390330	アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン（ABS）共重合体			40,104	4						
390390	スチレンの重合体（一次製品）	40,170	15								
390410	ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合していないもの）							40,407	19		
390760	ポリ（エチレンテレフタレート）	92,360	6	21,784	13						
390791	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキ ド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品）－不飽和のもの			20,153	15						
390810	ポリアミド-6、-11、-12、-6,6、-6,9、-6,10又は-6,12									53,525	6
400700	糸及びひも（加硫したゴムのもの）	115,929	2								
410411	フルグレーション（スプリットしていないもの）及びグレーションスプリット									71,502	4
410449	牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これら を超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあ るかないかを問わない。）	70,359	7								
440791	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメー トルを超えるもの）－オークのもの									46,671	9
440799	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメー トルを超えるもの）									96,880	3
470321	化学木材/パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものと し、溶解用のものを除く。）－針葉樹のもの									36,197	10
481920	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）	54,796	10								
500720	絹織物－その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の 85%以上のもの）							66,847	9		
520811	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上）－平織りのもので、重量が1平方メートルに つき100グラム以下のもの					1,216,396	2				
540233	合成繊維の長繊維の糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）－ポリエステルのもの			20,977	14						
540752	合成繊維の長繊維の糸の織物－浸染したもの	32,785	20			193,773	16				
540761	合成繊維の長繊維の糸の織物－テクスチャード加工をしていないポリエステルの長繊維 の重量が全重量の85%以上のもの					182,997	19	70,585	8		

(単位：1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
550200	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトワ									19,441	17
550320	合成繊維の短繊維【カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。】－ポリエステルのもの	102,754	4								
551211	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のもの）－漂白してないもの及び漂白したもの					220,245	13				
551341	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のもの）－ポリエステル短繊維のもの（平織りのもの）（なせんしたもの）					238,357	12				
590320	紡績用繊維の織物類（第59.02項のものを除く。）－ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの					352,952	6	42,589	17		
600410	メリヤス織物及びクロセ織物（幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）－弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないもの）					282,940	8				
600622	その他のメリヤス織物及びクロセ織物－浸染したもの					295,358	7				
600632	その他のメリヤス織物及びクロセ織物－浸染したもの					275,467	10				
710239	ダイヤモンド（取り付けたものを除く。）									49,932	7
720720	鉄又は非合金鋼の半製品－炭素の含有量が全重量の0.25%以上のもの							150,830	2		
720837	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの							52,835	11		
720838	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの							52,744	12		
720839	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが3ミリメートル未満のもの							438,067	1		
720851	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが10ミリメートルを超えるもの							47,973	14		
720918	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが0.5ミリメートル未満のもの							83,085	6		
721049	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のもの）					191,769	17	97,277	5		
722530	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のもの）（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの）					654,507	4				
722540	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のもの）（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの）					270,107	11				
722591	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のもの）－亜鉛を電気めつきしたもの							47,952	15		
722790	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたもの）					354,793	5				
730890	構造物及びその部分品（鉄鋼製のもの第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品					277,497	9			21,907	16
732690	その他の鉄鋼製品	52,686	11								
740311	陰極銅及びその切断片			16,880	19			108,928	3		
740819	銅の線	38,118	18								
760120	アルミニウムの塊－アルミニウム合金			27,880	9						
760611	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるもの）－アルミニウム（合金を除く。）のもの					1,057,773	3				
854411	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）－銅のもの			35,098	6						
854449	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）	39,317	17					99,827	4		
854720	プラスチック製の電気絶縁用物品							78,787	7		
900190	光ファイバー、光ファイバーケーブル（第85.44項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）							39,882	20		
上位20品目 計		1,696,259		1,110,812		8,120,540		1,715,520		976,239	
TOTAL		3,451,263		2,028,339		20,992,546		4,557,063		1,528,434	

ベトナムからの加工品輸入・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名_6桁	タイ		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
110100	小麦粉及びメスリン粉	25,724	8								
110814	マニオカ（カッサバ）でん粉					124,585	3				
110819	その他のでん粉			12,876	15						
150420	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）					28,766	19				
230120	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びベレット					77,280	6				
230990	飼料用に供する種類の調製品			22,244	11						
252310	セメントクリンカー			60,101	1						
271119	石油ガスその他のガス状炭化水素			23,815	10						
280470	水素、希ガスその他の非金属元素－りん							43,400	13		
280530	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）							83,323	3		
281820	酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）					35,649	15				
292242	グルタミン酸及びその塩							62,997	8		
293299	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）									20,312	19
310210	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	8,910	18	9,524	18						
380991	仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品－繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	33,860	5	14,755	13						
382490	珪物用の誘型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業において生産される化学品及び調製品					40,908	13	44,333	12		
390210	ポリプロピレン					65,223	7				
390311	スチレンの重合体（一次製品に限る。）－多溶性のもの	13,873	11								
390690	アクリル重合体（一次製品に限る。）	9,570	17								
390810	ポリアミド（一次製品に限る。）－ポリアミド-6、-11、-12、-6,6、-6,9、-6,10又は-6,12					48,791	11				
392020	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多溶性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したものと及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）－プロピレンの重合体製のもの			13,343	14						
392321	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品－エチレンの重合体製のもの							111,133	1		
392390	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品									21,757	17
392610	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品－事務用品及び学用品							55,185	9		
400599	配合ゴム（加硫していないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のもの）			37,745	5	28,378	20				
401693	ガasket、ワッシャーその他のシール									31,850	14
410411	フルグレーン（スプリットしていないものに限る。）及びグレースプリット					43,619	12				
410792	グレースプリット					55,652	9				
440799	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの）					62,489	8				
440890	化粧ばり用単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のもの）					35,431	16				
441239	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			30,031	8						
442190	その他の木製品							37,606	16		
482010	帳簿、会計簿、簿記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品									70,018	6
482030	バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー							42,659	14		
520512	綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）－232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）					405,286	1				
520514	綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）－125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）					301,176	2				
540233	合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）－ポリエステルのもの	42,150	4								
540245	合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）					40,108	14				
540720	合成繊維の長繊維の糸の織物－ストリップその他これに類する物品の織物	9,990	15								
550969	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）					33,316	18				
560819	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び魚網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）							50,081	11		
590210	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）－ナイロンその他のポリアミド製のもの									42,688	9
590220	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）－ポリエステル製のもの	10,154	14							129,375	2

(単位：1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
630532	包装に使用する種類の袋－フレキシブルコンテナ							40,646	15		
630533	包装に使用する種類の袋（ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したものに限る。）	8,010	20							39,479	11
681099	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品									30,785	16
690790	陶磁製の舗装用品及び戸用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）			9,339	19						
690890	陶磁製の舗装用品及び戸用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	33,437	6	10,037	17						
691090	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ヒデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品							67,698	7		
700319	鏡込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			52,340	2						
700330	溝型ガラス			48,071	3						
700600	ガラス（第70.03項から第70.05項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ぼろろ引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）							73,010	5		
702000	その他のガラス製品					35,056	17				
710239	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）									31,309	15
720221	フェロアロイ－けい素の含有量が全重量の55%を超えるもの			9,252	20						
720230	フェロアロイ－フェロシリコマンガ							32,898	17		
720280	フェロアロイ－フェロタンタステン及びフェロシリコタンタステン							32,337	19		
720720	鉄又は非合金鋼の半製品－炭素の含有量が全重量の0.25%以上のもの	12,552	13								
720916	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、グラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの			31,630	7						
720917	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、グラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの			39,971	4						
720918	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、グラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが0.5ミリメートル未満のもの			29,649	9						
721061	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（グラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。）－アルミニウム・亜鉛合金をめつきしたもの	96,860	1	15,958	12						
721070	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（グラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。）－ベイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	66,428	3	34,731	6						
721933	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）－厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの	9,699	16								
730419	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）									17,862	20
730629	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのものと及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）									98,166	5
730630	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）									52,763	7
731210	より線、ロープ及びケーブル									113,984	4
731700	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第83.05項のものを除く。）その他これらに類する製品									34,881	12
732690	その他の鉄鋼製品	15,298	10							42,793	8
741110	銅製の管－精製銅のもの									40,233	10
760429	アルミニウムの棒及び形材	12,746	12								
761699	その他のアルミニウム製品	8,230	19								
800110	すず（合金を除く。）			11,133	16						
811010	アンチモンの塊及び粉	28,281	7								
851680	電熱用抵抗体							31,041	20		
854420	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体					83,405	5				
854442	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）－接続子を取り付けてあるもの					113,641	4	86,820	2	20,337	18
854449	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）					49,360	10	50,649	10	33,715	13
900150	その他の材料製の眼鏡用レンズ	75,742	2								
901839	医療用又は獣医療用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）							72,250	6		
940190	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品－部分品							32,715	18	183,389	1
940600	ブレハブ建築物	21,828	9								
950300	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びバスル							75,159	4	122,163	3
上位20品目計		543,343		516,546		1,708,119		1,125,941		1,177,860	
TOTAL		896,009		858,108		2,517,912		1,945,447		1,740,161	

ベトナムへの部品輸出・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名_6桁	タイ		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
401110	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－乗用自動車に使用する種類のもの	31,946	5								
401120	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	88,410	4			86,988	19				
401194	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの							22,128	20		
820719	手工用具又は加工機械用の互換性工具									7,368	12
820790	その他の互換性工具			3,821	19						
840290	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー－部分品					253,824	5				
840690	蒸気タービン－部分品					113,649	15				
840734	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジン）－シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの	21,325	11								
840810	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）－船舶推進用エンジン									16,589	4
840820	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）－第87類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	17,809	14								
840991	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品－ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの	124,026	2			222,709	8	23,741	19		
840999	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品					97,427	18				
841182	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン－出力が5,000キロワットを超えるもの									7,213	14
841199	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン									9,766	8
842199	遠心分離機並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機									5,569	15
843139	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	22,150	10							5,440	17
843143	第8430.41号又は第8430.49号のせん孔用又は彫削用の機械の部分品			10,790	10					12,870	5
843149	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品									5,197	18
844399	印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ並びに部分品及び付属品					101,050	17	345,928	2		
845490	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属製造に使用する種類のもの）－部分品	26,768	9								
845590	金属圧延機及びそのローラーその他の部分品	16,862	15								
846620	工作物保持具									5,100	20
846694	第84.62項から第84.63項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品並びに手持工具用ツールホルダー									8,266	11
847330	第84.71項の機械の部分品及び付属品			158,062	2	118,210	14			9,419	9
847990	機械類（固有の機能を有するもの）－部分品							31,201	15	7,341	13
848180	コック、弁その他これらに類する物品	12,958	20			109,779	16	38,074	14	10,364	7
848190	コック、弁その他これらに類する物品－部分品							39,433	12		
848210	玉軸受					164,068	11				
848340	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocketその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機									11,411	6
850300	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は主として使用する部分品					180,518	9	26,423	17		
850490	トランスフォーマー、スタティックコンバーター及びインダクター－部分品			11,342	9						
850760	リチウム・イオン蓄電池			27,116	4	266,159	4				
850780	その他の蓄電池			27,137	3						
851220	その他の照明用又は可視信号用の機器	13,319	19								
851240	ウインドスクリーンワイパー及び掃り除去装置									5,557	16
851770	電話機及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するもの）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）－部分品					3,108,064	1	39,309	13		
851890	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波数増幅器並びに電気式音響増幅装置－部分品					155,200	12				
852290	部分品及び付属品（第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するもの）			6,003	15						
852990	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	14,157	18	10,396	11	165,546	10				
853400	印刷回路	26,829	8			225,692	7	59,875	7	5,136	19
853610	ヒューズ	16,268	16								
853690	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（使用電圧が1,000ボルト以下のもの）並びに光ファイバー用又は光ファイバークーブル用の接続子	20,753	12			86,935	20	249,556	3		
853710	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するもの）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルト以下のもの	28,876	7	11,725	7	132,072	13				
853890	第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用する部分品							214,397	4		

(単位:1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
854129	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス、発光ダイオード及び圧電結晶素子									19,938	3
854140	光電性半導体デバイス及び発光ダイオード			6,404	14			60,797	6		
854160	圧電結晶素子			7,220	13			29,726	16		
854231	集積回路－プロセッサ及びコントローラー			308,014	1	650,026	2	47,248	9	298,416	1
854232	集積回路－記憶素子			11,970	6	242,193	6			33,811	2
854239	集積回路－その他のもの			14,855	5			501,041	1	8,702	10
854290	集積回路－部分品			8,020	12						
854390	電気機器（固有の機能を有するもの）－部分品	131,300	1					61,386	5		
854430	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のもの）			3,808	20						
870829	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のもの）	18,029	13								
870840	ギヤボックス及びその部分品							59,675	8		
870893	クラッチ及びその部分品							25,904	18		
870894	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品	16,094	17	5,061	17						
870899	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のもの）	118,392	3								
871410	部分品及び附属品－モーターサイクルのもの	82,307	5			370,934	3				
880330	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品			5,914	16			46,002	11		
903090	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器－部分品及び附属品			4,309	18						
903290	自動調整機器－部分品及び附属品			11,574	8			46,356	10		
上位20品目 計		848,578		653,541		6,851,042		1,968,201		493,474	
TOTAL		1,198,224		750,032		9,021,489		2,770,362		635,572	

ベトナムからの部品輸入・主要国別（2013年）

(単位：1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
401110	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）－乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの			2,638	20					25,105	13
401120	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）－バス又は貨物自動車に使用する種類のもの			11,507	5					37,821	10
401140	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）－モーターサイクルに使用する種類のもの	7,280	14	8,853	7						
820890	機械用又は器具用のナイフ及び刃									8,624	20
840732	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）－シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの			8,106	10						
840991	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品－ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの			6,191	13	59,100	7	47,734	8		
840999	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	19,473	6								
841490	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）－部分品	11,239	8								
843120	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品－第84.27項の機械のもの							19,632	19		
844399	印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品	5,425	16			261,460	4			61,634	4
845290	ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品							21,369	17		
847330	第84.71項の機械の部分品及び附属品	5,182	17	8,472	8	139,144	5			57,504	6
848120	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁					19,166	14				
848180	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）－その他の物品							272,910	2	12,872	16
848190	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）－部分品					10,936	18	23,572	15	33,468	12
848299	玉軸受及びころ軸受							21,034	18		
848790	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）							33,108	12		
850300	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は主として使用する部分品			3,198	16						
850490	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター－部分品					23,334	11				
850710	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池									11,459	17
850720	その他の鉛蓄電池	7,880	10			20,985	12			63,728	3
851190	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器－部分品	7,513	12								
851770	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）－部分品	7,324	13	8,230	9	539,695	2	48,279	7	55,233	8
851890	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波数増幅器並びに電気式音増幅装置－部分品					10,799	19				
852990	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	31,550	3	7,397	11	274,681	3	34,506	11		
853340	その他の可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）					20,460	13				
853400	印刷回路	25,402	4	19,201	4	68,495	6	83,564	5		
853620	自動遮断器							24,339	13		
853650	その他のスイッチ	4,909	18	4,792	14	10,796	20			18,278	15
853669	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	6,207	15							9,562	19
853690	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	8,289	9	3,729	15	44,568	8	63,861	6	10,782	18
853710	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第90類の機器を自属するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルト以下のもの	4,425	19	7,193	12					55,486	7
853890	第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	45,537	1	2,905	19			35,567	10		

(単位: 1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
854231	集積回路－プロセッサ及びコントローラ（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）			1,062,333	1	2,700,549	1			49,650	9
854232	集積回路－記憶素子					11,540	17				
854239	集積回路－その他のもの			355,023	2	34,484	9	24,123	14		
854290	集積回路－部分品			172,838	3						
854430	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	19,955	5	2,989	17			1,290,031	1	355,652	1
870829	部分品及び付属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）	7,843	11			17,124	15				
870840	ギヤボックス及びその部分品							177,912	3		
870870	車輪並びにその部分品及び付属品	4,285	20								
870893	クラッチ及びその部分品									34,992	11
870894	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品							36,971	9		
870895	安全エアバッグ（インフレーターシステムを有するものに限る。）及びその部分品					13,778	16	96,119	4	57,997	5
870899	部分品及び付属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）	17,995	7								
871410	部分品及び付属品（第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。）－モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	44,191	2	10,745	6			19,462	20		
871690	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品－部分品			2,922	18						
880330	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品									67,128	2
901390	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）－部分品及び付属品					27,099	10				
902890	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器－部分品及び付属品							23,355	16	18,601	14
上位20品目 計		291,904		1,709,261		4,308,193		2,397,450		1,045,577	
TOTAL		391,713		1,750,356		4,481,658		2,870,340		1,222,716	

(2) カンボジア

カンボジアへの加工品輸出・主要国別（2013年）

(単位：1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
110313	ひき割り穀物、穀物のミール及びベレットととうもろこしのもの					1,120	20						
120810	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）－大豆のもの											2,348	3
151190	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないもの）			48,287	10	2,830	6						
151590	その他の植物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしていないもの）											99	20
151620	植物性油脂及びその分別物											364	13
170114	その他の甘しい糖	47,191	7										
190190	麦芽エキス並びに乾粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品（ココアを含有するものにあつては全重量の40%未満）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品（ココアを含有するものにあつては全重量の5%未満）											468	10
230110	肉又はくす肉の粉、ミール及びベレット並びに脂肪かす											2,726	2
230400	大豆油かす			19,034	19								
230990	飼料用に供する種類の調製品	49,888	6	53,283	8							788	6
240399	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス											108	18
252329	ポर्टランドセメント	153,483	4	18,491	20								
271012	軽油及びその調製品	208,428	3	181,919	2								
271019	石油及び炭青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は炭青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は炭青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルの含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）	565,345	1	432,031	1	5,118	3					454	11
271119	石油ガスその他のガス状炭化水素			23,922	17								
271320	石油アスファルト	14,661	12			1,166	19						
271600	Electrical Energy	78,599	5	177,287	3								
292242	グルタミン酸及びその塩	37,812	8	33,408	14								
300210	免疫血清その他の血液成分物及び免疫産品									624	16		
310210	尿素	11,020	18	74,014	6								
310520	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するもの）			52,418	9								
310530	オルトリン酸水素ニアンモニウム（りん酸ニアンモニウム）			57,662	7								
310590	その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するもの）	17,188	11										
321490	ガラス用又は接着水用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマステック及び塗装用の素地材料並びに建築物の外壁、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材					1,469	13						
321519	印刷用、筆記用又は製図用のインキ					1,168	18						
340319	潤滑剤及び結晶用油、革、毛皮その他の材料のオイルグリース又は加圧処理に使用する種類の調製品（石油又は炭青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は炭青油が基礎的な成分を成す当該潤滑剤及び当該調製品を除く。）											1,421	4
381600	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第38.01項の物品を除く。）					2,051	10						
382200	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したもの）及び診断用又は理化学用の調製試薬（第30.02項又は第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質											378	12
382490	礦物用の調製又は中子の調製結晶並びに化学工業において生産される化学品及び調製品											101	19
390110	比重が0.94未満のポリエチレン	12,414	15			1,352	14						
391910	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するもの）－ロール状のもので、幅が20センチメートル以下のもの									726	11		
392020	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ－プロピレンの重合体製のもの					1,248	17						
392321	袋－エチレンの重合体製のもの			29,859	15								
392329	袋－その他のプラスチック製のもの	11,138	17										
401699	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のもの）	10,519	19										
410799	牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、毛が付いていないものに限るものとし、第41.14項の革を除く。）	13,719	14										
480411	クラフト紙及びクラフト紙（塗布していないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.02項又は第48.03項のものを除く。）－さらしていないもの											3,988	1
480524	その他の紙及び板紙（塗布していないものでロール状又はシート状のもの）－重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの					2,110	8						
480540	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード											135	16
500720	絹織物－その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の85%以上のもの）									5,891	1		
510810	紡毛糸							30,876	14				
511211	梳毛織物（羊毛製又は混毛製のもの）－重量が1平方メートルにつき200グラム以下のもの									2,176	5		
511219	梳毛織物（羊毛製又は混毛製のもの）									3,406	3		
511230	梳毛織物（羊毛製又は混毛製のもの）（混用繊維の全部又は大部分が人工繊維の短繊維のもの）									510	20		
520631	綿糸（綿の重量が全重量の85%未満のものに限るものとし、経糸及びびり売用にしたものを除く。）－構成する単糸が714.29デニテックス以上のもの					2,460	7						
520842	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上）－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの（異なる色の糸から成るもの）							26,986	16				
520852	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上）－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの（なさんしたものの）									670	14		
520939	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの）－その他の織物（混染したもの）							58,820	7				
520942	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの）－デニム（異なる色の糸から成るもの）							44,869	10				

(単位: 1千ドル)

HS	品名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
521039	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のもの）					1,548	11						
521139	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの）							17,236	20				
521142	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの）－デニム							61,348	6				
540761	合成繊維の長繊維の糸の織物－テクスチャード加工をしてないポリエステル製の長繊維の重量が全重量の85%以上のもの									1,243	7		
550200	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ									2,729	4	586	8
550921	合成繊維の紡績糸（短糸及び小売用にしたものを除く。）－単糸					2,053	9						
551311	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のもの）－ポリエステル製の短繊維のもの（平織りのもの）（漂白してないもの及び漂白したもの）							17,445	19				
560312	不織布－重量が1平方メートルにつき25グラムを超え70グラム以下のもの											1,326	5
560313	不織布－重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの											187	15
560811	漁網（製品にしたもの）	11,862	16										
581099	ししゅう布－その他の紡績用繊維製のもの									1,903	6		
590320	紡績用繊維の織物類（第59.02項のものを除く。）－ポリウレタンを染み込ませ、裏布し、被覆し又は積層したもの									616	17		
590390	紡績用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、裏布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02項のものを除く。）											115	17
590699	ゴム加工をした紡績用繊維の織物類（第59.02項のものを除く。）					1,472	12						
600121	ループドバイル織物－綿製のもの					33,379	1						
600129	バイル織物（メリヤス編み又はクロセ編みのもの）－その他の紡績用繊維製のもの					1,268	15						
600191	バイル織物（メリヤス編み又はクロセ編みのもの）－綿製のもの					10,730	2	84,033	4				
600192	バイル織物（メリヤス編み又はクロセ編みのもの）－人造繊維製のもの							64,189	5				
600290	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）					3,917	4						
600410	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）－弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないもの）	20,802	10	27,436	16			144,587	2	709	13		
600622	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－浸染したもの			33,807	13			210,455	1				
600623	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－異なる色の糸から成るもの							39,125	11				
600624	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－なせんしたもの							56,772	8				
600632	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－浸染したもの							122,785	3				
600634	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－なせんしたもの							26,566	18				
600642	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－浸染したもの							54,047	9				
690790	陶磁製の舗装用品及び浮用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除く。）							29,192	15				
690890	陶磁製の舗装用品及び浮用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したもの）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したもの）					1,256	16	35,112	13				
701090	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のもの）。保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品					3,354	5						
710812	金－その他の形状のもの（加工してないもの）	271,964	2										
720918	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが0.5ミリメートル未満のもの									3,619	2		
721070	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のもの）－ペイント系もしくはフィニッシュを塗布し又はプラスチックを被覆したもの			37,261	12								
721310	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたもの）－節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの			88,994	5								
721420	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）－節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの	9,798	20	124,307	4								
721691	鉄又は非合金鋼の形鋼－フラットロール製品から冷間成形又は冷間仕上げをしたもの			21,791	18								
730661	鉄鋼製のその他の管及び中空の型材－横断面が正方形又は長方形のもの			38,854	11								
730890	構造物及びその部分品（鉄鋼製のもの第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品							26,697	17	1,106	9		
732690	その他の鉄鋼製品	25,717	9										
760612	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるもの）－アルミニウム合金のもの											570	9
790112	亜鉛の塊－亜鉛の含有量が全重量の99.99%未満のもの									1,175	8		
810110	タングステン及びその製品－粉											200	14
830820	金リベット及び金または金リベット									636	15		
830990	金銀製の栓及びふた、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の付属品									550	18		
854442	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）－接続子を取り付けてあるもの									722	12		
854449	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）	14,276	13							1,088	10		
910811	ウォッチムーブメント（完成品）－機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの							38,080	12				
940600	プレハブ建築物											764	7
960711	スライドファスナー及びその部分品－非金属製の部品を取り付けたもの									546	19		
上位20品目 計		1,585,822		1,574,065		81,068		1,189,222		30,644		17,124	
TOTAL		2,059,098		2,247,518		106,075		2,129,926		47,451		19,429	

カンボジアからの加工品輸入・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名、6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
110814	マニオカ（カッサラ）でん粉			380	10			349	9	15	18		
151110	粗油					7,113	2						
170290	その他の糖類（化学的に精製した乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固 体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造は ちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）、及びカラメル（転化糖 並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有 するものを含む。）									19	17		
170310	日しや糖みつ	8,423	1										
230660	バーム油かす及びバーム精油かす					371	7						
230990	飼料用に供する種類の調製品	2,268	3										
283210	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩－ナトリウムの亜硫酸塩					7,587	1						
283529	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリ りん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）					54	12						
320910	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的 に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたも のに限る。）－アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの							177	12				
390210	ポリプロピレン							225	11				
391731	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破断圧が27.6メガパスカル以上の ものに限る。）					25	15						
391890	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するが有しないかを問わないものとし、ロー ル状又はタイル状のものに限る。）並びにこの種の注9のプラスチック製の壁面被覆 材及び天井被覆材－その他のプラスチック製のもの					317	8						
392010	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多層性のも の並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法に より他の材料と組み合わせたものを除く。）－エチレンの重合体製のもの					19	17						
392119	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ－その他のプ ラスチック製のもの							641	7				
392321	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップ その他これらに類する物品－エチレンの重合体製のもの									1,783	1	10,524	2
392329	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップ その他これらに類する物品－その他のプラスチック製のもの					7	20					151	13
392350	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップ その他これらに類する物品－栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	41	19										
392390	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップ その他これらに類する物品											8,430	3
392610	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチック を除く。）から成る製品－事務用品及び学用品											440	9
400599	配合ゴム（加硫していないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のも の）			7,087	3			11,738	2				
401699	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	30	20			11	18					23	19
410411	フルグレイン（スプリットしていないものに限る。）及びグレインスプリット	300	12										
410449	牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これら を超える加工をしておらず、毛が付いていないもの）	91	16										
410799	牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたも ので、毛が付いていないもの、第41.14項の革を除く。）			600	9								
440290	木炭	1,877	4							70	11		
440721	マホガニー（スウィエニア属のもの）	322	11										
440729	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメー トルを超えるもの）			28,241	1			1,284	5				
440799	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメー トルを超えるもの）	1,005	9	17,436	2			13,480	1				
440810	化粧ばり用単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひ き、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のもの）－針葉樹の もの	94	15										
440839	化粧ばり用単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひ き、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のもの）							83	17				
440890	化粧ばり用単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひ き、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のもの）			1,616	6			777	6				
440929	ざねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて 連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズを組み立ててないものを 含むものとし、かんがけし、やすりがけし又は縦割したものであるかないかを問 わない。）											72	16
441232	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材（少なくとも一層の外側の単板が 針葉樹以外のものに限る。）											3,442	5
441239	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	337	10										
441299	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材											435	10
441820	木製建築及び建築用木工品－戸及びその枠並びに敷居							71	18				
450490	縦車コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品									117	9		
481940	その他の袋									1,135	2		
481950	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）									438	4		
482010	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類 する製品									55	13	220	11
482110	紙製又は板紙製のラベル－印刷したもの					21	16	60	20				
482390	その他の紙、板紙、セルロースウォッシング及びセルロース繊維のウェブ（特定の 大きさ又は形状に切つたもの）並びに製紙用リール、紙、板紙、セルロースウォッ ディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品									88	10		
490700	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（領面で流通する国を含 む。）で通用するもので使用していないものに限る。）、これらを証に印刷した物品、 紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券									22	15		

(単位: 1千ドル)

HS	品名(6桁)	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米國	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
500720	絹織物－その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の85%以上のものに限り。）									24	14		
520822	棉織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のもの）－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの									376	5		
520949	棉織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの）－その他の織物							142	13				
540720	合成繊維の長繊維の糸の織物－ストリップその他これに類する物品の織物							68	19				
551329	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限り。）－その他の織物			150	19								
551519	合成繊維の短繊維のその他の織物			2,041	4								
560410	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したもの）			158	16								
560490	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）			168	15								
580300	毛じり織物（第58.06項の細編織物類を除く。）					1,966	3						
580790	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）			346	11								
581092	ししゅう布（モチーフを含む。）－人造繊維製のもの					8	19			292	6	1,514	7
590190	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、ドレーシングクロス、画用カンバス及びバットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類											117	15
590320	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限りものとし、第59.02項のものを除く。）－ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの					29	14						
590390	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限りものとし、第59.02項のものを除く。）			300	12								
600121	バイル織物（メリヤス編み又はクロセ編みのもの）－縫製のもの					33	13	131	14				
600191	バイル織物（メリヤス編み又はクロセ編みのもの）－縫製のもの					112	9						
600192	バイル織物（メリヤス編み又はクロセ編みのもの）－人造繊維製のもの					482	6						
600290	メリヤス織物及びクロセ織物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限りものとし、第60.01項のものを除く。）					102	10						
600410	メリヤス織物及びクロセ織物（幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限りものとし、第60.01項のものを除く。）－弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないもの）	1,067	8	296	13								
600532	たてメリヤス織物（ガルーンメリヤス編により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）－浸染したもの			151	17								
600621	その他のメリヤス織物及びクロセ織物－漂白していないもの及び漂白したもの			1,847	5								
600632	その他のメリヤス織物及びクロセ織物－浸染したもの			125	20								
600642	その他のメリヤス織物及びクロセ織物－浸染したもの							97	16				
630533	包装に使用する種類の袋（ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したものに限り。）											4,026	4
630619	ターボリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボート用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品－その他の紡織用繊維製のもの	160	14										
670290	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品－その他の材料製のもの											158	12
670300	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたもの）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したもの）							123	15			49	18
680223	花こう岩			151	18								
681099	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品											23	20
710399	貴石及び半貴石（糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。）	71	18										
721790	鉄又は非合金鋼の線					68	11						
730830	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居									13	20		
730890	構造物及びその部分品（鉄鋼製のもの。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品									21	16		
732020	鉄鋼製のばね及びばね板－コイルばね											1,001	8
732620	その他の鉄鋼製品－鉄鋼の線から製造したもの											2,736	6
732690	その他の鉄鋼製品	235	13							57	12	66	17
760120	アルミニウム合金							3,503	3				
780191	鉛の塊－含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの									215	7		
780600	その他の鉛製品－その他の鉛製品	1,373	7										
830820	管リベット及びふたまたリベット			601	8								
830990	穿金鋼製の栓及びふた（王冠、ねじふた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	4,856	2	610	7			261	10				
854420	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	90	17			509	5						
854442	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）－絶縁を取り付けてあるもの	1,512	6			917	4	3,215	4	747	3		
854449	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）	1,638	5					510	8	14	19		
940190	座掛け（寝台として兼用することができるものであるか否かを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品－部分品											12,149	1
950300	三輪車、スクーター、定置式自動車その他これらに類する車輛付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びバズル									182	8	142	14
960719	スライドファスナー及びその部分品			178	14								
上20品目計		25,789		62,481		19,751		36,931		5,682		45,718	
TOTAL		26,067		64,847		19,783		37,668		5,739		45,862	

カンボジアへの部品輸出・主要国別（2013年）

(単位：1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
401110	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－乗用自動車に使用する種類のもの	9,287	11			1,823	7			1,049	5	467	3
401120	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	28,220	4	6,943	3	2,139	5	14,841	3	228	16		
401140	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－モーターサイクルに使用する種類のもの	20,068	5	3,698	6								
401150	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－自転車に使用する種類のもの	5,329	16	3,546	7								
401161	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの					282	17						
401199	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）	13,597	6										
401320	ゴム製のインナーチューブ－自転車に使用する種類のもの			2,331	8								
401390	ゴム製のインナーチューブ	11,827	9	2,060	9								
420500	その他の革製品及びコンポジションレザー製品							3,146	20				
820719	手工用具又は加工機械用の交換性工具									181	19		
840290	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー－部分品							10,283	10				
840690	蒸気タービン－部分品							12,717	6				
840732	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジン）－シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの	5,324	17										
840734	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジン）－シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの	83,057	2			253	19					161	15
840820	ピストン式往復動内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）－第87類の車両の駆動に使用する種類のエンジン					257	18			2,196	4		
840991	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品－ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの	7,041	14										
840999	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品									411	10		
841090	液体タービン及び水車並びにこれらの副運動機－部分品							5,014	15				
841181	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン－出力が5,000キロワット以下のもの							4,500	17				
841490	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自転するもの）－部分品											122	19
841590	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するもの）－部分品					437	14			193	17		
841899	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）			926	19								
842199	過心分離機並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機					211	20	3,833	18				
843149	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品									184	18	349	7
843290	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のもの）及び芝生用又は運動場用のローラー－部分品			1,796	11							110	20
843790	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）－部分品			1,275	15								
843890	飲食品の調製用又は製造業用の機械－部分品	9,154	12										
844391	印刷機の部分品及び附属品（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）					467	13					190	13
844399	印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ並びに部分品及び附属品											128	18
846693	第84.56項から第84.61項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品並びに手持工具用ツールホルダー					638	11					376	6
846694	第84.62項から第84.63項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品並びに手持工具用ツールホルダー											464	4
847330	第84.71項の機械の部分品及び附属品					5,132	3					301	8
847690	物品の自動販売機－部分品					519	12						
847990	機械類（固有の機能を有するもの）－部分品									277	14		
848110	減圧弁					322	16						
848180	コック、弁その他これらに類する物品							10,996	9	295	12		
848330	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受									311	11		
848340	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリーン、ローラースクリーン並びにギヤボックスその他の変速機									429	9		
850300	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は主として使用する部分品					973	10	16,898	2				
850710	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	11,608	10	9,781	2								
850720	その他の鉛蓄電池			4,108	5			6,333	13				
851180	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器	4,152	19										
851770	電話機及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するもの）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）－部分品							6,456	11				
852352	スマートカード			1,219	17								
852910	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品											224	11
852990	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	13,024	7										
853400	印刷回路	3,883	20										
853530	断路機及び開閉スイッチ			991	18								
853690	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（使用電圧が1,000ボルト以下のもの）並びに光ファイバー用又は光ファイバークーブル用の接続子									2,950	2		
853710	電気制御用又は配電用の器、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するもの）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルト以下のもの	30,240	3	1,278	14			14,284	5	459	8	224	10
853720	電気制御用又は配電用の器、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するもの）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルトを超えるもの	12,183	8	1,956	10			12,205	7				
853890	第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用する部分品									4,950	1		

(単位: 1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
854140	光電性半導体デバイス及び発光ダイオード									669	6		
854430	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のもの）	8,644	13	1,388	13								
870600	原動機付きシャシ（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの）									553	7		
870790	車体（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの）									231	15		
870810	バンパー及びその部分品					389	15						
870829	部分品及び付属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のもの）									283	13	455	5
870850	駆動軸（差動装置を有するもの）及び非駆動軸並びにこれらの部分品									174	20		
870899	部分品及び付属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のもの）	6,767	15			1,029	9			2,296	3	14,617	1
870990	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに属するものとし、持ち上げ又は荷役用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道駅のプラットフォームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品											471	2
871410	部分品及び付属品－モーターサイクルのもの	86,930	1					3,511	19			270	9
871491	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品			33,585	1			20,734	1				
871492	リム及びスポーク			4,445	4	1,877	6						
871493	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール					2,564	4						
871494	ブレーキ及びその部分品					8,706	1	6,033	14				
871495	サドル			1,229	16								
871496	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品					7,956	2	4,657	16			179	14
871499	部分品及び付属品（第87.11項から第87.13項までの車両のもの）			1,788	12	1,044	8	11,259	8				
871690	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品－部分品											146	16
880330	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品							6,399	12				
880390	部分品（第88.01項又は第88.02項の物品のもの）											138	17
901390	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器－部分品及び付属品							14,729	4				
902290	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は純査用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機											220	12
902890	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器－部分品及び付属品			914	20								
903190	測定用又は検査用の機器及び輪郭投影機－部分品及び付属品	4,646	18										
上位20品目 計		374,980		85,257		37,016		188,829		18,319		19,612	
TOTAL		464,763		97,410		40,024		269,667		20,838		21,210	

カンボジアからの部品輸入・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
401150	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）～自転車に使用する種類のもの											1	11
420500	その他の革製品及びコンポジションレザー製品									7	9		
820730	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具							1	13				
840690	蒸気タービン－部分品							6	6				
840729	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	10	20										
840999	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	27	15										
841191	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン－ターボジェット又はターボプロペラのもの											4	7
841520	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）～自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）	23	17										
843131	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品－昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの					12	5						
843143	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品－第84.30.41号又は第84.30.49号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品											3	9
843290	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー－部分品							2	9				
844399	印刷機（第84.42項のプレート、シリンドラーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品							0	18				
845290	ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品			54	3								
845490	転写、取組、インゴット用鋳型及び精造機（冶金又は金属製造に使用する種類のものに限る。）－部分品	5,784	4										
847330	第84.71項の機械の部分品及び附属品					7	6						
848210	玉軸受							0	16				
850300	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は主として使用する部分品			333	1	25	3	495	1	625	3		
850490	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター－部分品			29	5			171	2	106	6		
850710	ピストンエンジン始動に使用する種類の鉛蓄電池	67	11										
851190	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器－部分品	493	17										
851770	電話機（携帯無線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）－部分品	3,236	6										
851890	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エネクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波数増幅器並びに電気式音響増幅装置－部分品			67	2			3	8				
852290	部分品及び附属品（第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。）							8	5				
852349	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）							0	20				
852351	不揮発性半導体記憶装置									8	8		
852990	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	43,819	2			289	2	1	12				
853190	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。）－部分品			0	8								
853340	その他の可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）							1	10				
853400	印刷回路	4,325	5					6	7				
853650	その他のスイッチ					7	7			446	4		
853669	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子							37	4	1,722	2		
853690	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子－その他の機器	50	13			2,610	1	111	3	112	5	4	6
853710	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第90類の機器を自蔵するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルト以下のもの							1	15			26	2
853720	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第90類の機器を自蔵するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルトを超えるもの	65	12										
853890	第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	170	9			14	4	1	11			2	10

カンボジアからの部品輸入・主要国別（2013年）

(単位: 1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
854231	集積回路－プロセッサ及びコントローラ（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）							0	19				
854390	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）－部分品	185	8			3	10						
854430	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	36,210	3							33,220	1		
854519	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）					5	8						
854890	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）									40	7		
870810	バンパー及びその部分品	23	18									53	1
870829	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）							0	17				
870830	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品											19	3
870870	車輪並びにその部分品及び附属品	24	16										
870894	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品							1	14				
870899	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）	148	10										
871491	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品			51	4							12	4
871496	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品					3	9						
871499	部分品及び附属品（第87.11項から第87.13項までの車両のもののみに限る。）			2	7							3	8
901390	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）－部分品及び附属品	52,423	1										
901790	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算型）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）－部分品及び附属品	13	19										
903190	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機－部分品及び附属品									3	10		
903300	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	33	14	4	6							7	5
上位20品目 計		147,126		541		2,976		843		36,289		134	
TOTAL		147,189		541		2,976		843		36,289		134	

(3) ミャンマー

ミャンマーへの加工品輸出・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
110100	小麦粉及びメスリン粉											323	7
120810	採油用の種又は粟実の粉及びミール（マスタートードの粉及びミールを除く。）－大豆のもの											3,617	1
151190	ハーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないもの）	46,694	4			214,758	1						
151800	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ホイル油化、酸化、脱水、塩化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたもの）					3,266	13						
190190	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては全重量の40%未満）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては全重量の5%未満）	43,357	5										
230400	大豆油かす											688	4
252329	ポルトランドセメント	192,389	2	8,818	3								
271012	軽質油及びその調製品	159,412	3			161,622	2	62,561	7				
271019	石油及び炭青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は炭青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は炭青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、ハイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）	330,400	1			44,730	3	113,822	3	2,002	13		
271220	パラフィンろう（油の含有量が全重量の0.75%未満のもの）							27,078	16				
271600	Electrical Energy	11,798	18										
284019	ほう酸塩及びペルオキシほう酸塩（過ほう酸塩）											187	12
284440	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第2844.10号、第2844.20号又は第2844.30号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパージョン、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物											327	6
290339	炭化水素のハロゲン化誘導体											113	20
291732	オルトフタル酸ジメチル			1,496	17								
292242	グルタミン酸及びその塩	39,706	7					41,602	10				
300390	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしないもの及び小売用の形状又は包装にしないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）			6,238	5								
310520	植物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するもの）	23,186	9										
310590	その他の植物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するもの）					11,092	4						
320890	ペイント及びワニス（合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたもの）並びにこの類の注4の溶液、調製塗料及び紡織用塗料、革、毛皮その他の材料のオリイグ又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は炭青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は炭青油が基礎的な成分を成す当該調製塗料及び当該調製品を除く。）					2,579	15					563	5
360200	爆薬											903	3
360300	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び電管											139	18
381600	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第38.01項の物品を除く。）					2,514	17						
382200	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したもの）及び診断用又は理化学用の調製試薬（第30.02項又は第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質											183	13
390110	比重が0.94未満のポリエチレン					3,606	12					142	17
390120	比重が0.94以上のポリエチレン	14,131	13			4,382	9						
390210	ポリプロピレン	10,724	20			3,206	14						
390591	重合体					2,356	18						
390750	アルキド樹脂					5,178	7						
391810	プラスチック製の床用敷物（ロール状又はタイル状のもの）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材－塩化ビニルの重合体製のもの					2,554	16						
392010	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ－エチレンの重合体製のもの					4,204	11						
392190	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ			1,482	19								
441820	戸及びその枠並びに数珠											150	16
441890	木製建具及び建築用木工品											295	9
470321	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）－針葉樹のもの											320	8
480100	新聞用紙（ロール状又はシート状のもの）											249	11
480255	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙－重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（ロール状のもの）											183	14
480257	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙（重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの）					2,206	19						
520852	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上）－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの（なせんしたもの）	41,215	6										
520932	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの）－3枚縫織り又は4枚縫織りのもの（浸染したもの）									1,774	14		
521039	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のもの）－その他の織物			1,495	18								
540742	合成繊維の長繊維の糸の織物－浸染したもの									2,529	8		
540752	合成繊維の長繊維の糸の織物－漂白したもの			1,603	14								
540761	合成繊維の長繊維の糸の織物－テクスチャード加工をしていないポリエステル長繊維の重量が全重量の85%以上のもの	18,368	12					34,955	13	11,736	1		
540782	合成繊維の長繊維の糸の織物－浸染したもの									2,214	11		
551211	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のもの）－漂白していないもの及び漂白したもの							38,087	11				
551219	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のもの）							117,317	2				
551323	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のもの）－ポリエステル短繊維のその他の織物									3,554	3		
551422	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるもの）－ポリエステル短繊維のもの（3枚縫織り又は4枚縫織りのもの）									2,532	7		
551614	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物－なせんしたもの	12,247	17					25,569	20				

ミャンマーへの加工品輸出・主要国別（2013年）

(単位：1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
560811	漁網（製品にしたもの）	20,810	11										
580632	細幅織物（第58.07項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボレダック）－人造繊維製のもの									1,340	19		
590320	紡織用繊維の織物類（第59.02項のものを除く。）－ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は精留したもの									4,522	2		
590390	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は精留したものに限るものとし、第59.02項のものを除く。）									1,714	15		
600410	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）－弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないもの）			1,855	11								
600622	その他のメリヤス編物及びクロセ編物－浸染したもの			2,554	8								
681091	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構造物					4,277	10						
681099	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品			2,108	10								
681182	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	12,499	16										
690790	陶磁製の植栽用品及び炉用又は壁用のタイル並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除く。）									2,366	9		
690890	陶磁製の植栽用品及び炉用又は壁用のタイル並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したもの）	14,012	14	3,045	7			36,558	12				
691010	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ヒド、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品－磁器製のもの			2,312	9								
701090	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンブルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のもの）、保存用ジャー及びびん、ふたその他これらに類する物品					8,192	6						
720712	鉄又は非合金鉄の平製品（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）									2,913	4		
720837	鉄又は非合金鉄のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの									1,450	18		
720839	鉄又は非合金鉄のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが3ミリメートル未満のもの									2,643	6		
720851	鉄又は非合金鉄のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが10ミリメートルを超えるもの									1,326	20		
720918	鉄又は非合金鉄のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）－厚さが0.5ミリメートル未満のもの			6,009	6								
721041	鉄又は非合金鉄のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のもの）－波形にしたもの	12,796	15										
721049	鉄又は非合金鉄のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のもの）			1,599	15			51,977	8				
721070	鉄又は非合金鉄のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のもの）－ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの							103,284	4				
721720	鉄又は非合金鉄の線－亜鉛をめつきしたもの							29,689	15				
722540	その他の合金鉄のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のもの）（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの）							43,643	9				
722790	その他の合金鉄の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたもの）							25,718	19				
722830	その他の合金鉄の棒（熱間圧延、熱間引き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）							244,893	1				
722870	その他の合金鉄の形鋼							63,444	6				
730429	鉄鋼製の管及び中空の形材（縦目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く）	22,075	10							2,673	5	922	2
730431	鉄鋼製の管及び中空の形材（縦目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）－冷間引き又は冷間圧延をしたもの			1,504	16								
730439	鉄鋼製の管及び中空の形材（縦目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く）			1,791	13								
730661	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材－横断面が正方形又は長方形のもの			26,246	1								
730820	塔及び格子柱							26,499	17				
730840	足場用、枠組み用又は支柱用の物品			1,818	12								
730890	構造物及びその部分品（鉄鋼製のもの第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品			7,733	4			66,091	5	1,477	17		
732690	その他の鉄鋼製品	27,919	8									130	19
760410	アルミニウムの棒及び形材－アルミニウム（合金を除く。）のもの					4,578	8						
830990	卑金属製の栓及びふた、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附品			1,366	20								
854442	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）－接続子を取り付けてあるもの											180	15
854449	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）					9,546	5					294	10
854470	光ファイバーケーブル					1,967	20						
910811	ウォッチムーブメント（完成品）－機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの							31,360	14				
940599	ランプその他の照明器具及びその部分品並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれら部分品							26,119	18				
940600	プレハブ建築物	10,981	19	12,863	2								
960610	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品									2,155	12		
960621	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品並びにボタンのブランク－プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆していないもの									1,650	16		
960719	スライドファスナー及びその部分品									2,277	10		
上位20品目計		1,063,719		93,935		496,823		1,210,264		54,847		9,908	
TOTAL		1,647,782		136,334		571,108		2,784,370		101,623		12,226	

ミャンマーからの加工品輸入・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
110814	マニオカ〔カッサバ〕でん粉					580	7			896	11		
110819	その他のでん粉					250	11						
130239	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他の植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わな					136	12						
151550	ごま油及びその分別物									42	20		
170114	その他の甘しや糖							1,881	13				
170290	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固					122	13						
	体のものに属する。））、糖水（香味料又は着色料を加えていないものに属する。））、人造は												
	ちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル（乾化糖												
	並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有												
190190	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品					50	20						
	（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含												
	有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）												
	及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品（ココアを含有するものにあ												
	つては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のも												
	のに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）												
230120	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水産無脊椎動物の粉、ミール及びベレット	1,056	12	25	16	659	6	5,777	9	2,026	4		
271311	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は炭素油の残留物－焼いていないもの									898	10		
271600	Electrical Energy							60,560	2				
282580	アンチモン酸化物	1,878	9	529	5					1,356	9		
284690	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金							1,291	15				
	属の混合物の無機又は有機の化合物												
330210	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を					1,034	3						
	含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに属する。）並びに香気												
	性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに属する。）－食												
	品工業又は飲料工業において使用する種類のもの												
350510	デキストリンその他の変性でん粉					102	17						
382490	清物用の潤滑剤又は中子の潤滑剤並びに化学工業において生産される化学品及び調							2,487	10				
392321	プラスチック製の容器又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップ									51	19		
	その他これらに類する物品－エチレンの重合体製のもの												
400591	配合ゴム（加硫していないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のち							1,715	14				
	の）－板、シート及びストリップ												
400599	配合ゴム（加硫していないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のち					943	4						
401693	カスケット、ワッシャーその他のシール									153	15		
401699	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに属する。）					108	14						
440290	木炭	9,146	2					18,462	5	4,066	1		
440710	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメー	372	15			62	18						
	トルを超えるもの）－針葉樹のもの												
440721	マホカニー（スウィエティア属のもの）					325	10						
440729	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメー	6,819	4	156	10	17,294	1	55,282	3	1,669	6	259	2
	トルを超えるもの）												
440799	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメー	1,868	10	293	8	851	5	9,399	8				
	トルを超えるもの）												
440810	化粧ばり用単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひ			92	12								
	き、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のもの）－針葉樹のち												
440839	化粧ばり用単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひ	228	18	79	13	103	16	721	18	131	16	62	3
	き、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のもの）												
440890	化粧ばり用単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひ	1,885	8									15	4
	き、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のもの）												
440929	さわはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいづれかの縁、端又は面に沿つて	2,474	7			104	15			3,378	2		
	連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないもの												
	を含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦にぎしたものであるかないかを問												
441090	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類する					53	19						
	ボード（例えば、ウェファード）（木材その他の木質の材料のみに属するものとし、												
	樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）												
441231	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材－少なくとも一層の外面の単板が	3,107	6										
	熱帯産木材（この項の号注2のものに限る。）のもの												
441299	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	191	20										
441300	改良木材（型状、板状、ストリップ状又は型材のもの）			24	17								
441820	木製建具及び建築用木工品－戸及びその枠並びに敷居	3,372	5										
442190	その他の木製品	703	13										
470630	古紙パルプ及びその他の繊維業繊維を原料とするパルプ（竹製のものに属する。）	216	19										
470692	化学パルプ									1,511	8		
481940	その他の袋									177	14		
520939	繊維物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラムを			47	15								
	超えるもの）－その他の繊維物												
540769	合成繊維の長繊維の糸の繊維物			17	18								
551219	合成繊維の短繊維の繊維物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに属			12	20								
551612	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の繊維物－浸染したもの			15	19								
560393	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わな			47	14								
	い。）－重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの												
560394	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わな			295	7								
	い。）－重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの												
560819	結び網地（ひも又は綱から製造したものに属する。）及び漁網その他の網（製品にした									130	17		
	もので、紡織用繊維製のものに属する。）												
581092	ししゅう布（モチーフを含む。）－人造繊維製のもの							1,942	12				

ミャンマーからの加工品輸入・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
630532	包装に使用する種類の袋－フレキシブルコンテナ							634	20	1,727	5		
630533	包装に使用する種類の袋（ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したものに限る。）					1,893	2						
670100	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の羽毛並びにこれらの製品（この項には、第05.05項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）									76	18		
670300	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたもの）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したもの）			112	11			867	17				
710391	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	629	14					712	19	2,815	3	3,648	1
710399	寶石及び半寶石（未通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。）	369	16					247,079	1	376	13		
720260	フェロアロイ－フェロニッケル							11,533	6				
720299	フェロアロイ							1,054	16				
722230	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼－その他の棒			1,320	3								
732510	その他の铸造製品（鉄鋼製のもの。）－非可鍛鉄製のもの					502	8						
732690	その他の鉄鋼製品	294	17										
740311	精製銅又は銅合金の塊－陰極銅及びその切断片	17,435	1	2,227	1			35,625	4	788	12		
854442	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）－接続子を取り付けてあるもの			1,483	2								
854449	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）			686	4								
900190	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第85.44項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けけたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	7,231	3					10,011	7	1,645	7		
900211	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けけたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）－写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写	1,148	11	337	6			2,266	11				
901832	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）－金属製の需針及び結合用の針			247	9								
940381	その他の家具及びその部分品－竹製又はとう製のもの											4	5
960310	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）					327	9						
上位20品目 計		60,422		8,042		25,498		469,296		23,911		3,987	
TOTAL		61,657		8,109		25,718		471,932		24,149		3,987	

ミャンマーへの部品輸出・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
401110	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－乗用自動車に使用する種類のもの	8,461	12			496	10			1,520	6		
401120	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	13,810	7	4,470	1			60,118	1				
401140	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－モーターサイクルに使用する種類のもの	17,912	6	1,005	6								
401150	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－自転車に使用する種類のもの	3,471	19										
401163	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの			461	10								
401194	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの									4,864	1		
401290	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のもの）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ					233	17						
401310	ゴム製のインナーチューブ－乗用自動車、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの			147	17								
401320	ゴム製のインナーチューブ－自転車に使用する種類のもの	3,570	18										
401390	ゴム製のインナーチューブ	19,725	3	152	16								
820790	その他の互換性工具					2,115	2						
840590	発生炉ガス発生機、水性カス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する温式ガス発生機－部分品											232	11
840690	蒸気タービン－部分品									431	17		
840810	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）－船舶推進用エンジン					232	18	8,525	17				
840820	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）－第8730の車両の駆動に使用する種類のエンジン					582	8						
840991	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品－ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの			110	20			10,426	15	572	14	200	13
840999	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品							44,300	3	3,233	2	259	10
841199	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	10,079	10							1,919	3	1,266	2
841290	その他の原動機－部分品	5,608	15									166	18
841391	ポンプのもの											1,113	3
841590	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するもの）－部分品									1,325	7		
841899	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）			203	14	197	20						
841990	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）－部分品											901	5
842199	過心分離機並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機					607	7					138	20
843139	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	8,399	13									141	19
843143	第8430.41号又は第8430.49号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	18,206	5			1,446	3			398	19	1,528	1
843149	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	10,731	9			1,175	4	7,707	18	1,582	5		
843790	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）－部分品			1,127	4								
845490	転圧、取組、インゴット用鑄型及び圧延機（冶金又は金属製造に使用する種類のもの）－部分品	64,782	1										
845590	金属圧延機及びそのロール－その他の部分品	18,217	4					6,960	20	407	18		
846791	チェーンソーのもの					554	9						
847310	第84.69項の機械の部分品及び付属品	4,102	17										
847330	第84.71項の機械の部分品及び付属品			1,836	3								
847790	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械－部分品					256	15						
847990	機械類（固有の機能を有するもの）－部分品			128	18	2,258	1					417	7
848140	安全弁及び逆がし弁											1,069	4
848180	コック、弁その他これらに類する物品	8,517	11					14,923	10			376	8
848330	輪受箱（玉輪受又はころ輪受を有するものを除く。）及び滑り輪受									561	15		
850300	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は主として使用する部分品							9,923	16				
850710	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	50,749	2	2,591	2								
850720	その他の鉛蓄電池	3,471	20	682	8								
851110	点火プラグ									1,664	4		
851190	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらに内蔵機関に使用する種類の発電機及び開閉器－部分品					264	14						
851770	電話機及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するもの）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）－部分品					247	16						
852341	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（第3730の物品を除く。）－記録してないもの							31,325	4				
852349	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（第3730の物品を除く。）											742	6
852351	不揮発性半導体記憶装置			195	15								
852910	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品											192	14
852990	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品							10,811	13				
853521	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（使用電圧が1,000ボルトを超えるもの）－使用電圧が72.5キロボルト未満のもの									849	10		
853620	自動遮断器									1,288	8		
853649	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（使用電圧が1,000ボルト以下のもの）並びに光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用の接続子											216	12
853650	その他のスイッチ			120	19								
853669	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（使用電圧が1,000ボルト以下のもの）並びに光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用の接続子			309	12								
853690	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（使用電圧が1,000ボルト以下のもの）並びに光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用の接続子					446	11						

ミャンマーへの部品輸出・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
853710	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するもの）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルト以下のもの	5,060	16	238	13			16,521	7			316	9
853720	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するもの）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルトを超えるもの					707	6			686	12		
853890	第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用する部分品									349	20		
853931	熱陰極蛍光放電管			654	9			10,697	14				
854140	光電性半導体デバイス及び発光ダイオード							45,104	2				
854231	集積回路－プロセッサ及びコントローラー			960	7								
854610	がい子－ガラス製のもの									498	16		
854620	がい子－陶磁製のもの									990	9		
870600	原動機付きシャシ（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの）					223	19						
870790	車体（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの）	5,845	14					19,583	6				
870829	部分品及び付属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のもの）					1,052	5						
870830	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品							15,737	9				
870840	ギヤボックス及びその部分品							13,905	11				
870850	駆動軸（差動装置を有するもの）及び非駆動軸並びにこれらの部分品					372	13						
870870	車輪並びにその部分品及び付属品							13,196	12				
870880	懸架装置及びその部分品							7,675	19	717	11		
870894	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品											171	17
870899	部分品及び付属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のもの）			1,118	5	408	12	24,686	5			177	16
871410	部分品及び付属品－モーターサイクルのもの	11,865	8	312	11			16,143	8				
901590	土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（磁針盤を除く。）及び測距儀－部分品及び付属品											182	15
902590	ハイトロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び露点湿度計並びにこれらを組み合わせた物品－部分品及び付属品									615	13		
上位20品目 計		292,580		16,819		13,869		388,263		24,469		9,802	
TOTAL		370,667		17,990		17,317		612,679		31,885		11,128	

ミャンマーからの部品輸入・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名・6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
401110	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）－乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの					179	1						
820790	その他の互換性工具	17	4										
840733	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）－シリンダー容積が250立方センチメートルを超え1,000立方センチメートル以下のもの	1	20										
840734	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）－シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの	4	10										
840820	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）－第87類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	19	3										
841990	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを除き、電気加熱式のもの（第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び行蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）－部分品					2	8						
842099	カレンダーその他のローレル機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー									3	7		
842199	通気分離機（通気式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び洗浄機					2	6						
842290	皿洗機、洗浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）－充填用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）－瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機－部分品					20	2						
843149	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品							3	6				
844399	印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）。その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品									13	3		
847330	第84.71項の機械の部分品及び附属品	25	2										
848110	減圧弁					2	9						
848180	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）							1	10				
848210	玉軸受			2	6								
848340	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）－ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	8	9										
848390	単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品及び部分品	1	15										
850300	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は主として使用する部分品	49	1										
850490	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター－部分品					2	7						
850780	その他の蓄電池	1	19										
850870	真空式掃除機－部分品							0	13				
851490	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）－部分品					6	5						
851770	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）－部分品			5	4			87	4				
851890	マイクホン及びそのスタンド、拡声器（エングロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）－ヘッドホン及びイヤホン（マイクホンを取り付けてあるかないかを問わない。）－マイクホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波数増幅器並びに電気式音響増幅装置－部分品							3	7				
852329	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）	1	18										
852349	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）	1	17										
852729	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）	4	11										
852990	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品							4,537	1				
853400	印刷回路－印刷回路							10	5				
853610	ヒューズ							3	8	2,250	1		
853630	電気回路保護用のその他の機器									509	2		
853650	その他のスイッチ			16	2								
853690	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子							0	12				
853710	電気制御用又は配電用の強、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第90類の機器を自属するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルト以下のもの	12	5										
853720	電気制御用又は配電用の強、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第90類の機器を自属するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルトを超えるもの					12	3						

ミャンマーからの部品輸入・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
853939	フィラメント電球及び放電管並びにアーク灯			1	7								
854110	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）							89	3				
854140	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード					6	4						
854231	プロセッサ及びコントローラ（記憶素子、コンバータ、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかないかを問わない。）			9	3								
854232	集積回路－記憶素子							353	2				
854233	集積回路－増幅器			3	5			2	9				
854239	集積回路－その他のもの			34	1			0	11				
870830	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	9	7										
870870	車輪並びにその部分品及び付属品	3	13							12	4		
870899	部分品及び付属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）	3	14							9	5		
871410	部分品及び付属品（第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。）－モーターサイクル（モバットを含む。）のもの	8	8										
880330	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	4	12										
902290	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機（部分品及び付属品を含む。）	11	6										
902590	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、バイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球温度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品－部分品及び付属品									3	6		
903300	この類の機器の部分品及び付属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	1	16	1	8								
上位20品目 計		183		71		231		5,088		2,799			
TOTAL		191		71		231		5,088		2,799			

(4) ラオス

ラオスへの加工品輸出・主要国別（2013年）

（単位：千ドル）

HS	品目名、5桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
151190	バーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないもの）					85	11						
151590	その他の礦物性油類及びその分別物（化学的な変性加工をしてないもの）											177	11
230990	飼料用に供する種類の調製品	36,149	6										
252329	ポートラントセメント	52,740	5	16,124	4			3,028	18				
271012	軽質油及びその調製品	210,681	2	23,861	2								
271019	石油及び炭青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は炭青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は炭青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）	647,385	1	93,781	1							88	15
271320	石油アスファルト	14,460	14										
271600	Electrical Energy	128,655	3					14,811	3				
284690	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物											200	10
290519	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロシ化誘導体											59	18
291990	りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロシ化誘導体					60	14						
292242	グルタミン酸及びその塩	33,140	7										
300220	人間のワグテン											508	6
310210	尿素			3,805	14								
310230	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料）－硝酸アンモニウム	8,372	20					4,471	15				
310520	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するもの）	10,636	18	7,223	9			9,862	5				
350510	デキストリンその他の変性でん粉											176	12
360300	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管					2,016	2						
381300	消火器用の調製品及び容器並びに容器に装着した消火剤											73	17
381512	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒－活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの											356	7
382200	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したもの）及び診断用又は理化学用の調製試薬（第30.02項又は第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質											94	14
382440	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤							2,379	19				
382490	塗物用の顔料又は中子の調製粘結剤並びに化学工業において生産される化学品及び調製品					37	17						
390390	スチレンの重合体（一次製品）					47	16						
391190	石油樹脂、グマロン・インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硬化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）											109	13
391721	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手－エチレンの重合体製のもの			3,912	12							83	16
391723	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手－塩化ビニルの重合体製のもの												
392020	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ－ポリビレンの重合体製のもの					190	6			535	6		
392329	袋－その他のプラスチック製のもの			3,161	17								
392330	瓶、プラスチックのその他これらに類する製品	10,879	17										
392590	プラスチック製の建築用品					37	18						
401699	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のもの）											35	19
481920	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）									265	11		
482110	紙製又は板紙製のラベル－印刷したもの							4,480	14				
500400	絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。）			2,535	20								
520849	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上）－その他の織物									146	19		
540110	綿糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）－合成繊維の長繊維のもの									161	17		
540742	合成繊維の長繊維の糸の織物－染色したもの									231	12		
540761	合成繊維の長繊維の糸の織物－テクスチャード加工をしてないポリエステル製の長繊維の重量が全重量の85%以上のもの									1,255	1		
550200	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトワ											872	4
550810	綿糸－合成繊維の短繊維のもの									139	20		
551219	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のもの）					825	4						
551339	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のもの）－その他の織物					25	20						
551412	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるもの）－ポリエステル製の短繊維のもの（3枚綾織り又は4枚綾織りのもの）					31	19						
551422	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるもの）－ポリエステル製の短繊維のもの（3枚綾織り又は4枚綾織りのもの）					2,336	1			425	7		
551423	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるもの）－ポリエステル製の短繊維のその他の織物					396	5						
551429	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるもの）－その他の織物					1,332	3						
551430	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるもの）－異なる色の糸から成るもの					105	8						
551442	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるもの）－ポリエステル製の短繊維のもの（3枚綾織り又は4枚綾織りのもの）					137	7						
551511	合成繊維の短繊維のその他の織物－混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの									722	3		
551512	合成繊維の短繊維のその他の織物－混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの									937	2		
551513	合成繊維の短繊維のその他の織物－混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊維毛のもの									163	16		
551692	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物－染色したもの									649	4		
551693	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物－異なる色の糸から成るもの									350	9		
560122	紡織用繊維のウォッシング及びその製品並びに長さ5ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ－人造繊維製のもの							2,321	20				
560290	フェルト									166	15		

ラオスへの加工品輸出・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名・6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
580790	紡織用繊維から成るラベル、パッチその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）									146	18		
600410	メリヤス織物及びクロス織物（幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）→弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないもの）									422	6		
680790	アスファルトその他これに類する材料の製品					64	13						
681181	波板	17,354	13										
690890	陶磁製の膳装用品及び作用又は装用のタイル（うわぐすりを施したもの）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したもの）	20,169	11										
701090	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンブルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のもの）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	12,451	15										
710239	ダイヤモンド（取り付けたものを除く。）											3,401	1
710812	金→その他の形状のもの（加工していないもの）	23,483	8									726	5
711011	白金→加工していないもの及び粉状のもの											1,975	3
720839	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、グラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）→厚さが3ミリメートル未満のもの									590	5		
720851	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、グラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）→厚さが10ミリメートルを超えるもの							4,739	13				
720925	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、グラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）→厚さが3ミリメートル以上のもの			2,705	19								
721049	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（グラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のもの）			10,389	5								
721070	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（グラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のもの）→ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの							4,849	12				
721119	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限るものとし、グラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）			2,758	18								
721129	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限るものとし、グラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）			9,571	6								
721310	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたもの）→節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの			4,755	11								
721391	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたもの）→横断面が円形のもの（直径が14ミリメートル未満のもの）			21,739	3								
721399	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたもの）			6,685	10								
721410	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）→鍛造したもの	20,892	9										
721420	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）→節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの	19,893	12					3,226	16				
721430	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）（非合金鉄鋼のもの）	77,940	4										
730459	鉄鋼製の管及び中空の形材（縦目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く）							6,311	7				
730820	塔及び格子柱	11,775	16					14,911	2				
730840	足場用、枠組み用又は支柱用の物品							4,861	11				
730890	構造物及びその部分品（鉄鋼製のもの第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	9,453	19	3,841	13			67,953	1	214	13		
732599	その他の鍛造製品（鉄鋼製のもの）	20,396	10										
732690	その他の鉄鋼製品					57	15						
741011	銅のはく（厚さが0.15ミリメートル以下のもの）→精製銅のもの					86	10						
761410	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）→しんに銅を使用したもの							5,906	8				
811292	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、カリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム並びにこれらの製品→塊、くず及び粉											2,280	2
811299	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、カリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム並びにこれらの製品									203	14	252	9
830249	非金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これらに類する物品（家具、戸、階段、窓、目よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するもの）、取付具付きキャスター及びドアクローザー											7	20
831110	非金属製の被覆アーチ溶接棒（電気アーク溶接に使用するもの）					96	9						
854419	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）			3,773	15								
854442	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）→接続子を取り付けてあるもの					68	12						
854449	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）			8,869	7			12,928	4				
854460	その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるもの）							8,903	6			271	8
854470	光ファイバーケーブル			3,639	16			4,870	10				
910811	ウォッチムーブメント（完成品）→機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの							5,440	9				
940600	プレハブ建築物			7,504	8			3,174	17				
960610	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品									305	10		
上位20品目 計		1,386,904		230,629		8,030		189,422		8,025		11,743	
TOTAL		1,872,290		310,142		8,183		275,136		11,577		11,798	

ラオスからの加工品輸入・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
110620	乾燥した豆（第07.13項のものに限る。）：サゴヤシ又は根若しくは塊茎（第07.14項のものに限る。）の粉及びミール並びに第8類の物品の粉及びミール―サゴヤシ又は根若しくは塊茎（第07.14項のものに限る。）のもの							399	10				
110814	マニオカ（カッサバ）でん粉			11,436	5			1,989	6				
170310	甘しや糖みつ	3,146	6	327	10								
252020	グラステー			314	11								
271600	Electrical Energy	586,412	1	19,406	4								
280469	水素、希ガスその他の非金属元素									319	9	6,470	1
280530	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）									7,841	2		
284690	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物							495	9			107	6
293999	糖物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			265	12								
310420	塩化カリウム	981	11	26,893	3	41	4			897	6		
310590	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの1個の重量が10キログラム以下に包装したもの	10,969	5										
330129	精油、レシノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油類、ろうその他これらに類する物品を調製としているものに限る。）：精油からテルペンを除去し生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスデンスチレート及びアキュアスリソリューション							302	11				
360200	爆薬	161	19										
380210	活性炭									295	10		
382490	煉物用の鋳型又は中子の調製結核並びに化学工業において生産される化学製品及び調製品							56	18				
390120	エチレンの重合体（一次製品に限る。）－比重が0.94以上のポリエチレン					175	1						
392310	プラスチック製の箱、ケース、グレートその他これらに類する製品	666	13	5	19								
392321	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の柱、ふた、キャップその他これらに類する物品－エチレンの重合体製のもの											706	4
392329	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の柱、ふた、キャップその他これらに類する物品－その他のプラスチック製のもの											1,224	3
400599	配合ゴム（加硫していないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のもの）							188	14				
400819	板、シート、ストリップ、棒及び型材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）	217	17										
401699	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）											2	20
410640	その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）－爬虫類のもの											82	8
410712	グレースブリット											17	14
440210	木炭－竹製のもの									99	14		
440290	木炭	1,863	8	5	18			6,403	3	11,350	1		
440710	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの）－針葉樹のもの			589	9			45	20	751	8		
440725	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの）－ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ			9	17								
440729	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの）	19,243	4	1,032	6	73	2	2,466	4	802	7	42	11
440799	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの）	27,833	3	321,435	1			115,867	1	233	11		
440890	化粧張り用単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のもの）			54	16							4	19
440929	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの端、端又は面に沿って連続的に施した木材（畜世床用ストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦横ぎしたものであるかないかを問わない。）	2,153	7	127	15			255	12	1,687	4	9	16
441239	合板、ベニヤドバネルその他これらに類する積層木材			4	20								
441299	合板、ベニヤドバネルその他これらに類する積層木材	1,333	10										
441810	木製建具及び建築用木工品－窓及びフランス窓並びにこれらの枠	196	18										
441820	木製建具及び建築用木工品－戸及びその枠並びに敷居	599	14	188	13	4	7	189	13				
441872	木製建具及び建築用木工品（多層のものに限る。）									65	16		
441879	木製建具及び建築用木工品									197	12		
441890	木製建具及び建築用木工品					3	8						
442190	その他の木製品									128	13	80	9
490700	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（顔面で流通する国を含む。）で通用するもので使用してないものに限る。）：これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手紙並びに株券、債券その他これらに類する有価証券									18	18	7	17
500720	絹織物－その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の85%以上のものに限る。）									18	17	40	12
500790	絹織物－その他の織物									84	15	18	13
520833	縮絨物（絨の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のもの）－3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの									4	20		
551422	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。）－ポリエステル短繊維のもの（3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）			827	7								
600532	たてメリヤス織物（ガルニ－メリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）－漂白したもの									5	19		
680410	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、砕粉用又はバブル用のものに限る。）	372	15										

ラオスからの加工品輸入・主要国別（2013年）

(単位：1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		バトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
710399	貴石及び半貴石（条通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。）											6	18
710811	金（白金をめつきた金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）－粉											72	10
710812	金（白金をめつきた金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）－その他の形状のもの（加工していないものに限る。）											97	7
730840	足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品	290	16										
732620	その他の鉄鋼製品－鉄鋼の塊から製造したもの											4,120	2
732690	その他の鉄鋼製品											15	15
740100	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）							2,198	5				
740200	粗銅及び電解精製用粗銅							533	8				
740311	陰極銅及びその切断片	563,863	2	47,711	2			75,679	2				
740819	銅の線					51	3						
761610	くぎ、びょう、またくぎ（第83.05項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューブック、リベット、コッター、コッターピン、鍍金その他これらに類する製品	761	12										
811292	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、カリウム、パフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム並びにこれらの製品－塊、くず及び粉							1,938	7	3,045	3	370	5
850790	蓄電池（隔層板を含むものとし、長方形であるかないかを問わない。）－部分品							177	15				
851610	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器			188	14								
854420	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体					8	6	153	16				
854442	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）－接続子を取り付けてあるもの			645	8			58	17	1,449	5		
854449	電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るもの）	1,421	9			17	5	45	19				
940600	プレハブ建築物	137	20										
上位20品目 計		1,222,617		431,458		372		209,435		29,286		13,486	
TOTAL		1,223,716		431,459		372		209,550		29,293		13,487	

ラオスへの部品輸出・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品目名・6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
401019	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルト（加硫したゴム製のもの）									134	8		
401110	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－乗用自動車に使用する種類のもの	8,221	6	1,002	2					783	1		
401120	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	12,779	3	2,059	1			9,938	9	71	11		
401163	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートルを超えるもの			181	16								
401192	ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）－農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	2,530	20										
401220	空気タイヤ（中古のもの）									61	12		
401290	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のもの）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	3,968	14										
401310	ゴム製のインナーチューブ－乗用自動車、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの			313	5								
401390	ゴム製のインナーチューブ	2,530	19										
591190	紡織用繊維の物品及び製品											108	11
731600	鉄鋼製のいかり及びその部分品			276	8								
820790	その他の互換性工具					6	20						
840290	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー－部分品							64,753	2				
840490	補助機器（第84.02項又は第84.03項のボイラー用のもの例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用過水器－部分品							1,645	20				
840690	蒸気タービン－部分品							20,772	6				
840732	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジン）－シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの							6,089	11				
840734	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジン）－シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの									24	19		
840820	ピストン式火花点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）－第87類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	5,214	8							188	6		
840991	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品－ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの									47	16		
841090	液体タービン及び水車並びにこれらの関連機－部分品							5,709	12				
841191	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン－ターボジェット又はターボプロペラのもの			234	9								
841391	ポンプのもの	2,855	16			14	17						
841490	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自転するもの）－部分品			111	20							292	3
841590	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するもの）－部分品	4,952	10	213	10								
841990	加熱、調理、（氷）融解、蒸留、凍結、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）－部分品							19,071	7			290	4
842199	遠心分離機並びに液体又は気体のろ過機及び浄化機	2,534	18							196	5		
842290	皿洗機、洗浄用又は乾燥用の機械、完てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械及び飲料用の炭酸ガス注入機－部分品									84	10	65	14
842490	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のもの）、消火器、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器－部分品											35	16
843143	第8430.41号又は第8430.49号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	9,916	4	204	11								
843149	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	6,058	7					2,062	19	416	2	245	5
843290	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のもの）及び芝生用又は運動場用のローラー－部分品			310	6								
843691	家畜の飼育器、ふ卵器又は育す器											48	15
844399	印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ並びに部分品及び付属品					30	14						
844849	第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品					679	4						
846799	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機を自転するもの）					60	11						
847330	第84.71項の機械の部分品及び付属品					35	13					109	10
847490	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉砕機、混合機及び攪拌機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のもの）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物質の処理用のもの）並びに該物用砂型の造型機－部分品	9,757	5			89	8	4,516	13			118	9
847790	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械－部分品					24	16					138	8
848140	安全弁及び逆がし弁			112	19								
848180	コック、弁その他これらに類する物品	2,896	15	279	7			10,727	8			708	1
848190	コック、弁その他これらに類する物品－部分品											427	2
848340	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュウ、ローラースクリュウ並びにギヤボックスその他の変速機	4,182	13									171	6
848790	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接点子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）					65	10						
850300	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は主として使用する部分品							29,135	4			157	7
850490	トランスフォーマー、スタティックコンバーター及びインダクター－部分品	2,818	17										
850710	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	4,755	11	194	12								
851490	工業用又は理化学用の電気炉及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するもの）－部分品			188	14	11	18						

ラオスへの部品輸出・主要国別（2013年）

（単位：1千ドル）

HS	品名名_5桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
852349	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（第37類の物品を除く。）					53	12					81	12
852352	スマートカード			494	4								
852910	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品			121	18							78	13
852990	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	29,523	1										
853590	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（使用電圧が1,000ボルトを超えるもの）							3,052	17				
853641	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（使用電圧が1,000ボルト以下のもの）並びに光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用の接続子－使用電圧が60ボルト以下のもの									57	13		
853669	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（使用電圧が1,000ボルト以下のもの）並びに光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用の接続子					25	15						
853710	電気制御用又は配電用の錠、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するもの）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルト以下のもの			753	3			28,516	5	50	15		
853720	電気制御用又は配電用の錠、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するもの）及び数値制御用の機器（第85.17項の交換機を除く。）－使用電圧が1,000ボルトを超えるもの			192	13			4,134	15				
854110	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）					240	5						
854140	光電性半導体デバイス及び発光ダイオード					1,348	2						
854190	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス、発光ダイオード及び圧電結晶素子－部分品					126	6						
854231	集積回路－プロセッサ及びコントローラー							412,644	1				
854233	集積回路－増幅器							6,624	10				
854239	集積回路－その他のもの							58,205	3				
854290	集積回路－部分品					992	3						
854430	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のもの）	5,066	9										
854511	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの－単に使用する種類のもの							3,377	16				
854620	がい子－陶磁製のもの			124	17								
870600	原動機付きシャシ（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの）									53	14		
870790	車体（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの）									382	3		
870829	部分品及び付属品（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの）									22	20	31	19
870830	ブレーキ及びサスペンション並びにこれらの部分品									168	7		
870850	駆動軸（差動装置を有するもの）及び非駆動軸並びにこれらの部分品									30	17		
870870	車輪並びにその部分品及び付属品	4,292	12							27	18	32	17
870880	懸架装置及びその部分品			182	15								
870891	ラジエーター及びその部分品					7	19						
870893	クラッチ及びその部分品									85	9		
870899	部分品及び付属品（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの）	15,079	2							216	4	32	18
871410	部分品及び付属品－モーターサイクルのもの							4,425	14				
880330	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品					3,445	1	2,903	18				
901590	土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（磁針盤を除く。）及び測距儀－部分品及び付属品											30	20
903090	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器－部分品及び付属品					93	7						
903290	自動調整機器－部分品及び付属品					84	9						
上位20品目 計		139,926		7,542		7,423		698,298		3,095		3,196	
TOTAL		207,940		9,780		7,455		727,396		3,424		3,422	

ラオスからの部品輸入・主要国別（2013年）

(単位: 1千ドル)

HS	品目名_6桁	タイ		ベトナム		マレーシア		中国		日本		米国	
		金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
401120	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。) - バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	5	17										
401390	ゴム製のインナーチューブ			76	1								
420500	その他の革製品及びコンポジションレザー製品 - その他の革製品及びコンポジションレザー製品											25	1
820720	金庫の引き出し用又は押出し用のダイヤ	27	9										
820810	機械用又は器具用のナイフ及び刃 - 金属加工用のもの							1	4				
820890	機械用又は器具用のナイフ及び刃	158	5										
841090	液体タービン及び水車並びにこれらの调速機 - 部分品 (调速機を含む。)	7	15										
841391	液体ポンプ (計器付きであるかないかを問わない。) 及び液体エレベーター - ポンプのもの	26	10										
841490	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード (ファンを自転するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) - 部分品							0	9				
842490	噴射用、散布用又は噴霧用の機器 (液体用又は増用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器 (消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。)、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 - 部分品	8	13										
843143	第8430.41号又は第8430.49号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	23	11										
845290	ミシン用の駆動、巻、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品	46	6										
846799	手持工具 (ニューマチックツール、液圧式のもの又は電動機 (電気式であるかないかを問わない。)) を自転するものに限る。)	3	20										
846890	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器 (切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第85.15項のものを除く。) 及びガス式の表面熱処理用機器 - 部分品	4	19										
847330	第84.71項の機械の部分品及び附属品	5	16										
847990	機械類 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)					9	4						
851140	スターター及び始動充電発電機							0	7				
851770	電話機 (携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。) 及びその他の機器 (音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網 (例えば、ローカルエリアネットワーク (LAN) 又はワイドエリアネットワーク (WAN)) 用の通信機器を含む。)							2	2				
852990	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	6,038	2										
853310	固定式炭素抵抗器 (液膜抵抗器を含む。)							1	5				
853329	電気抵抗器 (可変抵抗器及びポテンシオメーターを含むものとし、電熱用抵抗器を除く。)	375	4										
853710	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品 (第90項の機器を自転するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限る。)	4	18										
853720	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品 (第90項の機器を自転するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限る。)	12	12										
854110	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス (光電池 (モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)) を含む。)					12	3						
854140	光電性半導体デバイス (光電池 (モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)) を含む。)					576	1	1,275	1				
854430	点火用配線セットその他の配線セット (車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。)	11,346	1										
870790	車体 (運転室を含むものとし、第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。)	8	14										
870829	部分品及び附属品 (第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)							0	6				
870830	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品							0	8				
870880	懸架装置及びその部分品 (ショックアブソーバーを含む。)							1	3				
871410	部分品及び附属品 (第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。)	37	7										
871499	部分品及び附属品 (第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。)	712	3										
871690	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両 (機械式駆動機構を有するものを除く。)	30	8										
880330	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品					5	5						
902290	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器 (放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御器、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機 (部分品及び附属品を含む。)					41	2						
上位20品目 計		18,873		76		642		1,281				25	
TOTAL		18,903		76		642		1,281				25	

[禁無断転載]

メコンはチャイナ+1、タイ+1 の機会を生かせるか

発行日 平成 28 年 3 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号
第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>